

障がい福祉関係事業者等 説明会・集団指導資料

NO. 1

本書は、「障害保健福祉関係主管課長会議資料(令和2年3月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)」を抜粋・編集したものです。

令和2年3月

島根県健康福祉部障がい福祉課

資料NO. 1 目次

1 令和2年度障害保健福祉関係予算案について	…	1
2 第6期障害福祉計画に係る基本指針について	…	3
3 身体障害者手帳及び療育手帳に関するマイナンバー情報連携について	…	47
4 障害者手帳に関する周知等	…	51
5 マイナポータルを活用した電子手続きについて	…	52
6 インフラ長寿化に係る個別施設計画の策定について	…	52
7 障害者控除に係る「認定書」の交付事務について	…	76
8 令和元年地方からの提案に関する対応方針について	…	76
9 その他関係施策について	…	78
10 特別児童扶養手当等について	…	89
11 心身障害者扶養保険事業について	…	99
12 地域生活支援事業等について	…	113
13 意思疎通支援について	…	134
14 障害者の社会参加の促進について	…	165
15 成年後見制度の利用促進について	…	189
16 障害者スポーツについて	…	212

1 令和2年度障害保健福祉関係予算案について

令和2年度の障害保健福祉関係予算案については、障害保健福祉部全体として2兆1,528億円を計上しており、対前年度1,506億円増、7.5%の伸びとなっている。

障害保健福祉関係予算の大宗を占める障害福祉サービスや障害児支援に係る給付のための経費については、1兆5,842億円を計上しており、対前年度1,300億円増、8.9%の伸びとなっている。

引き続き、支援が必要な障害児者に対して必要なサービスを確保するとともに、適正なサービスの実施にご配慮いただくようお願いする。

このほか、以下の事業について増額計上しているので、積極的な事業実施についてお願いする。

・ 地域生活支援事業等の拡充	505億円
・ 社会福祉施設等施設整備費	174億円
・ 聴覚障害児支援の推進	1.7億円
・ 障害者の芸術文化活動の支援の推進	4.1億円
・ 視覚障害者等の読書環境の向上	4.9億円
・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	6.4億円
・ 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進	4.2億円
・ 障害者に対する就労支援の推進	1.4億円
・ 依存症対策の推進	9.5億円

◆予算額 (令和元年度予算額) (令和2年度予算案)
2兆22億円 → 2兆1,528億円(+1,506億円、+7.5%)

【主な施策】※()内は令和元年度予算額

- (1) 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保 1兆5,842億円 (1兆4,542億円)
障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援等に必要な経費を確保する。
- (2) 地域生活支援事業等の拡充 505億円 (495億円) 【一部新規】
障害者の理解促進や意思疎通支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、必要額を確保しつつ、事業の拡充を図る。また、雇用施策との連携による重度障害者等の就労支援を実施する。
- (3) 障害福祉サービスの提供体制の基盤整備 (施設整備費) 174億円 (195億円)
就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所や地域移行の受け皿としてのグループホーム等の整備促進を図るとともに、耐震化整備の防災・減災対策を推進する。
- (参考) 令和元年度1次補正予算案 83億円
非常用自家発電設備・給水設備の整備及び災害に備えるための大規模修繕等の防災・減災対策を推進する。
- (4) 聴覚障害児支援の推進
- ① 聴覚障害児支援のための中核機能の強化 地域生活支援事業等のうち1.7億円【新規】
保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会設置や保護者への相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援等、聴覚障害児支援のための中核機能の整備を図る。
- ② 手話通訳等の体制整備の充実 地域生活支援事業等の内数【拡充】
手話通訳者等の派遣などの意思疎通支援の充実や手話奉仕員養成研修の推進など、市区町村における手話通訳等の体制整備を図る。
- (5) 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 4.2億円 (3.8億円) 【一部新規】
発達障害児者及びその家族の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を実施するとともに、発達障害者の青年期の居場所作り等を行う。また、発達障害児者の診断に係る初診待機の解消を進めるため、医療機関での診療にかかる時間の短縮を図るための取組等を実施する。
- (6) 芸術文化活動の支援の推進 4.1億円 (3.0億円) 【拡充】
障害者文化芸術活動推進法(平成30年6月施行)を踏まえ、芸術文化活動を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動への支援を強化するとともに、全国に展開するための支援等を実施する。
- (7) 視覚障害者等の読書環境の向上 3.0億円 (3.8億円) 及び地域生活支援事業等の内数【一部新規】
読書バリアフリー法の成立(令和元年6月施行)を踏まえ、障害者の読書環境を一層推進するため、障害者が利用しやすい図書の製作やインターネットを活用した提供を促進するとともに、点字図書館と公共図書館の連携強化や、肢体不自由等の障害や読字障害も含めた視覚障害者等の身近な地域における読書環境の整備等に取り組む。
- (8) 農福連携による就労支援の推進 3.3億円 (2.7億円) 【一部新規】
農福連携を推進し、農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設によるマルシェの開催等の支援を実施する。また、農福連携をはじめとする産業・福祉連携を推進するため、林業や水産業等といった地域に根ざした第1次産業分野での地域課題解決型の障害者就労のモデル事業を実施する。
- (9) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 6.4億円 (5.7億円) 【一部新規】
精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、都道府県等と精神科病院等との重層的な連携による支援体制を構築するなど、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。また、精神保健福祉士等を精神科病院等に配置し、精神障害者の一般住宅での継続的な地域生活を実現するためのモデル事業等を実施する。
- (10) アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進 9.3億円 (8.1億円) 【一部新規】
依存症対策の全国拠点において、依存症に関する情報提供や普及啓発を行うとともに、ゲーム障害にも対応できる指導者の養成研修を実施する。また、都道府県等において、人材育成や医療・相談体制の整備を推進するとともに、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築し、早期発見・早期対応につなげる。さらに自助グループ等の民間団体への支援を充実する。

2 第6期障害福祉計画に係る基本指針について

(1) これまでの議論の経緯等について

都道府県・市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、現行の計画期間が令和2年度末までであることから、令和3年度を初年度とする第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、昨年10月から社会保障審議会障害者部会で議論を重ね、去る1月17日に開催された障害者部会において、見直しの方向性について、了承されたところである。

基本指針の告示については、パブリックコメント等の手続を経た上で、4月中を目処に行う予定であるのでご了解願いたい。

各自自治体におかれては、改定後の基本指針を踏まえつつ、令和2年度中に障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成し、全ての項目において成果目標を設定するようお願いする。

なお、計画策定にあたっては、障害者等のサービス利用の実態やニーズを把握、分析した上で、数値目標等を設定するようお願いする。

最後に、令和2年度中に都道府県計画の策定状況等を把握するため、成果値目標等の設定について、報告をお願いすることとしているので、ご了解いただきたい。

(2) 基本指針の見直しの主なポイント

【地域における生活の維持及び継続の推進】

- 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保することを基本指針に記載する。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する。
- アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進することについて、基本指針に記載する。

【福祉施設から一般就労への移行等】

- 「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、第5期の成果目標を整理・統合する中で、移行者数の目標値において、就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏

また上で成果目標を追加する。

- 就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標については、平成 30 年度報酬改定の内容（就労定着率（過去 3 年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせて設定することとする。
- このほか、以下の取組を進めることが望ましいことを基本指針に記載する。
 - ① 農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援
 - ② 大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進
 - ③ 高齢障害者に対する就労継続支援 B 型等による適切な支援及び高齢障害者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築

【「地域共生社会」の実現に向けた取組】

- 引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むことについて、基本指針に記載する。

【発達障害者等支援の一層の充実】

- 発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要であることを基本指針に記載する。

【障害児通所支援等の地域支援体制の整備】

- 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であることについて、基本指針に記載する。
- 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の 18 歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図ることについて、基本指針に記載する。
- 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、
 - ・ 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要があること

- ・ 難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要であること
を基本指針に記載する。

- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを把握する必要があること
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要があることを基本指針に記載する。

【相談支援体制の充実・強化等】

- 相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要であることを記載する。

【障害者の社会参加を支える取組】

- 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進することについて、基本指針に記載する。
- 読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要があることについて、基本指針に記載する。

【障害福祉サービス等の質の向上】

- 近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築することを成果目標に追加する。

【障害福祉人材の確保】

- 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要であることについて、基本指針に記載する。

(3) 成果目標に関する事項

基本指針第二の成果目標については、直近の状況等を踏まえて見直しを行うとともに、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質の向上について、新たに成果目標を設定する。

さらに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備等については、成果目標の追加・変更を行う。

成果目標の見直しの概要

【施設入所者の地域生活への移行】

- 現在の基本指針では、
 - ・ 平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9 % 以上が令和 2 年度末までに地域生活に移行することを基本とする。
 - ・ 平成 28 年度末時点の施設入所者数を令和 2 年度末までに 2 % 以上削減することを基本とする。としている。

- 次期基本指針では、基準となる時点を平成 28 年度末時点から令和元年度へ変更するとともに、障害者の重度化・高齢化の状況等を踏まえて、令和 5 年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。
 - ① 施設入所者の地域生活への移行
令和元年度末時点の施設入所者数の 6 % 以上が地域生活へ移行することを基本とする。
 - ② 施設入所者の削減
令和元年度末時点の施設入所者数の 1.6 % 以上削減することを基本とする。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】（項目の見直し）

- 現在の基本指針では、
 - ・ 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
令和 2 年度末までに全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

 - ・ 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
令和 2 年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

 - ・ 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）

令和2年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を、国が提示する推計式を用いて設定する。

- ・ 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、6か月時点、1年時点）

令和2年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、6か月時点の退院率を84%以上、1年時点の退院率を90%以上とすることを基本とする。

- 次期基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、新たに令和5年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。

- ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

令和5年度末における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

- ② 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を、国が提示する推計式を用いて設定する。

※ なお、令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数の全国の目標値は、令和元年と比べて6.6万人から4.9万人減少になる見込みである。

- ③ 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、6か月時点、1年時点）

令和5年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、6か月時点の退院率を86%以上、1年時点の退院率を92%以上とすることを基本とする。

【地域生活支援拠点等が有する機能の充実】（項目の見直し）

- 現在の基本指針では、
 - ・ 令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。としている。

- 次期指針では、現行の成果目標を維持しつつ、令和5年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。

- ・ 令和 5 年度末までの間、各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

【福祉施設から一般就労への移行】（項目の見直し）

- 現在の基本指針では、
 - ・ 令和 2 年度中に平成 28 年度実績の 1.5 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行することを基本とする。
 - ・ 令和 2 年度末における就労移行支援の利用者数が平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加することを目指す。
 - ・ 令和 2 年度末において、就労移行支援の利用者のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。
 - ・ 就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。
 としている。
- 次期指針では、直近の状況等を踏まえ、令和 5 年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。
 - ① 令和 5 年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとする。
 - ② 就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和 5 年度中に令和元年度実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。
 - ③ 就労継続支援 A 型及び B 型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和 5 年度中に令和元年度実績の概ね 1.26 倍以上*、1.23 倍以上*を目指すこととする。

* 就労継続支援 A 型は、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援 B 型は、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。
 - ④ 就労定着支援の利用者数については、令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち 7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。また、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする。

【障害児支援の提供体制の整備等】（項目の見直し）

- 現在の基本指針では、

- ・ 令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
 - ・ 令和2年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
 - ・ 令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
 - ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和元年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
- としている。

- 次期指針では、障害児支援の提供体制の整備等について、令和5年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。
- ① 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
 - ② 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
 - ③ 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
 - ④ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
 - ⑤ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【相談支援体制の充実・強化等】（新規）

- 相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていく観点から、次の成果目標を設定する。
- ・ 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的

な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【障害福祉サービス等の質の向上】（新規）

- 各都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築するため、次のとおり成果目標を設定する。
 - ・ 令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて（案）

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に(H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3ヵ月後 69%、6ヵ月後 86%、1年後 92%(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標について

- 成果目標①: 施設入所者の地域生活への移行
- 成果目標②: 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 成果目標③: 地域生活拠点等が有する機能の充実
- 成果目標④: 福祉施設から一般就労への移行等
- 成果目標⑤: 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 成果目標⑥: 相談支援体制の充実強化等
- 成果目標⑦: 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築
- 活動指標の全体像

成果目標①

施設入所者の地域生活への移行

成果目標①-1 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について

現状

- 平成28年度末の施設入所者を母数とした地域生活移行者の割合は、平成30年度末時点で2.4%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、令和2年度末の目標値である9%を下回る状況。
- また、平成28年～平成30年の地域移行生活移行者の水準を踏まえると、令和元年度末の施設入所者数を母数とした地域生活移行者の割合は、令和5年度末までに5.7%となる見込み。



成果目標(案)

- 施設入所者の重度化・高齢化により、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が年々高まっており、自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数は、上記の現状の通り減少傾向にある。
- 一方で、障害者の重度化・高齢化に対応するための、日中サービス支援型グループホームなど障害福祉サービスの機能強化や地域生活支援拠点等の整備にかかる取組を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、成果目標を以下のように設定してはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (H18～23年度)	第3期 (H24～26年度)	第4期 (H27～29年度)	第5期 (H30～R2年度)	第6期 (R3～5年度)
基本指針	10% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	30% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	12% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	9% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	6% (令和元年度末～ 5年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	14.5% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	25.2% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	13.3% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	8.0% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	—

平成21～23年度は10月1日数値、24年度～30年度は3月末数値。令和元年度以降は推計。(出典：施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

成果目標①-2 施設入所者数の削減に関する目標について

現状

- 直近3か年(平成28年～平成30年)の施設入所者数削減の状況を踏まえると、平成28年度末の施設入所者数を母数とした削減の割合は令和2年度末までに1.6%となる見込みであり、現状の水準で推移した場合、令和2年度末の目標値である2%を下回る状況。

成果目標(案)

- 施設入所者の現状をみると、障害支援区分5以下の利用者は減少または横ばいである一方、区分6の利用が増加しており、全体として施設入所者の重度化が進んでいる。また、65歳以上の利用者の割合が増加している。
- こうした傾向は、平成25年3月以降、一貫して続いており、地域移行を進めるためには、地域における受け皿の整備や支援体制の充実を継続して進めていく必要がある。
- 第6期障害福祉計画の基本指針においては、真に施設入所支援が必要な場合を検討することを求めつつ、近年の施設入所者数の削減状況を踏まえ、成果目標を以下のように設定してはどうか。

【成果目標(案)】

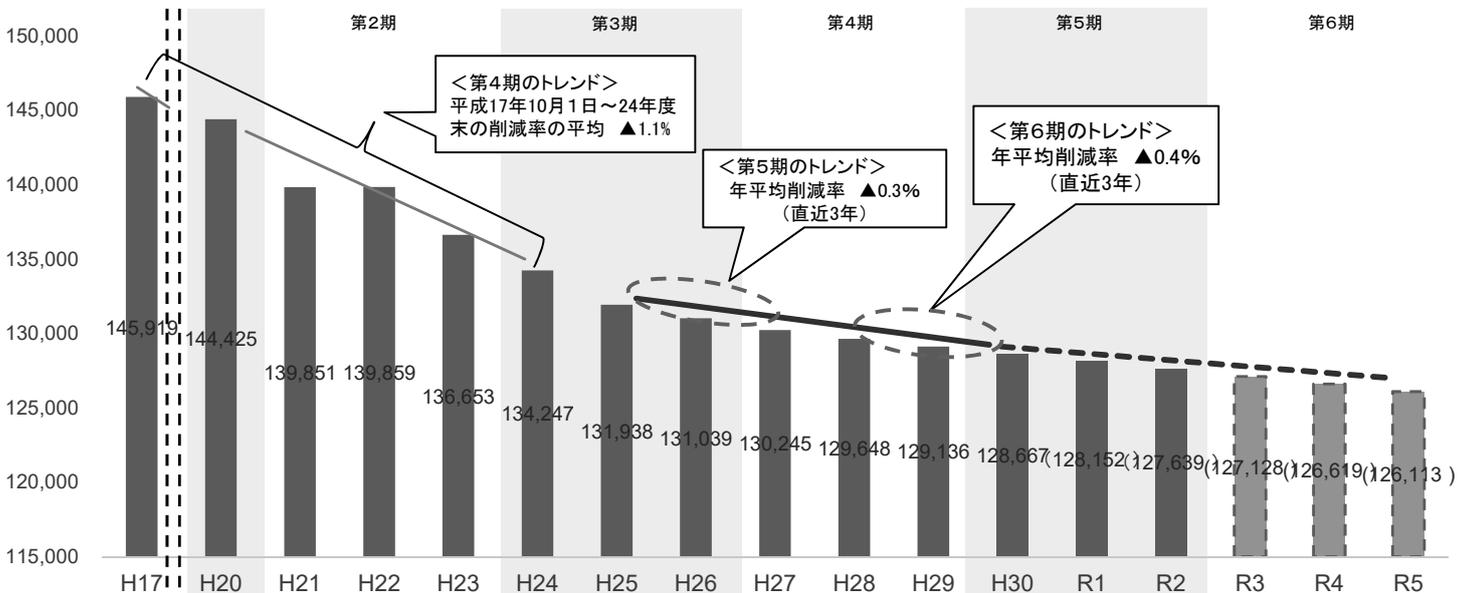
令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)
基本指針	▲7% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	▲10% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	▲4% (平成25年度末～29年度末(4年間))	▲2% (平成28年度末～32年度末(4年間))	▲1.6% (令和元年度末～令和5年度末(4年間))
都道府県障害福祉計画	▲8.4% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	▲15.4% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	▲3.8% (平成25年度末～29年度末(4年間))	▲2.2% (平成28年度末～32年度末(4年間))	—

①施設入所者数の推移について(参考データ)

施設入所者数の推移



	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)
基本指針	▲7%	▲10%	▲4%	▲2%	▲1.6%
実績値	▲8.9% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	▲10.3% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	▲2.1% (平成25年度末～29年度末(4年間))	—	—
		14,975人	2,802人	—	—

・平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値、24年度～30年度は3月末数値、令和元年度以降(括弧書き)は推計。
(出典：国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

成果目標②

精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

成果目標② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標について

現状

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」実施自治体数の増加等、構築に向けた取組は一定程度進んできたところであるが、第5期の成果目標である、長期入院患者数の減少など、目標達成に向けた取組を引き続き、推進する必要がある。
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の圏域ごとの設置については、第5期障害福祉計画期間中にほぼ全圏域で設置される見込みであることから、今後は協議の場の活性化に向けた取組が必要。市町村ごとの協議の場の設置については、引き続き設置に向けた取組を推進していくことが必要。



成果目標(案)

- 精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後も計画的に推進する観点から、地域生活支援連携体制整備を評価する指標として、精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を成果目標として設定してはどうか。
- 精神病床における1年以上長期入院患者数の減少(65歳以上、65歳未満の内訳)、精神病床における入院後3ヶ月時点・6ヶ月時点・1年時点の退院率の上昇については、引き続き、目標値として設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇:316日以上とすることを基本とする。(新規)
- 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。令和5年度末の全国の目標値は平成30年度と比べて6.6~4.9万人減少になる。
- 精神病床における退院率の上昇:3ヶ月時点69%以上、6ヶ月時点86%以上、12ヶ月時点92%以上とすることを基本とする。

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数について

○ 包括的かつ継続的な地域生活支援連携体制整備を、今後も計画的に推進する観点から「精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」(地域平均生活日数)を新たに成果目標として追加してはどうか。

具体的な計算式の案

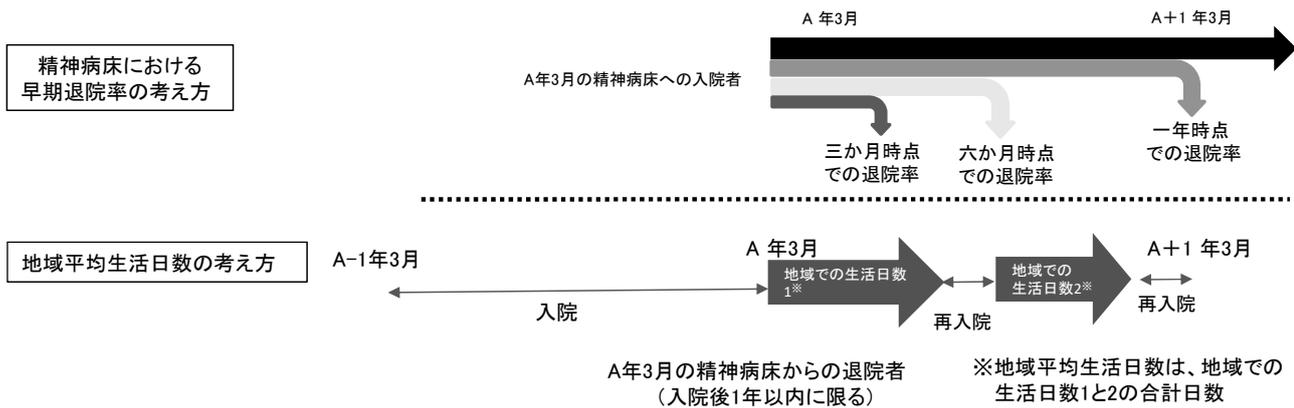
A年入院後1年以内の精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数

A年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)の退院日から1年間の地域生活日数の合算

A年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)総数

(留意事項)

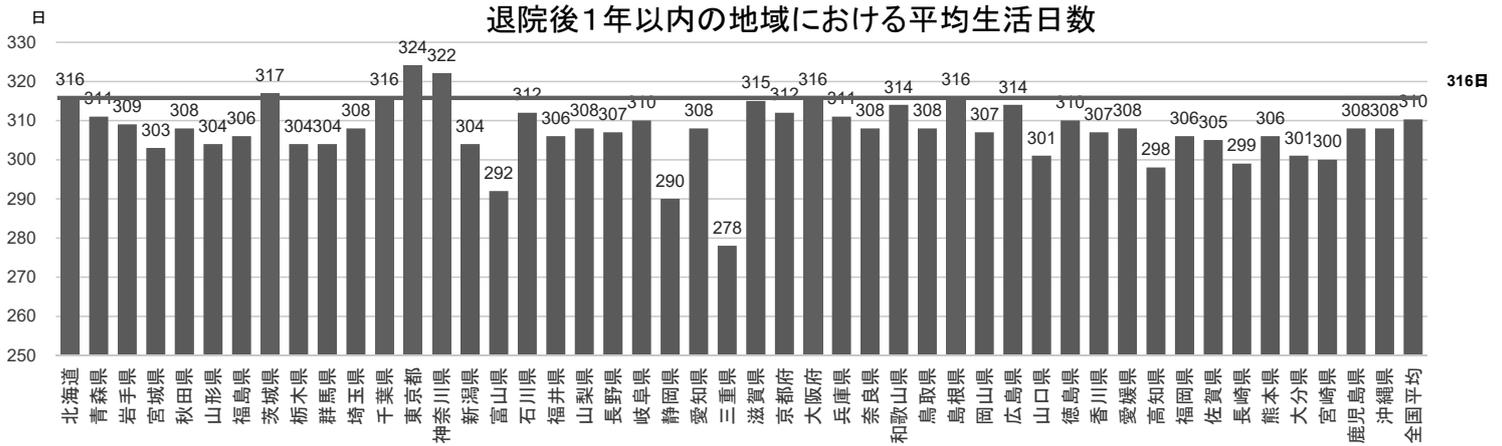
- 上記の地域平均生活日数は、あくまで退院者のみに着目しているため、例えば、退院率が非常に低い地域では、当該成果目標の達成状況の評価がミスリーディングとなる可能性が考えられる。このため、**成果目標として設定予定である精神病床における早期退院率(入院後三か月時点、入院後六か月時点、入院後一年時点)も併せてみる**こととする。
- 地域平均生活日数の都道府県別値を評価するに当たっては、「精神病床における早期退院率が、四分位範囲の1.5倍の下限値より低い値でないこと」を条件とする。※第6期障害福祉計画の目標設定に用いた2016年の各早期退院率において四分位範囲の1.5倍の下限値より低い値の都道府県は山口県であった。



②精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数について

第6期障害福祉計画の目標値については、上位10%の都道府県が達成している値(316日以上)を基本とする。

都道府県別 2016年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)退院後1年以内の地域における平均生活日数



具体的な計算式

2016年精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数

2016年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)の退院日から1年間の地域生活日数の合算

2016年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)総数

- ・医療機関へ入院した日数については、地域生活日数として算出されない。
- ・死亡退院者については、分母及び分子から除外されている。
- ・退院後に死亡が確認された場合は、死亡日以降の日数は、地域生活日数として算出されない。

出典：令和元年度 厚生労働科学研究費補助金「地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究」(研究代表者：奈良県立医科大学 今村知明)

②精神病床における1年以上長期入院患者数及び地域移行に伴う基盤整備量

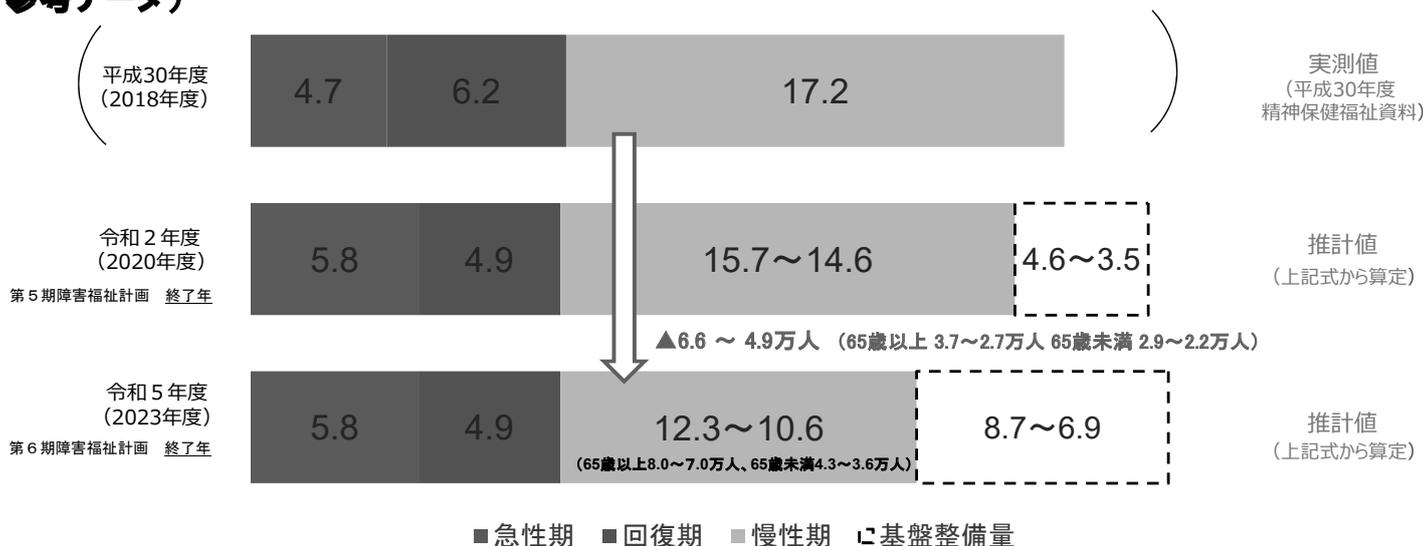
(推計算定式)

平成26年度の入院受療率を基に政策効果を見込まない将来の入院需要を推計し、①「地域移行を促す基盤整備」： α 、②「治療抵抗性統合失調症治療薬の普及」： β 、③「認知症施策の推進」： γ による政策効果を差し引いて、令和5年度の精神病床における1年以上長期入院患者数の目標値を都道府県別に設定（第7次医療計画及び第5期障害福祉計画と同様の算定式）

$$\left[\begin{array}{l} \text{平成26年} \\ \text{性・年齢階級別の} \\ \text{急性期入院受療率} \\ \times \\ \text{性・年齢階級別の} \\ \text{令和5年推計人口} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{性・年齢階級別の} \\ \text{回復期入院受療率} \\ \times \\ \text{性・年齢階級別の} \\ \text{令和5年推計人口} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{性・年齢階級別の} \\ \text{認知症でない者に係る} \\ \text{慢性期入院受療率} \\ \times \\ \text{性・年齢階級別の} \\ \text{令和5年推計人口} \end{array} \right] \times \alpha \left[\begin{array}{l} \text{令和3~5で} \\ \text{26~35\% (注2)} \\ \text{減少} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{性・年齢階級別の} \\ \text{認知症である者に係る} \\ \text{慢性期入院受療率} \\ \times \\ \text{性・年齢階級別の} \\ \text{令和5年推計人口} \end{array} \right] \times \gamma \left[\begin{array}{l} \text{令和3~5: 毎年} \\ \text{2~3\%減少} \end{array} \right] \div \text{病床利用率}$$

(※) R5年の人口推計データがないため、R2とR6年人口推計データから直線推定

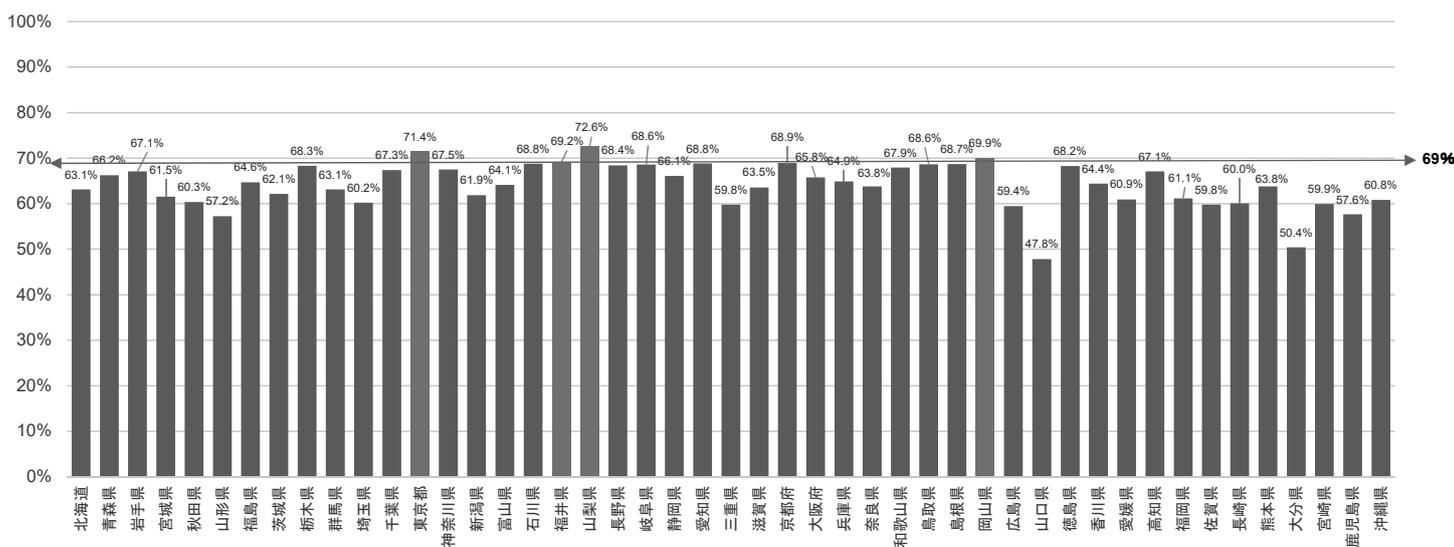
(参考データ)



精神病床における早期退院率(入院後3ヶ月)について(参考データ)

都道府県別 精神病床における入院後3ヶ月時点の退院率(平成28年)

第6期障害福祉計画の目標値については、上位10%の都道府県が達成している値(69%以上)を基本とする。



精神病床における入院後(3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月)時点の退院率

=

平成28年3月における精神病床における入院患者における
入院後(3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月)時点 退院者総数

平成28年3月における精神病床における入院者総数

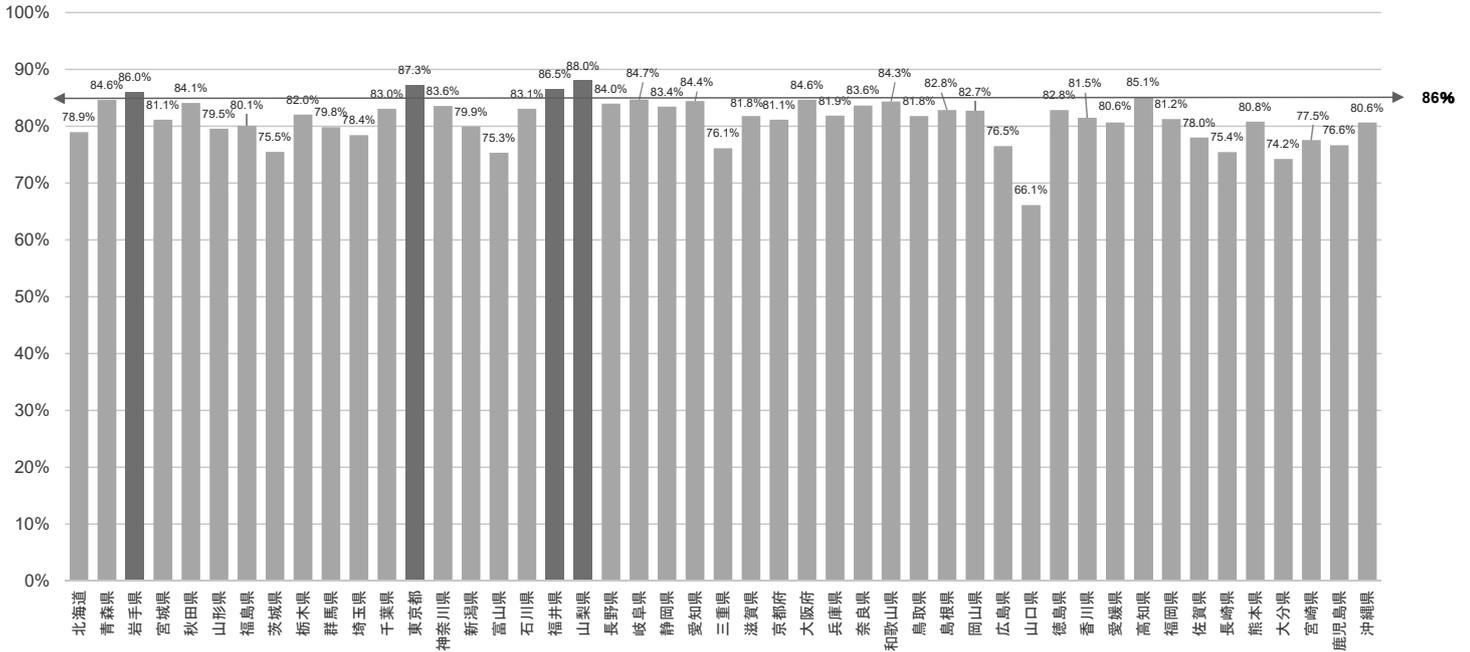
(注) 死亡退院者については、分母及び分子から除く。

出典: 令和元年度 厚生労働科学研究「医療計画、障害福祉計画の効果的なモニタリング体制の構築のための研究」(研究代表者: 山之内芳雄)からの報告 NDBデータを活用して算出

精神病床における早期退院率(入院後6ヶ月)について(参考データ)

都道府県別 精神病床における入院後6ヶ月時点の退院率(平成28年)

第6期障害福祉計画の目標値については、上位10%の都道府県が達成している値(86%以上)を基本とする。

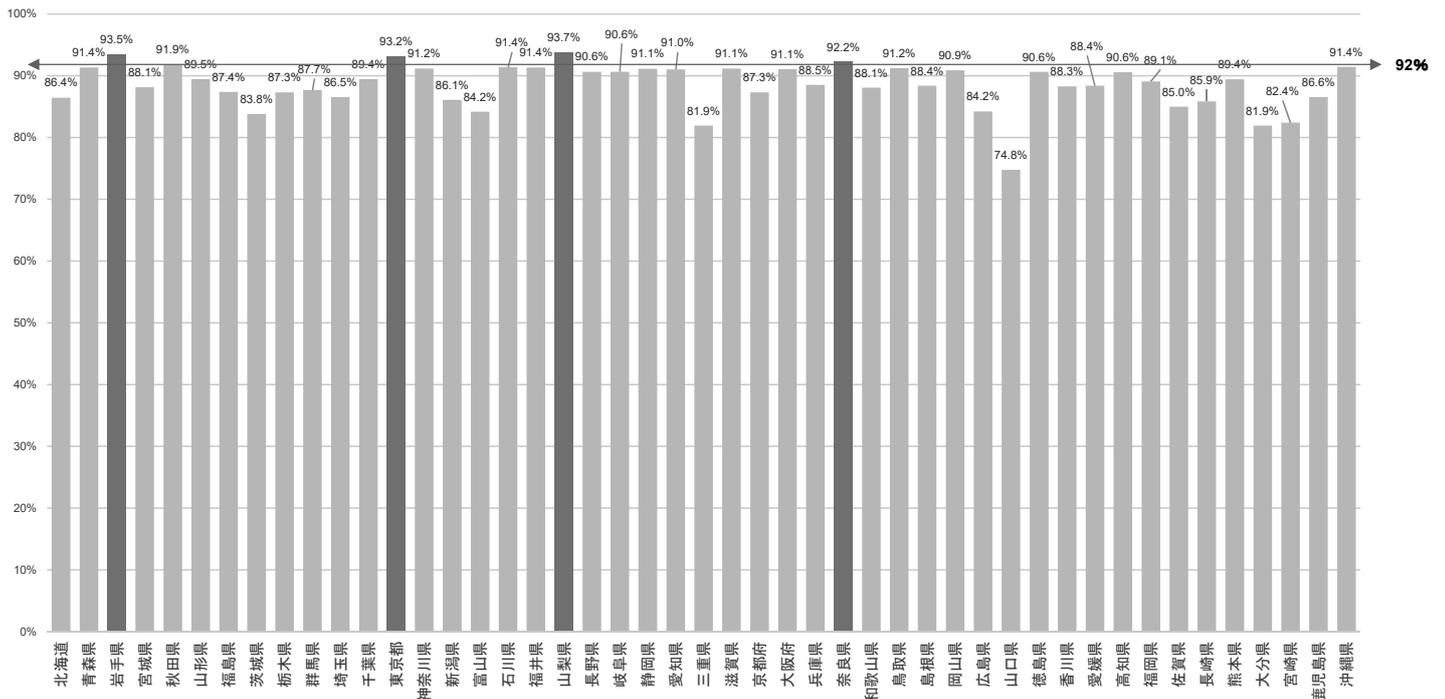


出典: 令和元年度 厚生労働科学研究「医療計画、障害福祉計画の効果的なモニタリング体制の構築のための研究」(研究代表者: 山之内芳雄)からの報告 NDBデータを活用して算出

精神病床における早期退院率(入院後12ヶ月)について(参考データ)

都道府県別 精神病床における入院後12ヶ月時点の退院率(平成28年)

第6期障害福祉計画の目標値については、上位10%の都道府県が達成している値(92%以上)を基本とする。



出典: 令和元年度 厚生労働科学研究「医療計画、障害福祉計画の効果的なモニタリング体制の構築のための研究」(研究代表者: 山之内芳雄)からの報告 NDBデータを活用して算出

成果目標③

地域生活支援拠点等が有する 機能の充実

成果目標③ 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について

現状

- 地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているが、それらの有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。
- 第5期障害福祉計画期間中に、1,741市区町村のうち、1,320市区町村(圏域含む)において地域生活支援拠点等の整備が行われる見込み。(平成30年4月1日時点)



成果目標(案)

- 地域生活支援拠点等は、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行う必要がある。
- 他方、数値目標を示さないことで、地域生活支援拠点等の整備の必要性がなくなったとの誤解を与えることのないよう留意する必要がある。
- 第6期障害福祉計画の基本指針においては、第5期障害福祉計画期間に目標が概ね達成されるという前提に立ちつつも、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備し、地域生活支援拠点等における機能の充実・強化に係る内容を強く打ち出してはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

③地域生活支援拠点等の整備状況(参考データ)

○ 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、平成30年4月1日時点で、119の自治体(障害保健福祉圏域含む)において、整備されている。(全国の自治体数:1741、圏域数:189)

① 地域生活支援拠点等の整備数について(予定含む)

平成30年4月1日時点で整備済み	89市町村	30圏域(圏域の市町村数:144市町村)
平成30年9月末までに整備予定	8市町村	2圏域(圏域の市町村数:5市町村)
平成30年度末までに整備予定	37市町村	6圏域(圏域の市町村数:22市町村)
令和元年度に整備予定	44市町村	6圏域(圏域の市町村数:19市町村)
令和2年度に整備予定	503市町村	120圏域(圏域の市町村数:449市町村)
その他	347市町村	25圏域(圏域の市町村数:74市町村)

② 整備類型について(予定含む)

多機能拠点型	39市町村	3圏域(圏域の市町村数:10市町村)
面的整備型	371市町村	109圏域(圏域の市町村数:409市町村)
多機能拠点型+面的整備型	56市町村	9圏域(圏域の市町村数:48市町村)
その他	2市町村	0圏域(圏域の市町村数:0市町村)
未定	560市町村	68圏域(圏域の市町村数:247市町村)

(課題等)

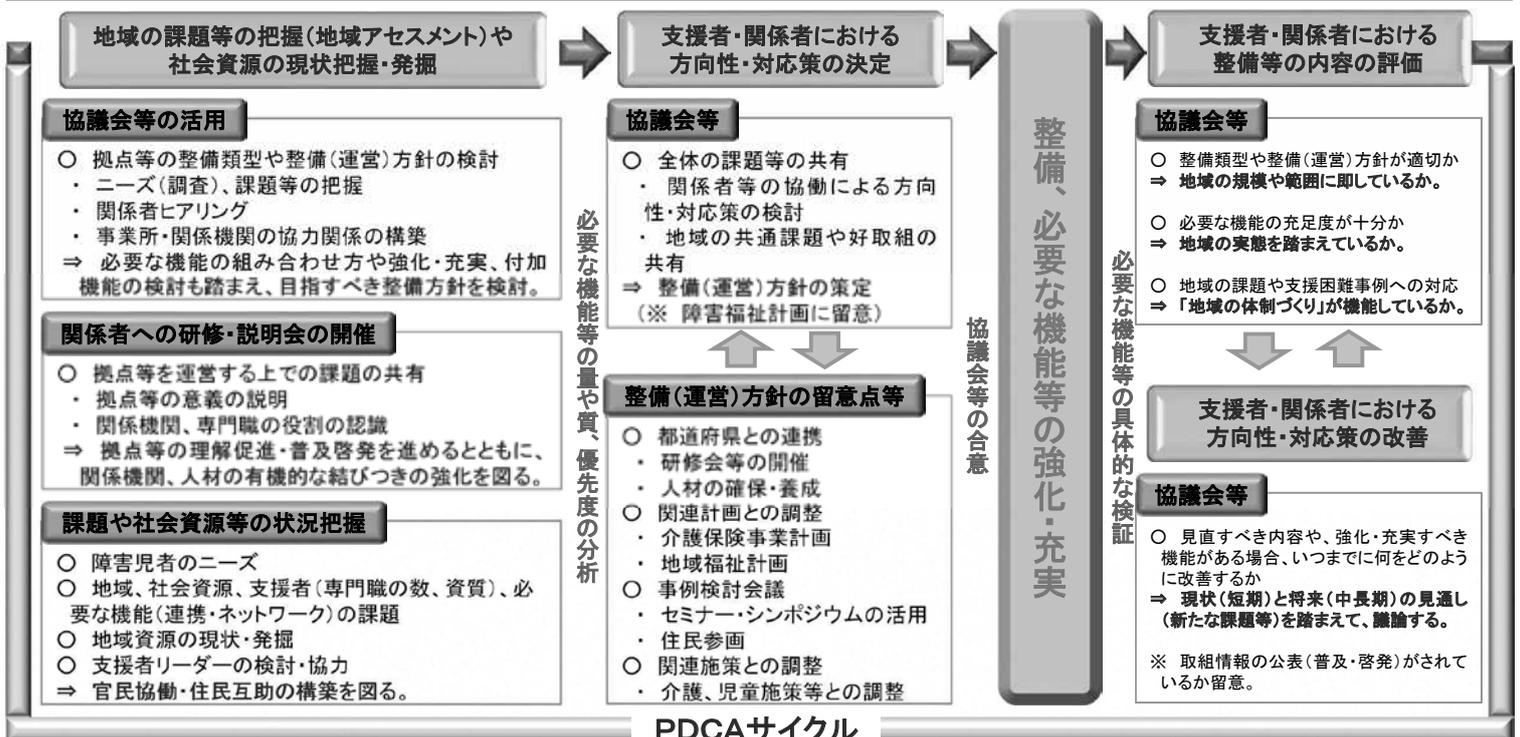
- ※ 整備にあたって、備えるのが困難な機能として、「緊急時の受入・対応」、「専門的人材の養成・確保」が大宗を占めていた。
- ※ 今後の課題については、主に「地域の社会資源が不足していること」、「整備・運営に係る財源の確保」等があげられている。

※ 障害福祉課調べ

③地域生活支援拠点等の整備、必要な機能の強化・充実のプロセス(イメージ)

○ 地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域アセスメントを十分に行い、支援者・関係者が一体となって整備するとともに、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足について、PDCAサイクルの視点で、継続的に検証・検討を行う必要がある。

⇒ 必要な機能等の強化・充実を図ることで、地域生活支援体制の推進につながる。



成果目標④

福祉施設から一般就労への移行等

成果目標④-1 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

現状

- 就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成29年度実績で平成24年度実績の約1.9倍(15,957人)となっている。
- 平成27年度から平成29年度の移行者数の増加数(約900人)から推計すると、令和2年度においては、第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成28年度実績の1.5倍の一般就労への移行者の達成」を達成するのは困難であることが見込まれる。



成果目標(案)

- 「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を堅持した上で、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げてみてはどうか。
- 上記に伴い、就労移行支援事業の取組は移行者数で評価することとし、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所の就労移行率については、目標値として設定しないこととしてはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。そのうち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを基本とする。

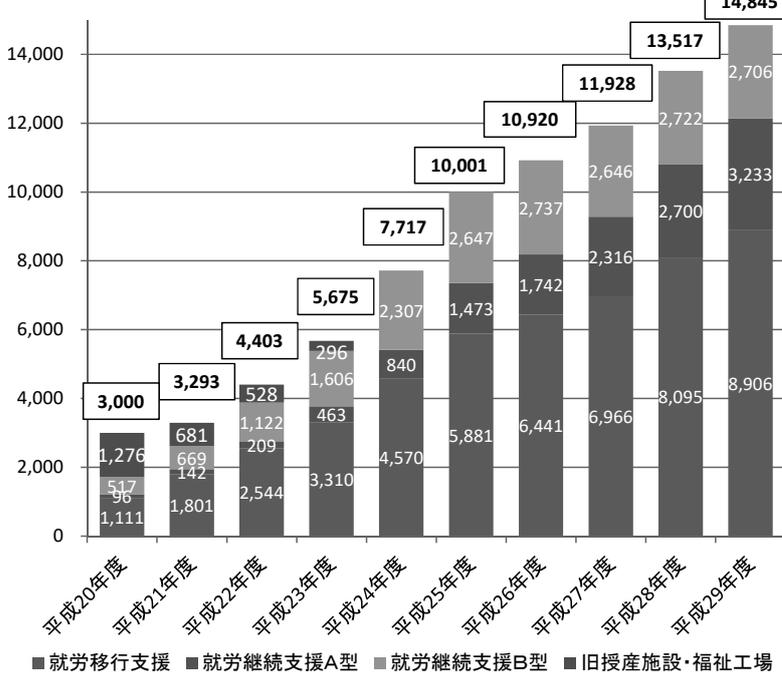
また、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度までに、令和元年度実績の概ね1.26倍以上*、1.23倍以上*を目指すこととする。(新規)

* 就労継続支援A型については、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援B型については、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。

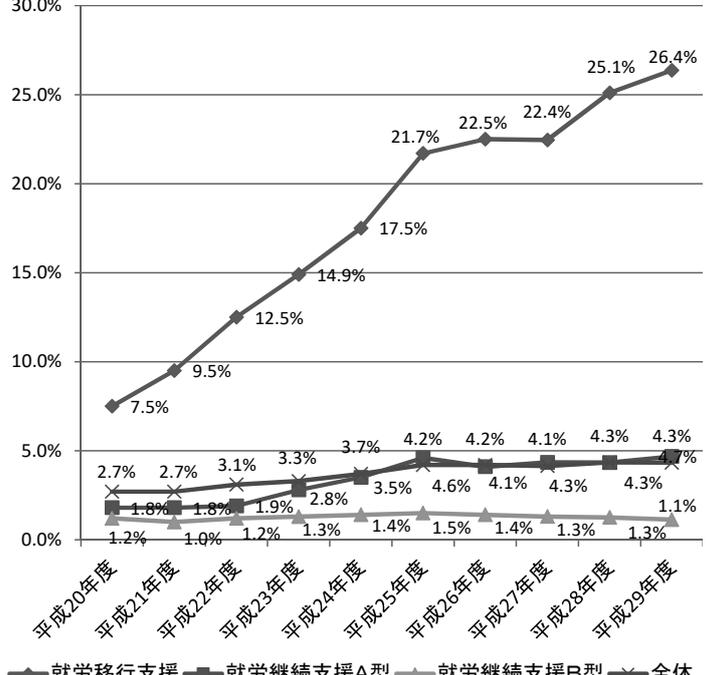
④一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、毎年増加しており、平成29年度では約1.5万人の障害者が一般企業へ就職している。
- 一方で、一般就労への移行率を見ると、就労移行支援における移行率は大きく上昇しているものの、就労継続支援A型では微増にとどまっております、就労継続支援B型では横ばいとなっている。

＜一般就労への移行者数の推移＞



＜一般就労への移行率の推移＞

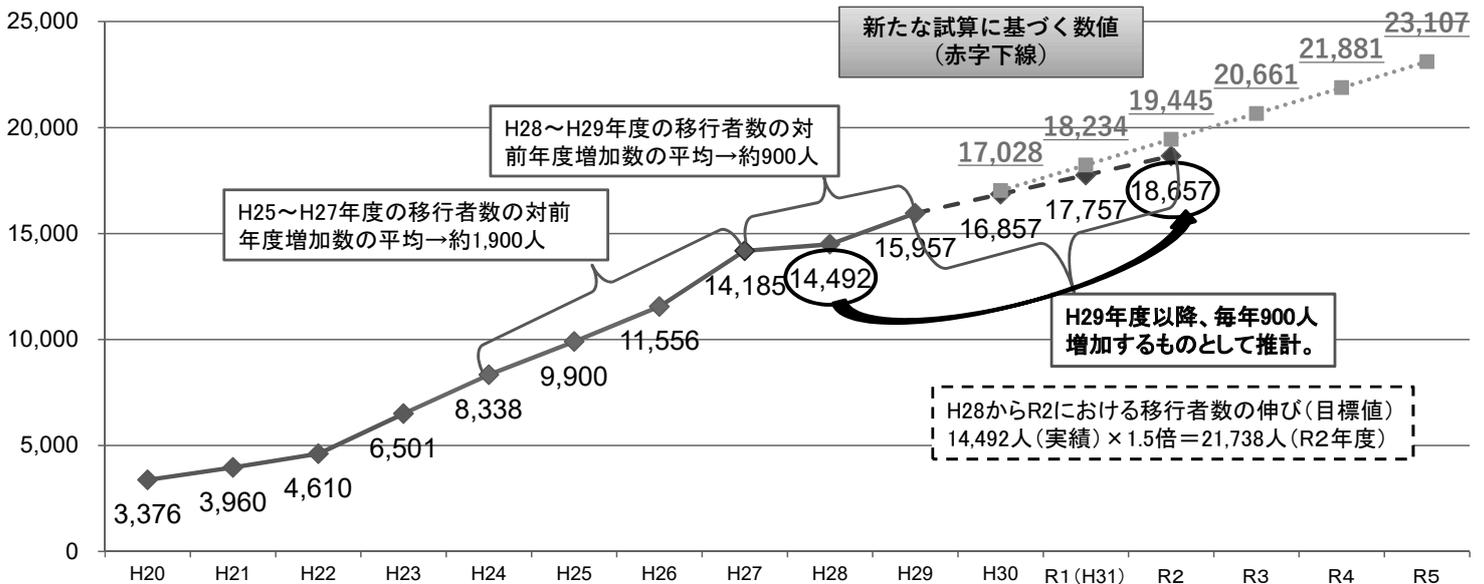


【出典】社会福祉施設等調査

【出典】社会福祉施設等調査、国保連データ

④就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移について(参考データ)

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移



基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値、基本指針における実績値

目標値	第1~2期 (平成18~23年度)	第3期 (平成24~26年度)	第4期 (平成27~29年度)	第5期 (平成30~令和2年度)
基本指針	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上
都道府県障害福祉計画	4倍	4.2倍	2倍	1.5倍
実績値	2.7倍	4.8倍	1.9倍	—

成果目標④-2 就労定着支援事業に関する目標について

現状

- 平成30年度報酬改定において、就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)に応じた基本報酬とした。
- 就労定着支援事業の利用者数は8,607人(令和元年6月)であり、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数15,957人(平成29年度実績)と比較しても、低調である。



成果目標(案)

- 就労定着支援事業の利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加してはどうか。
- また、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容(就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)に応じた基本報酬)に合わせてはどうか。

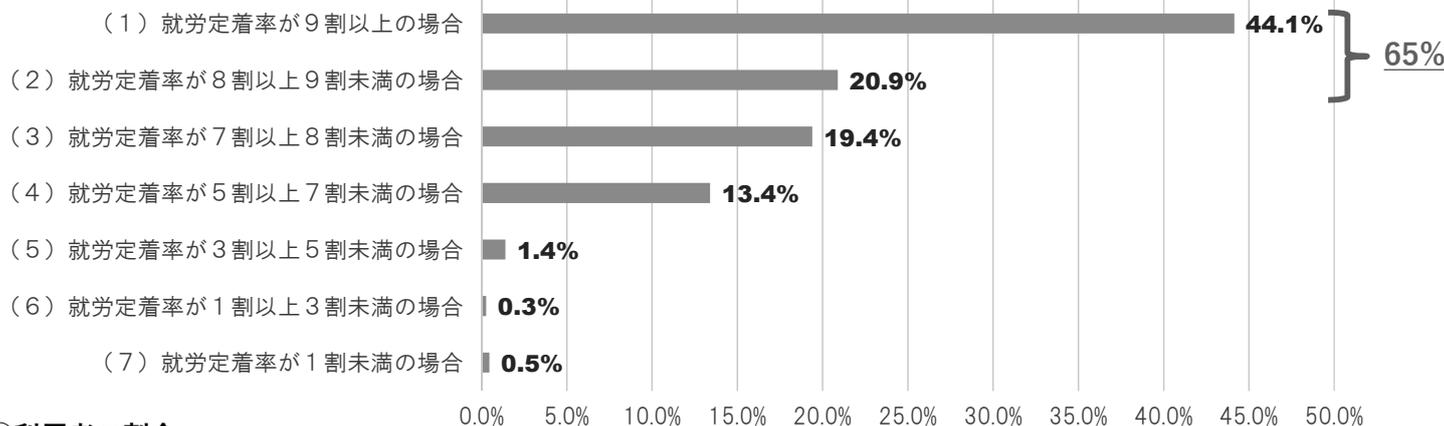
【成果目標(案)】

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。(新規)

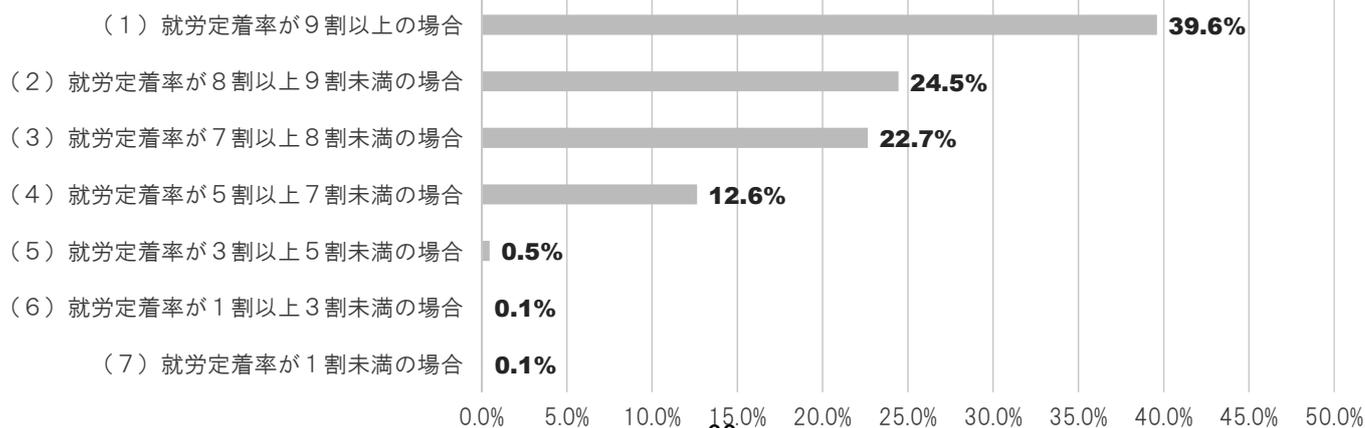
また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。(新規)

④ 就労定着支援における就労定着率別の事業所数・利用者数 【令和元年7月サービス提供分】

① 事業所の割合

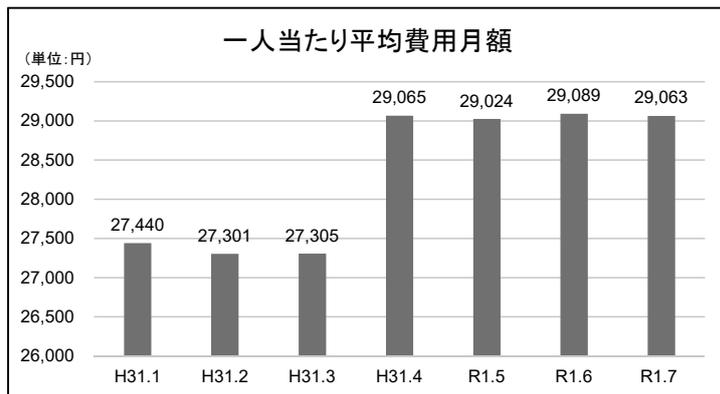
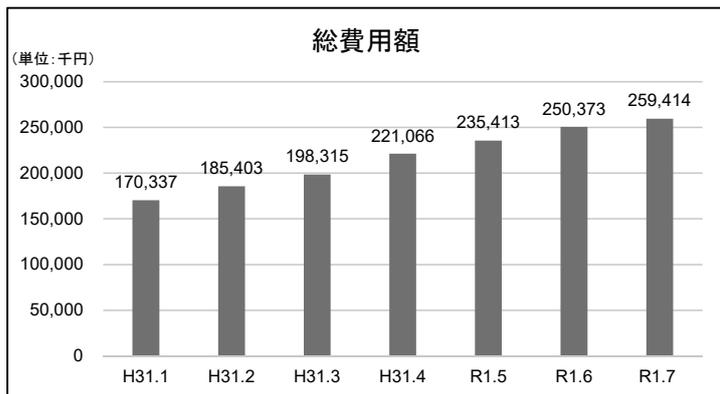
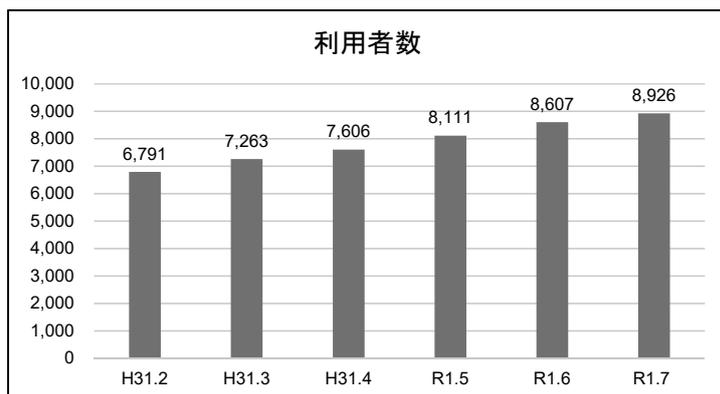
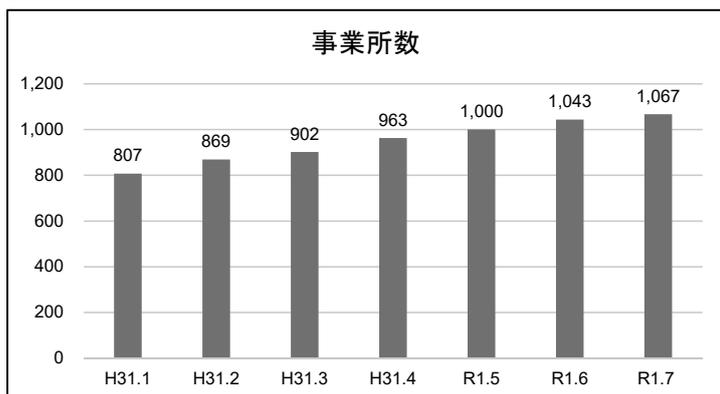


② 利用者の割合



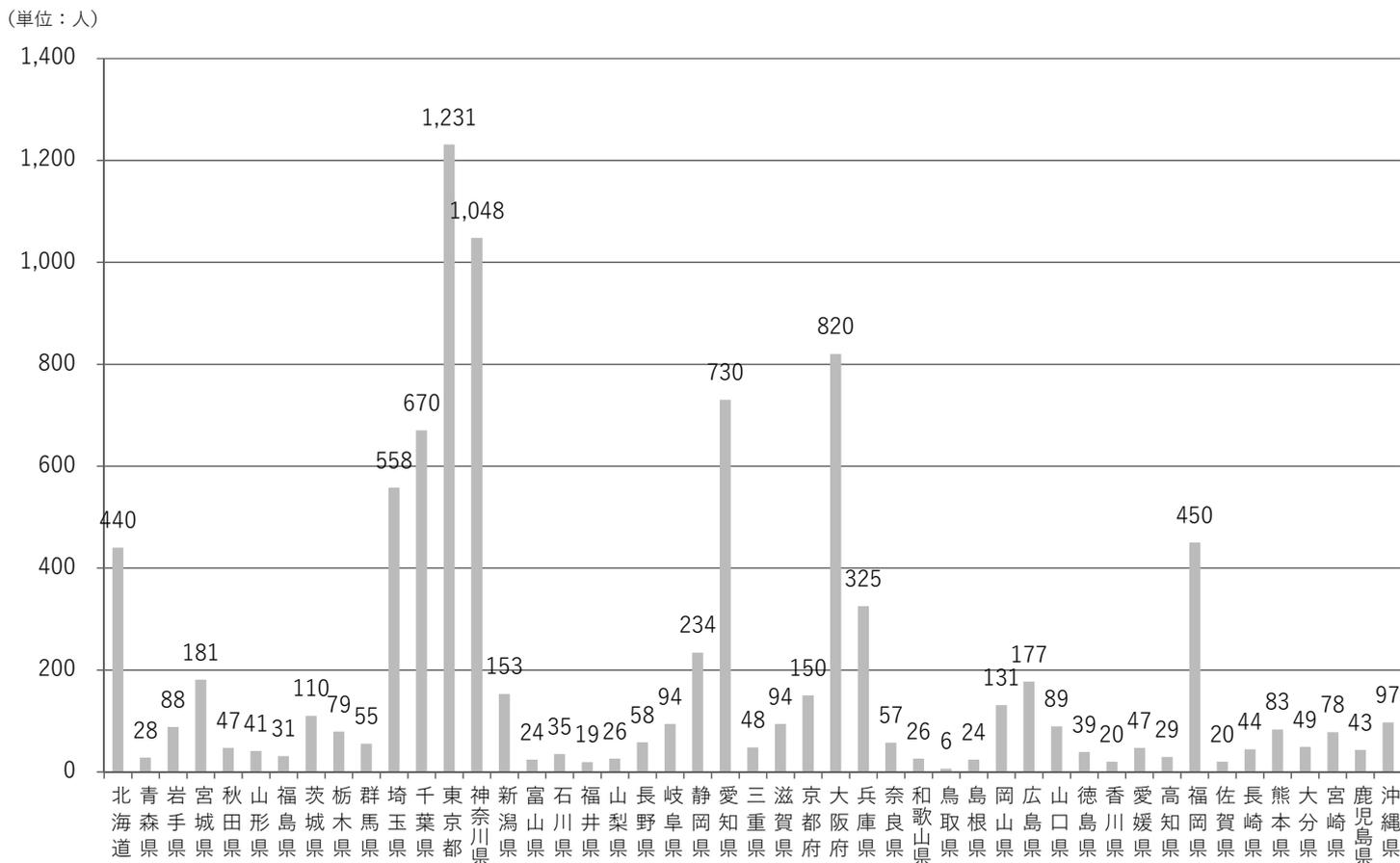
④就労定着支援の現状

- 総費用額、利用者数及び事業所数は、毎月増加している。(完全施行は平成30年10月)
- 一人当たり平均費用額は平成31年4月に大きく増加した。



【出典】国保連データ

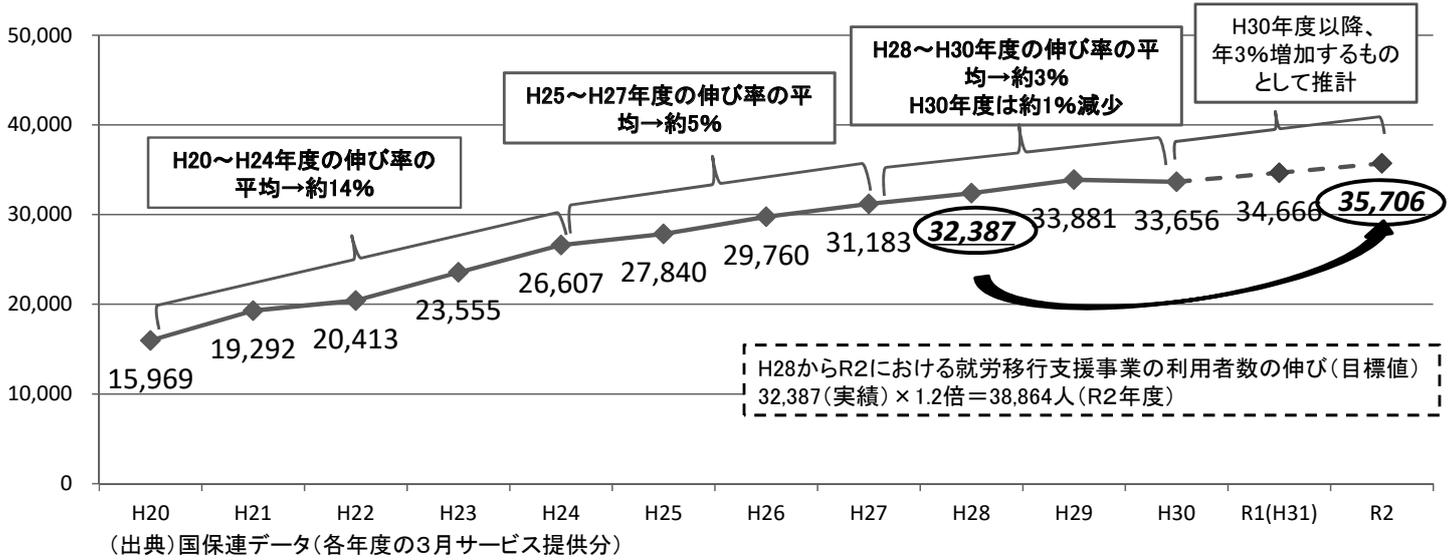
④都道府県別就労定着支援利用者数



【出典】令和元年7月国保連データ

④(参考)就労移行支援の利用者数の推移について(参考データ)

就労移行支援事業の利用者数の推移



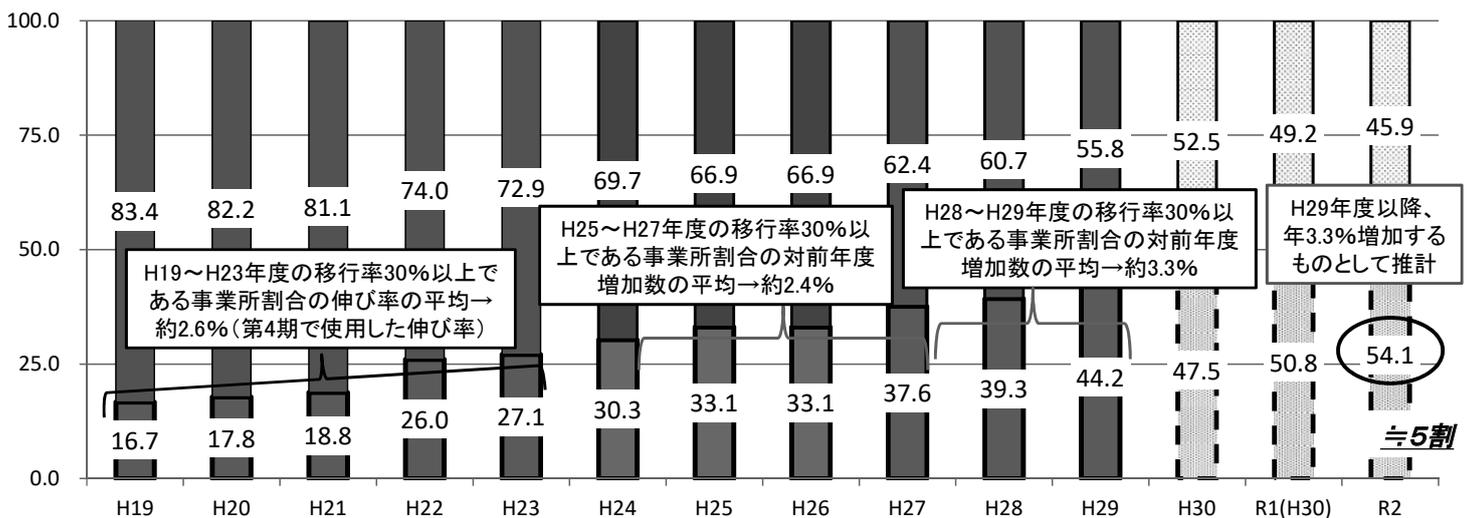
基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1~2期 (平成18~23年度)	第3期 (平成24~26年度)	第4期 (平成27~29年度)	第5期 (平成30~令和2年度)
基本指針	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加	就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加
都道府県障害福祉計画	7.5%	8.1%	1.6倍	1.4倍

(注)福祉施設…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所

④(参考)就労移行支援の事業所ごとの就労移行率の推移について(参考データ)

就労移行支援事業の就労移行率の割合の推移



基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1~2期 (平成18~23年度)	第3期 (平成24~26年度)	第4期 (平成27~29年度)	第5期 (平成30~令和2年度)
基本指針	-	-	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上
都道府県障害福祉計画	-	-	50.2%	50.2%

成果目標⑤ 障害児通所支援等の地域支援 体制の整備

成果目標⑤-1 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について

現 状

- 第1期障害児福祉計画において、各市町村に児童発達支援センターを1カ所以上設置するとともに、保育所等訪問支援の実施体制の確保を成果目標として掲げているが、平成30年度末現在の達成状況はいずれも十分とは言えない。
 - ・児童発達支援センターを設置している市町村の割合 32%
 - ・保育所等訪問の実施体制を確保している市町村の割合 42%

[平成30年度末現在（いずれも圏域設置を含む） 障害保健福祉部調べ]
- 聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことが重要である。

成果目標（案）

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の実施体制の確保については、引き続き全市町村における設置及び実施体制の確保を目指してはどうか。
（※また、極端な過疎地域や極端な広域のために児童発達支援センターの効率的な運用が望めない市町村においては、共生型サービスや基準該当事業所等による児童発達支援の提供体制を確保しつつ、市町村の障害福祉主管部局等が中心となって、同等の地域支援の中核的機能を整備することが考えられることを基本指針に明記してはどうか。）
- 聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、都道府県において、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要であることから、児童発達支援センター、特別支援学校等を活用した難聴児支援のための中核機能の整備を行うことを新たに成果目標に盛り込んでどうか。

【成果目標（案）】

- ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ・また、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保することを基本とする。（新規）
- ・地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

成果目標⑤-2 重症心身障害児・医療的ケア児への支援について

現 状

- 第1期障害児福祉計画において、主として重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについてすべての市町村で1カ所以上確保することを成果目標に掲げているが、平成30年度末現在の達成状況はいずれも十分とは言えない。
 - ・重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所を1以上確保している市町村の割合 28%
 - ・ " " 放課後等デイサービス事業所を1以上確保している市町村の割合 30%

[平成30年度末現在（いずれも圏域設置を含む） 障害保健福祉部調べ]
- また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を都道府県及び市町村（または圏域）に設置することについては都道府県と指定都市は達成済み、市町村もある程度進みつつある。一方で医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置しているケースはまだ少ない。
 - ・協議の場を設置している都道府県の割合 100%
 - ・ " " 指定都市の割合 100%
 - ・ " " 市町村・圏域の割合 68%
 - ・医療的ケア児等コーディネーターを配置している都道府県の割合 26%
 - ・医療的ケア児等コーディネーターを配置している指定都市の割合 55%
 - ・医療的ケア児等コーディネーターを配置している市町村・圏域の割合 21%

[令和元年8月1日現在 障害保健福祉部調べ]

成果目標（案）

- 主として重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所については、引き続き全市町村における1カ所以上の確保を目指してはどうか。
 - 医療的ケア児支援のための協議の場については、設置自体は進んできていることを踏まえ、引き続き全圏域又は市町村での設置を目指すこととし、更に加えて、都道府県及び圏域又は市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を、新たに盛り込んでどうか。
- 【成果目標（案）】**
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
 - 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。（追加）

⑤医療的ケア児等コーディネーターの配置について

■ 医療的ケア児等コーディネーターの配置状況（令和元年8月1日時点）

【調査方法】

厚生労働省障害福祉部障害福祉課から各都道府県の障害福祉部門に調査票を配布。都道府県の障害福祉部門から市区町村へ調査を依頼し、各都道府県障害福祉部門で取りまとめて厚労省に報告。（令和元年8月1日時点）

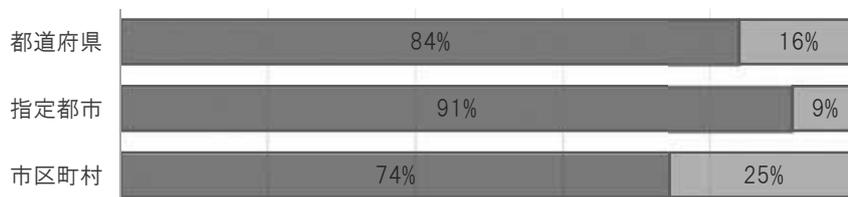
	コーディネーターを配置している自治体数 ^{注1)}			コーディネーターの配置人数 ^{注1)}		
	総数	全自治体数	配置割合	総数	1自治体あたり配置人数<平均値>	1自治体あたり配置人数<中央値>
都道府県	12 ^{注2)}	47	26%	156	3.3	2.5
指定都市	11	20	55%	68	6.2	2.0
市区町村	369 ^{注3)}	1,741	21%	783	2.1	1.0

<参考>

注1) 令和元年度中に配置予定を含む 注2) 2県は圏域ごとに配置 注3) 圏域での設置を含む

	圏域で配置	市区町村単独で設置
市区町村数	14	355

■ 配置された医療的ケア児等コーディネーターの研修受講状況（令和元年8月1日時点）



■ 研修受講あり □ 研修受講なし

成果目標⑥

相談支援体制の充実・強化等

成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

現状

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所は、平成31年4月1日時点で10,202箇所、従事する相談支援専門員の数は22,453人となっており、計画相談支援対象者拡大前の平成24年度と比較すると、事業所数で3.6倍、従事者数が4倍となっている。
- 基幹相談支援センターは、平成31年4月1日時点で39%の市町村(687市町村・846箇所)が設置。
- 計画相談支援の対象者を原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加し、これらの事業所へのバックアップを含め相談支援体制を充実・強化する取組の中核となる基幹相談支援センターの設置も進んでいる。
- 一方、1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、市町村又は圏域において、これら事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実に向けた取組が求められている。



成果目標(案)

- 更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、第6期障害福祉計画の基本指針においては、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行く観点から、以下の成果目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。(新規)

活動指標(案)

事項

総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種類や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

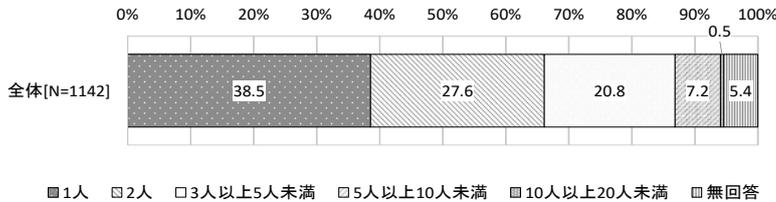
⑥相談支援事業所の概況(参考データ)

平成30年度報酬改定影響調査より

- 1事業所あたり相談支援専門員の人数は、「1人」が最も多く38.5%、次いで、「2人」が27.6%、「3人以上5人未満」が20.8%であった。
- 平成30年4月～9月の半年間における、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成実績の有無について、「ある」と回答した事業所が98.7%と大半を占めていた。
- 平成30年4月～9月の半年間における計画作成件数は、サービス利用支援34.2件、継続サービス利用支援68.5件、障害児支援利用援助21.3件、継続障害児支援利用援助27.0件となっていた。
- 事業所の経営主体は、「社会福祉法人(社会福祉協議会以外)」が44.0%と最も多く、次いで、「営利法人(株式・合名・合資・合同会社)」が17.1%、「特定非営利活動法人(NPO)」が16.2%となっていた。

従事者数2名以下の事業所が全体の66.1%を占める

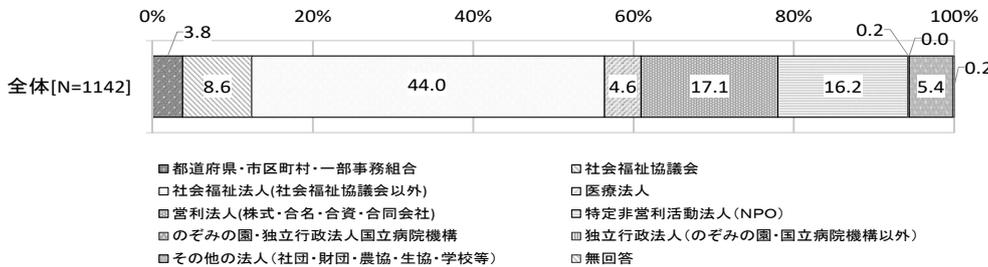
1事業所あたり相談支援専門員の人数



平成30年4月～9月の半年間における計画作成件数(1事業所平均)

	(単位:件数)	全体[N=1038]
サービス等利用計画	サービス利用支援	34.2
	継続サービス利用支援	68.5
障害児支援利用計画	障害児支援利用援助	21.3
	継続障害児支援利用援助	27.0

事業所の経営主体

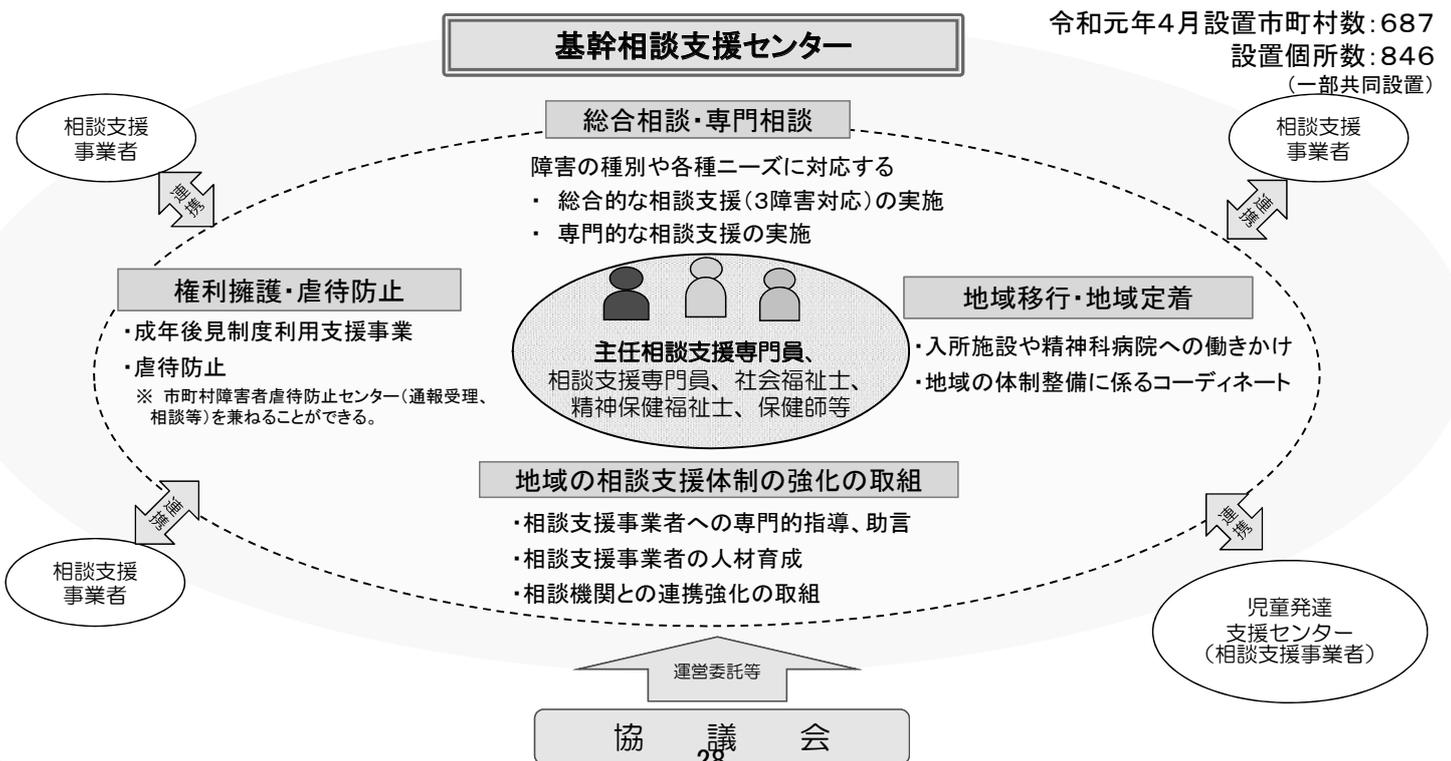


⑥基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



成果目標⑦

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

成果目標⑦ 障害福祉サービス等の質の向上に関する目標について

現状

- 現在の基本指針においては、サービスの質の向上を図るため第三者による評価や障害福祉サービス等の情報公開制度の活用について記載している。
- また、障害支援区分を適切に認定するため、都道府県を中心とした各市町村(認定調査員)との研修体制を構築している。
- 近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められている。



成果目標(案)

- 利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組みとして、
 - ・相談支援従事者研修等の各種研修を活用した市町村職員の受講への参加を促す取組み
 - ・市町村において、国保連における審査でエラーとなった内容の分析結果等を活用した取組み
 などが必要であり、上記を実施するための体制を構築するため、次期基本方針においては、成果目標として以下のように設定してはどうか。
- ※請求内容の誤りを防ぐため、支払い状況(請求明細内容)を点検することの重要性については、基本指針に盛り込むことを検討。

【成果目標(案)】

令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する(新規)

活動指標(案)

事項

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修そのた研修への市町村職員の参加人数(市町村)
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数(市町村)
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有回数(都道府県、政令市、中核市)

活動指標の全体像

(第6期)成果目標と活動指標との関係(案)

(成果目標)

①施設入所者の地域生活への移行

【地域生活移行者の増加】

令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。

【施設入所者の削減】

令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。

【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】

令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。

【精神病床における早期退院率(入院後3か月・6か月・1年時点の退院率)】

- 入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。
- 入院後6か月時点の退院率を86%以上とする。
- 入院後1年時点の退院率を92%以上とする。

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【地域生活支援拠点等が有する機能の充実】

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

④福祉施設から一般就労への移行等

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】

- 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
- 就労移行支援事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とする。
- 就労継続支援A型事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指す。
- 就労継続支援B型事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指す。

【職場定着率の増加】

- 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

(活動指標)

(都道府県・市町村)

- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

(都道府県・市町村)

- 精神障害者における地域移行支援の利用者数
- 精神障害者における地域定着支援の利用者数
- 精神障害者における共同生活援助の利用者数
- 精神障害者における自立生活援助の利用者数

(市町村)

- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

(第6期)成果目標と活動指標との関係(案)

(成果目標)

(活動指標)

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- 【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】
・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置可)。
・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 【難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築】
各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核機能を有する体制を確保する。
- 【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】
各市町村に少なくとも1か所以上確保する(圏域での確保可)。
- 【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置】
各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する(市町村は圏域での設置可)。

- (都道府県・市町村)
 - 児童発達支援の利用児童数、利用日数
 - 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
 - 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
 - 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
 - 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
 - 障害児相談支援の利用児童数
 - 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

- (都道府県)
 - 福祉型障害児入所施設の利用児童数
 - 医療型障害児入所施設の利用児童数

⑥相談支援体制の充実・強化等

- 【相談支援体制の充実・強化等】
各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

- (市町村)
 - 総合的・専門的な相談支援
 - 地域の相談支援体制の充実・強化

⑥障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

- 【障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築】
都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質を向上するための取組を実施するための体制を構築する。

- (市町村)
 - 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
 - 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

- (都道府県・市町村)
 - 指導監査結果の関係市町村との共有

- (都道府県・市町村)
 - 発達障害者支援地域協議会の開催
 - 発達障害者支援センターによる相談支援
 - 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言
 - 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発
 - ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
 - ペアレントメンターの人数
 - ピアサポートの活動への参加人数

活動指標の全体像

福祉施設から一般就労への移行等、障害福祉サービス、相談支援、発達障害者支援、障害児支援、精神障害者関係及び障害福祉サービス等の質の向上に係る活動指標の全体像及び各々の見込みを立てる際の勘案事項は次表のとおり。

なお、サービスの量は、障害福祉サービスの訪問系はまとめて、それ以外のサービスはそれぞれの種類ごとに見込む。

<福祉施設から一般就労への移行等>

事項	内容	第6期障害福祉計画の活動指標の考え方
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	都道府県の障害保健福祉担当部局は、令和五年度において、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定する	第5期障害福祉計画からの継続
障害者に対する職業訓練の受講	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、令和五年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。	
福祉施設から公共職業安定所への誘導	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、令和五年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。	
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を支援するため、令和五年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。	
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促すとともに、就労移行支援事業者等が適切かつ必要な就労支援を支援者に対して行い、令和五年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。	

<障害福祉サービス、相談支援>

区分	サービスの種類	見込み量	見込み量の設定に当たり勘案すべき事項					
			現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行者数(成果目標)	入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数	福祉施設利用者の一般就労への移行者数(成果目標)
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	利用者数 利用時間数	○	○	○	○	○	
日中活動系	生活介護	利用者数 利用日数	○	○	○	○	○	
	自立訓練(機能訓練)	利用者数 利用日数	○	○	○	○	○	
	自立訓練(生活訓練)	利用者数 利用日数	○	○	○	○	○	
	就労移行支援	利用者数 利用日数	○	○※1	○	○	○	○
	就労継続支援(A型)	利用者数 利用日数	○	○※2	○	○	○	
	就労継続支援(B型)	利用者数 利用日数	○	○	○	○	○	
	就労定着支援	利用者数	○	○				○
	療養介護	利用者数	○	○				
	短期入所(福祉型・医療型)	利用者数 利用日数	○	○	○	○	○	

※1: 特別支援学校卒業者等、休職者で復職を希望する者、新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数を含む
 ※2: 地域の雇用情勢等も勘案して必要なサービス量を見込む

<障害福祉サービス、相談支援>

区分	サービスの種類	見込み量	見込み量の設定に当たり勘案すべき事項					
			現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行者数(成果目標)	入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数	福祉施設利用者の一般就労への移行者数(成果目標)
施設系	自立生活援助	利用者数	○	○※3		○	○	
	共同生活援助	利用者数	○	○		○	○	
	施設入所支援	利用者数	○	○※4		△※5		
相談支援	計画相談支援	利用者数	○	○			○	
	地域移行支援	利用者数	○	○		○	○	
	地域定着支援	利用者数	○	○※3		○	○	

※3: 単身である障害者の数・居住している家族による支援を受けられない障害者の数を見込む
 ※4: グループホーム等での対応が困難な者といった真に必要と判断される数を見込む
 ※5: 地域生活への移行者数を控除して見込む

<相談支援体制の充実・強化等>

事項	
総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種類や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

<地域生活支援拠点等>

事項
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数

発達障害者支援の一層の充実について

基本指針への記載(案)

- 発達障害者及び発達障害児(以下「発達障害者等」という。)の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ることを基本指針に盛り込むこととしてはどうか。
- また、発達障害の診断待ちが深刻な状況となる中、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性について基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

活動指標(案)

○上記の基本的考え方を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制について、活動指標を次のように設定してはどうか。

【活動指標】

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

(参考)

- ・ペアレントトレーニングを導入している市区町村数:271市区町村
- ・ペアレントプログラムを導入している市区町村数:141市区町村
- ・ペアレントメンターの人数:2,149人(都道府県・指定都市が認定している人数)
- ※平成30年4月1日時点
- ※厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 調べ
- ※ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ピアサポートの活動への参加人数は把握していない。
- ※ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムについて、別途都道府県が実施している場合もある。

<発達障害者支援関係>

事項

発達障害者地域支援協議会の開催回数
発達障害者支援センターの相談件数
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言回数
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(追加)
ペアレントメンターの人数(追加)
ピアサポートの活動への参加人数(追加)

<障害児支援>

サービスの種類	見込み量	現に利用している障害児の数	障害児等のニーズ	医療的ケアを必要とする障害児のニーズ	平均的な一人当たり利用日数	地域における児童数の推移	保育所や認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等での障害児の受入状況	入所施設から退所後に利用が見込まれる障害児の数
児童発達支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	○
医療型児童発達支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	○
放課後等デイサービス	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	○
保育所等訪問支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○		
障害児相談支援	利用児童数	○	○	○		○		
福祉型障害児入所施設	利用児童数	○	○	○		○		
医療型障害児入所施設	利用児童数	○	○	○		○		

事項

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

<精神障害者関係>

事 項	第6期障害福祉計画の活動指標の考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	<p>・第5期障害福祉計画における成果目標であり、第5期の計画期間中に、都道府県において、全圏域における協議の場の設置が見込まれる。</p> <p>・地域アセスメントに基づいた課題の抽出、地域における重層的な連携による支援体制の構築に係る協議の場の活動を推進していくため、市町村ごとの協議の場の内容に係る以下の事項について、活動指標として設定する。</p> <p><市町村の協議の場における以下の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 ・保健、医療（精神科及び精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数 ・協議の場における目標設定及び評価の実施回数
精神障害者における障害福祉サービス種別の利用	<p>・精神障害者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、以下の事項について、活動指標として設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援の利用者数 ・共同生活援助の利用者数 ・地域定着支援の利用者数 ・自立生活援助の利用者数
精神病床からの退院患者の退院先	<p>・都道府県において、精神障害者が地域生活を送るために必要な基盤整備の内容を把握するため、以下の事項について、活動指標として設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神病床からの退院患者の退院先別の人数

<障害福祉サービス等の質の向上>

事 項	
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修そのた研修への市町村職員の参加人数(市町村)
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数(市町村)
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有回数(都道府県、政令市、中核市)

個別施策に係る見直し事項

- ① 「地域共生社会」の実現に向けた取組について
- ② 障害福祉人材の確保について
- ③ 障害者の社会参加等を支える取組(障害者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進)
- ④ 依存症対策の推進について
- ⑤ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ⑥ 農福連携等に向けた取組について

①「地域共生社会」の実現に向けた取組について

基本的な考え方

- 平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を行うべきとされており、第5期障害福祉計画の基本方針においてもそのような取組の計画的な推進について記載されていた。
- その後、経済財政運営と改革の基本方針2019においては、地域共生社会を実現に向け、「複合化・複雑化した生活課題への対応のため、断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取組を強化する」との方向性が示された。
- このような流れを踏まえ、厚生労働省においては、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による共同を推進するための方策について検討するため、令和元年5月より「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」を開催し、同年12月に最終取りまとめを公表した。
- 上記取りまとめにおいては、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた新たな事業の創設が提言されている。

基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 — 基本的理念 4 地域共生社会の実現に向けた取組」に次のことを規定してはどうか。
 - ・ 地域共生社会の実現に向け、引き続き、**地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む**とともに、**地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある**こと。
 - ・ その際、市町村は以下の支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める必要があること。
 - ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能、世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能及び継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
 - ② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
 - ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することができる場や居場所の確保の機能を備えた地域づくりに向けた支援

②障害福祉人材の確保について

基本的な考え方

- 各産業における人材不足が進む中において、障害福祉人材を確保することは重要である。
- 現行の指針においても、指定障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することの重要性及び都道府県福祉人材センター等との連携が望ましいという内容を盛り込んでいるが、今後は、障害福祉関係事業を行う法人や、他業種企業など広域な関係者と共通の問題意識を持ち、協力して様々な取組を行っていくことの重要性を示す必要があると考えられる。



基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 一 基本的理念」における新規項目として「障害福祉人材の確保」を設け、次のことを記載してはどうか。
 - ・ 障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉事業を実施していくためには、**提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があること。**
 - ・ 人材確保のためには、
 - ・ **専門性を高めるための研修の実施**
 - ・ **多職種間の連携の推進**
 - ・ **障害福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施**など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要であること。

③障害者の社会参加等を支える取組(障害者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進)

基本的な考え方

- 平成30年に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び同法第7条に基づく文部科学大臣・厚生労働大臣が定めた「障害者文化活動推進基本計画」を踏まえ、関係者等の連携の機会を設けるとともに、人材育成や創造活動への支援等の取組をより推進することが重要。そのため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの設置の促進を図ることが必要である。
- また、令和元年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するべきである。



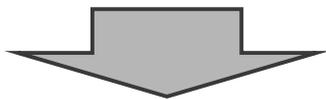
基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 一 基本的理念」に、「障害者の社会参加等を支える取組」の規定を追加の上、特に推進すべきこととして、次のことを規定してはどうか。
 - ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成三十年法律第四十七号)を踏まえ、**障害者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る。**
 - ・ 読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律(令和元年法律第四十九号)を踏まえ、**視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。**
- 更に、「第四 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進」に、次のことを規定してはどうか。
 - ・ 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関しては、次のような支援を行うため、**都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置**や、広域的な支援を行うセンターの設置を推進する。
 - (一)障害福祉サービス事業所等に対する相談支援 (二)芸術文化活動を支援する人材の育成
 - (三)関係者のネットワークづくり (四)発表等の機会の創出 (五)障害者の文化芸術活動の情報収集・発信
 - (六)その他、地域の実情等を踏まえ実施すべき障害者の文化芸術活動に関する支援 等

④ 依存症対策の推進について

基本的な考え方

- ギャンブル等依存症対策基本法が平成30年10月に施行され、同法に基づくギャンブル等依存症対策推進基本計画が策定されるなど、ギャンブル等依存症やアルコール依存症をはじめとする依存症について、取組の推進が求められている。
- これらの関係法令や基本計画においては、依存症の理解を深めるための普及啓発、相談支援・治療支援体制の整備、関係機関における包括的な連携協力体制の構築、民間団体への支援の推進等が求められている。



基本指針への対応(案)

- 上記を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方」に次のことを規定してはどうか。
 - ・ アルコール、薬物及びギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。)の依存症対策については、**依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある。**

⑤-1 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

基本的な考え方

- 平成30年7月の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)において、
 - ・ 虐待のリスク要因の一つとされる知的障害や発達障害等のある子ども(その疑いのある子どもを含む。)のいる家庭に早期にアプローチし、適切な支援につなげる必要がある。このため、乳幼児健診等から児童発達支援センター等での相談支援を経て、専門医療機関への早期受診や適切な障害福祉サービスの利用につながるよう、自治体の体制整備を促進する。等の内容が盛り込まれており、児童発達支援センターが障害児の地域社会への参加のための地域支援機能を果たすことの必要性が高まっている。
- 令和元年11月の「障害児入所施設の在り方に関する検討会中間報告書」に盛り込まれたとおり、障害児入所施設における支援は、できる限り良好な家庭的環境の中で、特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行う、ケア単位の小規模化の推進が必要である。
 - また、一人一人により適切な支援を行う観点から、障害福祉サービスへの移行が自動的に行われることなく、移行に当たっては改めて必要なアセスメントが行われることが必要である。



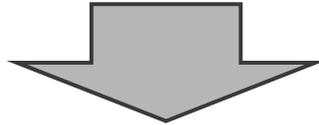
基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第2期障害児福祉計画においては、「第一 四 1 地域支援体制の構築」に、次のことを規定してはどうか。
 - ・ 児童発達支援センターについては、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが必要であり、**あわせて、その地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進することが重要であること。**
 - ・ 障害児入所施設については、**より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要があること。**
 - ・ 障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要があり、**とりわけ、障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要があること。**

⑤-2 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

基本的な考え方

- 放課後等デイサービスをはじめとした障害児通所支援の体制整備に当たっては、子育て支援施策と共に、教育施策との緊密な連携が必要であり、教育施策との連携の一環として、学校の空き教室を活用する方法も有効である。



基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第2期障害児福祉計画においては、「第一 四 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援」に、次のことを規定してはどうか。
 - ・ 障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等の子育て支援施策との緊密な連携を図るとともに、**支援が必要な子供やその保護者が、地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、障害福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要であること。**
 - ・ 放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たっては、**学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要であること。**

⑤-3 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

基本的な考え方

- 令和元年11月の「障害児入所施設の在り方に関する検討会中間報告書」において、
 - ・ 障害児入所施設における機能として、地域の医療的ケア児や里親等を支える地域支援や、短期入所の活用などによる地域の子育て支援の機能が重要であること
 - ・ 短期入所は、単に家族のレスパイト利用だけに止まらず、家族全般のニーズを把握し、サービスをマネジメントする必要がある、施設単位でなく地域の中で計画・運営されるよう、次期障害児福祉計画の中で明示すべきであること等が盛り込まれており、重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援にあたっては地域全体での計画的な取り組みが重要である。



基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第2期障害児福祉計画においては、「第一 四 4 (一) 重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実」に、次のことを規定してはどうか。
 - ・ 重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、**地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ること。**また、ニーズの把握に当たっては、**管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが必要であること。**
 - ・ 医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、**地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障害児支援等の充実を図ること。**ニーズの把握に当たっては、**管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが必要であること。**
 - ・ 重症心身障害児及び医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に当たっては、重症心身障害児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、**家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要であること。**また、ニーズが多様化している状況からも、**施設単位で補うのではなく、自立支援協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要であること。**

⑤-4 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

基本的な考え方

- 医療的ケア児への支援の充実を図るためには、地域において関連分野の支援を調整するコーディネーターを都道府県及び市町村に配置することを促進する必要がある。
- また、コーディネーターの配置を促進するためには、地域におけるコーディネーターに求められる役割や能力について、自治体の理解を深めることが有効である。



基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第2期障害児福祉計画においては、「第一 四 4 (一) 重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実」に、次のことを規定してはどうか。
 - ・ 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、**保健師、訪問看護師**等の配置を促進することが必要であること。
 - ・ また、コーディネーターには、
 - ・ **病院(新生児集中治療室)に入院中から退院後の在宅生活を見据え、医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた退院支援を行うこと**
 - ・ **医療的ケア児が日常生活上必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた支援を行うこと**
 - ・ **家族支援を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」を多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行うこと**
 - ・ **地域で医療的ケア児の育ちを保障するため、協議の場を活用した社会資源の開発・改善を行うこと等の役割が求められること。**
 - ・ コーディネーターについては、**医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を終了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましいこと。**

⑥農福連携等に向けた取組について

基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向け、障害者が地域を支え、活躍する取組の一つとして、農福連携について、「農福連携等推進ビジョン」(令和元年6月4日農福連携等推進会議決定)を踏まえた更なる推進が求められている。
- また、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援も重要となっている。



基本指針への記載(案)

- 農福連携、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について、下記のとおり、記載してはどうか。

【農福連携】

- 一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、**就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい。**このため、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。この際、併せて、就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい。

【大学在学中の学生への就労支援】

- 大学(四年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。)在学中の学生についても、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、都道府県等においては、在学中の就労移行支援事業の利用について、必要に応じ適切に取り組まれるよう、関係機関等と連携し、周知を図ることが望ましい。

【高齢者に対する就労支援】

- 今後ますます進む高齢化を見据え、高齢障害者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、**就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい。**

障害福祉計画及び障害児福祉計画 に係る基本指針構成案

見直し後の基本指針構成案

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

大事項	中事項	見直し内容(案)
一 基本的理念	1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 4 地域共生社会の実現に向けた取組 5 障害児の健やかな育成のための発達支援 6 障害福祉人材の確保 7 障害者の社会参加を支える取組	3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備(以下の記述を追加) 特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。)により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。 4 地域共生社会の実現に向けた取組6 障害福祉人材の確保について記載(以下の記述を追加) 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。その際、市町村は次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。 (一) 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援 (二) (一)の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援 (三) ケアしえ合関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援 6 障害福祉人材の確保(以下の記述を追加) 障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。 7 障害者の社会参加を支える取組(新規に記述) 障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成三十年法律第四十七号)を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。 また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第四十九号)を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

見直し後の基本指針構成案

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

大事項	中事項	見直し内容(案)
二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実 6 依存症対策の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実(以下の記述を追加) 入所等から地域生活への移行を進めるに当たっては、重度化・高齢化した障害者や日常生活を営む上で理解力及び生活力を補う必要のある障害者であっても地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう適切に管内の福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努め、日中サービス支援型指定共同生活援助や自立生活援助等の必要な量を見込む必要がある。 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実(新規に記述) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある。 6 依存症対策の推進(新規に記述) アルコール、薬物及びギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。)をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある。
三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談支援体制の構築 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保 3 発達障害者等に対する支援 (一)発達障害者等への相談支援体制等の充実 (二)発達障害者等及び家族等への支援体制の確保 4 協議会の設置等 	<ol style="list-style-type: none"> 3 発達障害者等に対する支援(新規に記述) (二)発達障害者等及び家族等への支援体制の確保 発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要である。 また、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

見直し後の基本指針構成案

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

大事項	中事項	見直し内容(案)
四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域支援体制の構築 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 3 地域社会への参加・包容の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域支援体制の構築(以下の記述を追加) その地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進することが重要である。なお、極端な過疎地域や極端に広域であるために児童発達支援センターの効率的な運用が望めない市町村においては、共生型サービス事業所や基準該当事業所等の活用により児童発達支援の提供体制を確保しつつ、市町村の障害福祉主管部局等が中心となって、児童発達支援センターと同等の地域における中核的な支援機能を有する体制を整備することが考えられる。 より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うこと等、施設が地域に開かれたものとする必要がある。 障害児入所支援については、入所している児童が十八歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県や市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、十八歳以降の支援の在り方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある。 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援(以下の記述を追加) 放課後等デイサービス(児童福祉法第六条の二の二第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。)等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の空き教室の活用等、関連施策との緊密な連携の促進に資する実施形態を検討することが必要である。 難聴児の支援に当たっても、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携は極めて重要であり、都道府県においては、児童発達支援センターや特別支援学校(聴覚障害)等を活用した、難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要である。

見直し後の基本指針構成案

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

大事項	中事項	見直し内容(案)
四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 (一) 重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の整備 (二) 医療的ケア児に対する支援体制の充実 (三) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実 (三) 虐待を受けた障害児等に対する支援体制の整備 5 障害児相談支援の提供体制の確保	<p>(「4(二)医療的ケア児に対する支援体制の充実」については、(一)重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の整備」に統合した上で以下の記述を追加)</p> <p>地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る。ニーズの把握に当たっては、管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制の現状を併せて把握することが必要である。</p> <p>医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障害児支援等の充実を図る。ニーズの把握に当たっては、管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制の現状を併せて把握することが必要である。</p> <p>また、重症心身障害児及び医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に当たっては、重症心身障害児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である。ニーズが多様化している状況を踏まえ、協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要である。</p> <p>さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。なお、この場においては、障害児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要である。</p> <p>新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据え、医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた退院支援、医療的ケア児が日常生活に必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、家族支援を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」の支援に当たって、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行うほか、地域で医療的ケア児の育ちを保障するため、協議の場を活用した社会資源の開発・改善を行う等の役割が求められる。</p> <p>このため、コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を修了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい。</p>

見直し後の基本指針構成案

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

大事項	中事項	見直し内容(案)
一 福祉施設の入所者の地域生活への移行		<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を目標値として設定する。 令和5年度の精神病床における入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上とすることを基本とする。
三 地域生活支援拠点等の整備が有する機能の充実		<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

見直し後の基本指針構成案

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

大事項	中事項	見直し内容(案)
四 福祉施設から一般就労への移行等		<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。 ・就労移行支援事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。 ・就労継続支援A型事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指す。 ・就労継続支援B型事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指す。 ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 ・就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。 <p>(以下の記載を追加)</p> <p>大学(四年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。)在学中の学生についても、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、都道府県等においては、在学中の就労移行支援事業の利用について、必要に応じ適切に取り組まれるよう、関係機関等と連携し、周知を図ることが望ましい。</p> <p>直ちに一般就労に移行することが難しい場合においても、適正に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい。</p> <p>就労継続支援事業等における農福連携の取組が進むよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい。</p> <p>今後ますます進む高齢化を見据え、高齢障害者の社会参加や就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズに応じて、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい。</p>

見直し後の基本指針構成案

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

基本指針	見直し内容(案)
五 障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ・令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。 ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所(同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。)を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。 ・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
六 相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
七 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

見直し後の基本指針構成案

第三 計画の作成に関する事項

大事項	中事項	見直し内容(案)
一 計画の作成に関する基本的事項	1 作成に当たって留意すべき基本的事項 (一) 障害者等の参加 (二) 地域社会の理解の促進 (三) 総合的な取組 2 計画の作成のための体制の整備 (一) 作成委員会等の開催 (二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携 (三) 市町村と都道府県との間の連携 3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握 4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備 5 区域の設定 6 住民の意見の反映 7 他の計画との関係 8 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置	基本的に現行の方針を踏襲

見直し後の基本指針構成案

第三 計画の作成に関する事項

大事項	中事項	見直し内容(案)
二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項	1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 (一) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み (二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 (三) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実 (四) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見直し並びに計画的な基盤整備の方策	2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 (以下の記述を追加) (二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行に当たっては、市町村は都道府県、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら、障害児が指定障害児入所施設等(児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。)へ入所した後から、退所後の支援を見据え、十八歳以降の支援の在り方について、適切な時期に必要な協議が行われるよう体制整備を図っていくことが必要である。 (三) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実 地域生活支援拠点等を運用していく中で明らかになった課題、例えば、現状の地域生活支援拠点等だけでは対応が困難な地域や障害種別、障害特性等については、協議会等を活用することで情報を共有し、機能を補完する方策の検討や関係者への研修の実施等を通じて、地域生活支援拠点等が整備された後も地域のニーズや課題に応えられているか、機能の水準や充足状況は十分であるかについて継続的に検証及び検討を行うことで、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担うに相応しい体制を整備する必要がある。 当該検証及び検討に当たっては、地域生活支援拠点等に関与する全ての機関及び人材の有機的な連携を図ることを意識するとともに、都道府県障害福祉計画とも調和が保たれたものとする必要がある。

見直し後の基本指針構成案

第三 計画の作成に関する事項

大事項	中事項	見直し内容(案)
二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項	3 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項 (一) 実施する事業の内容 (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み (三) 各事業の見込量の確保のための方策 (四) その他実施に必要な事項 4 関係機関との連携に関する事項 (一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項 (二) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項	基本的に現行の方針を踏襲
三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項	1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項 2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策 (一) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み (二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 (三) 地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた市町村の支援等 (四) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見直し及び計画的な基盤整備の方策 3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数 4 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置 (一) サービスの提供に係る人材の研修 (二) 指定障害福祉サービス等支援の事業者に対する第三者の評価	2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策 (以下の記述を追加) (三) 地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた市町村の支援等 都道府県は、市町村又は圏域における地域生活支援拠点等の機能の充実に資するよう、運営に関する研修会等の開催や管内市町村における好事例の紹介、現状や課題の共有等、必要な支援を継続的に行う必要がある。

見直し後の基本指針構成案

第三 計画の作成に関する事項

大事項	中事項	見直し内容(案)
三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項	5 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項 (一) 実施する事業の内容 (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み (三) 各事業の見込量の確保のための方策 (四) その他実施に必要な事項 6 関係機関との連携に関する事項 (一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項 (二) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項	基本的に現行の方針を踏襲
四 その他	1 計画の作成の時期 2 計画の期間 3 計画の公表	基本的に現行の方針を踏襲

見直し後の基本指針構成案

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

大事項	中事項	見直し内容(案)
一 障害者等に対する虐待の防止	1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見 2 一時保護に必要な居室の確保 3 指定障害児入所支援の従業者への研修 4 権利擁護の取組	基本的に現行の方針を踏襲
二 意思決定支援の促進		基本的に現行の方針を踏襲
三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進		(「第一 — 7 障害者の社会参加を支える取組」に移動した上で、以下の記述を追加) 第一の7における障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関しては、次のような支援を行うため、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する。 (一) 障害福祉サービス事業所等に対する相談支援 (二) 芸術文化活動を支援する人材の育成 (三) 関係者のネットワークづくり (四) 発表等の機会の創出 (五) 障害者の文化芸術活動の情報収集及び発信 (六) その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障害者の文化芸術活動に関する支援等
四 障害を理由とする差別の解消の推進		基本的に現行の方針を踏襲
五 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実		基本的に現行の方針を踏襲

7 身体障害者手帳及び療育手帳に関するマイナンバー情報連携について

デジタルガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）におけるマイナンバーカードの普及促進とマイナンバーの利活用の一貫として、障害者手帳のデジタル化の推進が図られている。各自治体におかれては、以下の対応をお願いする。

（1）身体障害者手帳関係情報の追加について

昨年11月より、行政機関等が情報提供ネットワークシステムと接続されたサーバで保有する個人情報、マイナンバーカードによる厳格な本人確認及び本人同意を前提に、本人が指定する他のWebサービスがマイナポータルを介して取得することを可能とするAPI（自己情報取得API）の提供が開始された。

厚生労働省では、データ標準レイアウトの項目に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の区分（第一種身体障害者、第二種身体障害者）を追加する改版を令和3年度に行う予定であり、民間の鉄道会社が身体障害者に対し障害者割引等のサービスをWebサイト等において提供出来るようにするための環境整備を進めているところである。

各自治体においては、レイアウト改版に向けた準備を進められたい。

（2）療育手帳のマイナンバー情報連携に向けた独自利用事務条例の制定について

「療育手帳関係情報に係る独自利用事務条例の制定について」(令和2年2月21日付障企発0221第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)（※別紙）においても周知しているとおおり、療育手帳関係情報をマイナンバー情報連携の対象とするためには、より多くの自治体において「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

（平成25年法律第27号。）第9条第2項に基づく条例（以下「独自利用事務条例」という。）を制定していただく必要があるため、独自利用事務条例を制定していない自治体においては、条例の制定に向けた検討を早急に進めていただきたい。

独自利用事務条例未制定の自治体	
都道府県	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、

	佐賀県、宮崎県
指定都市	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

(「療育手帳関係情報のマイナンバー利用に関する調査の実施について」(平成31年3月27日付事務連絡)の調査結果より)

障企発0221第1号
令和2年2月21日

都道府県
各 障害保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（公印省略）

療育手帳関係情報に係る独自利用事務条例の制定について

日頃より、障害福祉行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

マイナンバー制度における療育手帳の取扱いに関しては、「療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて」（平成29年6月5日付障企発第0605号第1号）により、

- ① 当該事務に関してマイナンバーを利用するためには、各都道府県及び指定都市（以下、「各都道府県等」という。）において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく条例（以下「独自利用事務条例」という。）を制定する必要があること
- ② 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）において、交付事務を行う各都道府県等における独自利用事務条例の制定状況に基づき、情報連携により情報提供できる特定個人情報（番号法別表第2に基づく主務省令）として整備することとされており、多くの自治体における独自利用事務条例の制定が療育手帳関係情報が情報連携の対象となることにつながることを

をお示ししたところです。

しかしながら、「療育手帳関係情報のマイナンバー利用に関する調査の実施について」（平成31年3月27日付事務連絡）による調査結果によれば、独自利用事務条例制定自治体数は、療育手帳の交付事務を行う67自治体のうち12自治体にとどまっており、療育手帳関係情報を情報連携の対象とするためには、より多くの自治体に独自利用事務条例を制定していただく必要があります。

療育手帳関係情報がマイナンバー制度における情報連携の対象となれば、住民の利便性の向上や行政事務の効率化が図られるとともに、マイナポータル自己情報取得APIを活用した民間事業者によるサービス提供が可能となります。例えば、身体障害者手帳について、令和3年度には、データ標準レイアウトの項目に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の区分（第一種身体障害者、第二種身体障害者）を追加する改版を行う

予定であり、将来的には、民間鉄道会社のウェブサイト上で鉄道乗車券等を購入する際に障害者割引を受けることが可能となる予定です。

こうした状況を踏まえ、独自利用事務条例を定めていない自治体においては、条例の制定に向けた検討を早急に進めていただきますようお願いいたします。

なお、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、今後も、条例の制定状況に関する調査を行う予定です。

[参考]

- 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(24) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

(ii) 地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務（独自利用事務）について、以下の措置を講ずる。

療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

5【厚生労働省】

(34) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

療育手帳に関し地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務（独自利用事務）については、独自利用事務を定めた条例の制定状況等に係る調査結果を踏まえ、当該条例を制定する地方公共団体が増加するよう、その制定による効果等を、地方公共団体に令和元年度中に周知する。

なお、療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、独自利用事務を定めた条例の今後の制定状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行う。

- マイナポータルとは

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/myrna/index.html>（内閣府ホームページ）

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課人材養成・障害認定係
TEL：03-5253-1111（内線3029）

8 障害者手帳に関する周知等

(1) 障害者手帳に係る写真について

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請の際に添付する写真については、脱帽した状態で写したものと定めているところである。

今般、第3期がん対策推進基本計画にもとづく「がんと共生」に係る施策として、アピアランスケア（医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア）によるがん患者のQOLの向上に向けた取組が進められていることを踏まえ、各手帳における写真の規定について、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆った写真を添付することを可能とするための所要の改正を行う予定であるためご承知おき願いたい。

なお、現時点においても、がん患者等から帽子等を着用した状態での写真の使用について申出があった際には、柔軟に対応していただきたい。

(2) 障害者手帳における旧姓併記について

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳における氏名の記載について、旧姓使用・併記に係る特段の定めはしていないが、令和元年6月に公表された「規制改革推進に関する第5次答申」において、各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大に係る措置を講ずることとされたことに鑑み、各障害者手帳においても、手帳交付申請者から旧姓使用・併記に係る申出があった際には、柔軟に対応していただきたい。

(3) 障害者手帳のカード化に係る周知について

平成31年4月1日の身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳に係る制度改正において、各自治体の判断により、カード形式の障害者手帳の導入が可能となったところであり、一部の自治体においては、カード形式の障害者手帳の導入に向け、より具体的な検討が進められていると承知している。

今後は、カード形式の障害者手帳を導入している自治体と導入していない自治体が混在する状況になることが想定されるが、カード形式の障害者手帳を所持している者が他の自治体に転出した際には、転出先の自治体においても当該カード形式の手帳を継続して使えるよう、各自治体において、例えば、各種行政手続に係る障害者手帳への記載事項を省略する等、関係部局間で予め対応方針を検討されたい。

9 マイナポータルを活用した電子手続きについて

障害福祉施策に係るマイナポータルにおけるサービス検索や申請等手続きのオンライン化については、申請者等の手続き負担の軽減が期待できることから、対象手続きの追加を予定している。

対象手続きの追加に当たっては、まず、内閣府が運営するマイナポータルのサービス検索・電子申請機能において申請者等が手続きできるようにするため、自治体において、必要な情報を登録する必要がある。

手続き追加の対応については、自治体の義務とされているものではないが、今後、運用に係る事務連絡やガイドラインを示す予定であるため、それらを確認のうえ、積極的に取り組んでいただくよう、御協力をお願いする。

10 インフラ長寿化に係る個別施設計画の策定

平成 25 年 11 月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。）において、今後、公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出された。

これを受け、厚生労働省では、所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、平成 27 年 3 月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定している。

また、各地方自治体においても、基本計画において、域内のインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画」（＝「公共施設等総合管理計画」）を平成 28 年度までに策定するとともに、公立の社会福祉施設等を含め個別施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画として、「対策の優先順位の考え方」、「個別施設の状態等」、「対策内容と時期」、「対策費用」等を記載した「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を 2020 年度までに策定することとなっている。

公立の社会福祉施設等の「個別施設計画」については、毎年、策定状況を報告いただいているところであるが、公立の障害福祉施設等においては、平成 31 年 4 月 1 日時点の調査によれば、策定率は 25%と低調な状況にある。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引を作成し、「社会福祉施設等に係るインフラ

長寿命化計画（個別施設計画）策定のための手引」について」（令和元年 12 月 27 日付け子子発 1227 第 1 号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか通知）により、周知したところである。

障害福祉施設等の計画的かつ効率的な修繕等の実施によって、障害福祉施設等の長寿命化を図り、トータルコストの縮減につなげていくことは重要であり、都道府県等においては、個別施設計画の確実な策定をお願いします。

子子発 1227 第 1 号
社援保発 1227 第 1 号
障企発 1227 第 1 号
老推発 1227 第 1 号
老高発 1227 第 1 号
老振発 1227 第 1 号
老老発 1227 第 1 号
令和元年 12 月 27 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局振興課長
厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のための手引」について

インフラ老朽化対策については、平成 25 年 11 月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）において、今後、老朽化が進行した公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出されました。

これを受け、厚生労働省では、所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、平成 27 年 3 月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定しており、さらなる取組として、「インフラ老朽化対策の今後の取組について」（平成 29 年 3 月 23 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申合せ）により、令和 2 年度末までに「個別施設毎の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）の策定を推進することとしています。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において定められた「新経済・財政再生計画」にのっとり改革を着実に推進するため、個別政策ごとに

進捗状況及び今後の取組の進め方等を取りまとめた「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」(平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議決定)では、個別施設計画の策定率を 2020 年度末までに 100% とすることを目標として掲げております。

一方、公立の社会福祉施設等の「個別施設計画」については、毎年、策定状況を報告いただいているところですが、平成 31 年 3 月末日時点の調査によれば、28%と低調な状況にあります。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引を作成しました(別紙)。

地方公共団体におかれましては、本手引を活用しながら、速やかに個別施設計画の検討に着手するようお願いします。その上で、計画の策定を通じて中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進いただきますようお願いいたします。

このことについて、都道府県等におかれましては、貴管内の市区町村(指定都市、中核市を除く)に周知していただきますようお願いいたします。

なお、策定していない自治体におかれましては、個別に策定していない理由や、策定に向けた検討状況を伺うことを検討しておりますので御了知願います。

別紙「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画(個別施設計画)策定のための手引」

「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画
（個別施設計画）策定のための手引」

令和元年 12 月

子ども家庭局子育て支援課

社会・援護局保護課

社会・援護局障害保健福祉部企画課

老健局総務課認知症施策推進室

老健局高齢者支援課

老健局振興課

老健局老人保健課

目次

I 総論	1
1. 本手引の目的	1
2. 個別施設計画策定の手引と解説	2
II 個別施設計画策定の手引と解説	3
1. はじめに	5
2. 背景・目的等	6
(1) 背景	6
(2) 目的	6
(3) 計画期間	6
(4) 対象施設	7
3. 施設の現状	8
(1) 基本情報	8
(2) 運営状況等	8
(3) 老朽化状況と過去の点検、修繕作業等の履歴	9
(4) 現状を踏まえた課題	13
4. 長寿命化計画の基本的な方針	14
(1) 修繕等の基本的な方針	14
(2) 目標使用年数	14
(3) 修繕等の優先順位付け	15
5. 実施計画	16
(1) 点検・診断の実施計画	16
(2) 修繕等の実施計画	17
(3) 実施計画の運用方針	18

I 総論

1. 本手引の目的

厚生労働省は、水道、医療、福祉、雇用、年金などの分野で地方公共団体、独立行政法人等が管理する各インフラについて、的確な維持管理・更新等が行われるよう、制度等を整備する立場にある。また、一方で、検疫所、労働基準監督署、公共職業安定所等の各施設について、自らがインフラの管理者として、維持管理・更新等を実施する立場も担っている。

インフラの老朽化対策については、政府全体の取組として、平成 25 年 10 月、関係府省庁が連携し、必要な施策を検討・推進するために、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年 11 月には、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」がとりまとめられた。この基本計画により、各インフラの管理者及びインフラを所管する立場にある国等は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするため、インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）及び個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定することが必要とされた。

厚生労働省において所管・管理する立場にあるインフラに関しては、行動計画について、「厚生労働省インフラ長寿命化計画（以下「厚生労働省行動計画」という。）」を平成 27 年 3 月 31 日に定めており、また、平成 31 年 4 月 1 日時点で水道、医療、福祉、雇用、年金分野について、地方公共団体、独立行政法人等の各インフラの管理者においてほぼ全ての行動計画の策定が完了したところである。一方、個別施設計画に関しては、医療、福祉、雇用分野に係る策定状況は全体の 3 割以下にとどまり、依然として低い策定率となっている。

基本計画のロードマップや新経済・財政再生計画改革工程表 2018（平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議決定）では、2020 年度末までに個別施設計画の策定率 100%達成を目標として掲げており、個別施設計画の策定については、これを更に推進していく必要がある。

このような状況を踏まえ、今般、福祉分野における個別施設計画の策定を進めることを目的として、個別施設計画に盛り込むべき項目や解説等をまとめた本手引を作成した。地方公共団体、独立行政法人等の各インフラの管理者におかれては、これを活用し、個別施設計画の策定を進めることで、今後のインフラ老朽化対策を戦略的に実施されたい。

2. 個別施設計画の策定対象

基本計画で規定している個別施設計画の策定対象とされている社会福祉施設等は、厚生労働省行動計画で対象施設としている以下の施設である。なお、具体的な個別施設は、各施設管理者が作成している行動計画（都道府県市区町村においては「公共施設等総合管理計画」）に記載している施設になる。

分野	対象施設
福祉	社会福祉施設等（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園及び都道府県・市町村等が設置する公立の入所・通所施設（保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設、婦人保護施設、児童福祉施設、母子・父子福祉施設 等））

※1 「保護施設」とは、生活保護法第38条で定める施設をいう。

※2 「老人福祉施設等」とは、以下のものをいう。

介護保険法に規定する「通所介護」、「通所リハビリテーション」、「短期入所生活介護」、「短期入所療養介護」、「特定施設入居者生活介護」、「地域密着型通所介護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」、「介護予防通所リハビリテーション」、「介護予防短期入所生活介護」、「介護予防短期入所療養介護」、「介護予防特定施設入居者生活介護」、「介護予防認知症対応型通所介護」、「介護予防小規模多機能型居宅介護」、「介護予防認知症対応型共同生活介護」、「第一号通所事業」を実施する施設、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」、「介護医療院」、老人福祉法に規定する「有料老人ホーム」、「軽費老人ホーム」、「養護老人ホーム」

※3 「障害者支援施設等」とは、以下のものをいう。

- ・ 児童福祉法に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び障害児入所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス又は保育所等訪問支援を行う事業に限る。）又は障害児相談支援事業の用に供する施設
- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者社会参加支援施設及び身体障害者更正相談所
- ・ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更正相談所
- ・ 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業の用に供する施設及び地域生活支援事業の用に供する施設（障害児又は障害者が利用する施設に限る。）

※4 「婦人保護施設、児童福祉施設、母子・父子福祉施設等」とは以下のものをいう。

- ・ 売春防止法第34条で定める婦人相談所及び同法第36条で定める婦人保護施設
- ・ 児童福祉法第7条で定める児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センターを除く）、同法第12条で定める児童相談所及び同法第6条の3各項で定める事業を行う施設
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条で定める母子・父子福祉施設

※5 施設管理者毎に作成している行動計画において、上記以外の施設を対象とすることは妨げない。

II 個別施設計画策定の手引と解説

<計画の構成について①>

基本計画には、個別施設計画に記載する事項が定められており、個別施設計画の作成に当たっては、これらの事項を当該計画に掲載する必要がある。本手引では、これらの記載が必要な事項を含め、個別施設計画の構成を、後述する「1. はじめに」～「5. 実施計画」とし、記載内容の解説とともに参考例をまとめた。これらの構成や解説・参考例に関しては、各インフラの管理者が個別施設計画の作成を効率的に進めるための参考という位置づけであり、それぞれの記載内容について必ずしもこれと同様とする必要はなく、基本計画で定めている記載事項を満たした上で、各インフラの管理者において必要な内容を独自に個別施設計画に記載することも適当である。なお、基本計画の記載事項と本手引で定める個別施設計画の構成との対応関係は下図のとおりである。

また、基本計画では、「各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。この場合において、各インフラの管理者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に適切な見直しを行うよう努める」こととされている。これを踏まえ、同種・類似の計画をもって個別施設計画の策定に代える場合には、不足している情報等について当該計画に追加するなど、適時適切な見直しを行うよう努められたい。

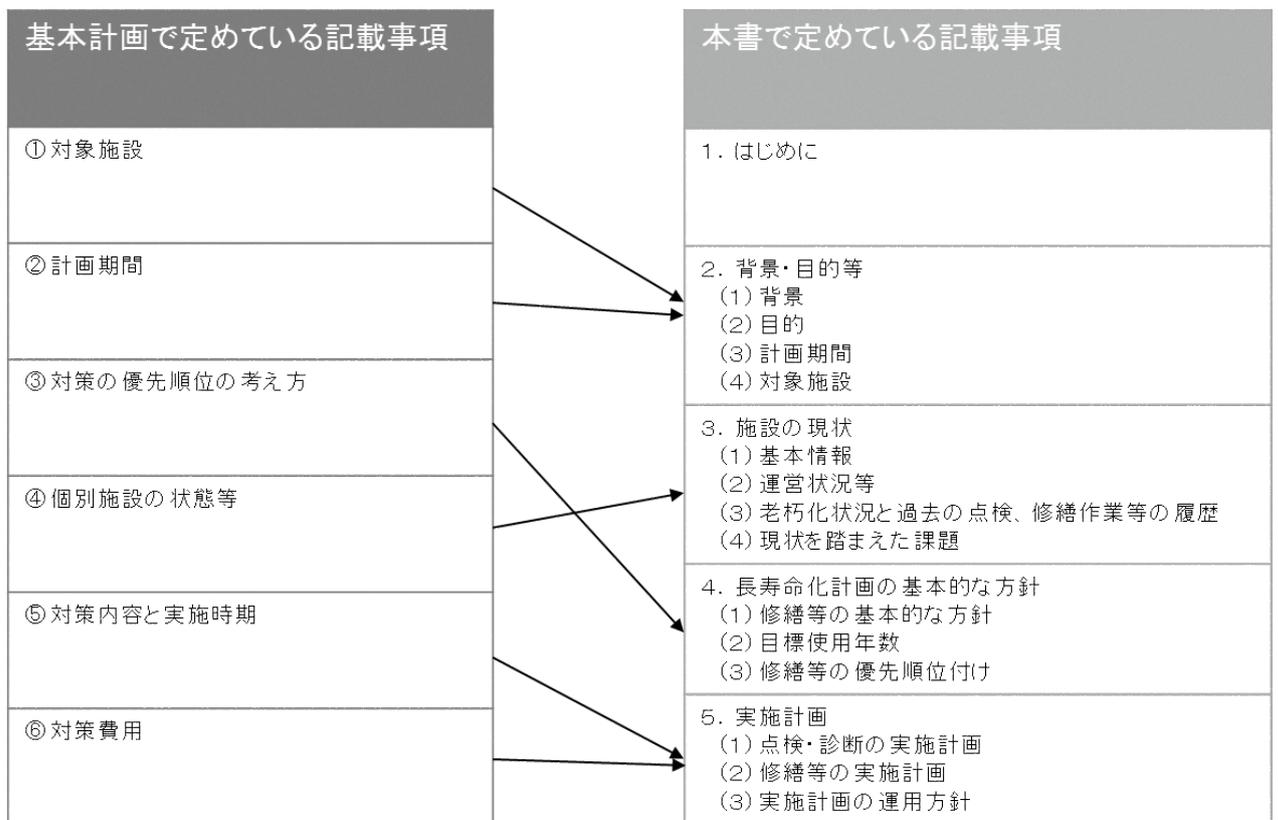


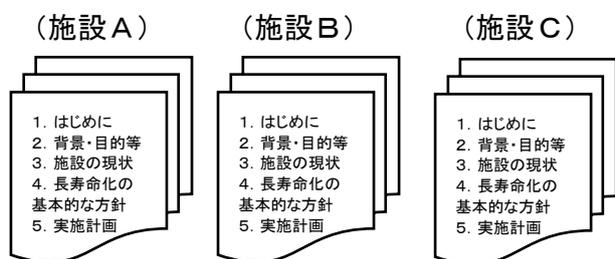
図 基本計画で定めている個別施設計画の記載事項と本手引の構成との対応関係

＜計画の構成について②＞

基本計画において、個別施設計画については、「各施設の維持管理・更新等に係る取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位（例えば、事業毎の分類（道路、下水道等）や、構造物毎の分類（橋梁、トンネル、管路等）等）を設定の上、その単位毎に計画を策定する」こととされているため、個別施設の管理者が管理する施設数や規模、体制の状況等によっては、一つの個別施設計画に複数の対象施設をまとめて掲載することも可能である。なお、その場合には、各施設の現状や長寿命化に向けた実施計画について、施設毎の個票を作成して管理する手法などが考えられる。

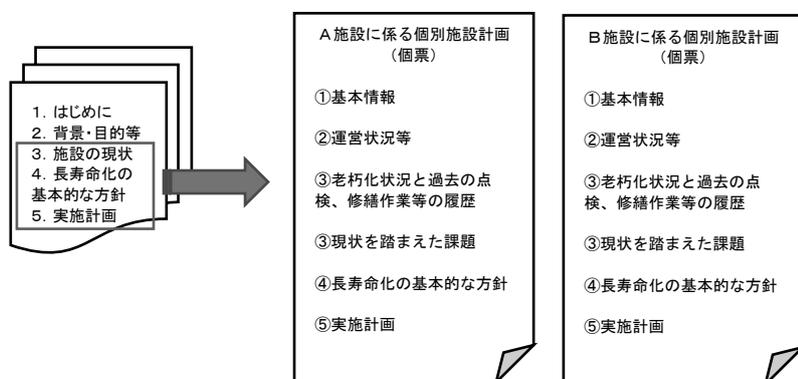
※個別施設計画の構成イメージ

（i）施設毎に計画書を作成する場合



個別施設毎に、1. ～ 5. の項目を立て、計画書本体に個別施設の具体的な情報を記載する。

（ii）複数の施設に関する一つの計画書を作成する場合（例）



3. ～ 5. について計画書本体には基本的な考え方や方針のみを記載し、詳細は別添（個票）参照とするなど、個別施設毎の具体的な情報は、計画書本体とは別に作成して管理する。

1. はじめに

【解説】

個別施設計画の策定経緯や必要性等を第三者が理解できるよう、本項を設けている。「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」等の背景に触れつつ、個別施設計画の概要や趣旨を記載する。

(例)

国や全国の地方公共団体等では、過去に建設された公共施設等が、今後大量に大規模改修や建替の時期を迎えることが懸念されている。これを受けて、平成25年10月、政府では、関係府省庁が連携し、必要な施策を検討・推進するために「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月には、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」がとりまとめられた。

△△施設を管理する〇〇市においても、基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするため、平成●●年にインフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）を策定した。

一方、基本計画では、行動計画のほか、具体的な対応方針を定めた個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定することも求められているところである。

このため、今般、〇〇市としては、△△施設の老朽化状況、維持管理・更新等の具体的な方針やコスト管理をとりまとめた「△△施設おけるインフラ長寿命化計画（個別施設計画）」を策定することとした。これにより、△△施設について、住民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を進めていく。

2. 背景・目的等

(1) 背景

【解説】

個別施設毎に設立の背景や老朽化の現状、当該施設に対してこれまで取り組んできた改修等の内容、今後の課題等の概要を記載する。

(例)

〇〇市が管理する△△施設は、□□法に基づき・・・の向上を図るため、昭和●●年に設立したところであるが、築年数は▲▲年を超え、外壁のひび割れや配管の劣化等の老朽化が進んでいる。

これまでも修繕・改修等を行ってきたところであるが、施設に不具合があった際に対策を講じる事後的な対応となってしまうため、不具合を未然に防止する予防型の対応が必要となってきた。

また、限られた予算の中で施設の老朽化対策を実施することが求められているところ、施設の修繕・改修等のコストを必要最小限に抑えることも重要である。

(2) 目的

【解説】

基本計画や行動計画の内容を踏まえ、住民の安全・安心の確保、中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化など、個別施設計画を策定することにより実現すべき内容を記載する。

(例)

「△△市におけるインフラ長寿命化計画」(以下「本計画」という。)は、(1)背景を踏まえ、施設の現状を把握した上、必要な点検箇所や修繕計画を明確にすることで、施設の長寿命化を図るとともに、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を実現することにより、将来的にも安全・安心な施設環境を確保する。

(3) 計画期間

【解説】

計画期間については、個別施設の実情も踏まえ設定すべきものであるが、10年以上を見据えた中長期的な計画とし、フォローアップ結果等を踏まえて5年程度を目安に計画を更新することが望ましい。

(例)

中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しを図るとの観点から、本計画の計画期間を〇〇年から〇〇年の10年間とし、5年程度を目安に本計画の更新を検討することとする。

(4) 対象施設

【解説】

行動計画において管理すべきとした施設が個別施設計画の策定対象となるため、施設毎に計画を策定することが考えられる。

一方で、前述の「計画の構成について②」のとおり、一つの個別施設計画に複数の対象施設をまとめて掲載することも可能である。

(例) ※一つの個別施設計画で複数の施設を対象とする場合

本計画の対象施設は〇〇市が管理する以下の老人福祉施設等を対象とする。

△△施設、■■リハビリテーションセンター、**の園

また、具体的な個別の施設の老朽化状況や長寿命化に向けた実施計画については、別添の個票により定めるものとする。

3. 施設の現状

(1) 基本情報

【解説】

施設名称、所在地、敷地面積、延床面積、築年数、構造など、当該施設の基本的な情報を記載する。

(例)

2. (4)「対象施設」に記載する施設の基本情報は以下のとおり。

No.	施設名	所在地	敷地面積	延床面積	設立年月日	築年数	構造	階数
1	△△施設	・・・	350㎡	500㎡	1990年4月4日	28年	軽量鉄骨	3
2	■■リハビリテーションセンター	・・・	860㎡	1,058㎡	1964年7月6日	54年	鉄筋コンクリート	1
3	**の園							

(2) 運営状況等

【解説】

施設の利用対象者、利用者数、運営方法（直営・民間委託等）、運営に係るコスト（光熱費、施設整備費、運営費等）と利用料等の収入のほか、耐震性の有無やバリアフリー化の状況等を記載する。

(例)

△△施設の運営状況等は以下のとおり。

利用状況	施設利用対象者	〇〇市の住民	防災対策	耐震性	有	避難所指定	有
		利用者数		1,000人/月 程度			防火性
運営状況	運営方法	民間委託	バリアフリー	エレベーター	有	その他特記事項	(自由記載)
	委託先	▲▲株式会社		多目的トイレ	有		
	年間運営費用(千円)	H30: 34,567 H29: 35,976		車いす専用駐車場	3台		
	利用料等の年間収入(千円)	H30: 33,487 H29: 34,112		スロープ	無		

※ 「避難所」とは、災害対策基本法第49条の4又は同法同条の7に基づき市町村長が指定する指定緊急避難場所又は指定避難所に加え、地方自治体が地域の実情に応じて位置づけている避難施設も含む。

※ 「防災拠点」とは、各地方自治体が策定する地域防災計画等で地域の実情に応じて定めている防災拠点のことをいう。

(3) 老朽化状況と過去の点検、修繕作業等の履歴

【解説】

施設の老朽化状況については、安全面、機能面、環境面等の複数の視点で把握することが重要である。代表的な視点の下で把握すべき老朽化状況の項目については、以下の①～③において例示を記載するが、これを参考としつつ、施設毎の特性を考慮し、必要な項目を検討することが求められる。これに加え、これらの老朽化状況を評価するに当たっては、複数の段階で評価するなど、適切な評価指標を設定することが考えられる。なお、検討にあたっては「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」（平成17年6月1日国営管59号 国営保第11号）等を参考とし、確認項目、確認方法、判定基準等を定めることが考えられる。

また、以下の④のとおり、過去に実施した点検（建築基準法第12条に基づく法定点検、職員による任意点検）や老朽化に伴い実施した修繕・改修の内容や作業に要した費用についても記載する。

① 安全面における老朽化状況

外装・内装の劣化状況、耐震対策状況、防災機能の状況、事故防止の対策状況 など

② 機能面における老朽化状況

エレベーターの劣化状況、バリアフリー設備の劣化状況、トイレの劣化状況 など

③ 環境面における老朽化状況

施設の老朽化に伴う断熱性能、日射遮蔽性能、遮音性能、空調性能の低下状況 など

④ 過去の点検、修繕作業等の履歴情報

ア 点検・診断結果

法定点検等で定期的に点検した点検箇所や点検方法、評価結果のほか、日常的に点検をしている点検箇所など、過去及び現在実施している点検内容を網羅的に記載する。

イ 修繕作業等

アで実施した点検により修繕、改修等が必要と判断された箇所について、実施した作業内容や作業に要した費用等を記載する。

※ インフラメンテナンスという観点から実施される作業には以下のようなものがある。

項番	作業区分	説明
1	維持管理	
2	点検・診断	
3	点検	施設の最新の状態を把握する措置。
4	診断	点検の結果に基づいて施設の健全性を判定し、どのような対策が必要かを判断する措置。
5	修繕作業等	
6	修繕	経年劣化した建物の一部に対して修理や取り替え等の処置を行い、問題部分の性能や機能を支障なく利用できる状態にまで回復させる措置。
7	補修	性能の低下を遅らせる措置。
8	改修	施設が共用開始時に保有していたよりも高い性能まで向上させる措置。
9	補強	既存施設の廃止を伴わないもので、耐荷性、耐久性、耐候性、耐火性の向上、通信システムの高度化、エネルギー効率の向上などを伴う措置。
10	更新	耐用年数を経過した施設の必要な機能を確保するため、施設全体を作り替える措置。

(例) 点検・診断する部位と評価指標

△△施設の老朽化状況を把握する上で点検・診断すべき部位及び老朽化の度合いを判断する評価指標は以下のとおり。

➤ 評価指標

- A評価：概ね良好
- B評価：部分的に経年劣化が見られる
- C評価：全体的に経年劣化が見られる
- D評価：早急に対応が必要な劣化・不具合がある

評価指標について、それぞれの部位毎に適用する際の判断基準は以下のとおり。

部位		評価指標			
		A評価	B評価	C評価	D評価
躯体	基礎	専門知識を有する民間事業者や技術職員等が現地調査を行い、鉄骨・鉄筋の腐食等を評価			
	柱				
外部仕上げ	屋根	良好	部分的に塗装の剥がれ、さび、変質等の劣化が見られる。	広範囲に塗装の剥がれ、さび、変質等の劣化が見られる。部分的に腐食や損壊が見られる。	漏水が生じるほどの劣化、損壊が見られる。
	外壁	〃	部分的にひび割れ、変質等の劣化が見られる。	広範囲にひび割れ、変質等の劣化が見られる。部分的に腐食や損壊が見られる。	倒壊の危険性があるほどの劣化、損壊が見られる。
	その他	〃	・・・	・・・	・・・
内部仕上げ	内壁	〃			
	天井	〃			
	床	〃			
	その他	〃			
電気設備	受変電設備	〃			
	・・・	〃			
給排水、衛生設備	給水設備	〃			
	・・・	〃			
空調換気設備	空調機器	〃			
	・・・	〃			
その他設備	昇降機	〃			
	・・・	〃			

部位毎にどのような劣化が見られた場合にどの評価とするのかの判断基準を記載する。

(例) 過去の点検・診断履歴情報

〇〇施設の部位毎の老朽化状況は以下のとおり。

部位		主な仕様	前回評価		直近の評価		
			評価	実施日	評価	実施日	所見
躯体	基礎	鉄筋コンクリート	A	2010/12/6	B	2018/9/26	部分的にひび割れがあるが概ね問題なし。
	柱	鉄筋コンクリート	A	2013/5/15	A	2018/9/26	
外部仕上げ	屋根	アスファルトルーフィング	B	2013/5/15	B	2018/9/26	外壁に広範囲のひび割れが多数見受けられる。特に入り口付近に大きなひび割れがみられ、修繕が必要と思われる。
	外壁	吹付タイル	C	2013/5/15	C	2018/9/26	
	その他	・・・	A	2013/5/15	A	2018/9/26	
内部仕上げ	内壁						部位毎に評価指標を用いた劣化状況を記載し、詳細な情報は「所見」部分に記載する。
	天井						
	床						
	その他						
電気設備	受変電設備						
	・・・						
衛生設備	給水設備						
	・・・						
気設備	空調機器						
	・・・						
その他設備	昇降機						
	・・・						

(例) 過去の修繕等の履歴情報

△△施設において過去に実施した主な修繕工事等は以下のとおり。

着工年度 (西暦)	工事名	修繕等の内容	工事費用 (円)	備考
1995	外壁修繕工事	外壁の損壊に伴う修繕	300,000	
2001	天井改修工事	天井劣化による漏水を改善するための改修	450,000	
2010	配水管工事	配水管の老朽化に伴う取り替え工事	1,200,000	

(4) 現状を踏まえた課題

(1)～(3)の現状を踏まえた課題を記載する。

(例)

- ・ ○○施設について、鉄筋コンクリートの腐食が進んでおり、構造躯体の健全性に問題がある。
- ・ 耐震対策や防災対策が適切になされておらず、改善が必要である。
- ・ 空調設備の劣化が進み、室内の温度調整ができておらず、施設利用者の利用環境の面で問題がある。

4. 長寿命化計画の基本的な方針

(1) 修繕等の基本的な方針

【解説】

中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減し、予算を平準化していくためには、インフラの長寿命化を図り、大規模な修繕や更新をできるだけ回避することが重要である。このため、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」の考え方を考慮する。

(例)

△△施設においては老朽化が進んでいるが、限られた予算の中で今後も引き続き維持・管理等をしていく必要がある。そのため、以下のような場合を除き、施設全体を作り替える更新等よりも工事費が安価となる修繕工事を基本として、施設の長寿命化を図ることとする。

- ・ 構造躯体の劣化が激しく、修繕・改修に多額の費用がかかるため、改築した方が経済的に望ましい場合
- ・ 建物の配置に問題があり、施設の安全性が十分に確保できないなど、更新等によらなければ△△施設が抱える課題を解決できない場合
- ・ 公共施設の適正配置など、地域の実情により更新せざるを得ない場合

また、修繕等についても大規模な不具合が生じた後に修繕等を行うのではなく、損傷が軽微である早期段階から予防的な修繕等を実施することにより、突発的な事故や費用発生を減少させるとともに、施設の不具合による被害のリスクを緩和する。

(2) 目標使用年数

【解説】

建物の法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」において定められているが、これは税務上、減価償却費を算定するためのものであり、物理的な耐用年数はこれより長い場合がある。そのため、長寿命化に向けた方針を踏まえ、本計画で目標使用年数を改めて定めることが望ましい。目標使用年数を定めるに当たっては、物理的耐用年数を調査した場合には、その結果や、構造別に目標耐用年数が示されている「建築物の耐久計画に関する考え方」（昭和63年社団法人日本建築学会編）等の文献を総合的に勘案して設定することが考えられる。

(例)

△△施設の法定耐用年数は50年だが、物理的耐用年数を調査したところ、法定耐用年数を超えて使用できることが判明したことから、目標使用年数は〇〇年とする。

(3) 修繕等の優先順位付け

【解説】

今後の維持管理・更新等の内容や時期、費用等を整理し実施計画を策定する際、作業の優先順位付けが必要となる。そのため、「3(3)老朽化状況と点検、修繕作業等の履歴」でまとめた施設の状態のほか、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等に基づいた優先順位の考え方を明確化する。

(例) 施設劣化度と施設重要度のマトリクスで優先順位を検討する場合

施設劣化度 施設重要度	A (概ね良好)	B (部分的に劣化している)	C (全体的に劣化している)	D (応急処置が必要な劣化がある)
小	優先度 極小	優先度 小	優先度 中	優先度 大
中	優先度 小	優先度 中	優先度 大	優先度 極大
大	優先度 中	優先度 大	優先度 極大	優先度 極極大

※ 施設全体の劣化度については、民間事業者へ委託して実施した点検結果や、各インフラの管理者において実施する目視点検の結果、対象施設の築後年数等を総合的に勘案して評価する必要があることに留意すること。

※ 施設重要度については、対象施設の利用状況、避難所指定を受けているなどの重要性等を総合的に勘案して評価する必要があることに留意すること。

5. 実施計画

(1) 点検・診断の実実施計画

【解説】

施設の維持管理を効率的・効果的に実施するため、点検・診断の項目を整理する。整理した項目毎に劣化状況の点検方法、点検実施頻度等を設定したチェックリストを作成する。

(例)

△△施設を長期的に活用するため、適切な点検・診断を実施し、建物の劣化・損傷の把握に努める。点検・診断の結果を踏まえ、「3.(3)老朽化状況と過去の点検、修繕作業等の履歴」に記載している評価指標を用いて、老朽化状況の情報を更新する。

点検・診断の方法については、建築基準法第12条による法定点検のほか、職員による通常点検（目視点検等）及び専門業者による詳細点検等により行うこととする。

△△施設の点検対象部位や点検方法、点検周期等の一覧は以下のとおり。

点検対象部位		点検方法	点検周期	法定点検	備考
躯体	基礎	詳細点検	3年	○	
	柱	詳細点検	3年	○	
外部仕上げ	屋根	通常点検／ 詳細点検	1年／ 5年	○	
	外壁	通常点検／ 詳細点検	1年／ 3年	○	
	その他	通常点検	3年		■■の部位、・・・、・・・
内部仕上げ	内壁				
	天井				
	床				
	その他				
電気設備	受変電設備				
	・・・				
給排水、衛生設備	給水設備				
	・・・				
空調換気設備	空調機器				
	・・・				
その他設備	昇降機				
	・・・				

部位毎に点検方法、法定点検該当の有無、点検周期等を記載する。

(2) 修繕等の実施計画

【解説】

「3. (3) 老朽化状況と点検、修繕作業等の履歴」でまとめた施設の状態や「4. (3) 修繕等の優先順位付け」の考え方等を基に、今後の修繕等の時期や方法、費用見込み等について整理する。なお、費用見込みについては、改築中心の場合の費用も算出し、トータルコストを比較した上で実施計画を立てる。

その際、各施設の必要性自体についても再検討し、検討の結果、必要性が認められない施設については廃止や撤去を進めるほか、必要性が認められる施設にあつては、更新等の機会を捉え、社会情勢の変化に応じた用途変更や集約化なども含めて対応を検討する。

(例)

「3. (3) 老朽化状況と点検、修繕作業等の履歴」でまとめた施設の劣化状況や「4. (3) 修繕等の優先順位付け」を総合的に勘案し、「2. (3) 計画期間」において実施する△△施設の修繕、改修、更新等の事業予定一覧は以下のとおり。

施設名	修繕等の内容	優先度	事業期間			費用 (千円)	計画期間における施設運営費(千円)	トータルコスト (千円)
△△施設	屋根の改修	極大	2019	～	2020	3,000	145,678	168,802
	外壁の修繕	極大	2019	～	2019	985		
	詳細点検	—	2020	～	2020	800		
	水道設備の更新	大	2021	～	2021	1,486		
	センター統合に伴う改修	—	2022	～	2022	16,853		
■■センター	撤去	—	2022	～	2022	6,912	30,735 ※2021年までの費用	37,647

また、上記の修繕等を計画的に行い、改築を行わない長寿命化ケースと、修繕等を実施せずに2025年に改築を行うこととなるケースそれぞれの計画期間内におけるコスト比較は以下のとおり。

長寿命化ケースでは、△△施設と■■センターに係る今後10年間のトータルコストは約2.1億円であり、改築ケースでは約4.9億円である。修繕等を計画的に実施することにより施設の長寿命化を図るとともに、約2.8億円の節減効果が得られる結果となっている。

施設名	長寿命化／改築	2019	2020	2021	2022	2023～ 2025	2026～ 2028	トータルコスト (千円)
△△施設	長寿命化ケース	17,053	16,868	16,053	31,420	43,704	43,704	168,802
	改築ケース	14,568	14,568	14,568	14,568	187,425	14,568	260,265
■■センター	長寿命化ケース	10,245	10,245	10,245	6,912	0	0	37,647
	改築ケース	10,245	10,245	10,245	10,245	158,535	30,735	230,250

(3) 実施計画の運用方針

【解説】

効率的かつ効果的な施設整備を進めていくためには、①施設の現状を的確に把握した上で計画を策定し（Plan）、②計画に基づき修繕等を実施し（Do）、③計画について改善すべき点について課題を整理し（Check）、④次期計画に反映する（Action）というPDCAサイクルを回す必要がある。そのため、個別施設計画の策定後、どのように本計画を活用し、フォローアップをしていくかの運用方針を記載する。

（例）

本計画は「2.（3）計画期間」に記載のとおり、5年を目安に全体的な見直しの検討を行うほか、「3. 施設の現状」については毎年最新の情報に更新し、新たな課題等が生じた場合には、必要に応じてそれらを解決するための対応方針を実施計画に反映する。

11 障害者控除に係る「認定書」の交付事務について

障害者控除に関しては、所得税法施行令及び地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者等のほか、身体障害者に準ずる者等として市町村長の「認定書」の交付を受けた者についても対象とされている。

昨今、当該認定書の交付の取扱いに関して、疑義が寄せられることがあることから、平成 14 年にお示ししている取扱いに係る考え方について、再度周知をお願いします。

各市町村において、当該事務連絡の内容を踏まえた取扱いがなされるよう、御配意いただきたい。

(参考) 高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて（平成 14 年 8 月 1 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・老健局総務課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kaigi/020904/2-3.html#betushi>

12 令和元年地方からの提案に関する対応方針について

地方分権改革については、地方の声を踏まえつつ改革を推進していくことを目的に、2014 年度より地方公共団体等からの「提案募集方式」が導入されており、地方から提案のあった事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進している。

今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年 12 月 23 日閣議決定）がとりまとめられた。障害保健福祉関係の内容は別添資料のとおりであるので、御了知いただきたい。

このうち、「矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報について」に関しては、以下のとおり対応しているので、御了知いただきたい。

< 矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報について >

- ・ 精神保健福祉法第 26 条に基づく通報の対象者について、本年 2 月 27 日付け事務連絡により周知している。
- ・ 同通報に基づく事前調査の結果、措置診察不要となった場合の矯正施設宛での連絡については、文書による通知である必要はなく、電話等適宜の方法による連絡で差し支えないことを法務省から矯正施設に周知している。

地方分権に係る提案等への対応について

地方分権改革については、地方の声を踏まえつつ改革を推進していくことを目的に、2014年度より地方公共団体等からの「提案募集方式」が導入されている。これにより、地方から提案のあった事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等の推進が図られている。

「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定。以下「対応方針」という。)のうち、障害保健福祉部関係の内容は以下の通りであり、対応方針に基づき随時措置を実施する。 ※平成30年以前の提案で、令和元年中に措置されたものは除く

令和元年度中に措置するもの

○:令和元年の提案

◎:平成26～30年の対応方針で「引き続き検討」としていた提案

[令和元年度中に関係省令の改正を行うもの]

- ◎ 身体障害者手帳の破損等に係る再交付申請について、手帳所有者の本人確認が適切に行われる場合、個人番号の記載の省略を可能とする。
- ◎ 自立支援医療に係る支給認定申請書等について、性別の記載を削除する。

[令和元年度障害保健福祉関係主管課長会議(本会議)で周知するもの]

- 生活介護事業所外でのサービス提供時間中における社会参加活動等について、職員が同行してサービスの提供を行っている場合は、当該施設利用者に係る報酬を算定して差し支えないことを周知する。
- ◎ 療育手帳に関する独自利用事務について、独自利用事務を定めた条例の制定による効果等を周知する。

[令和元年度中に通知を发出するもの]

- 障害児通所給付決定時の調査の聴き取り結果を放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査に利用できることを通知する。

令和2年中に措置、または検討・結論を得るとするもの

○:令和元年の提案

◎:平成26～30年の対応方針で「引き続き検討」としていた提案

- 矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報について、対象となる収容者を明確にするるとともに、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を通知する。
- 自立支援医療に係る支給認定の有効期間について、現行の1年を延長する方策について検討・結論を得る。
- 障害支援区分の認定の有効期間について、延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討・結論を得る。
- 障害児通所給付決定の有効期間の在り方について、給付決定の実態等を調査し、その結果に基づき検討・結論を得る。
- 精神障害者保健福祉手帳の有効期限について、延長を含めた地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討・結論を得る。
- ◎ 自立支援医療に係る支給認定の有効期間について、現行の1年を延長する方策について検討・結論を得る。

令和2年度以降に措置、または検討・結論を得るとするもの

[令和2年度中に検討・結論を得るもの]

- 以下の事務・権限について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討・結論を得る。
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等に係る事務・権限
- 後見開始等の審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討・結論を得る。

[令和3年度報酬改定までに結論を得るもの]

- 放課後等デイサービス等の職員配置基準及び障害福祉サービス等報酬の在り方について、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から検討・結論を得る。
- 重度障害児支援加算費に係る施設要件について、小規模グループケアに対応した要件とすることを含め検討・結論を得る。

[期限の定めなし]

- 療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについて、独自利用事務を定めた条例の今後の制定状況等を踏まえつつ、中長期的に検討する。

13 その他関係施策について

(1) 障害者差別解消法について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）が平成 28 年 4 月に施行されたことに伴い、これまで、同法第 11 条第 1 項の規定に基づく事業者の対応指針である「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」（平成 28 年 1 月厚生労働大臣決定）を定め、事業者に求められる合理的配慮の具体的事例を示している。

引き続き、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、周知・啓発に御協力いただくようお願いしたい。

(2) 行政手続コストの削減について

「規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日）」において、行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を平成 32 年（2020 年）までに 20% 削減することとされたことを受け、厚生労働省においても、「行政手続コスト」削減のための基本計画」を平成 29 年 6 月に策定し、令和元年 6 月末に基本計画の再改定を行った。

2020 年 3 月をもって計画実施期間は終了となるが、引き続き各自治体における各行政手続におけるコスト削減に取組の推進に関し、御理解・御協力を賜りたい。

参考：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kansoka/index.html>

(3) 東京 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る諸制度について

東京 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中は、首都高速道路において料金上乘せ施策が実施されるが、障害のある方の乗る車両や福祉関係車両については、事前申請することにより料金上乘せの対象外となる。

また、大会の観戦について一定の条件を満たす団体・組織についてはパブリックビューイングを実施することが可能となる。

どちらも事前申請が必要となることから、各自治体においては詳細について以下を確認いただき、対象となる方及び関係団体等への周知について御協力をお願いしたい。

- ・「東京 2020 大会期間中の首都高速道路における料金上乘せ」の実施に際し料金上乘せにならないための手続について（障がい者・福祉関係車両）（東京都ホームページ）

https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/taikaijyunbi/torikumi/yusou/2020shutokosoku/2020shutokosoku_shinsei/index.html

- ・東京 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会パブリックビューイングについて（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ホームページ）

<https://tokyo2020.org/jp/get-involved/livesite/public-viewing/>

(4) 食品ロス削減の推進について

食品ロスの削減を推進に向け、令和元年 5 月 24 日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第 19 号）が成立し、同年 10 月 1 日に施行された。

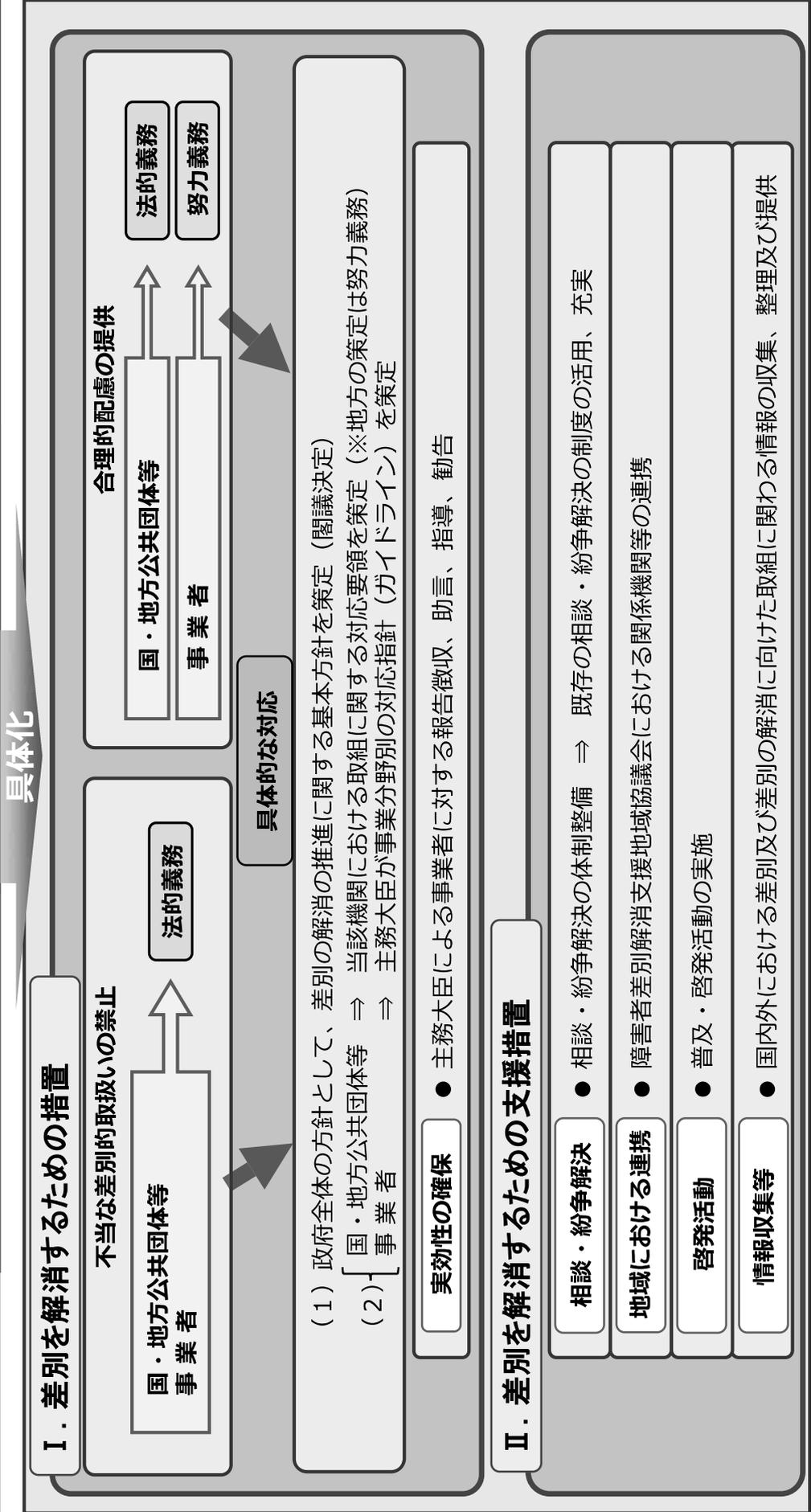
政府においては、今後、同法第 11 条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定める基本方針を定める予定である。

同法においては、食品関連事業者に限らず、事業活動を行う全ての事業者において、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとされている。

今後、基本方針を踏まえて、食品ロス削減の推進に向けて、周知・啓発等への御協力をお願いすることが見込まれるので、その際には、障害福祉関係事業者等への周知・啓発等に御協力いただくようお願いする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする 差別等の権利侵害 行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
--	---	--	--



平成28年4月1日から施行！

障害者差別解消法

※正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮の提供」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。



合理的配慮の事例が内閣府のホームページにあります。

合理的配慮サーチ

検索

合理的配慮サーチでは、障害の種別や生活の場面から事例をさがすことができます。法の施行と相まって、今後、さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充実させていきます。



内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館

電話：03-5253-2111 ファックス：03-3581-0902

ホームページ：<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

行政手続コストの削減について

経緯

「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)等において、行政手続簡素化の3原則(「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・様式の統一」)を踏まえ、政府全体として、行政手続コスト(行政手続に要する事業者の作業時間)を2020年3月までに20%削減するため、行政手続ごとに削減方策等を記した基本計画を策定。

基本計画概要

○障害保健福祉関係では、①営業の許可・認可に係る手続、②補助金の手続、③調査・統計に対する協力に関する手続で、かつ、事業者が行い、年間100件以上の手続を対象として基本計画を策定。

(2017年6月に当初計画を策定、目標達成に向け更なる取組の推進を図るため、2018年3月に計画を改定・公表。)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kansoka/>

○策定にあたっては、事業者等へヒアリング調査等を行い、コストを計測。

<基本計画を策定した手続>

①営業の許可・認可に係る手続

- ・障害福祉サービス等事業者等に関する手続(開始、変更、更新、廃止、休止)
- ・指定自立支援医療機関に関する手続(指定申請、変更、更新、辞退)
- ・指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出等
- ・障害福祉サービス事業等の開始等(障害者総合支援法第79条1項第3号及び4号に限る。)に関する手続
- ・精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令に関する手続

②補助金の手続

- ・社会福祉施設等施設整備費補助金
- ・地域生活支援事業費等補助金(地域生活支援事業)

③調査・統計に対する協力に関する手続

- ・障害福祉サービス等経営実態調査
- ・障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査

基本計画の主な内容(障害福祉関係)

手続	主な現状	主な削減方策
①営業の許可・認可に係る手続	<p>(1)申請書や添付書類の作成時間について、申請書の記載事項や必要な添付書類の理解に時間を多く費している。</p> <p>(2)申請の度に自治体等を訪れており、移動時間・待ち時間にコストがかかっている。</p> <p>(3)事前相談や申請書類の不備により、自治体等に複数回訪れている事業者があり、移動時間や待ち時間のコストがかかっている。</p>	<p>(1)申請様式の簡略化や標準的な様式例の整備などにより、理解に要する時間等を削減する。</p> <p>(2)郵送による申請を受け付けることにより、これまで事業者が申請を行うに当たって、来所していた移動時間・待ち時間について、削減に取り組む。</p> <p>(3)Eメール等の活用により、事業者が事前相談や書類の不備のために訪問する回数の削減を図る。</p>
②補助金の手続	<p>(1)提出を求めている様式が一太郎やPDFであることが多いため、数値の計算等にミスが多く時間を要している。</p> <p>(2)申請の度に各自自治体等を訪れており、移動時間・待ち時間にコストがかかっている。</p> <p>(3)申請書類の不備により、自治体等に複数回訪れている事業者があり、移動時間や待ち時間のコストがかかっている。</p>	<p>(1)申請様式のExcel化等により、自動計算等による効率的な書類作成を推進することで、書類作成時間の削減を図る。</p> <p>(2)郵送による申請を受け付けることにより、これまで事業者が申請を行うに当たって、来所していた移動時間・待ち時間について、削減に取り組む。</p> <p>(3)Eメール等の活用により、事業者が事前相談や書類の不備のために訪問する回数の削減を図る。</p>
③調査・統計に対する協力に関する手続	<p>(1)各調査のオンライン回答率 障害福祉サービス等経営実態調査 65.1%(平成29年調査) 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 59.1%(平成29年調査)</p> <p>(2)記載要領等を参考に回答しているが、回答作成に時間を要している。</p>	<p>(1)調査票発送時等におけるオンライン回答の推奨(電子回答率目標約70%)及びオンライン回答の利便性向上により、報告者のコストの削減を図る。</p> <p>(2)記入要領等を分かりやすいものに見直すことにより、報告者のコストの削減を図る。</p>



「東京2020大会期間中の首都高速道路における料金上乘せ」の実施に際し 料金上乘せにならないための手続きのご案内 (障がい者・福祉関係車両)

下記の車両は事前申請すると料金上乘せの対象外となります

ETC搭載車限定

A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両

対象となる障がい者手帳：①身体障害者手帳 ②療育手帳（愛の手帳） ③精神障害者保健福祉手帳

- 本人が運転または同乗するものに限る（1人につき1台まで申請可能）。■ 障がいの種別・程度は不問

B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両

- 施設等の利用者が同乗するものに限る。

ご確認ください 以下の場合は「申請不要」で料金上乘せの対象外となります。

「有料道路における障がい者割引制度」の適用を受ける方 ※「障がい者割引」

※障がい者割引制度の適用を受ける方は、ETC車・現金車どちらも料金上乘せ対象外

について詳しくはHPへ



一般に、ナンバープレート色が「白地に緑文字」または「黄色地に黒文字」の自家用車両のうち、分類番号が「4**」または「6**」または「8**」の車両



一般に、ナンバープレート色が「緑地に白文字」または「黒地に黄色文字」の事業用車両



首都高速道路の5車種区分における「中型車」「大型車」「特大車」

申請時期により「料金上乘せ対象外となる期間」が異なります。早めの申請をお願いします。

申請期間

2020. 5.22 消印有効 ▶

料金上乘せの対象外となる期間



申請期間（第2期）2020.7.1～7.31（予定）▶

※パラリンピック開催期間中のみが対象となります。
なお、上記申請期間は、現時点での予定です。決まり次第、改めてお知らせいたします。
オリンピック開催期間から料金上乘せの対象外とするため
には、5月22日までに申請が必要です。

第2期受付分の料金上乘せの対象外となる期間



申請からご利用までの流れ

① 申請手続



申請書類を「2020料金上乗せ 対象外申請窓口」宛てに郵送

- ※ 封筒および切手は各自でご準備ください。
- ※ 申請書は福祉窓口等で配布するほか、東京都HPからダウンロードもできます。

② 登録内容の確認



東京都から申請者に送付される「登録結果通知書」で登録内容を確認

- ※ 書類審査および首都高速道路株式会社においてシステム登録が完了した後、申請書に記載の住所宛てに送付します。

③ 料金所での通行方法



登録した「自動車+車載器+ETCカードの組合せ」でETCレーンを通行すると、料金上乗せされません。

- ※ 出口通過時には上乗せ後の料金が案内されますが、上乗せされない料金で請求されます。

申請書類

必要事項を記入した「①申請書」と「②～⑤（※コピーしたもの）」を郵送してください。

必要書類（A・B共通で必要なもの）

- ① 申請書（様式）
- ② 自動車検査証または軽自動車届出済証
- ③ ETC車載器管理番号が確認できるもの ※ ETC車載器セットアップ申込書・証明書など

A
または
B
を
添
付

A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両

- ④ 障がい者手帳 ※ 住所、氏名、手帳番号および発行者が分かる部分全て
- ⑤ ETCカード（本人名義） ※ 未成年の方等で、本人以外の運転により適用除外を受ける場合は親権者又は後見人名義等のETCカードも対象

B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両

- ④ 第一種社会福祉事業の場合：事業許可証
第二種社会福祉事業の場合：事業届出書一式（定款その他の基本約款を含む。）
- ⑤ ETCカード ※ 申請する車両のETC車載器に入れて利用するETCカード

【送付先】〒163-8001 東京都 都市整備局 都市基盤部内
「2020料金上乗せ 対象外申請窓口」行

【申請期間】令和2年5月22日（金）まで 消印有効

- ※ 第2期の申請期間は令和2年7月1日（水）から7月31日（金）までを予定
- ※ 申請時期により「料金上乗せ対象外となる期間」が異なります。

※ 料金上乗せ除外手続の詳細はHPへ

【問合せ先】電話 03-5388-3390（平日9時から17時まで）
FAX 03-5388-1354（耳の不自由な方のFAX通信）

注）問合せ先は令和2年4月1日から変更となります。新番号は別途お知らせします。



東京 2020 大会期間中の首都高における料金上乘せ対象外申請書

太枠内のみご記入ください（枠からはみ出さないよう丁寧に記入してください）。

申請年月日	2020 年 月 日		
ふりがな			
申請者氏名	生年月日	(西暦)	年 月 日
住所 (登録結果通知書送付先)	〒		
日中連絡を取ることができる連絡先	電話 ()	FAX ()	
自動車登録番号 又は車両番号	【記載例：品川〇〇〇あ〇〇-〇〇】		
ETC カード	名義 (カナ又はローマ字)		
	番号 (左詰：14～19桁)		
ETC 車載器	管理番号 (5桁-8桁-6桁)	- -	

以下は、A) 又はB) のいずれか該当するものを記入

A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両の場合			
手帳番号	〔①身体障害者手帳／②療育手帳／③精神障がい者保健福祉手帳〕 ←該当するものに○	発行者	
B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両の場合			
施設の名称 (経営者の名称)			

【記入上の注意】

- 「東京都からお知らせ」の内容を十分ご確認の上、記載例を参考にご記入ください。
- 名義・番号はETCカードのとおりに記入してください。
- 番号は、ハイフンやスペースは含めず、左詰めで記入してください。
- 管理番号は「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」のとおりに記入してください。

【個人情報の取扱いについて】

- 東京都は、収集した個人情報のうち首都高速道路株式会社において料金上乘せ対象外とするために必要な情報のみ、首都高速道路株式会社へ提供を行うこととします。

【通行上の注意】

- 料金上乘せが除外される通行は「登録されたETCカードを登録されたETC車載器に挿入し、ETCレーンを無線通行した場合」に限ります。
本登録と異なるETCカード又はETC車載器でご利用された場合は、料金上乘せ除外は適用されませんのでご注意ください。
- ETC無線通行時に通信エラーなどにより、料金所で開閉バーが開かなかった場合は、料金所係員が対応しますので、料金所係員にETCカードを手渡し「ETC無線通行」である旨をお伝えいただき、返却後のETCカードを確実に車載器に挿入し出口を無線通行してください。
- 登録された障がい者若しくは施設の方が他人に本除外措置を受けさせた場合又は虚偽の申請があった場合は本除外登録を抹消します。また、障がい者ご本人又は施設以外の方が本除外措置を受けた場合は、道路整備特別措置法第26条の規定により、通常料金の他に不法に免れた額の2倍の額を割増金としてお支払いいただきます。

※以下の場合は、【**手続不要**】で料金上乘せの除外となります。

- 『有料道路における障害者割引制度』の適用を受ける方
- 「8ナンバー（特種用途車両）」、「4又は6ナンバー（小型貨物自動車）」の車両
- 「事業用ナンバー ※一般に「緑地に白文字」又は「黒地に黄色文字」の車両
- 首都高の5車種区分における「中型車」、「大型車」、「特大車」

申請書の記入方法について（記載例）

東京 2020 大会期間中の首都高における料金上乘せ対象外申請書

太枠内のみご記入ください（枠からはみ出さないよう丁寧に記入してください）。

※記載上の留意事項は以下をご確認ください。

申請年月日		2020年 ○月 ○日																						
ふりがな		とうきょう たろう																						
①	申請者氏名	東京 太郎	生年月日 (西暦) ○○○○年○月○日																					
	住所 (登録結果通知書送付先)	〒○○○-○○○○ 東京都○○区○○ ○丁目○番○号																						
日中連絡をとることができる連絡先		電話 ○○ (○○○○) ○○○○	FAX ○○ (○○○○) ○○○○																					
②	自動車登録番号 又は車両番号	品川500 は ○○-○○ <small>【記載例：品川○○○あ○○-○○】</small>																						
	ETC カード	名義 (カナ又はローマ字)	トウキョウタロウ (TARO TOKYO)																					
		番号 (左詰：14～19桁)	<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <small>※記載例は、カード番号15桁の場合</small>		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7					
1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7										
ETC 車載器	管理番号 (6桁-8桁-6桁)	<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>-</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>-</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td> </tr> </table>		1	2	3	4	5	-	1	2	3	4	5	6	7	8	-	1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	-	1	2	3	4	5	6	7	8	-	1	2	3	4	5	6				
以下は、A) 又はB) のいずれか該当するものを記入																								
③	A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両の場合																							
	手帳番号	{①身体障害者手帳/②療育手帳/③精神障がい者保健福祉手帳} → 該当するものに○ 東京-○○○○○○○○○○	発行者	東京都																				
B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両の場合																								
	施設の名称 (経営者の名称)	○○○○○○○○○○																						

A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両の場合

- 〔①の留意事項〕・障がい者ご本人の氏名・住所・生年月日をご記入ください。
- 〔②の留意事項〕・「有料道路における 障がい者割引制度」の適用を既に受ける方は手続不要です。
・ETCカードは障がい者ご本人名義のものに限ります。
ただし、未成年の障がい者の方等で、本人以外の運転により適用除外を受ける場合は親権者又は後見人名義等のETCカードも対象となります。
- 〔③の留意事項〕・手帳番号欄に、申請者が交付を受けている障がい者手帳に記載のとおりご記入ください。

B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両の場合

- 〔①の留意事項〕・住所は、施設又は主たる事業所の所在地をご記入ください。
- 〔②の留意事項〕・複数台の登録を行う場合は、台数分の申請書類（申請書+②を証明する書類）が必要です。
なお、1枚の申請書に記載された「ETCカードとETC車載器の組合せ」で無線通行した場合のみ、料金上乘せの除外が適用されます。
- 〔③の留意事項〕・添付する証明書類に記載の通りご記入ください。
なお、複数台の登録を行う場合も、③を証明する書類は1部の提出で構いません。

※封筒に貼り付けて、宛先としてご利用いただけます ⇒

✂ 切り取り線

〒163-8001
東京都 都市整備局 都市基盤部内
「2020 料金上乘せ 対象外申請窓口」行



PRESS RELEASE

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
<Tokyo 2020.NEWS-2020-035>
2020年1月28日

パブリックビューイング・ガイドラインを公表
4月1日から実施申請の受付を開始

東京2020組織委員会は、東京2020大会におけるパブリックビューイングの具体的な申請方法の詳細等を記載したパブリックビューイング・ガイドラインを本日公表しました。実施申請の受付は、4月1日(水)から開始します。ガイドラインの内容や申請の詳細等については、以下公式ウェブサイトからご確認ください。

【パブリックビューイングの実施申請について】
https://tokyo2020.org/jp/get-involved/livesite/public-viewing/

【東京2020大会のライブサイト等について】
東京2020大会期間中、競技会場外のライブサイトやパブリックビューイングで、大型スクリーンを利用した競技中継等を通じて競技観戦を楽しみ、大会の感動と興奮を共有することができます。詳細は以下からご確認ください。
https://tokyo2020.org/jp/get-involved/livesite/

【本件に関するお問い合わせ】

(報道関係者専用)
東京2020組織委員会
広報局広報部戦略広報課
担当：安野、矢吹
電話：03-6631-1949 / FAX：03-6220-5801
Email：pressoffice@tokyo2020.jp

(報道関係者以外)
東京2020お問い合わせ窓口
電話番号：0570-09-2020(有料)
受付時間：9:00~17:00
土日祝日、年末年始を除く



食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2015 年 9 月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

➡多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第 2 条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第 3 条～第 7 条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第 8 条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第 9 条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10 月）を設ける

基本方針等（第 11 条～第 13 条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第 14 条～第 19 条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
 - ※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第 20 条～第 25 条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

14 特別児童扶養手当等について

(1) 令和2年度4月定時払いに係る留意事項について

例年、4月定時払いについては、事務処理の実施時期が都道府県・指定都市の職員の異動時期と重なること等から、他の支払時期と比べて、支払データの修正が遅延する等の事態が発生しやすくなっている。このような事態は支払いの遅延につながるおそれがある。

このため、各都道府県・指定都市におかれては、令和2年度4月定時払いにおいて、令和2年1月31日付事務連絡「令和2年度特別児童扶養手当支払データの提出期限等について」【資料1参照】においてお示している留意事項を踏まえ、事務処理に遺漏の無いようお願いする。

(2) 手当月額について

令和2年度における特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の手当月額については、令和元年の物価変動率(+0.5%)に基づき、0.5%の引き上げとなる。

については、各都道府県・指定都市におかれては、管内の市区町村及び関係機関に対し周知徹底をお願いするとともに、受給者に対する周知についても特段の配慮をお願いしたい。

なお、手当月額の引き上げに伴い、本年3月中に政令を改正し、4月から施行する予定である。

令和2年度の手当月額（月額）について

	令和元年度 （月額）	令和2年度 （月額）
特別児童扶養手当1級	52,200円	52,500円
〃 2級	34,770円	34,970円
障害児福祉手当	14,790円	14,880円
特別障害者手当	27,200円	27,350円
経過的福祉手当	14,790円	14,880円

(3) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の所得制限限度額については、障害基礎年金等の公的年金と同様、令和2年度においても据え置く予定である。【資料2-1、2-2参照】

(4) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金の算定基礎となる受給者一人当たりの基準額については、令和元年の人事院勧告による給与改定等を踏まえ、改定する予定である。(下記①)

このため、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」(昭和40年政令第270号)について、本年3月中に改正し、令和元年度分の事務取扱交付金について適用することとしている。

については、令和元年度の事業実績報告については、改定後の単価に基づき行っていただくようお願いする。

また、令和2年度分の事務取扱交付金の交付申請に当たり使用する基準額については、令和2年度予算成立後にお示しすることとしている。なお、現時点の案については、以下のとおりである。(下記②)

①令和元年度分基準額(案)

- ・都道府県分 1,903円
- ・指定都市分 3,753円
- ・市町村分 1,850円

②令和2年度分基準額(案)

- ・都道府県分 1,908円
- ・指定都市分 3,764円
- ・市町村分 1,856円

(5) 特別児童扶養手当等の適正な事務処理等について

特別児童扶養手当の支給にあたっては、平成30年9月20日付事務連絡「特別児童扶養手当の支払に係る事務処理について」【資料3参照】において、支払事務に係る手続についてメールで提出する際の留意点等を周知しているが、未だに当該留意点が守られていない自治体が見受けられる。については、各都道府県・指定都市においては、当該事務連絡を再度確認いただき、記載内容について留意いただくとともに、定時払い、随時払いのデータ提出期限を厳守していただくよう改めてお願いする。

一方、平成30年度において、特別児童扶養手当等に関する不適切な事務処理事例が散見されたが、令和元年度においても、一部の自治体での不適切な事務処理事例が報告されている。各都道府県・指定都市においては、支給漏れ等がないよう、引き続き適切な事務処理に努めていただくとともに、管内の市町村に対して周知徹底及び指導方をお願いする。

(6) 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受

給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金」を給付する措置が平成17年4月1日から施行されているところであるが、制度の一層の周知を図るため、引き続き各都道府県及び市区町村を通じた制度の周知・広報について、ご協力をお願いしたい。

本制度では、経過的福祉手当の受給者が特別障害給付金の支給を受けた場合、経過的福祉手当の受給資格を喪失し、再び受けることができなくなるので、ご留意願いたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会が多い方々を通じた周知についてもご協力をお願いしたい。【資料4参照】

(制度の概要については、日本年金機構のホームページを参照願いたい。

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/tokubetsu-kyufu/20150401.html>)

なお、令和2年度の額は、物価変動率が0.5%となったことから、下記のとおり額となるので、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いしたい。

	(令和元年度)	(令和2年度)
障害基礎年金1級相当に該当する方	52,150円	→ 52,450円
		(2級の1.25倍)
障害基礎年金2級相当に該当する方	41,720円	→ 41,960円

事務連絡
令和2年1月31日都道府県
各 指定都市 特別児童扶養手当担当係 殿厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課手当係

令和2年度特別児童扶養手当支払データの提出期限等について

特別児童扶養手当制度の運営につきましては、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、下記のとおりデータ提出期限等の日程等を定めるとともに、別紙のとおり来年度（令和2年度）4月定時払いに係る留意事項を定めました。

つきましては、特別児童扶養手当の支払い事務の円滑な実施に御協力お願いいたします。

記

1. データ提出期限等

支払月	データ提出期限 (午前中)	データ修正締切日 (午前中)	支払予定日 (※)
2020年 4月	<u>3月16日 (月)</u>	<u>3月18日 (水)</u>	<u>4月10日 (金)</u>
5	4月15日 (水)	4月17日 (金)	5月11日 (月)
6	5月15日 (金)	5月19日 (火)	6月11日 (木)
7	6月15日 (月)	6月17日 (水)	7月10日 (金)
8	<u>7月15日 (水)</u>	<u>7月17日 (金)</u>	<u>8月11日 (火)</u>
9	8月17日 (月)	8月19日 (水)	9月11日 (金)
10	9月15日 (火)	9月17日 (木)	10月9日 (金)
11	<u>10月15日 (木)</u>	<u>10月19日 (月)</u>	<u>11月11日 (水)</u>
12	<u>11月16日 (月)</u>	<u>11月18日 (水)</u>	<u>12月11日 (金)</u>
2021年 1月	12月15日 (火)	12月17日 (木)	1月8日 (金)
2	1月15日 (金)	1月19日 (火)	2月10日 (水)
3	2月15日 (月)	2月17日 (水)	3月11日 (木)

注) 太字・下線箇所は定時払い月（その他は随時払い月）

※ 支給日は、原則、支給月の11日となる。

但し、以下のとおり、支給日が支給月の11日とならない場合があることに留意すること。

- ・ 11日が休日・祝日の場合、その前営業日が支給日となる。
- ・ 定時払いの市中銀行分及び随時払い分については、11日の前営業日が支給日となり得る。

2. データの提出先及び提出方法

(1) データの提出先

データにつきましては、以下宛先に送付をお願いいたします。

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係

(2) データの提出方法

- ・ 原則、データ提出期限までに到着するよう簡易書留郵便でお送りください。
- ・ 支払データはCD-RW等の電子媒体に、必ずパスワードを施して保存してください。
- ・ 支払データの提出の際には以下2点を必ず同送してください。
 - ① 『特別児童扶養手当振込及び送金データ送付書』
 - ② 『支払データ一覧表』または『受給資格者台帳』等の受給者名簿

【別紙】

特別児童扶養手当令和2年度4月定時払いに係る留意事項について

例年、4月定時払いについては、事務処理を実施する時期が都道府県・指定都市の職員の異動時期と重なること等から、他の支払時期と比べて、支払データの修正が遅延する等の事態が発生しやすくなっています。このような事態は支払いの遅延につながるおそれがあることから、各都道府県・指定都市においては、下記の事項に十分御留意の上、事務処理に遺漏の無いようお取り計らい願います。

記

1. 支払データについては、「令和元年8月定時払いに係る特別児童扶養手当支払データの適切な処理等について」（令和元年6月26日付事務連絡）【別添】の各事項に御留意の上作成願います。
2. 以下のネット銀行の口座への支払が出来ないため、注意してください。
 - ・セブン銀行
 - ・じぶん銀行
 - ・大和ネクスト銀行
 - ・GMOあおぞらネット銀行 (R2/1/31現在)
3. 支払データの修正・削除及び追加のメールを当係あてにご提出いただく際には、**必ず以下の連絡先を入力してください。**
宛先：特別児童扶養手当支払事務専用アドレス (tokuji@mhlw.go.jp)
CC：当係担当者（多鹿、藤原、森田）
4. 令和2年4月1日（水）においては、当係から、各都道府県・指定都市の御担当者に対して、エラー修正等の連絡を行います。このため、終日、速やかな対応が取れるよう予め体制を整えておくようお願いいたします。
なお、人事異動がある場合は、後任予定者に対して、事前に引継を十分に行ってください。
5. 令和2年度に担当者の異動の予定がある自治体においては、**新たな担当（予定）者の氏名、電子メール・アドレス、電話番号（直通）を、3月25日（水）までに、当係担当者（以下の3名）へ連絡**をお願いします。

【本件担当（元年度担当者）】

厚生労働省 障害保健福祉部 企画課手当係

多鹿・藤原・森田

電話：(03)5253-1111(内線：3020)

※来年度（令和2年度）当係について異動があった場合は、別途ご連絡します。

特別児童扶養手当の所得制限

資料2-1

受給資格者(障害児の父母等)もしくはその配偶者又は受給者本人と生計を同じくする扶養義務者(同居する受給資格者の父母等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める者)の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

特別児童扶養手当の所得制限限度額表(単位:円)

扶養親族等の数	受給資格者	配偶者及び扶養義務者
	所得額(参考:収入額の目安)	所得額(参考:収入額の目安)
0	4,596,000(約6,420,000)	6,287,000(約8,319,000)
1	4,976,000(約6,862,000)	6,536,000(約8,596,000)
2	5,356,000(約7,284,000)	6,749,000(約8,832,000)
3	5,736,000(約7,707,000)	6,962,000(約9,069,000)
4	6,116,000(約8,129,000)	7,175,000(約9,306,000)
5	6,496,000(約8,551,000)	7,388,000(約9,542,000)

(注)

- 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者についての限度額(所得額)は、上記の金額に次の金額を加算した額とする。
 - 本人の場合は、
 - 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
 - 特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)1人につき25万円
 - 配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円
- 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

特別障害者手当等の所得制限

資料2-2

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

受給資格者(重度障害児又は特別障害者)もしくはその配偶者又は受給者本人と生計を同じくする扶養義務者(同居する受給資格者の父母等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める者)の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

特別障害者手当等の所得制限限度額表(単位:円)

扶養親族等の数	受給資格者	配偶者及び扶養義務者
	所得額(参考:収入額の目安)	所得額(参考:収入額の目安)
0	3,604,000(約5,180,000)	6,287,000(約8,319,000)
1	3,984,000(約5,656,000)	6,536,000(約8,596,000)
2	4,364,000(約6,132,000)	6,749,000(約8,832,000)
3	4,744,000(約6,604,000)	6,962,000(約9,069,000)
4	5,124,000(約7,027,000)	7,175,000(約9,306,000)
5	5,504,000(約7,449,000)	7,388,000(約9,542,000)

(注)

- 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者についての限度額(所得額)は、上記の金額に次の金額を加算した額とする。
 - 本人の場合は、
 - 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
 - 特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)1人につき25万円
 - 配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円
- 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

各都道府県・指定都市
特別児童扶養手当担当者様

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課手当係

特別児童扶養手当の支払に係る事務処理について

特別児童扶養手当の支払に係る事務処理につきましては、日頃よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、先般、特別児童扶養手当の9月随時払いにおいて、省内の支払処理の過程での確認不足により、支払手続きに一部遅滞がありました。今後、同様の事態が生じないよう、チェック体制を強化する等、再発防止に努めて参ります。

つきましては、今後の適切な支払処理のために、特別児童扶養手当の支払に係る事務処理について、下記のとおりといたしますので、各都道府県・指定都市の特別児童扶養手当担当者様におかれましては、下記についてご理解・ご協力の程何卒よろしくお願いいたします。

なお、1及び2については、11月の定時払いから適用することとします。

記

1. データ修正・削除・追加依頼をメールで提出する際の留意点について

データ修正・削除・追加依頼（以下、「修正等依頼」という。）をメールで提出する際、必ずメールの件名及び本文に次の内容を明記してください。

- ・件名は下の例のとおり、「自治体名」、「支払月」、「依頼内容」及び「修正等依頼回数」を記載してください。

（例）【〇〇県（市）：□月定時払い修正等依頼（△回目）】

- ・本文冒頭には下の例のとおり、「修正等依頼件数」を記載してください。

（例）【修正依頼件数：〇件、削除依頼件数：□件、追加依頼件数：△件】

2. 特別児童扶養手当振込及び送金データ送付書について

修正等依頼に伴い特別児童扶養手当振込及び送金データ送付書の修正が必要になった場合には、修正した部分を赤字にするとともに、当該送付書の修正回数を赤字で、表題の次に記載いただきますようお願いいたします。

(例)【特別児童扶養手当振込及び送金データ送付書(修正〇回目)】

3. 特別児童扶養手当支払データの提出期限等の厳守について

特別児童扶養手当支払データの提出期限等につきましては、毎年、障害保健福祉関係主管課長会議や事務連絡によりそのスケジュールをお示ししているところですが、期限を過ぎてから提出する自治体が多く見られます。期限までにご提出いただきますよう、改めてご協力をお願い申し上げます。

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課手当係
TEL : 03-5253-1111 (内線 3020)

特別障害給付金について

○概要

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として、「特別障害給付金制度」を創設。

○対象者

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
 - ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であつて、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限る。
- ※障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金との併給は対象外。
- ※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合は、その受給額分を差し引いた額を支給。
- ※経過的福祉手当受給者が特別障害給付金の支給を受けると、経過的福祉手当の受給資格は喪失する。

○支給額

(円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
1級	49,500	49,700	51,050	51,450	51,400	51,650	52,150	52,450
2級	39,600	39,760	40,840	41,160	41,120	41,320	41,720	41,960

○支給件数（実績）

(件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
支給件数	9,244	9,300	9,305	9,290	9,213	9,159	8,982
（うち学生）	(5,007)	(5,112)	(5,197)	(5,231)	(5,231)	(5,244)	(5,212)
（うち配偶者）	(4,237)	(4,188)	(4,108)	(4,059)	(3,982)	(3,915)	(3,770)

(注) 各年度3月末現在の件数

○請求窓口

住所地の市区町村

○認定事務

年金事務センター（日本年金機構）

15 心身障害者扶養保険事業について

(1) 心身障害者扶養保険事業に係る適切な事務処理の実施について

各都道府県・指定都市においては、適切に事務処理を行っていただくとともに、管内の市町村においても適切な事務処理が行われるよう、指導方をお願いします。特に、本制度は加入時の年度の4月1日時点の年齢によって掛金の額が異なるため、加入希望者への案内や事務処理において十分にご留意いただきたい。

また、加入者の現況を確実に把握し、保険金の請求遅延等が生じないよう努められたい。

(2) 広報啓発の取組の推進について

平成29年11月6日に取りまとめられた「心身障害者扶養保険事業に関する検討会報告書」（以下「報告書」という。）において、「国、地方公共団体及び独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）において、広報の取組の一層の充実を図ること」とされており、厚生労働省及び機構において、自治体において活用できるリーフレットのひな形と障害者扶養共済制度の案内の手引きを作成し、厚生労働省ホームページ及び機構ホームページへ掲載している。これらリーフレットや手引きにおいては、障害者扶養共済制度に対して国民に親しみを持ってもらうため、保護者の意見を参考に、「しょうがい共済」という愛称を用いている。【資料5-1、5-2参照】

また、機構では、毎年度、本リーフレット等を各都道府県・指定都市に必要部数を配布しているところ（3月中に各自治体に到着予定）である。

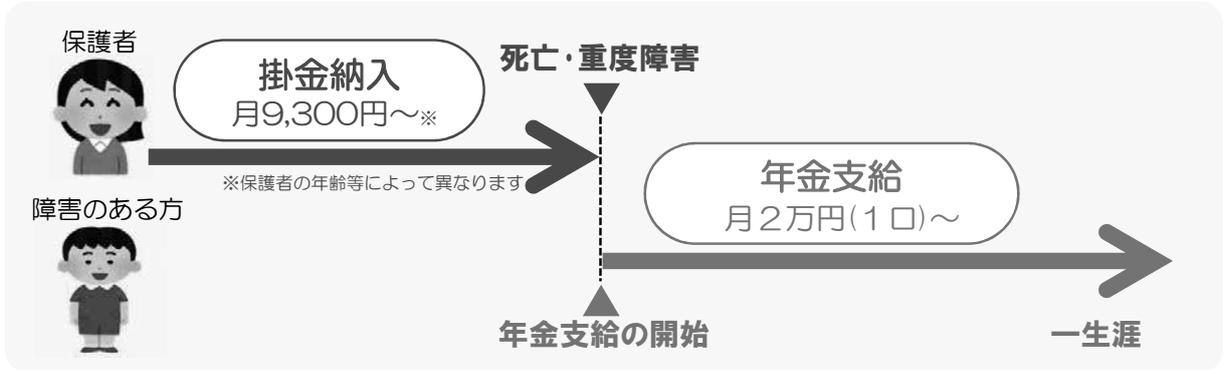
各都道府県・指定都市においては、本リーフレット等を活用し、管内の市町村等と連携の上、引き続き広報啓発の取組をより一層推進していただくようお願いします。【資料6参照】

親あるうちにできること。
お子さんに、生涯の安心を…。

障害者扶養共済制度 (しょうがい共済)

障害のある方を扶養している保護者の皆さまへ

毎月一定の掛金を納めていただくことで、
ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、
障害のある方へ、**終身年金を支給**します。

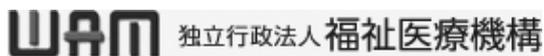


「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」の4つのメリット

<p>毎月2万円の終身年金</p> <p>保護者が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に毎月2万円が生涯にわたって支給されます。(2口加入の場合は4万円)</p>	<p>掛金が割安</p> <p>制度の運営に関する事務経費などの「付加保険料」が必要ないため、掛金が安くなっています。</p>	<p>税制優遇</p> <p>保護者が支払う掛金は所得控除の対象になるので、所得税・住民税の軽減につながります。</p>	<p>公的制度だから安心</p> <p>都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。</p>
---	---	--	--

- ★ 加入資格、掛金(保険料)、年金額等の詳細については、**保護者の方がお住まいの地方公共団体(都道府県・指定都市)の「障害者扶養共済制度担当」へお問い合わせください。**
- ★ 制度の概要については、(独)福祉医療機構ホームページ「**心身障害者扶養保険事業**」をご覧ください。

心身障害者扶養保険事業



保護者の方などから よくあるご質問



保護者の加入要件は？

- ・年齢が65歳未満で健康であることや、一定程度の障害のある方を扶養していることなどの要件があります。



掛金はいくら？

- ・加入時点の保護者の年齢によって決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで、月額掛金は安くなります。

【例】30歳：9,300円 40歳～44歳：14,300円 60歳～64歳：23,300円など

※ 制度の見直しにより掛金が改訂されることがあります。

- ・民間保険と比べて安いのが特徴です。



税制優遇って？

- ・掛金の全額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の軽減につながります。年金を受け取る際も、所得税、住民税、相続税、贈与税がかかりません。



障害基礎年金や生活保護を受給していても、年金を受け取れますか？

- ・はい、受け取れます。
しかも、障害者扶養共済制度（しょうがい共済）により支給される年金は、生活保護の収入認定から除かれます。



保護者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を受け取ることが難しいときは、どうするのですか？

- ・親族の方などを「年金管理者」としてご指定いただきます。
年金管理者が障害のある方に代わって年金の請求や受領、管理をすることができます。



誰が運営しているの？

- ・各都道府県および指定都市が、条例に基づき実施しています。
- ・独立行政法人福祉医療機構が年金給付に必要な資金を大切に運用します。

親あるうちにできること。
お子さんに、生涯の安心を…。

障害者扶養共済制度

(愛称：しょうがい共済)

案内の手引き

平成30年2月

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課
独立行政法人福祉医療機構 共済部 扶養保険課



厚生労働省



独立行政法人福祉医療機構

「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」を
より多くの方にご案内いただくために、この手引きを作りました。

1. はじめに

「障害者扶養共済制度(愛称：しょうがい共済)」は、障害のある方の生活の安定や福祉の増進の一助となるため、また、障害のある方の将来に対して、保護者がいなく不安の軽減を図ることを目的として生まれました。

制度が生まれてから約50年が経過し、これまで多くの方々にご利用いただいておりますが、この制度をご存じない方もまだ多くいらっしゃいます。そのため、さらなる広報の充実を図ることにより、この制度を必要としている障害のある方やその保護者の方々に是非この制度を知っていただき、今後、少しでも安心して暮らしていただくための手助けとなれば、と考えております。

今般、「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」が担うべき役割、税制上の優遇措置等のメリットをわかりやすく紹介したリーフレットのひな形として、保護者の意見を参考に、右のリーフレットを作成しました。

この手引きは、都道府県・指定都市、市町村の障害者行政窓口の担当者や障害者相談支援専門員が、リーフレットを用いて障害のある方の保護者等に制度のご案内を行う際の手助けとなるよう作成したものです。

本制度へのご加入を検討されている方等へのご説明には、別途、(独)福祉医療機構で詳細なパンフレット*を作成しておりますので、そちらをご活用ください。

*パンフレットは、(独)福祉医療機構HP「心身障害者扶養保健事業」のページからダウンロードできます。

心身障害者扶養保険事業 [検索](#)

(リーフレット・表面)

親あるうちにできること。
お子さんに、生涯の安心を…。

障害者扶養共済制度

(しょうがい共済)

障害のある方を扶養している保護者の皆さまへ
毎月一定の掛金を納めていただくことで、
ご自身に万が一(死・重度障害)のことがあったとき、
障害のある方へ、終身年金を支給します。

「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」の4つのメリット

毎月2万円の終身年金	掛金が割安	税制優遇	公的制度だから安心
公的年金に比べ、毎月2万円11口(11歳から65歳まで)の終身年金を支給します。	加入年齢に比べて掛金が割安です。	加入年齢に比べて掛金が割安です。	公的年金に比べ、毎月2万円11口(11歳から65歳まで)の終身年金を支給します。

* 加入資格、掛金(保険料)、年金給付の料率については、保護者の方がお住まいの都道府県(都道府県・指定都市)の「障害者扶養共済推進センター」にお問い合わせください。

* 制度の概要については、(独)福祉医療機構HP「心身障害者扶養保健事業」のページからダウンロードできます。

心身障害者扶養保険事業 [検索](#)

厚生労働省 WAM 独立行政法人福祉医療機構

行政窓口だけでなく、関係する機関や団体等においても、あらゆる機会をとらえて、積極的に本制度のご案内をお願いします！

1. 行政窓口だけでなく、関係機関・関係団体等でも！

実施主体である都道府県・指定都市、市町村の障害者行政窓口だけでなく、下のような関係機関・関係団体等でも、機会をとらえて、障害のある方やその保護者にご案内していくことが重要であると考えています。

- ・障害のある方やその保護者が利用される障害者相談支援事業所
- ・児童発達支援事業所
- ・放課後等デイサービス事業所 等

2. あらゆる機会をとらえ、積極的にご案内を！

障害のある方やその保護者から、制度について照会があったときだけでなく、あらゆる機会をとらえて積極的に紹介していくことが必要です。本リーフレットを活用し、下のような様々な機会に紹介していただければ幸いです。

- ・身体障害者手帳や療育手帳等の申請があったときや交付時
- ・各種障害福祉サービス等の利用の申請があったとき 等

3. 説明する側が制度を理解していることが重要！！

説明する側が、制度を理解していないと障害のある方やその保護者に制度のメリット等を理解していただくことは困難です。

都道府県・指定都市におかれては、市町村障害者行政窓口の担当者等が本制度について理解を深めるよう、扶養共済制度に関する研修を実施する等の工夫が望まれます。

例えば、こんな機会に…

- ▶ 市町村障害者行政窓口で機会をとらえてご案内
(例) 身体障害者手帳の申請窓口



- ▶ 障害者相談支援専門員や児童相談所の職員、保健師による相談の際にご案内

ポスターもご活用ください



- ▶ 特別支援学校や障害のある方が利用される施設にポスターを掲示

※ ポスターのデータは、厚生労働省や、福祉医療機構のHPからダウンロードできます。

心身障害者扶養保険事業 検索

制度案内のポイント ①

しょうがい共済には、障害のある方を支えるための様々なメリットがあります。そのメリットをわかりやすく伝えてください！

1. 制度の概要

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

障害のある方の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害のある方の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的としています。

2. 制度の主な特色(メリット)

- ① 保護者が死亡したとき又は重度障害になったとき、障害のある方に毎月2万円(2口加入の場合は4万円)の年金が生涯にわたり支給されます。
- ② 付加保険料(保険に係る経費分)を徴収しないため、掛金が低廉です。
- ③ 掛金の全額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の軽減につながります。また年金に対しては所得税、住民税、相続税、贈与税がかかりません。
- ④ 都道府県及び指定都市が条例に基づき実施している制度であり、(独)福祉医療機構が厚生労働省の監督の下、障害のある方に年金を支給するための資金を運用しています。

3. その他

- ① 掛金の免除制度があります。(詳しくはP. 8へ)
- ② 全国の都道府県・指定都市で加入でき、転出した場合は転出先の都道府県・指定都市で継続できます。

(リーフレット・表面)

制度案内の
ポイント ②

障害のある方に対して、生涯にわたり年金が支給されます！
その他、弔慰金などについてもご説明ください。

1. 年金と弔慰金

- ・障害のある方に対して、生涯にわたり年金が支給されます。(毎月2万円、2口の場合は毎月4万円)
- ・1年以上加入した後、万一障害のある方が先に亡くなった場合には、加入期間に応じて、保護者に対して弔慰金が支給されます。この場合、すでに払い込んだ掛金は、返還されません。

【弔慰金】

加入期間	弔慰金の額
1年以上5年未満	5万円
5年以上20年未満	12万5千円
20年以上	25万円

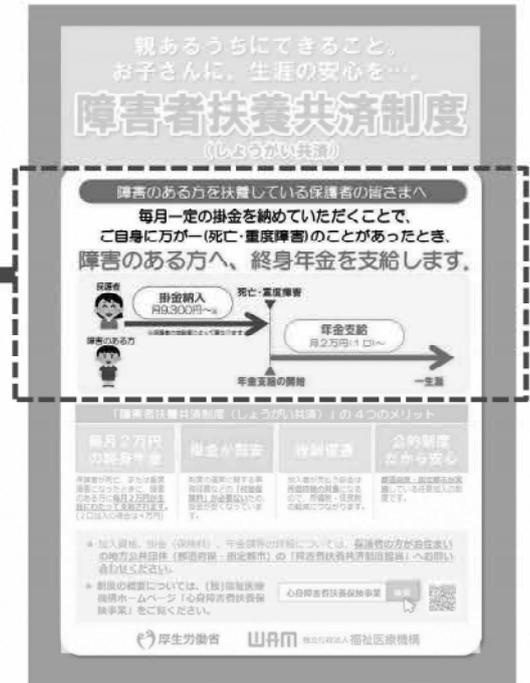
※制度の見直しにより弔慰金が改定されることもあります。

2. 制度の利用例

- 【例1】保護者が32歳、障害のある子が2歳の時に加入した。保護者が80歳で死亡し、子が50歳から80歳まで月額2万円の年金を受給した場合。
- ・掛金総額(33年間分): 3,682,800円 ← 33年間掛金を払ったところで、掛金免除の要件を満たす (p.8「掛金の免除」参照)
 - ・年金総額(30年間分): 7,200,000円
- 【例2】保護者が50歳、障害のある方が20歳の時に加入した。保護者が80歳で死亡し、子が50歳から65歳まで月額2万円の年金を受給した場合。
- ・掛金総額(20年間分): 4,512,000円 ← 20年間掛金を払ったところで、掛金免除の要件を満たす (p.8「掛金の免除」参照)
 - ・年金総額(15年間分): 3,600,000円

※保護者の誕生日や加入月等により支払期間や支払総額が変わります。
※掛金額>年金額となる場合や、障害のある方が保護者より先に死亡したことにより年金支給ができない場合もあります。このような可能性についても説明し、ご理解いただくことが必要です。

(リーフレット・表面)



制度案内の
ポイント ③

加入にあたっては、保護者・障害のある方ともに要件があります！

※加入要件には、「保護者に関するもの」と「障害のある方に関するもの」とがあり、いずれの要件も満たしていることが必要です。

1. 加入要件について

(1) 保護者の要件

- 障害のある方を現に扶養している保護者(父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など)であって、次のすべての要件を満たしている方です。
- ① その都道府県・指定都市内に住所があること。
 - ② 加入時の年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること。
 - ③ 特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。(健康状態等によっては、この制度にご加入いただけない場合があります。)
 - ④ 障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

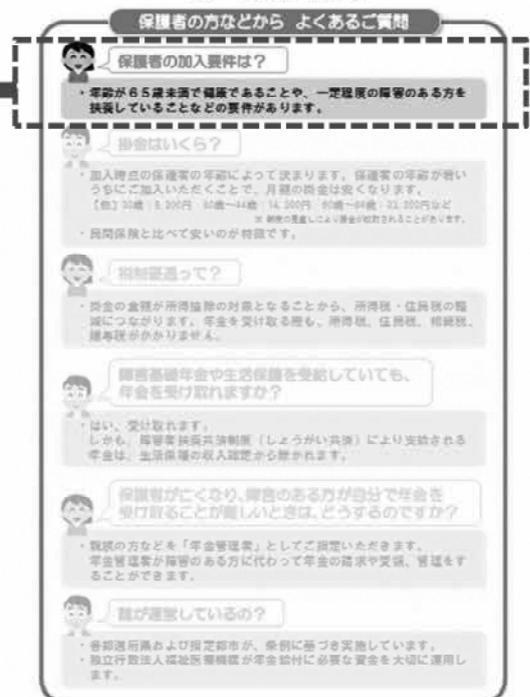
(2) 障害のある方の要件

次のいずれかに該当する障害のある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方です。(年齢は問いません。)

- ① 知的障害
- ② 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害
- ③ 精神又は身体に永続的な障害のある方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度が①又は②の者と同程度と認められる方

※ご加入のお申し込みの際に、保護者の健康状態等について告知していただく必要があります。健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。

(リーフレット・裏面)



掛金には、付加保険料が上乗せされないため割安です！

※一般的に生命保険における保険料は、「純保険料」と「付加保険料」から成り立っていますが、「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」は「純保険料」のみで設定されており、「付加保険料」は加算されていません。
純保険料・・・保険金等の給付を行うための原資 付加保険料・・・保険事業の運営に必要な事業費

1. 掛金月額

ア 掛金は、掛金免除になるまでの期間又は脱退月まで払い込む必要があります。なお、所定の期間、払い込みを滞納したときは、加入者としての地位を失います。

イ 掛金月額は、加入時の年度の4月1日時点の保護者の年齢に応じて決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで月額掛金は安くなります。

年齢	掛金月額（1口あたり）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※制度の見直しにより掛金が改定されることもあります。

※制度から脱退された場合は、すでに払い込んだ掛金は返還されません。

(リーフレット・表面)

保護者の方などから よくあるご質問

保護者の加入要件は？

・年齢がら35歳未満で健康であることや、一定程度の障害のある方を保険していることなどの要件があります。

掛金はいくら？

・加入時点の保護者の年齢によって決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで、月額掛金は安くなります。
【例】30歳：9,300円 40歳～44歳：14,300円 50歳～64歳：23,300円など
※制度の見直しにより掛金が改定されることもあります。
・民間保険と比べて安いのが特徴です。

脱退金って？

・掛金の金額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の軽減につながります。年金を受け取る際も、所得税、住民税、相続税、贈与税がかりません。

障害基礎年金や生活保護を受けていても、年金を受け取れますか？

はい、受け取れます。
しかも、障害者扶養共済制度(しょうがい共済)により支給される年金は、生活保護の収入認定から除かれます。

保護者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を受け取ることが難しいときは、どうするのですか？

・親族の方などを「年金管理費」としてご指定いただけます。
年金管理費が障害のある方に代わって年金の請求や受領、管理をすることができます。

誰が運営しているの？

・各都道府県および指定都市が、条例に基づき実施しています。
・独立行政法人福祉医療機構が年金給付に必要な資金を大規模に運用します。

ウ 掛金の免除

次の2つの要件を両方とも満たした以後の加入月から、掛金は免除されます。

- ① 年度初日(4月1日)の保護者の年齢が、65歳となったとき
- ② 加入期間が20年以上となったとき

【例1】30歳で加入した場合

2016(平成28)年9月1日 制度加入
2036(平成48)年9月1日 加入期間20年 ★②の要件を充足
2050(平成62)年9月7日 保護者65歳の誕生日
2051(平成63)年4月1日 年度初日65歳を迎える ★①の要件を充足
2051(平成63)年9月1日 要件充足後の加入月 → 掛金免除
※ 65歳まで35年間掛金を納める必要があります。

【例2】60歳で加入した場合

2016(平成28)年5月1日 制度加入
2020(平成32)年6月7日 保護者65歳の誕生日
2021(平成33)年4月1日 年度初日65歳を迎える ★①の要件を充足
2036(平成48)年5月1日 加入期間20年 ★②の要件を充足
" 要件充足後の加入月 → 掛金免除
※ 80歳まで20年間掛金を納める必要があります。

エ 掛金の減免

掛金の納付が困難な方等に対して掛金の減免を行っている都道府県・指定都市がありますので、その内容をご案内してください。

(リーフレット・裏面)

保護者の方などから よくあるご質問

保護者の加入要件は？

・年齢がら35歳未満で健康であることや、一定程度の障害のある方を保険していることなどの要件があります。

掛金はいくら？

・加入時点の保護者の年齢によって決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで、月額掛金は安くなります。
【例】30歳：9,300円 40歳～44歳：14,300円 50歳～64歳：23,300円など
※制度の見直しにより掛金が改定されることもあります。
・民間保険と比べて安いのが特徴です。

脱退金って？

・掛金の金額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の軽減につながります。年金を受け取る際も、所得税、住民税、相続税、贈与税がかりません。

障害基礎年金や生活保護を受けていても、年金を受け取れますか？

はい、受け取れます。
しかも、障害者扶養共済制度(しょうがい共済)により支給される年金は、生活保護の収入認定から除かれます。

保護者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を受け取ることが難しいときは、どうするのですか？

・親族の方などを「年金管理費」としてご指定いただけます。
年金管理費が障害のある方に代わって年金の請求や受領、管理をすることができます。

誰が運営しているの？

・各都道府県および指定都市が、条例に基づき実施しています。
・独立行政法人福祉医療機構が年金給付に必要な資金を大規模に運用します。

制度案内の
ポイント ⑤

税制上の優遇措置があります！
掛金、年金(受け取り)、弔慰金ともに税金が優遇されます。

1. 税制上の措置等の内容

(1)掛金

加入者が都道府県・指定都市に納める掛金は、所得税及び住民税ともに、小規模企業共済等掛金控除の対象として、その全額が所得控除されています。

【小規模企業共済等掛金控除について】

この控除を受ける場合は、確定申告書の小規模企業共済等掛金控除の欄に記入するほか、支払った掛金の証明書を確定申告書に添付するか提示することが必要です。なお、給与所得者は、「給与所得者の保険料控除申告書」に添付して給与の支払者に提出するか同申告書を提出する際に提示することになります。

(2)年金及び弔慰金

年金及び弔慰金は、所得税及び住民税ともに非課税の措置がとられています。また、相続税及び贈与税ともに非課税とされています。

(3)その他

年金及び弔慰金は、生活保護の収入認定において収入として認定されません。

(リーフレット・表面)

保護者の方などから よくあるご質問

保護者の加入要件は？
・年齢が65歳未満で健康であることや、一定程度の障害のある方を満たしていることなどの要件があります。

掛金はいくら？
・加入時点の保護者の年齢によって決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで、月額の掛金は少なくなります。
【例】30歳：6,300円 40歳～44歳：14,300円 50歳～54歳：23,300円など
※年齢の増加により掛金が上がる場合があります。
・民間保険と比べて安いのが特徴です。

税制優遇って？
・掛金の金額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の負担につながります。年金を受け取る際も、所得税、住民税、相続税、贈与税がかかりません。

障害基礎年金や生活保護を受給していても、年金を受け取れますか？
・はい、受け取れます。しかも、障害者扶養共済制度（しょうがい共済）により支給される年金は、生活保護の収入認定から除かれます。

保護者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を受け取ることが難しいときは、どうするのですか？
・親族の方などを「年金管理受託者」としてご指定いただけます。年金管理受託者が障害のある方に代わって年金の請求や受領、管理をすることができます。

誰が運営しているの？
・各都道府県および指定都市が、条例に基づき実施しています。
・独立行政法人国民生活保障機構が年金給付に必要な資金を大規模に運用します。

制度案内の
ポイント ⑥

公的年金や生活保護を受給していても、
年金を受け取ることができるため、生活の支えとなります。

1. 年金給付について

(1)加入者が死亡した場合又は下記のいずれかの重度障害状態に該当した場合に支給されます。

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②そしゃく又は言語の機能を全く永久に失ったもの
- ③両上肢を手関節以上で失ったもの
- ④両下肢を足関節以上で失ったもの
- ⑤一上肢を手関節以上で失い、かつ、一下肢を足関節以上で失ったもの
- ⑥両上肢の用を全く永久に失ったもの
- ⑦両下肢の用を全く永久に失ったもの
- ⑧十手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- ⑨両耳の聴力を全く永久に失ったもの

(2)支給対象期間は、加入者が死亡した又は重度障害に該当したと認められた月の分から、障害のある方が死亡する月の分までです。なお、掛金の支払は、年金支給開始月の分まで必要です。(掛金免除となっている場合を除く)

(3)次の場合は年金を支給することができません。

- ①次のいずれかの事由により加入者が死亡したとき
 - ア 加入日以後1年以内の自殺
 - イ 障害のある方の故意
- ②次のいずれかの事由により加入者が重度障害になったとき
 - ア 加入者の故意又は重大な過失に基づく行為
 - イ 加入者の犯罪行為
 - ウ 障害のある方の故意による傷害行為
 - エ 加入前の疾病・災害
 - オ 加入者が加入前に生じていた所定の障害状態、又は、加入前の原因によって加入者となった後生じた所定の障害状態を有していた場合において、すでに障害を生じている身体の同一部位に新たな障害が加重したこと
- ③加入者の生存中に障害のある方が死亡したとき
- ④制度から脱退したとき

(リーフレット・裏面)

保護者の方などから よくあるご質問

保護者の加入要件は？
・年齢が65歳未満で健康であることや、一定程度の障害のある方を満たしていることなどの要件があります。

掛金はいくら？
・加入時点の保護者の年齢によって決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで、月額の掛金は少なくなります。
【例】30歳：6,300円 40歳～44歳：14,300円 50歳～54歳：23,300円など
※年齢の増加により掛金が上がる場合があります。
・民間保険と比べて安いのが特徴です。

税制優遇って？
・掛金の金額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の負担につながります。年金を受け取る際も、所得税、住民税、相続税、贈与税がかかりません。

障害基礎年金や生活保護を受給していても、年金を受け取れますか？
・はい、受け取れます。しかも、障害者扶養共済制度（しょうがい共済）により支給される年金は、生活保護の収入認定から除かれます。

保護者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を受け取ることが難しいときは、どうするのですか？
・親族の方などを「年金管理受託者」としてご指定いただけます。年金管理受託者が障害のある方に代わって年金の請求や受領、管理をすることができます。

誰が運営しているの？
・各都道府県および指定都市が、条例に基づき実施しています。
・独立行政法人国民生活保障機構が年金給付に必要な資金を大規模に運用します。

制度案内の
ポイント ⑦

障害のある方が、年金の請求手続きや管理が困難な場合は、
親族の方などが「年金管理者」として代行できます。

1. 年金管理者について

- ・「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」は、加入者の方がお亡くなりになった場合などに、障害のある方に年金をお支払いする制度のため、年金給付手続きは、加入者以外の方が行うことになります。
- ・このため、障害のある方が、年金の請求手続きや、管理が困難であると思われる場合は、年金を受領し管理する「年金管理者」をあらかじめ指定することができます。(あらかじめ、年金管理者に指定される人の同意を得ておく必要があります。)

【年金管理者の例】

父が加入者の場合は、母や障害のある方の兄弟

【年金管理者に行っていただく手続きの例】

■年金受給前

- ・年金請求手続き

■年金受給開始後

- ・障害のある方が受け取る年金の管理
- ・障害のある方の現況届
- ・住所変更等の各種届出
- ・障害のある方の死亡届

の提出 → 都道府県・指定都市
(窓口：福祉事務所、
市役所等)

- ・年金管理者が指定されている場合は、年金給付の支払は、年金管理者に対して行われます。

(リーフレット・表面)

保護者の方などから よくあるご質問

保護者の加入要件は？

- ・年齢がらら歳未満で健康であることや、一定程度の障害のある方を認定していることなどの要件があります。

掛金はいくら？

- ・加入時点の保護者の年齢によって決まります。保護者の年齢が若いうちに加入いただくことで、月額掛金は安くなります。
- 【例】34歳：¥300円 40歳～44歳：¥1,300円 45歳～49歳：¥1,500円など
- ※ 年齢が年齢により、掛金の目安はあくまで目安となります。
- ・純粋な保険と比べて安いのが特徴です。

税制優遇って？

- ・年金の支取が所得控除の対象となることから、所得控・住民税の負担に繋がります。年金を受け取る際も、所得控、住民税、相続税、贈与税がかりません。

障害基礎年金や生活保護を受給していても、年金を受け取れますか？

- ・はい、受け取れます。
- ・しかも、障害者扶養共済制度(しょうがい共済)により支給される年金は、生活保護の収入認定から除かれます。

保護者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を受け取ることが難しいと思は、どうするのですか？

- ・親族の方などを「年金管理者」としてご指定いただけます。
- ・年金管理者が障害のある方に代わって年金の請求や受領、管理をすることができます。

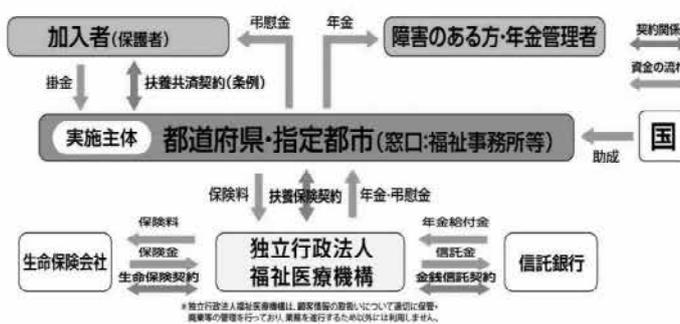
誰が運営しているの？

- ・各都道府県および指定都市が、条例に基づき実施しています。
- ・独立行政法人福祉医療機構が年金給付に必要な資金を大切に運用します。

制度案内の
ポイント ⑧

都道府県・指定都市が条例に基づき実施する公的制度です！
年金給付に必要な資金は、国の監督のもと運用されています。

1. 障害者扶養共済制度(しょうがい共済)等の全体像



「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」は、都道府県・指定都市が条例に基づいて実施する公的制度です。障害のある方への年金給付に必要な資金は、国の監督の下、(独)福祉医療機構が安全に運用しています。

2. 制度を長期にわたって安定的に維持するための取組

- ・国は、少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととしています。
- ・(独)福祉医療機構では、毎年度、資金の運用のリスク管理や財政状況の検証を行っています。

(リーフレット・裏面)

保護者の方などから よくあるご質問

保護者の加入要件は？

- ・年齢がらら歳未満で健康であることや、一定程度の障害のある方を認定していることなどの要件があります。

掛金はいくら？

- ・加入時点の保護者の年齢によって決まります。保護者の年齢が若いうちに加入いただくことで、月額掛金は安くなります。
- 【例】34歳：¥300円 40歳～44歳：¥1,300円 45歳～49歳：¥1,500円など
- ※ 年齢が年齢により、掛金の目安はあくまで目安となります。
- ・純粋な保険と比べて安いのが特徴です。

税制優遇って？

- ・年金の支取が所得控除の対象となることから、所得控・住民税の負担に繋がります。年金を受け取る際も、所得控、住民税、相続税、贈与税がかりません。

障害基礎年金や生活保護を受給していても、年金を受け取れますか？

- ・はい、受け取れます。
- ・しかも、障害者扶養共済制度(しょうがい共済)により支給される年金は、生活保護の収入認定から除かれます。

保護者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を受け取ることが難しいと思は、どうするのですか？

- ・親族の方などを「年金管理者」としてご指定いただけます。
- ・年金管理者が障害のある方に代わって年金の請求や受領、管理をすることができます。

誰が運営しているの？

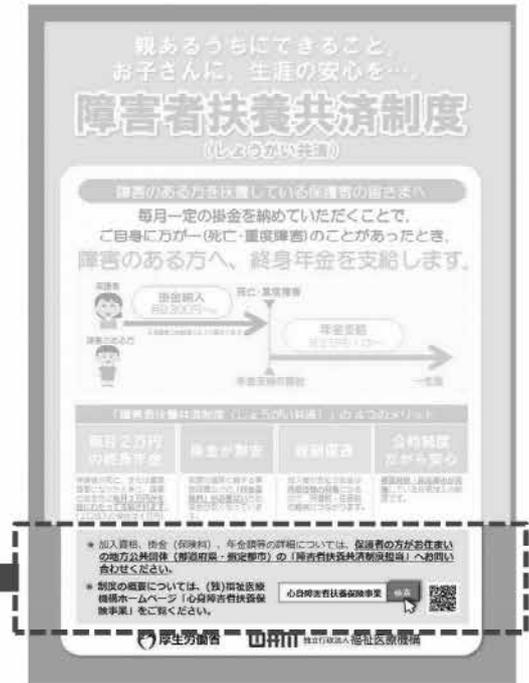
- ・各都道府県および指定都市が、条例に基づき実施しています。
- ・独立行政法人福祉医療機構が年金給付に必要な資金を大切に運用します。

お問い合わせ先

保護者がお住まいの地方公共団体(都道府県・指定都市)へお問い合わせください。

都道府県市	担当部署課	電話番号	都道府県市	担当部署課	電話番号		
北海道	保健福祉部福祉司	障がい者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-215)	山口県	健康福祉部 障害者支援課	083-933-2764	
青森県	健康福祉部	障害福祉課	017-734-9307	徳島県	保健福祉部	障がい者相談支援センター	088-631-8714
岩手県	保健福祉部	障がい保健福祉課	019-629-5446	香川県	健康福祉部	障害福祉課	087-832-3292
宮城県	保健福祉部	障害福祉課	022-211-2543	愛媛県	保健福祉部生活介護課	障がい福祉課	089-912-2423
秋田県	健康福祉部	障害福祉課	018-860-1331	高知県	地域福祉部	障害保健福祉課	088-823-9635
山形県	健康福祉部	障がい福祉課	023-630-2148	福岡県	福祉労働部	福祉福祉課	092-643-3264
福島県	保健福祉部	障がい福祉課	024-521-7170	佐賀県	健康福祉部	障害福祉課	0952-25-7401
茨城県	保健福祉部	障害福祉課	029-301-1111 (内線3369)	長崎県	福祉保健部	障害福祉課	095-895-2453
栃木県	保健福祉部	障害福祉課	028-623-3053	熊本県	健康福祉部生活介護課	障がい者支援課	096-333-2250
群馬県	健康福祉部	障害政策課	027-226-2634	大分県	福祉保健部	障害福祉課	097-506-2723
埼玉県	福祉部	障害者福祉推進課	048-830-3315	宮崎県	福祉保健部	障がい福祉課	0985-26-7068
千葉県	健康福祉部	障害者福祉推進課	043-223-2340	鹿児島県	保健福祉部	障害福祉課	099-286-2744
東京都	福祉保健部障害政策課	計画課	03-5320-4148	沖縄県	子ども生活福祉部	障害福祉課	098-866-2190
神奈川県	保健福祉部福祉部	障害福祉課	045-210-1111	札幌市	保健福祉部障がい福祉課	障がい福祉課	011-211-2936
新潟県	福祉保健部	障害福祉課	025-280-5211	仙台市	健康福祉部障害福祉部	障害企画課	022-214-6135
富山県	厚生部	障害福祉課	076-444-3211	さいたま市	保健福祉部福祉部	障害支援課	048-829-1308
石川県	健康福祉部	障害保健福祉課	076-225-1428	千葉市	保健福祉部高齢障害部	障害者自立支援課	043-245-5173
福井県	健康福祉部	障害福祉課	0776-20-0338	横浜市	健康福祉局	障害福祉課	045-671-3891
山梨県	福祉保健部	障害福祉課	055-223-1460	川崎市	健康福祉部障害福祉部	障害福祉課	044-200-2676
長野県	健康福祉部	障がい者支援課	026-235-7104	相模原市	健康福祉部福祉部	障害福祉サービス	042-769-8355
岐阜県	健康福祉部	障害福祉課	058-272-8309	新潟市	福祉部	福祉課	025-226-1289
静岡県	健康福祉部	障害福祉課	054-221-3686	静岡市	保健福祉部福祉課	障害福祉課	054-221-1587
愛知県	健康福祉部	障害福祉課	052-954-6291	浜松市	健康福祉部	障害保健福祉課	053-457-2034
三重県	健康福祉部	障がい福祉課	059-224-2274	名古屋市	健康福祉部障害福祉部	障害企画課	052-972-2585
滋賀県	健康医療福祉部	障害福祉課	077-528-3542	京都市	保健福祉局	障害保健福祉推進室	075-222-4161
京都府	健康福祉部	障害者支援課	075-414-4599	大阪市	福祉局障がい福祉部	障がい福祉課	06-6208-8082
大阪府	福祉部障がい福祉室	地域生活支援課	06-6941-0351	堺市	健康福祉局障害福祉部	障害者支援課	072-228-7510
兵庫県	健康福祉部障害福祉部	障害福祉課	078-362-3193	神戸市	保健福祉部障害福祉部	障害福祉課	078-322-6579
奈良県	健康福祉部	障害福祉課	0742-27-8513	岡山市	保健福祉局	障害福祉課	086-803-1236
和歌山県	福祉保健部福祉政策課	障害福祉課	073-441-2641	広島市	健康福祉部障害福祉部	障害福祉課	082-504-2147
鳥取県	福祉保健部福祉課	障がい福祉課	0857-26-7152	北九州市	保健福祉部福祉課	障害者支援課	093-582-2424
島根県	健康福祉部	障がい福祉課	0852-22-6686	福岡市	保健福祉部障がい者部	障がい者住宅支援課	092-711-4248
岡山県	保健福祉部	障害福祉課	086-226-7362	熊本市	健康福祉部障がい者支援部	障がい保健福祉課	096-328-2519
広島県	健康福祉局	障害者支援課	082-513-3162				

(リーフレット・表面)



障害のある方やその保護者からよくあるご質問

Q.1 この制度に加入できる者は、日本国籍を有するものに限られていますか。外国人は加入できませんか。

A 必ずしも国籍は問いません。したがって、県の区域内に住所を有する等の条例上の加入資格を満たしていればよいことになります。

Q.2 既に父親が加入者となっていますが、さらに母親を加入者として加入することができますか。

A できません。1人の障害のある方に2人の加入者は認められませんので、ご了承ください。

Q.3 加入者が障害者であっても、加入できますか。

A 加入者が障害者であっても、その障害状態が特別の疾病又は障害でなく、生命保険契約の被保険者となることができる者であると生命保険会社が認めれば加入できます。

Q.4 加入者となる要件として、「現に障害のある方を扶養している者」とされていますが、父親が健康を害して加入できない場合に、その他の者を加入者として加入することができますか。

A その方が、「現に心身障害者を扶養している者」に該当するのであれば加入者となることができます。例えば、母親を加入者として申込みができます。

Q.5 加入要件の年齢で、65歳以上は加入できないことになっていますが、年齢の計算はいつが基準と
なっていますか。

A 本制度では、加入者の年齢は、毎年4月1日から翌年3月31日までを事業年度として、その事業年度
の初日における年齢を基準としています。

例えば、4月5日に満65歳になる方は、4月1日時点では64歳ですから、翌年3月31日までは加入
資格があることとなります。また、掛金の額も4月1日現在の年齢で算定されます。

Q.6 健康上問題があると、本制度には加入できないのですか。

A 本制度に加入できるかどうかは、加入を申し込む際に健康上の告知をし、保険会社が告知書によって
加入を引き受けるかどうかを判断します。そのため、現在の健康状態や過去の傷病歴などによっては、
加入できない場合があります。

ただし病気といっても多種にわたるため、治療を要する必要も無いほど軽いものである場合や、病気が
完治して一定の年数が経過している場合は、加入できる場合があります。

Q.7 障害のある方の加入要件では、知的障害者又は身体障害者1級～3級のほか、精神又は身体に永続的
な障害のある者も対象とされていますが、具体的にはどのような障害がこれに該当しますか。

A 例えば、統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症及び血友病その他の特定疾患等があります。
ただし、病名の診断があればよいのではなく、公的手当等が支給され病名の診断が公的に認められてい
るか、また、公的に認められていない場合は医師の診断書（病歴、現症、予後の見通し等が詳細に記載
されているもの）が必要となります。これらより「障害の種類」と「障害の程度」を明確にして加入の
諾否が決定されます。

15

Q.8 対象となる障害のある方の要件として「将来独立自活することが困難と認められる者」とされていま
すが、どのような方が該当することとなりますか。

A 「独立自活が困難な者」については、加入申込受理の際に、独立自活の可能性が地域の実状に即し、
本人及びその世帯の生活実態並びに将来への見通しなどを勘案して個別的具体的に判断されます。

Q.9 障害のある方の両親が離婚し、母親が障害のある方を扶養することになった場合、父親から母親に加
入者変更できますか。

A 加入者となった後、離婚その他の事情により障害のある方との扶養関係がなくなったため、継続して
加入者となることが困難となり、かつ、新しく障害のある方を扶養することとなった方から継続加入の
要望があった場合であって、その方に加入者を変更することが社会通念上妥当と認められ、かつ、加入
要件を満たしている（P.6参照）ときに限り、加入者の変更を認めています。

Q.10 加入者が他の県に住所を異動した場合、異動先の県でも引き続きこの制度に加入できますか。

A 現在、すべての都道府県・指定都市で実施されており、保護者が他の都道府県・指定都市に異動さ
れても、異動先で加入手続きを行うことにより、継続してご加入いただけます。

Q.11 加入者と障害のある方が事故により同時（同日）に死亡した場合、年金は支給されますか。

A 同時死亡の場合は、障害のある方の死亡として取扱い、年金は支給されず、弔慰金の支給となります。

障企発 0219 第 1 号
平成 30 年 2 月 19 日

都道府県
各 民生主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長

障害者扶養共済制度の広報啓発について

障害者扶養共済制度は、親亡き後の障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対する保護者の不安の軽減につながるものであることから、制度の情報が障害者やその保護者に行き渡るよう、広報啓発に取り組むことが重要である。

昨年とりまとめられた「心身障害者扶養保険事業の見直しに関する検討会報告書（平成 29 年 11 月 6 日）」においては、国、地方公共団体及び独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）による広報の取組の一層の充実とともに、

- ・ 20 歳未満の障害児を扶養する保護者に対して重点的に広報を行うこと
- ・ 税制上の優遇措置等のメリットをわかりやすく伝えること
- ・ 相談支援に応じる者が制度の案内を効果的に行えるようにする取組を行うこと

等について指摘されている。

このため、今般、地方公共団体における広報啓発の取組の参考となるよう留意事項を下記のとおりとりまとめたので、通知する。

については、各地方公共団体におかれては、下記の留意事項を踏まえ、広報啓発の取組を推進していただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 障害者行政窓口等での周知の促進

障害者やその保護者に障害者扶養共済制度の情報が行き渡るようにするた

めには、障害者やその保護者が行政窓口を利用するあらゆる機会を捉えて広報啓発を行うことが重要である。

このため、今般、厚生労働省及び機構において、地方公共団体が独自でリーフレットを作成する際のひな形（別添1）及び制度の案内の手引き（別添2）を作成し、厚生労働省ホームページ及び機構ホームページに掲載した（※）。

このリーフレットでは、障害者扶養共済制度に対して国民に親しみを持っていただくため、保護者の方のご意見を参考に厚生労働省が決定した愛称（「しょうがい共済」）や、制度のメリットについて、わかりやすく盛り込んでいる。また、手引きについては、リーフレットの記載内容に沿って案内のポイントを示すとともに、ポイントに対応する詳細な説明等を盛り込んでいる。

（※）《リーフレット・手引き・ポスターの掲載場所》

○厚生労働省ホームページ

「ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞障害者福祉＞その他」

○福祉医療機構ホームページ

「ホーム＞コンテンツ＞心身障害者扶養保険事業＞制度のごあんない」

2. 関係機関や関係団体と連携した広報

障害者やその保護者は、障害福祉だけでなく、教育、児童福祉、母子保健、医療等多岐にわたる制度を利用することから、関係部局とも連携して、特別支援学校、各種関係機関及び関係団体等に対しても周知の協力を求めることが重要である。

厚生労働省においても、昨年、障害者団体等の関係団体に対し、団体の会報等を通じて周知を行っていただくよう協力を求めている。

なお、障害者の保護者の中でも特に若年層に対する周知を進めるため、昨年、平成30年4月1日以降に交付する母子健康手帳の任意記載事項様式が改正され、障害者扶養共済制度の概要が盛り込まれた。また、これを受けて、母子健康手帳副読本も改訂される予定である。

3. 障害者やその保護者への相談支援を行う者による広報啓発

制度の情報をより効果的に障害者やその保護者へ伝えるためには、障害者やその保護者からの相談に応じる者が、必要に応じ制度の案内を行えるようにすることが望まれる。

このため、一部の地方公共団体においては、既に市町村窓口職員を対象と

して、本制度に関する研修が実施されているが、こうした取組に加え、障害者相談支援事業所の相談支援専門員等に対しても研修等を行い、制度への理解促進に努めることが重要である。

(参考)「しょうがい共済」について

「『障害』のある方が、『生涯』安心して暮らしていけるように」という保護者の方の想いが込められている。

<本件担当>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課 手当係

電話:03-5253-1111(3020)

※別添 1 及び別添 2 は添付省略

1 地域生活支援事業等について

(1) 令和2年度予算(案)について

ア 令和2年度予算(案)の概要

地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業は、各自治体が実施主体となり、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業である。また、国として促進すべき事業については、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、1/2又は定額の補助額を確保している。

令和2年度予算(案)における地域生活支援事業費等補助金については、以下のとおり事業の見直しを行い、総額で505億円を計上している。

各自治体においては、地域における障害者等の支援を推進するため、新設または拡充された事業の活用を図るとともに、事業全体が効果的かつ効率的に運営されるよう、引き続き取り組まれない。

① 地域生活支援事業の見直しについて

地域生活支援事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算(451億円)を計上している。

令和2年度予算(案)における主な見直しの内容は、以下のとおり。

(ア) 事業の新設等

・「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の新設(市町村事業)

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を実施。

・「障害福祉のしごと魅力発信事業」の新設(都道府県事業)

障害福祉の仕事の魅力を伝え、障害福祉の職場に関する理解を促進するための体験型イベント等の開催や広報活動を実施。

・「障害者ピアサポート研修事業」の新設(都道府県、指定都市事業)

「障害者や事業所の管理者等を対象にピアサポーターの養成や管理者等がピアサポーターへの配慮や活用方法を習得する。

イ 地域生活支援促進事業の見直しについて

地域生活支援促進事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算(55億円)を計上している。

令和2年度予算(案)における見直しの内容は以下のとおりである。

なお、各事業の詳細については、所管課の資料を参照のこと。

(ア) 事業の新設

・「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」の新設

(定額補助：都道府県、指定都市事業)

地域における難聴障害児の支援体制の整備を図るため、難聴障害児支援の関係機関との連携強化を図るとともに、家族支援や巡回支援を実施する。

・「地域における読書バリアフリー体制強化事業」の新設

(都道府県、指定都市、中核市事業)

読書バリアフリー法（令和元年 6 月 28 日公布・施行）を踏まえ、障害者の読書環境の向上を一層推進するため、障害者が利用しやすい図書の製作やサピエを活用した提供を促進するとともに、新たに、点字図書館と公共図書館の連携強化等や、肢体不自由や識字障害も含めた視覚障害者等に対する支援体制の充実を図る。

・「地域生活支援事業の効果的な取組推進事業」の新設（都道府県、市町村事業）

地域生活支援事業のより効果的な実施のため、現状を把握し、地域生活支援事業の効果的な活用方法を検討するとともに、好事例を実証するためのかかり増し経費を支援。 ※令和 2 年度限りを予定

(イ) 事業の拡充等

・「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」の拡充

(都道府県、指定都市、中核市事業)

コーディネーターの配置等により、地域における専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成の促進を図る事業を追加。

・「工賃向上計画支援等事業」の拡充（都道府県事業）

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて、新たにブロック単位で開催できるよう、農福連携マルシェ開催支援事業を拡充。

また、共同受注窓口の機能強化のため、基本事業（補助率 1/2）に変更し、全都道府県の事業実施とともに、農福連携に係る取組ができるよう、共同受注窓口の機能強化事業を拡充。

・「医療的ケア児等総合支援事業」の拡充（都道府県、市町村事業）

医療的ケア児に対応する看護職員確保のための体制構築に対する支援を新設。

・「発達障害者及び家族等支援事業」の拡充（都道府県、市町村事業）

発達障害者の青年期の居場所作りを行うことで、発達障害者の孤立しない仕組みをつくるため、「発達障害者等青年期支援事業」を新設。

・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の拡充

(都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区事業)

新たに、構築推進サポーターが医療機関等を支援するための「構築推進サポーター事業」及び休日、夜間における精神障害者及び家族等からの相談に対応するための「精神医療相談事業」（都道府県、指定都市事業）を実施。

(地域生活支援事業の効果的な取組推進事業について)

実施主体が地域の関係者とネットワークを構築し、地域の障害者等（家族等含む）のニーズに基づく適切な支援の実施や地域資源の発掘により、法に定める地域生活支援事業が全ての地域で効果的かつ計画的に実施されるよう、「地域生活支援事業の効果的な取組推進事業」（都道府県、市町村事業）を新設したところである。

各地方自治体におかれては、地域生活支援事業の実施状況を把握いただくとともに、広域実施の立ち上げなど、管内における効果的な取組が推進されるよう、新事業の積極的な活用をご検討いただきたい。

また、令和2年度障害者総合福祉推進事業においても、「地域生活支援事業の地域における効果を検証するための調査研究」を指定課題としており、市町村等に対して地域生活支援事業の実施状況や効果的な取組について調査を行っていく予定である。

この調査は、地域生活支援事業の現状や課題を把握し、改善を図っていくための参考として、また、次の予算要求などの基礎資料となる大変重要なものであるので、各地方自治体におかれては、引き続きご協力をお願いしたい。

(資料1-1) 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業（概要）

(資料1-2) 令和2年度障害者総合福祉推進事業指定課題個票

(2) 地域生活支援事業の実施に当たっての留意事項

ア 令和2年度配分方針等について

① 地域生活支援事業の配分について

地域生活支援事業（特別支援事業を除く。）については、引き続き、自治体による必須事業の着実な実施を支援することを重点とし、令和2年度における補助金の配分は、令和元年度の必須事業の実績を最大限配慮することとする。

当該実績は、交付要綱において定める実績報告に基づくものを参酌しているが、例年、一部の自治体からの提出の遅れにより全体のスケジュールに影響が生じている。自治体におかれては、実績報告について、本年5月末日の提出期限を遵守するようお願いしたい。

また、配分については、令和元年度と同様に、当初内示と追加内示の2回に分けて行うこととしている。当初内示は、今年度に引き続き、基礎的配分と位置づけ、各自治体における地域生活支援事業の実施の停滞を生じないように、自治体ごとに一定の補助率を保証するとともに自治体間の国庫補助割合の均衡を図るなどの調整を行うこととしているので、予め了知されたい。

② 地域生活支援事業と地域生活支援促進事業の関係

「地域生活支援事業」は、各地方自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」である。

他方、「地域生活支援促進事業」は、国として促進すべき事業について特別枠に位置づけ、事業ごとに交付する補助金によりそれぞれの事業を実施するものである。

したがって、地域生活支援事業に交付された補助金と地域生活支援促進事業に交付された補助金の配分を変更することはできないので、補助金の事前協議の際には事業費の見積りを適切に行うとともに、執行に当たっては留意されたい。

イ 必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、市町村が実施するものとして必須事業を定めている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要な事業が位置づけられているが、平成30年度末時点において実施体制が整備されておらず、未だ実施していない市町村が見受けられる。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨の申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いしたい。

あわせて、各都道府県におかれては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

ウ 地域生活支援事業の適正な実施

地域生活支援事業等の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱の6の留意事項において次のように明記している。

[引用開始] -----

(4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。

ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

----- [引用終了]

しかしながら、一部の市町村において、

- ・ 他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としている
- ・ 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」に位置付けている

等、補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去に見受けられた。

各自治体においては、引き続き、補助金の交付申請等に当たり、国庫補助対象外の事業が含まれていないことを十分に確認するようお願いする。

エ 障害特性に配慮したサービス提供の推進

関係団体から、障害福祉サービス事業者と利用者との契約において契約内容を点字、音声等で提供する等、障害特性に配慮した取組を推進してほしい旨の意見が寄せられている。

各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

オ 地域生活支援事業における利用者負担

平成 22 年 4 月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについて、これまでの課長会議等において検討をお願いしてきたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いを踏まえ、地域生活支援事業に係る利用者負担について、利用者の負担能力に応じて取り扱われるよう検討をお願いしたい。

特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担の状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

カ 移動支援事業の実施について

① 効果的なサービス提供

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で、適切な利用時間を設定するなど、真に必要とする者にサービスが適切に提供されるようお願いする。

また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組についてもご配慮願いたい。

更に、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、実施していない市町村におかれては活用を図られたい。

（資料 1 - 3）移動支援事業の実施体制整備状況（平成 30 年度）

② 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業

視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業は、視覚障害者の移動の支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本

視覚障害者団体連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図る指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用について検討されたい。

キ 地域活動支援センターの実施について

① 地域活動支援センターの安定的な運営の確保

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

(参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

(資料1－5) 地域活動支援センターの実施体制整備状況（平成30年度）

② 障害者の夕方・休日における余暇活動等の支援について

障害者が日中活動や就労を終えた後の夕方や休日に、余暇活動や地域との交流のための支援を行うことは、地域で自立した生活を営むために有効である。

地域によっては、障害者のこうしたニーズに対応するため、夕方の時間帯や土日に開所している地域活動支援センターもあり、各自治体におかれては、参考としていただき、地域の障害者のニーズ等を踏まえた事業展開を行っていただきたい。なお、こうしたサービスを基礎的事業に加えて実施する場合は、地域活動支援センター機能強化事業の対象となることを申し添える。

(3) 障害者等の理解促進について

ア 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」

平成 29 年 2 月 20 日に第一回ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議で決定された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（以下「行動計画」という。）に示された「心のバリアフリー」の推進を図るため、地域における取組を支援する「理解促進研修・啓発事業」や「心のバリアフリー」推進事業の活用が可能である。

これらの事業について、これまでの取組事例をまとめているので、事業実施や見直しに向けた検討に当たっては、ご参照いただき、有効にご活用いただきたい。

(資料 1 - 5) ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 (抄)

(資料 1 - 6) 理解促進研修・啓発事業等の取組事例

イ 障害者等の理解促進に関する取組について

「理解促進研修・啓発事業」等の実施に当たっては、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介、障害及び障害者等に対する理解を深めるための普及・啓発を目的とした広報活動の実施等、地域の社会参加推進センター等とも連携を図りながら、地域における障害者等の理解の促進を図っていただきたい。

また、障害者等の理解促進に対する取組については、東京都における「ヘルプマーク」や鳥取県における「あいサポート運動」などの取組が実施されているので、参考とされたい。

また、障害者に関するマークの紹介に当たっては、マーク等の配布のみにとどまらず、支援等が必要な者に適切な支援が届くよう、当該マークの持つ意味を広く地域住民に周知することにも、あわせて取り組まされたい。

(資料 1 - 7) 障害者に関係するマークの一例 (令和元年版障害者白書 (抜粋))

① ヘルプマークについて

ヘルプマークは、東京都において、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークである。

都民に対して、電車などでポスターを掲示する等により、ヘルプマークを必要とする方に対して当該マークの所持を促すとともに、ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動を呼びかけている。

また、ヘルプマークは、平成 29 年 7 月には日本工業規格 (J I S) に位置付けられ、厚生労働省においても、ホームページへ掲載し、広く周知を図っている。

なお、ヘルプマークについては、東京都作成の「ヘルプマーク作成・活用ガイドライン」に記載の一定の要件を満たす場合に自由に作成・使用できるとされており、地方公共団体がヘルプマークの普及・啓発に取り組もうとするに当たり、東京都に対し、その都度申請し許可を得る必要はない。他方、東京都からは、正しい周知及び利用を促進するため、ヘルプマークの導入及び活用を検討している地方公共団体におかれては、東京都に対し、事前に相談・内容の確認を行うことが望ましいと言われており、同ガイドラインに記載のある方法で情報提供を行うようお願いしたい。

このヘルプマークについては全国的に広がっており、令和元年9月30日時点で、41都道府県で導入されている。

(資料1-8) ヘルプマークのJIS(案内用図記号)への追加について
(厚生労働省ホームページより)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173500.html>

② あいサポート運動について

鳥取県では、地域の誰もが障害のある方と共に生きるサポーターになっていただく取組として「あいサポート運動」を推進している。この運動は、様々な障害の特性などを理解するための研修に参加した方を「あいサポーター」として認定し、日常的に「あいサポートバッジ」を着用して、障害のある方が困っているときにちょっとした手助けを行う取組である。この運動により、「障がいを知り、共に生きる」をスローガンとして、障害のある方を手助けしやすい環境づくりを進めるとともに、障害のある方が暮らしやすい地域社会の実現を目指している。

この鳥取県で始まった「あいサポート運動」は全国的に広がっており、令和元年12月末時点で、8県13市5町で取り組まれているとのことである。

地域生活支援事業の効果的な取組推進事業(概要)

(資料1-1)

令和2年度予算(案) 186,000千円 (補助率10/10)

事業の目的

○ 障害者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、実施主体が地域の関係者と構築するネットワークのもと、地域の障害者等やその家族のニーズに基づく適切な支援の実施や地域住民の参画を含めた地域資源の発掘等に努めることにより、法に定める地域生活支援事業が、全ての地域で効果的かつ計画的に実施されることを目的とする。

実施主体

都道府県、市区町村

事業内容(案)

1. 地域生活支援事業運営協議会の設置・運営

地域のニーズや将来の地域の動向等を見据えた地域生活支援事業の在り方(事業実施の効果・障害福祉計画策定のための目標の考え方・効果的な事業実施方法等)について、地域の関係者間による議論を深めるためのプラットフォームで「地域生活支援事業運営協議会」を設置し、運営する。

※1. 運営協議会は、実施主体等、外部有識者、障害当事者団体及び障害者等の医療・福祉等に関連する事業者団体等により構成するものとするが、必ずしも、この事業のために新たに設置する必要はなく、法第89条の3第1項の協議会など、既に設置している協議会等をこの事業における運営協議会として取り扱うことも可能。

※2. 運営協議会は、2の実態把握調査の実施を司るとともに、厚生労働省への報告に関する責任を有するものとする。

2. 実態把握調査の実施

(1) 実施主体が市区町村の場合

下記の事業について、厚生労働省から提供する調査票(案)を基本として、運営協議会により地域の実情を踏まえて設定した内容に関する実態把握調査を実施する。

- ① 日常生活用具給付等事業
- ② 移動支援事業
- ③ 日中一時支援

(2) 実施主体が都道府県の場合

管内の市区町村のうち、実施主体が実態把握調査の対象として、(1)の対象事業ごとに市町村を設定し、厚生労働省から提供する調査票(案)を基本として、運営協議会により地域の実情を踏まえて設定した内容に関する実態調査を実施する。

3. 地域生活支援事業の効果的な取組の実施

地域生活支援事業の効果的な取組を検証、実施することにより、課題と好事例を収集し、全国に効果的な取組の普及を図る。

【事業実施の例】

- ・ 障害者ニーズに留意した事業適正化の取組の工夫
- ・ 事業の質の向上に向けた取組
- ・ 利用者ニーズの適正な把握と、それに基づく効果的な事業の見直し
- ・ 広域実施の取組などの効率的・効果的な取組
- ・ 地域生活支援事業以外の施策との連携 等

※ 効果的な取組の実施は、地域生活支援事業の効果的な取組について課題を検証するための各自治体の新たな試みに対する係り増し経費に要する補助であるため、各自治体の既存事業や地域生活支援事業の各事業と重複するものについては補助対象とならないので留意すること。

4. 厚生労働省への報告

実施主体は、運営協議会による議論や、実態把握調査の結果、効果的な取組の実証による課題等を踏まえた報告書を作成し、厚生同省に報告する。

(予定)

令和2年12月…中間報告

令和3年3月…最終報告

5. その他

実施主体は、厚生労働省が実施する調査や令和2年度障害者総合福祉推進事業による調査等に関する厚生労働省から協力依頼があった場合には、協力を努めること。

補助単価(目安額) (補助率10/10)

1 自治体あたり 400万円 (各都道府県あたり1市町村程度を想定。都道府県による実施も可。)

※ この目安額によりがたい場合は、理由書等の提出により個別に審査を行う予定。

(対象経費)…人件費(職員報酬等)は国庫補助対象外(※賃金は対象)、備品購入費は単価30万円まで認める。

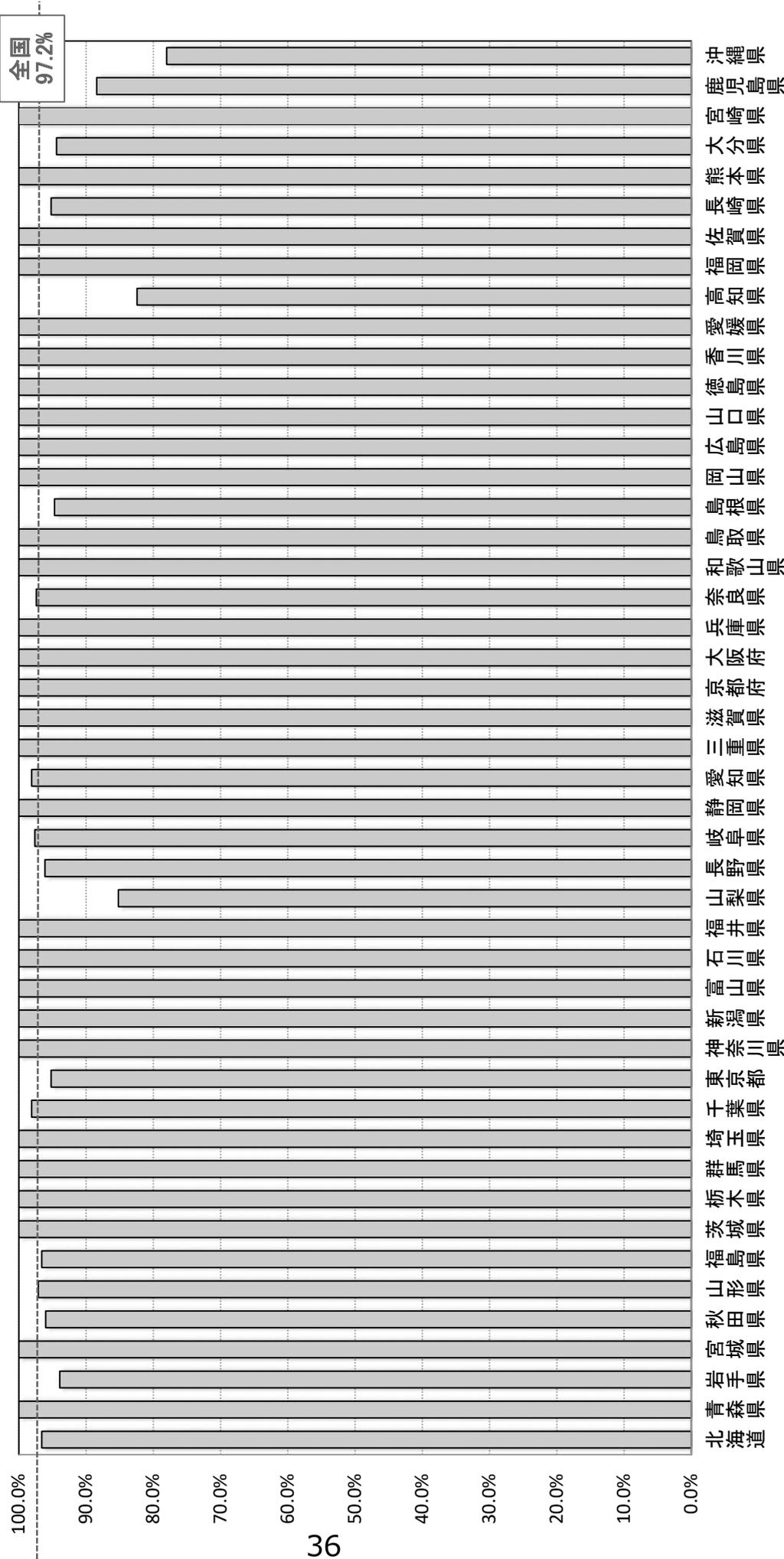
令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題	地域における地域生活支援事業の効果を検証するための調査研究
補助基準額	1300万円を上限とする。
事業概要	障害者総合支援法に基づき、地方公共団体が実施する地域生活支援事業の事業実施状況を把握・分析し、課題を整理することにより、効果的な取組を推進するための方策や今後の施策の方向性について調査研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	地域生活支援事業は、地方公共団体が地域の実情や障害児・者のニーズに応じ、柔軟に実施する事業として平成18年度に創設。 近年、障害児・者の社会参加等が進んでおり、多様化するニーズに対応していくため、本事業の実態や課題を把握し、事業の有効性の向上を図るための調査研究を行う。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国の事業実施状況の把握・分析 全自治体向け調査等により、全国の自治体の事業実施状況（地域生活支援事業の各事業における仕組み、実施方法、手法等）や、効果的な取組が見られる自治体の状況の把握、分析等を行う。 ○ 各自治体レベルの実施状況の把握・分析 地域生活支援促進事業のうち、「地域生活支援事業の効果的な取組推進事業」（都道府県、市町村：10/10）の調査設計、及び結果等の取りまとめ、分析等を行う。 ○ 好事例の収集 広域実施などの効果的、効率的な事例、ニーズを踏まえた見直しのプロセスなど、地域生活支援事業を効果的に推進している現在の自治体における好事例の取組を収集する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	地域生活支援事業の現状分析、課題整理、好事例をまとめた報告書を作成し、今後の国及び地方公共団体における施策の推進に当たって活用する。
担当課室/ 担当者	自立支援振興室 地域生活支援係（3077、3075）

移動支援事業の実施体制整備状況（平成30年度）

（資料1-3）

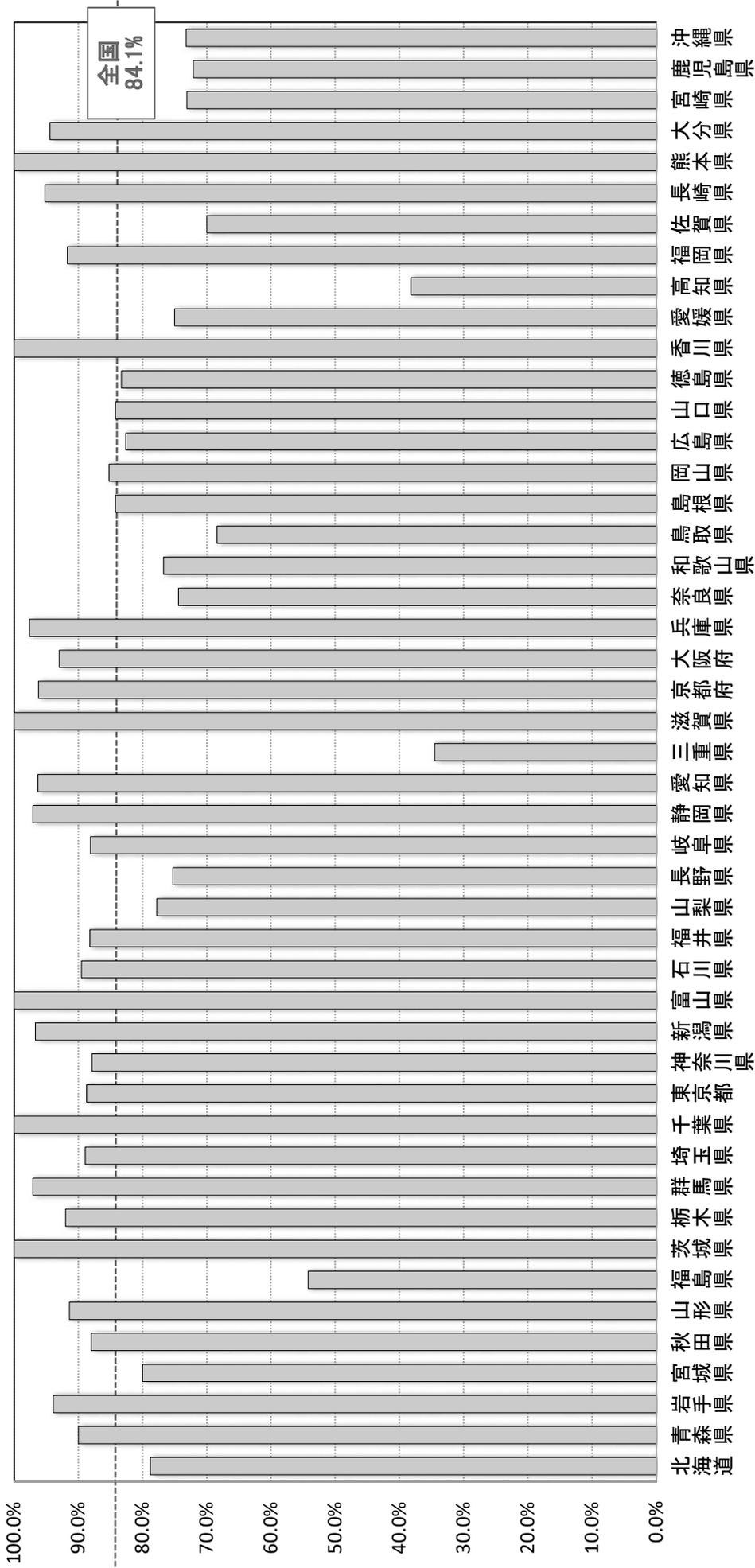
- 平成30年度末時点で移動支援事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で97.2%（1,692/1,741）。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注）「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
（資料出所）厚生労働省障害福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

地域活動支援センターの実施体制整備状況（平成30年度）

- 平成30年度末時点で地域活動支援センターの実施体制を有する市区町村の割合は全国で84.1%（1,464/1,741）。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注1)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービスの利用の申し出があった際に直ちに直ちに「地域活動支援センター機能強化事業」の実施体制に限らない。
 注2) 基礎的事業(交付税措置分)についての実施体制を集計している(地域生活支援事業費補助金による「地域活動支援センター機能強化事業」の実施体制に限らない)。
 (資料出所) 厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市区町村及び特別区からの回答を集計

ユニバーサルデザイン2020 行動計画（抄）

（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）

（資料1-5）

Ⅱ. 「心のバリアフリー」

1. 考え方

ユニバーサルデザイン2020 行動計画で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要である。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは以下の3点である。

- ① 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ② 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

2. 具体的な取組

3) 地域における取組

共生社会を真の意味で実現していくためには、生活のあらゆる場面で、障害のある人もない人もお互いに「心のバリアフリー」を体現していただく必要はない。そのためには、障害のある人が生活する地域において、そこに住む人々とのつながりを通じた、切れ目のないかつ持続可能な取組が展開される必要がある。また、その際には、障害には重複障害を含め、様々な種類や程度があることについても、理解が促進されるよう取組むことが必要である。また、地域における取組の実施に当たっては、障害のある人自身や障害者団体が主体的にかかわることが期待される。

（具体的施策）

① 地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組

- 平成28年度以降、地方自治体、社会福祉協議会、障害者社会参加推進センター、障害のある人への支援等にかかわる社会福祉法人、NPO、地域に所在する学校、企業、町内会等とが連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させるための取組を行うよう、取組事例を地方自治体に対して周知・啓発する。〔厚生労働省等〕

5) 障害のある人による取組

共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組を加速させるためには、障害のある人自身やその家族が、「障害の社会モデル」を踏まえて自らの障害を理解し、社会的障壁を取り除く方法を相手に分かりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることが重要であり、そのために障害のある人自身やその家族を支援することも必要である。

（具体的施策）

- 障害者団体や障害のある人を支援する社会福祉法人等の障害者支援関係団体を中心として、障害のある人自身が上記のコミュニケーションスキルを身に付けるための取組を進める地方自治体を支援する。また、ピアサポート（障害のある人自身やその家族が悩みを共有することや情報交換のできる交流）などの取組を進める地方自治体を支援する。更に、平成29年度以降、この取組を広めていくために必要な周知啓発を障害者団体に対して行う。〔厚生労働省、内閣官房〕

理解促進研修・啓発事業の取組事例

実施形式	具体的な事業内容
教室等開催	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の聴覚障害者協会及び手話サークルの会員等が講師となり、聴覚障害者のコミュニケーション方法、生活上の困りごと、簡単な手話を地域住民に伝える市民手話講習会を開催。 ■ 障害を理解し、日常でちょっとした手助けができる市民を増やしていくため、テキスト・DVDを使ったサポーター養成研修を開催。 ■ 地域の小学校や公民館等を訪問し、障害当事者による講話、車椅子・点字・アイマスク等を使用した障害体験授業、手話等の実技指導などを行う出前講座を開催。 ■ 小学校における授業の一環として手話学習を行い、障害のある方とコミュニケーションをとる方法を児童自身が考える機会を創出。
事業所訪問	<ul style="list-style-type: none"> ■ 近隣市町での合同開催による地域の障害福祉事業所の見学を行うツアーの開催。 ■ 小学生が就労サービス事業所を訪問し、施設内の見学や作業体験・障害に関するクイズを実施。
イベント開催	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害のある方と障害のない方とのふれあいを通じて相互理解を深めること等を目的としたイベントの開催。 ■ 障害のある児童と障害のない児童との交流を目的としたポニー、ウサギ、インコなどの動物とのふれあいイベントの開催。 ■ スポーツやゲーム形式により障害のある方の生活を体験できるようなコーナーを設けたイベントの開催。 ■ 月1回の頻度で、地域住民と障害のある方を招き、有志による音楽コンサート等を行うイベントの開催。
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市と障害者団体が連携し市内のバリアフリーマップを作成し、市ホームページ・広報誌・FMラジオを活用した広報を実施。 ■ 市内の大型商業施設等で、障害のある方への理解を深めるリーフレットを障害福祉サービス事業所の利用者により配布。 ■ 視覚障害のある方が白杖を垂直に頭に掲げて SOS を示す合図（白杖 SOS シグナル）を示した際に、周囲の地域住民による積極的な声掛けとサポートを促す「白杖 SOS シグナル運動」を展開しており、この運動に関するリーフレット等の作成・配布、パネルの作成・駅での掲出、市広報・ホームページ・情報誌・新聞・テレビ・ラジオを活用した広報活動などを実施。
その他の形式	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害のある方の差別解消に関する啓発や、ヘルプマーク、ヘルプカードの作成・配布の実施。 ■ 多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障害のある方が困っているときに、ちょっとした手助けをする「あいサポーター」を育成するため、講座・説明会を開催。 ■ 市民総合文化祭が開催されている会場のブースに、食料品や小物雑貨を製造・販売している複数の障害者施設が出店を設け、施設の活動状況等をパネル等で紹介。

※ これまでの地域生活支援事業費等補助金実績報告をもとにし、厚生労働省社会・援護局企画課自立支援振興室において作成

自発的活動支援事業の取組事例

実施形式	具体的な事業内容
<p>ピアサポート</p> <p>(障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや情報交換等を行う活動支援)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ ピアカウンセリング講座として語らいの場を設定し、テーマをもとに参加者が語り合う等の活動を支援。 ■ 障害のある方が生活スキルの向上や社会活動等の計画を作るなどのグループ活動を支援。 ■ 障害のある方やその家族、地域住民が集い交流できる場を設置し、情報交換や悩みを共有などを行う活動を支援。
<p>災害対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難体験会・防災講演会を開催防災の手引き・福祉避難所の運営が円滑に行われるためのマニュアルの作成を実施。 ■ 災害時に備え障害のある方が取り組むべき内容や、災害時に地域住民に求められる取組に関するパンフレットを作成。 ■ 障害のある方から災害時に必要な支援に関する情報を聴き取り、災害時要援護者台帳を作成、併せて地域の機関・団体と連携し、見守りネットワークを構築。
<p>孤立防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域で生活している障害のある方の居宅を訪問し、日頃の状況の把握や地域や関係機関との関わりを創出するための活動を支援。 ■ 障害のある方の孤立化を防止するために行う訪問活動・学習活動を支援。
<p>社会活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害のある方が参加することを想定したお祭りなどの地域のイベントや地域住民との交流会を開催し、障害者等の社会活動を支援。 ■ 障害のある方やその家族と地域住民が一体となって取り組む活動を支援。 ■ 障害のある方自らが地域住民に対して行う、障害についての啓発活動を支援。 ■ 障害のある方がその家族等と協力しながら、公共施設や公園の清掃を行う活動を支援。
<p>ボランティア活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害のある方やその家族、またはそれを支えるボランティアが病気を正しく理解し、制度や社会資源を使えるようになることを目的とした家族・患者教室やボランティア育成講座を開催し、ボランティア活動を支援。 ■ 視覚障害のある方との交流活動や視覚障害のある方のために点訳、音訳、ガイドヘルプ、パソコン点訳を行うボランティアの入門講座を開催し、ボランティア活動を支援。 ■ 音訳のボランティア活動を実施する団体が、視覚障害のある方のために音訳CD等を作成し配布する活動や、その担い手確保のためのボランティア養成講座を開催する活動を支援。
<p>その他の形式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害のある方の社会参加、地域との交流、外出意欲を促すため、障害のある方自身による物品販売などの自発的活動を地域住民に報告する活動を支援。 ■ 障害のある方が過疎地域等に出向き、当該地域における高齢者や生活困窮者の方の困りごとの手伝いや安否確認等を行うことで、地域でのコミュニケーション構築や、障害のある方の働く機会を設ける。

※ これまでの地域生活支援事業費補助金実績報告をもとにし、厚生労働省社会・援護局企画課自立支援振興室において作成

「心のバリアフリー」推進事業の取組事例

- 「心のバリアフリー推進事業」とは、障害福祉分野における様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互にコミュニケーションをとり支えあう取組である「心のバリアフリー」を広めるための取組を都道府県が実施する事業
- 令和元年度は44都道府県で「心のバリアフリー」推進事業を実施。

心のバリアフリーを広めるための主な事業内容	
広報活動 ・ メディア展開	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管内の障害のある方を対象としたアンケートを実施し、実際にあった困りごとや希望する配慮等をまとめた普及啓発用冊子の作成・配布 ■ 障害の特性や障害のある方との日常での接し方について、新聞広告、TVCM、リーフレット・ハンドブック、ポスターなど多様なメディアを活用した広報展開を実施
イベント開催等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管内の商業施設で障害の疑似体験や障害のある方が作成した作品を展示するイベントを開催 ■ 障害のある方と地域住民とがともに参加するシンポジウムを開催 ■ 障害のある方やその家族を講師による講演、パリンピック出場者のトークイベント、ワークショップ等を実施するフォーラムを開催
各種ツール等の普及啓発	<p>【ヘルプマーク・ヘルプカードの作成・配布・普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ヘルプマーク（※1）・ヘルプカード（※2）の作成・配布 <ul style="list-style-type: none"> ※1 ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方・聴覚障害のある方・内部障害のある方・難病の方・妊娠初期の方など、外見からは容易に分らない方々が、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができるように、東京都が作成し普及を図っているマーク ※2 ヘルプカード 東京都が作成したヘルプマークがデザインされた緊急連絡先や必要な支援・配慮を記載することのできる携帯用カード ■ ヘルプマーク・ヘルプカードに関する普及啓発ポスターやリーフレットを作成し、管内の交通機関等で掲示・配布 <p>【あいサポート運動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ あいサポート運動（※3）を実践する地域住民（あいサポート）の養成、あいサポート研修を実施できる地域住民（あいサポートメッセンジャー）の養成、あいサポート運動に取り組みむ企業等（あいサポート企業・団体）の認定等の取組を実施 ※3 あいサポート運動 鳥取県がはじめた、地域住民が多様な障害の理解に努め、障害のある方に温かく接し、障害のある方が困っているときに「ちよつとした手助け」を行うことにより共生社会を目指す運動 ■ あいサポート運動推進のためのバッジなどの啓発資料の作成・配布

※ これまでの「心のバリアフリー」推進事業実施計画書をもとにし、厚生労働省社会・援護局企画課自立支援振興室において作成

障害者に関するマークの一例

本ページは、各団体等が作成・所管する障害者に関するマークの一例を紹介するものです。
各マークは、以下に記載する各省庁・自治体・団体が作成・所管するものであり、お問い合わせ等は各マークの所管先へお願いします（いずれも内閣府が作成・所管するものではありません。）。

○順不同

名 称	概 要 等	連 絡 先
障害者のための 国際シンボルマーク 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523
盲人のための 国際シンボルマーク 	<p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p>	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL：03-5291-7885
身体障害者標識 (身体障害者マーク) 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	警察庁交通局交通企画課 TEL：03-3581-0141(代)
聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク) 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	警察庁交通局交通企画課 TEL：03-3581-0141(代)

名 称	概 要 等	連 絡 先
<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室</p> <p>TEL：03-5253-1111(代) FAX：03-3503-1237</p>
<p>耳マーク</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p> <p>TEL：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046</p>
<p>オストメイト用設備／オストメイト</p> 	<p>オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。 このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。 このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。</p>	<p>公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団</p> <p>TEL：03-3221-6673 FAX：03-3221-6674</p>
<p>ハート・プラスマーク</p> 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。 身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>特定非営利活動法人ハート・プラスの会</p> <p>TEL：080-4824-9928</p>

名 称	概 要 等	連 絡 先
<p>「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク</p>  <p>(社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク)</p>	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>	<p>岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課</p> <p>TEL：058-214-2138 FAX：058-265-7613</p>
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>	<p>東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課社会参加推進担当</p> <p>TEL：03-5320-4147</p>

↑ [ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [障害者福祉](#) > ヘルプマークのJIS（案内用図記号）への追加について

福祉・介護

ヘルプマークのJIS（案内用図記号）への追加について

ヘルプマークのJIS（案内用図記号）への追加について

ヘルプマークは、東京都が「義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマーク」です。

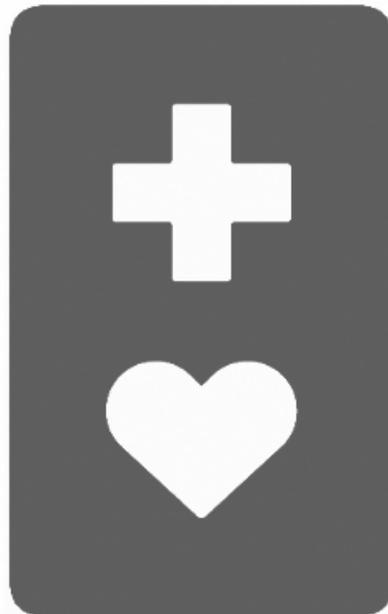
平成29年7月20日に、経済産業省において、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本人だけでなく外国人観光客にもより分かりやすい案内用図記号とすることを目的に、案内用図記号（JIS Z8210）の規格が見直され、その中に「ヘルプマーク」が追加されました。

配慮や支援を必要とする方々を示す記号として、今後ヘルプマークが今以上に活用されていくこととなります。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

トピックス

▶ [報道発表資料（社会・援護局）](#) ▶ [トピックス一覧](#)



（ヘルプマーク）

- ▶ [東京都の関連ホームページ](#)
- ▶ [経済産業省の関連ホームページ](#)

政策について

分野別の政策一覧

▶ [健康・医療](#)

▶ [子ども・子育て](#)

福祉・介護

▶ [障害者福祉](#)

▶ [生活保護・福祉一般](#)

▶ [介護・高齢者福祉](#)

▶ [雇用・労働](#)

▶ [年金](#)

▶ [他分野の取り組み](#)

組織別の政策一覧

▶ [各種助成金・奨励金等の制度](#)

▶ [審議会・研究会等](#)

▶ [国会会議録](#)

▶ [予算および決算・税制の概要](#)

▶ [政策評価・独法評価](#)

関連リンク



▶ [情報配信サービスメールアドレス登録](#)



▶ [子どものページ](#)

（掲載URL）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173500.html>

2 意思疎通支援について

(1) 障害者等の意思疎通支援等に関するトピックス等

ア 新型コロナウイルスに関する周知等について

視聴覚障害者等は、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが困難な状況であることから、各地方自治体の障害保健福祉担当部局におかれましては、市内の新型コロナウイルス担当部局のみならず、視聴覚障害者情報提供施設、地域の障害者団体等と連携を図りながら、以下の点について特段のご配慮をお願いしたい。

- 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知やホームページ上の情報のテキストデータの提供等
- 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話以外に FAX 番号またはメールアドレスの周知や字幕映像の提供等（特に、各地方自治体の HP に掲載している「帰国者・接触者相談センター」の FAX 番号の掲示等）

（資料 2-1）「情報・コミュニケーション支援を必要とする障害者等に対する新型コロナウイルス感染症の対応への配慮について」（令和 2 年 2 月 17 日付事務連絡）

イ 読書バリアフリー法の円滑な施行について

① 読書バリアフリー法の成立・施行

視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備の推進を図るため、令和元年 6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が成立し、6 月 28 日に公布・施行された。

② 国による基本計画の策定

令和元年 11 月には法に基づく協議会を開催し、関係者からの意見を拝聴したところであり、今後、文部科学省をはじめ関係省庁と連携し、基本計画を策定することとしている。

各地方自治体におかれても、地域の実情にあわせ、当事者団体等のご意見も踏まえた計画を策定いただくこととなっているので、国の基本計画を踏まえ、策定いただくようお願いしたい。

【読書バリアフリー法の基本計画策定に向けた検討スケジュール】

- 読書バリアフリー法の施行（令和元年6月28日）
- 関係省庁等連絡会議（令和元年10月11日）
- 関係者協議会（令和元年11月19日、28日、29日、令和2年2月5日、26日）
～以下、今度の予定～
- パブリックコメント
- 関係省庁協議等
- 基本計画の策定（公表）

③ 公立図書館等との連携

サピエ（視覚障害者情報総合システム）は、視覚障害者等がインターネットを通じて全国どこにいても点字図書や音声図書をダウンロードし読書ができるネットワークである。しかしながら、現在の個人会員数は約17,000人、公立図書館の加入はわずか190館程度であり、周知が不十分な状況である。（サピエ事務局による平成31年3月末時点データ）

各都道府県等におかれては、改めて管内の障害者へのサピエの利用促進、また管内公共図書館等のサピエ加入・活用について、積極的な周知をお願いしたい。

令和2年度予算（案）においては、読書バリアフリー法の成立を踏まえ、これまでの点字図書館や「サピエ」に対する支援等に加え、点字図書館と公共図書館、障害当事者団体等の連携を図ることにより身近な地域における読書環境の整備等に取り組むなど、地域における読書バリアフリー体制の強化を図るための事業を、地域生活支援促進事業（都道府県等事業）として新設することとしている。

また、点字図書館の運営費である身体障害者保護費負担金（点字図書館等事務費）のうち、情報化対応特別管理費については、令和元年度に加算単価を増額（20万円→40万円/月（1施設当たり上限額））したものを実施するための予算を、引き続き確保している。なお、この事務費については、障害者の読書環境の整備を図るための機器の購入や、音訳等のために必要な経費についても対象となる。

<情報化対応特別管理費の対象経費（例）>

- ・ 点字図書や音声図書を製作するために必要な環境整備に係る費用（パソコン、点字プリンタや録音機器等の購入費等）
- ・ 点字図書や音声図書の製作を担う人材の確保のために必要な費用（呼びかけや広告に必要な経費等）
- ・ 点字図書や音声図書の製作を担う人材の養成・育成や資質の向上に必要な費用（講習会開催経費や講習会出席に必要な旅費等）
- ・ 点字図書や音声図書の製作のための費用（点訳・音訳を行う者への謝金や交通費等）

各都道府県等におかれては、読書バリアフリー法の施行を機に、改めて点字図書館等と連携を図りながら、これらの予算の活用を積極的にご検討いただきながら、地域における障害者の読書環境の整備を図っていただきたい。

(資料 2-2) 視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」について

(資料 2-3) 「地域における読書バリアフリー体制強化事業」の創設
＜地域生活支援事業（新規）＞

ウ 令和 2 年度予算（案）について

① 地域における意思疎通支援者の計画的な養成支援事業の創設

令和元年度に、地域生活支援促進事業に「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」を創設し、意思疎通支援者のスキルアップを図っている。

さらに、令和 2 年度予算（案）において、都道府県等にコーディネーターを配置して、人材養成等の体制の課題に対応し、地域における意思疎通支援者の計画的な養成を促進するための事業を新設することとしたので、各都道府県等におかれては、積極的な活用をご検討いただきたい。

＜事業実施（例）＞

- 地域における『意思疎通支援者養成計画』の作成（需要と必要数、養成数等）
- 地域課題の把握、改善手法の検討
- 広域実施の体制整備、市町村間の調整、好事例の展開
- 高校生や大学生等、若年層への働きかけ
- 難聴児の家族等への支援 等

なお、令和 2 年度においては、意思疎通支援事業の推進のための意見交換等を行うことを予定しており、本事業の実施自治体（あるいは委託団体）は、本事業の実施状況等についてご報告いただくことを予定しているのでお含みおきいただきたい。（なお、この出張に要する旅費については、本事業の対象に含めて差し支えない。）

また、令和 2 年度障害者総合福祉推進事業の指定課題として、「地域における意思疎通支援者（代筆・代読、失語症向けの意思疎通支援等も含む）の計画的な養成についての調査研究事業」を実施することとしており、各都道府県及び市町村への調査やヒアリング等を行い、意思疎通支援者の活動状況や、養成状況を把握するとともに課題を整理し、計画的な養成に資する方策について研究することとしているので、各地方自治体におかれては、ご協力をお願いしたい。

② 手話通訳士試験合格者フォローアップ講座等の実施について

(福) 聴覚障害者情報文化センターが実施する手話通訳士の技術向上のための講座については、令和2年度も引き続き実施することとしている。

ただし、以下のとおり、実施方法の変更を行ったので、ご留意いただきたい。

- ・ 地域生活支援促進事業「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」としては実施しない（実施要綱から削除）
- ・ 受講希望者から実施団体に直接申し込み（受講に当たっての自治体からの推薦は不要）
- ・ 国の委託事業（（福）聴覚障害者情報文化センターが実施）として、受講料の軽減を図るよう調整中

※ この委託事業の運営費については、国からの委託費で対応することとし、受講に要する費用については、受講者の自己負担とする予定。

ただし、受講料は今年度よりも軽減する方向で実施団体に要請中。

今後、実施団体より詳細について案内する予定であるが、厚生労働省から各都道府県等にも情報提供するので、受講対象者（基本的に、今年度の手話通訳士試験合格者を受講対象者に想定）への周知等ご協力をお願いしたい。

(参考) 手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については31回試験（令和元年度）の合格発表が令和2年1月31日（金）に行われたところである。

(資料2-4) 手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

第32回試験（令和2年度）についても、以下のとおり全国3会場において、学科試験と実技試験を2日間の日程で実施される予定となっているので、各都道府県等においては、関係機関、関係団体への周知をお願いしたい。

<第32回 手話通訳技能認定試験>

学科試験 令和2年9月26日（土）〔会場：東京、大阪、熊本〕

実技試験 令和2年9月27日（日）〔会場：東京、大阪、熊本〕

また、(福) 全国手話研修センターが実施する手話通訳者及び手話通訳士の資質向上のための現任研修を、令和2年度も引き続き実施することとしているので、各都道府県等におかれては、積極的に受講者を派遣するなどのご配慮をお願いしたい。

エ 電話リレーサービスの公共インフラ化について

平成 25 年度から（公財）日本財団が電話リレーサービスモデルプロジェクトを開始し、平成 29 年度から厚生労働省が電話リレーサービスを実施する情報提供施設に対して財政的支援を行っている。

現在のサービスの利用登録は日本財団のホームページから可能であるため、各自治体においても、聴覚障害者の電話リレーサービスの利用が進むよう、聴覚障害者が多く参加する場など様々な機会を活用し、事業内容や登録方法等について広く周知をお願いしたい。

また、このような背景の下、公共インフラとしての電話リレーサービスの実現に向けた様々な課題について検討するため、平成 31 年 1 月に、デジタル活用共生社会実現会議 ICT アクセシビリティ確保部会の下に「電話リレーサービスに係るワーキンググループ」を設置（厚生労働省と総務省の共催）して、専門的に検討を進め、令和元年 12 月 6 日に報告書が公表されたところであり、同報告書を踏まえて、総務省において、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案」を今国会（第 201 回通常国会）に提出したところである。

地方自治体は、障害者基本法において、国と同様に「電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進（中略）が図られるよう必要な施策を講じなければならない」とされていることを踏まえ、本法案においても、地方自治体に対して、国に準じた責務を課すこととしている。このため、各地方自治体においても、地方の実情に応じた周知等において、引き続き、聴覚障害者情報提供施設との連携をはじめとした協力をお願いしたい。

（参考）日本財団電話リレーサービスモデルプロジェクトホームページ
<http://trs-nippon.jp/>

（資料 2－5）電話リレーサービスに係るワーキンググループ報告書 概要

（資料 2－6）聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案（概要）

オ 「NET118」等の周知等について

令和元年11月1日より、海上保安庁で聴覚障害者・言語機能障害者がスマートフォン等での入力操作により、海上保安庁への緊急時の通報が可能となる「NET118」の運用を開始した。

「NET118」は、聴覚障害者・言語機能障害者が円滑に緊急通報を行うための有効な手段であることから、各都道府県等におかれては、関係団体等へ周知いただき、「NET118」の利用促進にご協力をお願いしたい。

また、「Net119緊急通報システム」や「110番アプリシステム」についても、関係部局等と連携の上、引き続き、市町村における広報、聴覚・言語機能障害者や関係団体等への周知をお願いしたい。

（資料 2－7）「「NET118」の導入について（周知依頼）」等

(2) 意思疎通支援の強化等

地域生活支援事業の意思疎通支援事業の実施について、都道府県等におかれては、「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」（平成 25 年 3 月 27 日障企自発 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を参考に、引き続き適切な実施及び実施率の向上に努めていただきたい。

(資料 2 - 8) 意思疎通支援の実施体制整備状況 (平成 30 年度)

ア 要約筆記者の養成及び派遣

要約筆記者派遣事業については、平成 23 年度に要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成・派遣することとし、平成 25 年度からは、要約筆記者派遣事業には原則として登録試験を合格した「要約筆記者」を派遣することとしているところである。

令和 2 年度も引き続き、(福)聴力障害者情報文化センターに要約筆記者指導者の養成研修事業を委託することとしているので、特に参加の少ない都道府県等におかれては、積極的に受講者を派遣していただくとともに、その研修修了者を活用して、各都道府県等において確実に養成研修事業を実施していただきたい。

(資料 2 - 9) 要約筆記者指導員養成研修 年度別受講・修了者の推移

イ 代筆・代読支援者の養成及び派遣

代筆・代読は、視覚障害のある方のコミュニケーションを支援する重要な手段の一つであり、地域生活支援事業の意思疎通支援事業の市町村事業であるが、未だ実施に向けた体制の整備が低調な状況である。(代筆・代読を実施している自治体の割合 1.4% : 平成 30 年度障害者総合福祉推進事業「視覚障害者への代筆・代読支援に関する調査研究」)

令和元年度も、(福)日本視覚障害者団体連合において、代筆・代読支援の現状の支援方法や効果に関する調査研究事業を実施している。厚生労働省としても、この調査研究等から見えてきた課題や成果を共有して、多くの地域において代筆・代読支援が実施されるよう、取組を充実していきたいと考えている。

今後、報告書が取りまとめ次第、実施団体及び厚生労働省 HP に報告書が掲載される予定であるので、特に未実施の自治体におかれてはご参照いただき、代筆・代読支援が全国で実施されるよう、事業実施に向けて積極的に取組みいただくようお願いしたい。

ウ 失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣

失語症者に対する意思疎通支援については、平成 28 年度に、失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム及び養成研修テキストを作成し、各都道府県障害福祉主管課及び各都道府県言語聴覚士会へ周知したところである。また、養成研修の講師となる人材を養成する「失語症者向け意思疎通支援者養成研修」を実施しており、令和 2 年度も今年度同様に各都道府県 2 名ずつの募集を予定しているため、各都道府県においては参加者の推薦について、ご対応をお願いしたい。

また、平成 30 年度から、地域生活支援事業の「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（都道府県必須事業）」に「失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業」が追加されている。各都道府県におかれては、支援者養成研修事業の実施等の取組をお願いしたい。

また、養成された支援者の派遣については、「意思疎通支援事業（市町村必須事業）」において実施してきたところであるが、令和元年度からは市町村域を超える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため「専門性の高い意思疎通支援者派遣事業（都道府県必須事業）」に失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業を加えて実施することとしているので、今後の支援者派遣の実施体制の構築に積極的な取組をいただくよう、各都道府県及び市町村で連携しつつお願いしたい。

エ 盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣など

「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」及び「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、平成 25 年度から都道府県地域生活支援事業の必須事業であり、指定都市及び中核市におかれても、都道府県と連携して実施していただくようお願いしたい。

（資料 2-10）盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について

同養成研修事業の講師については、「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修会（※）」や、これらの研修会等の修了者等の活用をお願いしたい。また、各都道府県等におかれては、全国での研修実施体制確保のため、「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修会」への受講を積極的に促していただきたい。

（※）平成 27 年度までは「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」として、（（福）全国盲ろう者協会において実施）

また、同養成研修事業の実施に当たっては、「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について（平成 25 年 3 月 25 日障企自発 0325 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）」をお示ししており、このカリキュラムを参考に同事業の実施に努めていただきたい。

なお、平成 30 年度から、盲ろう者に対する同行援護において、盲ろう者向け通訳

・介助員が提供した場合の加算が創設されたが、外出支援を中心とした同行援護の利用がなじまない場合や地域資源の事情等により「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の実施が必要な場合があると考えられるので、同行援護の活用とあわせて、本事業の推進が図られるようご留意いただきたい。

オ 行政機関における視聴覚障害者等への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）を踏まえ、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

また、手話通訳者の派遣や設置について、手話通訳者の設置がない市町村窓口等において、遠隔手話通訳サービスを導入した場合にも、地域生活支援事業の対象とすることとしている。令和元年度からは、手話通訳者の設置が困難な自治体、手話通訳者の派遣が困難な場合も想定されることから、手話通訳者の派遣事業においても聴覚障害者の所有するタブレット等を用いた遠隔手話通訳サービスによる提供も地域生活支援事業の対象としているので、ご留意いただきたい。

[参考1] 内閣府HP

- 「身につけよう心の身だしなみ」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midasi.html>

- 「共生社会をみんなで作るために」（絵で見る心の身だしなみ）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の身だしなみー」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

[参考2] 国土交通省HP

- 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html

カ 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項

意思疎通支援事業等の実施にあたっては、次の事項について、ご留意願いたい。

- 視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努められたいこと。

- 視覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、点訳や音声訳、読み書きを支援するための代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、必要な支援体制が早期に整備できるよう都道府県における実施も検討されたいこと。また、窓口等において代読や代筆支援を行うにあたっては、利用者にとこれらの支援を行うことが分かるよう音声による案内や表示を行うなどの配慮いただきたい。
- 平成27年12月の社会保障審議会障害者部会の報告書の指摘も踏まえ、対象者に失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、重度の身体障害、難病を新たに明記し、対象者を明確化したので、引き続き、事業実施について留意されたいこと。
- 平成28年6月28日付障害保健福祉部企画課長通知により、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が入院する際に、意思疎通支援事業が利用可能であることを周知したので、ご留意願いたいこと。
 なお、本通知の内容については、平成30年4月以降、重度訪問介護の訪問先が医療機関に拡大されても、取扱いは変わらないため、併せてご留意願いたいこと。
- 国際手話通訳者の養成についても「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」において実施することが可能となっているので、ご留意願いたいこと。

(3) 災害時における視聴覚障害者等支援

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策を講じることが重要である。

こうした避難行動要支援者の避難対策について、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府（防災担当））」をもとに、災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

また、災害等における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅の障害者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組が重要である。

例えば、三重県（三重県聴覚障害者支援センター）においては、県内の10市町と「災害時における避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する協定」を締結し、発災時に聴覚障害者情報提供施設が聴覚障害者に対して避難情報等の伝達や安否確認等の活動を行うこととする取組が行われている。（（参考）三重県聴覚障害者支援センターホームページ <https://www.deaf-mie-center.com/>）

特に、視聴覚障害者については、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、以下のように、障害特性に応じた配慮をお願いしたい。

- ① 避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保
- ② 避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援、災害時に活用可能なラジオや聴覚障害者用情報受信装置などを活用した情報提供
- ③ 避難所等において、身体障害者補助犬使用者と補助犬を分離せず受け入れた上で、周りの方々に補助犬に対する理解の促進など

（資料 2－11）避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について（例）

その他、国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）において、引き続き、令和 2 年度も以下の事業の実施を予定しているため、関係機関への周知をお願いしたい。

- ・ 「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成研修事業」
災害時に障害者への支援を行うボランティアリーダーを養成
- ・ 「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」
東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材の養成

（4） 集団補聴システムの普及促進、障害者 ICT サポート総合推進事業について

集団補聴システムとは、ヒアリンググループや FM 補聴システム、デジタル補聴システム等の難聴者の聞こえを支援する設備であり、聴覚に障害のある方に対する情報保障の観点から、非常に有用な方法の一つである。

そのため、令和元年度より地域生活支援促進事業に新設した「障害者 ICT サポート総合推進事業」において、貸出用のヒアリンググループを整備する取組等を補助対象とする等、聴覚に障害のある方への情報保障を促進することとしている。

については、当該事業の活用等により、各自治体においても集団補聴システムの更なる普及や活用に積極的に取り組んで頂くようお願いする。

なお、障害者 ICT サポート総合推進事業の実施についても、障害者等に対して情報へのアクセスを円滑に行うための支援を実施することにより、自立と社会参加の促進が見込まれることから、積極的な事業実施に向けて取り組んでいただきたい。

（資料 2－12） 令和元年度障害者 ICT サポートセンター設置状況 等

事務連絡
令和 2 年 2 月 17 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

情報・コミュニケーション支援を必要とする障害者等に対する
新型コロナウイルス感染症の対応への配慮について

行政機関等における障害者等への配慮については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等を踏まえ、福祉分野のみならず様々な分野において合理的配慮の対応をいただいているところです。

視聴覚障害者等は、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが困難な状況であることから、新型コロナウイルス担当部局や視聴覚障害者情報提供施設、地域の障害者団体等と連携を図り、以下の点について特段のご配慮をお願いいたします。

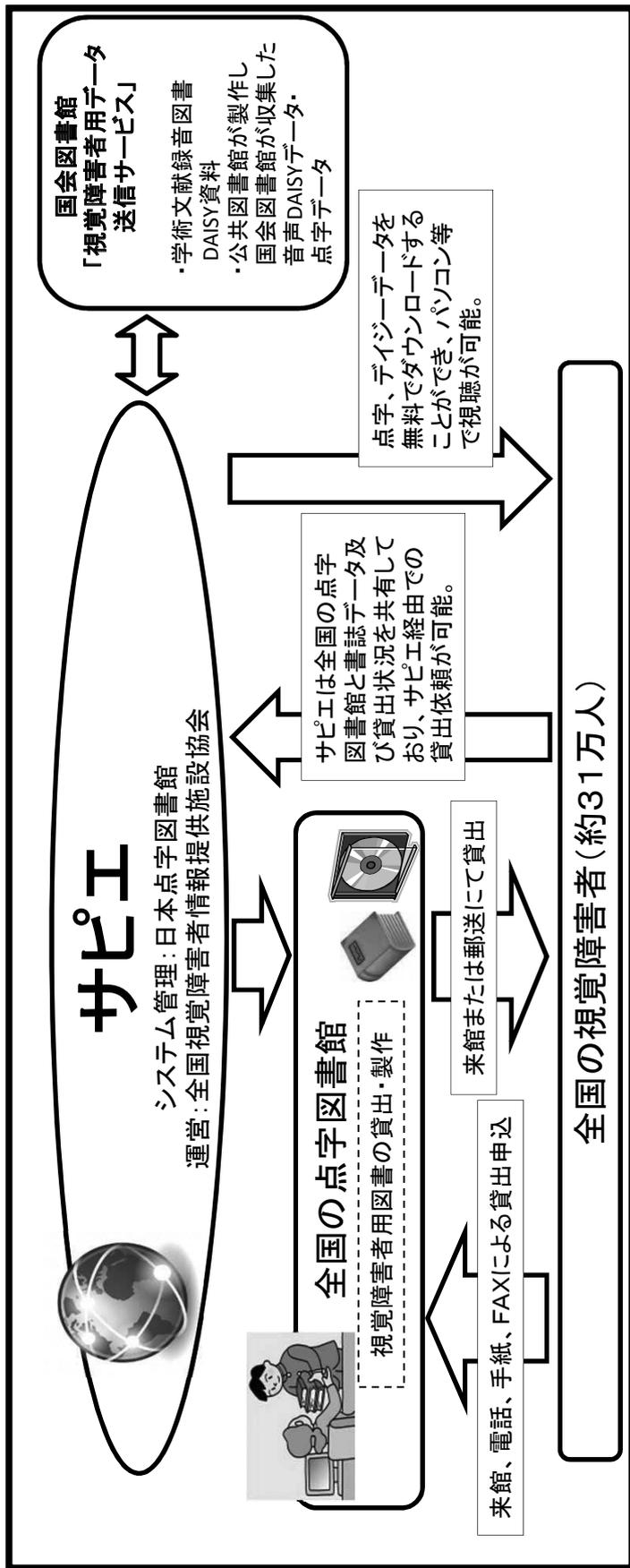
- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知やホームページ上の情報のテキストデータの提供 等
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話以外に FAX 番号又はメールアドレスの周知や字幕映像の提供 等（特に各都道府県市のホームページに掲載している「帰国者・接触者相談センター」の FAX 番号の掲示等）

【問合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 塩野、長井
電話：03-3595-2097
FAX：03-3503-1237

視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」について

- 視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある者に対し、点字、点字データの情報を提供するITネットワーク。
- 利用者は、インターネットを活用し、全国の点字図書館の蔵書の検索や貸出依頼、点字、点字データのダウンロード等を行うことができる。



○「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」(Sapientia サピエンティア = ラテン語)の広場。

○全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、**点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース(約66万件)**として広く活用されている。**18万タイトルの点字データ**を保有し、**7万タイトルの点字データのダウンロードやストリーミングが可能**であり、個人会員はこの点字・点字データを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能で、読みたい本を自由に選べ、直接入手でき、視覚障害者等の読書の自由が広がっている。

(「サピエ」視覚障害者情報総合ネットワークHPから)

(資料2-2)

「地域における読書バリアフリー体制強化事業」の創設 <地域生活支援促進事業(新規)>

令和2年度予算案(令和元年度予算額):1.9億円(一)

- 第198回通常国会において、議員立法「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」が成立したところであり、視覚障害者等(=視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することとされている。
- 読書バリアフリー法を踏まえ、現在、十分な対応ができていない「視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備」(法第9条)及び「人材の育成等」(法第17条)について、地域生活支援促進事業に「地域における読書バリアフリー体制強化事業」を創設し、視覚障害者等が地域においてより身近に読書が楽しめるよう、都道府県が中心となり読書バリアフリーに向けた地域における環境整備のための取組を総合的に実施する。

事業内容

① 点字図書館と公共図書館等の連携強化

点字図書館と公共図書館等が連携できるよう、協議会の場を設けるほか、点字図書館から公共図書館等に対して対面朗読サービスやサピエの利用にあたっての支援に関するノウハウの提供やサービスの充実の充実に向けた研修会等を実施する。

(参考)サピエとは…「視覚障害者情報総合ネットワーク」の通称で、視覚障害者等がインターネットを通じて点字図書や音声図書をダウンロードできるネットワーク。

② 視覚障害以外の障害者に対する利用促進に対する支援

視覚障害のみならずその他の障害(上肢障害や識字障害など)のある者のサピエ等の利用促進にかかる取組(障害者団体との協議会の設置など)や、視覚障害以外の障害に関する接遇や留意点等の研修を実施。

③ 地域における図書等の点字化・音声化・テキストデータ化ができる人材養成の強化

点字図書館と公共図書館の連携に併せて、地域における点訳奉仕員・音訳奉仕員等の養成の推進にも取り組む。

実施主体、補助率

- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率 国 1/2、都道府県 1/2

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

参考

目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念（3条）

- ・ アクセシブルな電子書籍等（デジタル図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及を図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・ アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上を図られること
- ・ 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・ 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・ 地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策（9条～17条）

①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）

- ・ アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
- ・ 円滑な利用のための支援の充実
- ・ 点字図書館における取組の促進 など

②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）

- ・ アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館を想定）の運営への支援
- ・ 関係者間の連携強化 など

③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）

- ・ 製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援
- ※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等
- ・ 出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など

④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）

- ・ 技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・ 著作権者と出版者との契約に関する情報提供
- ・ 出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など

⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）

- ・ 相談体制の整備 など

⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）

- ⑦情報通信技術の習得支援（15条）
- ・ 講習会・巡回指導の実施の推進 など

⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条）

- ⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）
政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

協議の場等（18条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

報道関係者 各位

令和2年1月31日

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

室長補佐 塩野 勝明 (内線3072)

情報・意思疎通支援係長 杉渕 英俊 (内線3077)

(代表番号) 03-5253-1111

(直通番号) 03-3595-2097

(F A X) 03-3503-1237

第 31 回手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)の合格発表について

社会福祉法人聴力障害者情報文化センターでは、手話通訳技能認定試験(※1)を実施しています。昨年10月に実施された第31回試験(※2)の合格発表が次のとおり行われますので、お知らせいたします。

- 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターから受験者本人に合否通知を送付
- 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに合格者の受験地と受験番号を掲示
- 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターのホームページに合格者の受験地と受験番号を掲載

(結果概要)今年度の第31回手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)の結果概要は以下のとおりです。

・受験者数 1,100 人
・合格者数 121 人
・合格率 11.0%

※ 合格者の状況及び過去の試験結果は別紙参考1、参考2のとおり
(社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターホームページより)

※1「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平成 21 年3月 31 日厚生労働省令第 96 号)」に基づく厚生労働大臣認定試験です。

※2 第 31 回手話通訳技能認定試験は次のとおり実施されました。

(1) 試験実施法人の名称と所在地

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター 理事長 中村 吉夫

・所在地: 〒153-0053 東京都目黒区五本木1丁目8番3号

・連絡先:(電話)03-6833-5001、(FAX)03-6833-5000

・U R L : <http://www.jyoubun-center.or.jp/>

(2) 試験期日

令和元年 10 月5日(土)学科試験

令和元年 10 月6日(日)実技試験

(3) 試験地

東京、大阪、熊本

(4) 試験科目

① 学科試験

障害者福祉の基礎知識、聴覚障害者に関する基礎知識、手話通訳のあり方、国語

② 実技試験

読取り通訳(手話を音声で表現)、聞取り通訳(音声を手話で表現)

(参考1)第31回手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)合格者の状況

1. 性別

区分	男	女	計	備考
人数(人)	11 (6)	110 (102)	121 (108)	()内は第30回の結果である。
割合(%)	9.1 (5.6)	90.9 (94.4)	100.0 (100.0)	

2. 年齢別

年齢区分	人数(人)	割合(%)	備考
20～29	9 (13)	7.4 (12.0)	()内は第30回の結果である。
30～39	15 (13)	12.4 (12.0)	
40～49	39 (38)	32.2 (35.2)	
50～59	49 (36)	40.6 (33.3)	
60～	9 (8)	7.4 (7.4)	
計	121 (108)	100.0 (100.0)	

3. 都道府県別受験者数・合格者数

(単位:人)

都道府県名	第 31 回試験		都道府県名	第 31 回試験	
	受験者数	合格者数		受験者数	合格者数
北海道	27	2	滋賀県	17	5
青森県	8	1	京都府	22	3
岩手県	4	0	大阪府	81	18
宮城県	8	1	兵庫県	54	8
秋田県	6	0	奈良県	8	0
山形県	4	0	和歌山県	16	4
福島県	22	3	鳥取県	9	1
茨城県	2	0	島根県	4	0
栃木県	4	2	岡山県	16	2
群馬県	16	3	広島県	26	5
埼玉県	86	8	山口県	18	5
千葉県	29	1	徳島県	5	2
東京都	260	20	香川県	4	0
神奈川県	78	9	愛媛県	13	3
新潟県	14	0	高知県	5	0
富山県	5	0	福岡県	33	3
石川県	14	1	佐賀県	6	0
福井県	6	0	長崎県	15	0
山梨県	8	0	熊本県	20	0
長野県	11	1	大分県	5	0
岐阜県	2	0	宮崎県	9	1
静岡県	37	0	鹿児島県	14	1
愛知県	25	4	沖縄県	10	3
三重県	14	1	合計	1,100	121

・上記の合格者数は、合格発表日現在の住所による数である。

・上記には政令指定都市在住者の数を含む。

〔再掲〕 政令指定都市別受験者数・合格者数

(単位:人)

政令市名	第 31 回試験		政令市名	第 31 回試験	
	受験者数	合格者数		受験者数	合格者数
札幌市	5	1	名古屋市	3	0
仙台市	3	1	京都市	9	3
さいたま市	8	1	大阪市	15	3
千葉市	3	0	堺市	7	0
横浜市	34	4	神戸市	21	2
川崎市	9	2	岡山市	7	0
相模原市	2	0	広島市	6	1
新潟市	4	0	北九州市	4	0
静岡市	5	0	福岡市	4	2
浜松市	7	0	熊本市	7	0
			合計	163	20

(参考2)過去の試験結果

区分	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
受験者数A(人)	1,082	640	541	411	378	430	510	606	619	726
合格者数B(人)	197	124	111	81	93	70	74	57	86	71
合格率B/A(%)	18.2	19.4	20.5	19.7	24.6	16.3	14.5	9.4	13.9	9.8
区分	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回
受験者数A(人)	893	1,018	910	1,008	1,124	1,109	1,011	1,034	961	897
合格者数B(人)	50	63	40	98	117	113	116	228	246	317
合格率B/A(%)	5.6	6.2	4.4	9.7	10.4	10.2	11.5	22.1	25.6	33.1
区分	第21回	第22回	第23回	第24回	第25回	第26回	第27回	第28回	第29回	第30回
受験者数A(人)	932	863	920	948	931	956	1,076	1,058	1,037	1,105
合格者数B(人)	311	184	182	105	190	106	23	119	85	108
合格率B/A(%)	33.4	21.3	19.8	11.1	20.5	11.1	2.1	11.2	8.2	9.8
区分	第31回									
受験者数A(人)	1,100									
合格者数B(人)	121									
合格率B/A(%)	11.0									

* 第1回～第31回までの合格者数 3,886人

公共インフラとしての電話リレーサービスの実現に向けた基本的な方向性 ～電話リレーサービスに係るワーキンググループ報告書概要～

電話リレーサービス

耳の聴こえない人と耳の聴こえる人とを、オペレーターが「手話」や「文字」と「音声」とを通訳することにより、即時双方向につなぐサービス



公共インフラとしてのサービス概要

提供条件

※ 当事者団体を交えて、検討・整理

通訳方式 手話・文字

提供時間 24時間/365日を目指す

利用料金 音声通話と同程度(従量制)

※日本財団のサービス

9,300人、3.7億円/年
提供時間: 8:00～21:00
利用料金: 無料

※日本の聴覚障害者等の数は34万人(H28)

費用負担の考え方

- ①ユニバーサルサービス交付金制度による負担金
- ②電気通信事業者による負担
- ③音声サービスの利用者による負担
(ユニバーサルサービス交付金制度と類似制度)

今後の取組

■ 課題ごとに実務者レベルによる検討

■ 制度整備を検討

■ 電話リレーサービスの早期実現
(可能なものを段階的に導入)

■ 音声認識等も、並行して技術開発

(資料2-5)

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案(概要)

- 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、①国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、②聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービス等の提供の業務を行う者を指定し、当該指定を受けた者に対して交付金を交付するための制度を創設する等の措置を講ずる。

電話リレーサービスの概要



通訳オペレーター（手話通訳者等）が手話又は文字と音声を通訳することにより、聴覚障害者等の電話による意思疎通を仲介するもの

法律案のポイント①： 国による基本方針の策定等

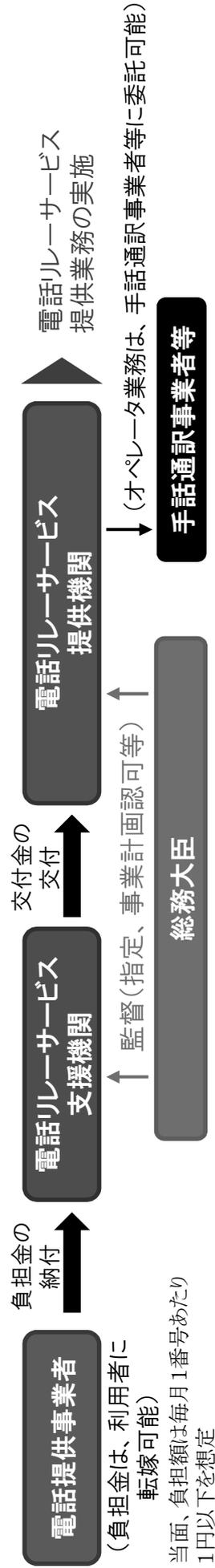
国及び電話提供事業者等の責務について定めるとともに、総務大臣が聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本方針を定めること※を規定する。

※電話リレーサービスの提供条件として、通訳方式は手話・文字の両方、提供日時は24時間/365日、利用料金は耳の聴こえる人の電話料金と同等とすること等を定めることを想定。

※電話リレーサービス以外の聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に係る取組みとして、音声認識やAI(人工知能)の技術開発の推進の方向性等について定めることを想定。

法律案のポイント②： 電話リレーサービスに関する交付金制度の創設等

電話リレーサービスの提供の業務を行う者（電話リレーサービス提供機関）を指定し、電話提供事業者に負担金の納付を義務付け、当該機関に対して電話リレーサービスの提供の業務に要する費用に充てるための交付金を交付するための制度を創設する。



(資料2-6)

事務連絡
令和元年 11 月 7 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

「NET118」の導入について（周知依頼）

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 11 月 1 日より、海上保安庁では聴覚障害者・言語機能障害者がスマートフォン等での入力操作により、海上保安庁への緊急時の通報が可能となる「NET118」の運用を開始いたしました。

「NET118」は、聴覚障害者・言語機能障害者が円滑に緊急通報を行うための有効な手段であることから、貴職におかれましては、別添の内容について聴覚障害者・言語機能障害者や関係団体へ周知いただき、「NET118」の利用促進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、各都道府県におかれましては、管内市町村に周知方お願いいたします。

【問合せ先】

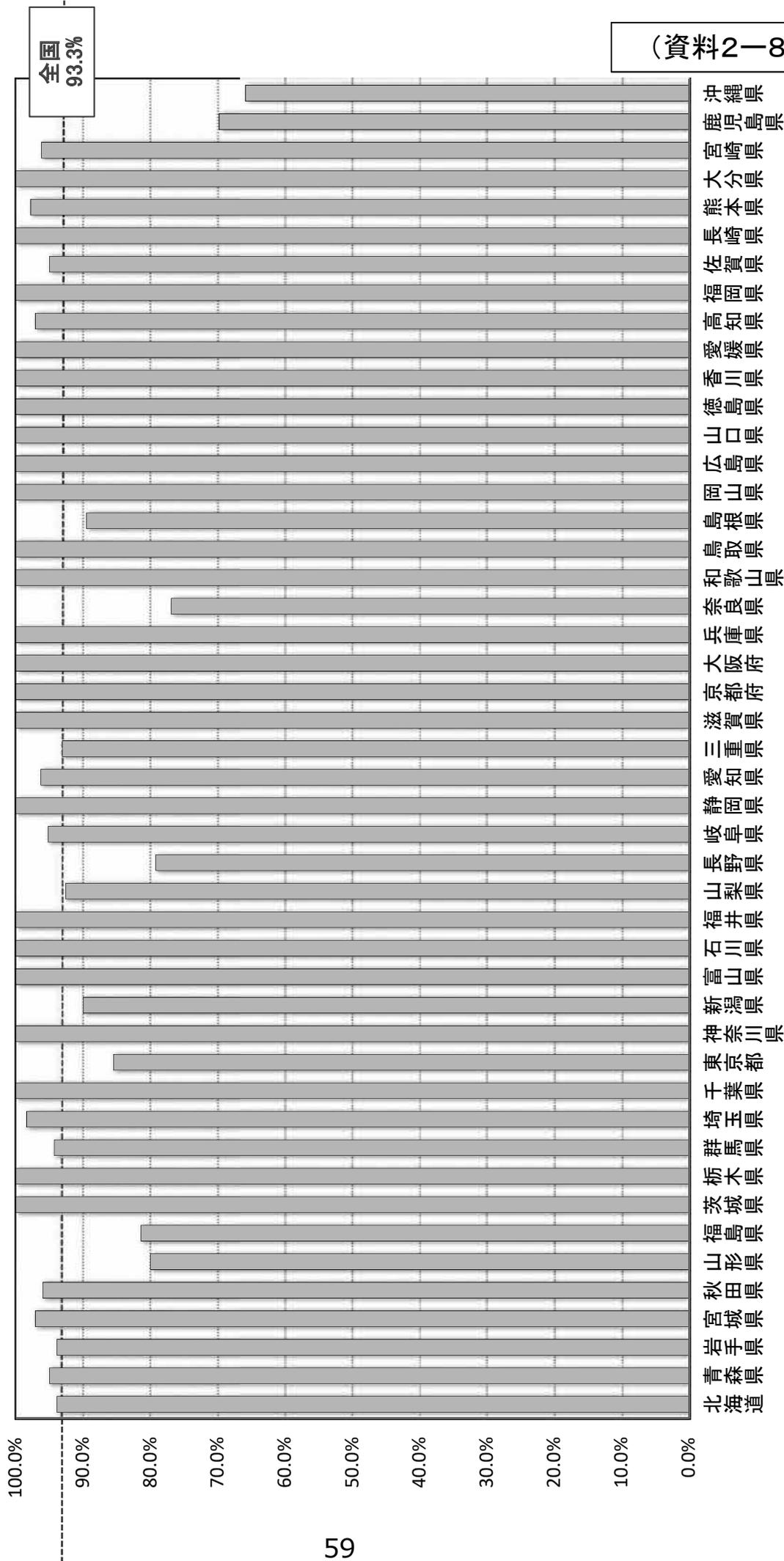
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 情報・意思疎通支援係

TEL 03-5253-1111 (内線 3076)

FAX 03-3503-1237

意思疎通支援事業の実施体制整備状況（平成30年度）

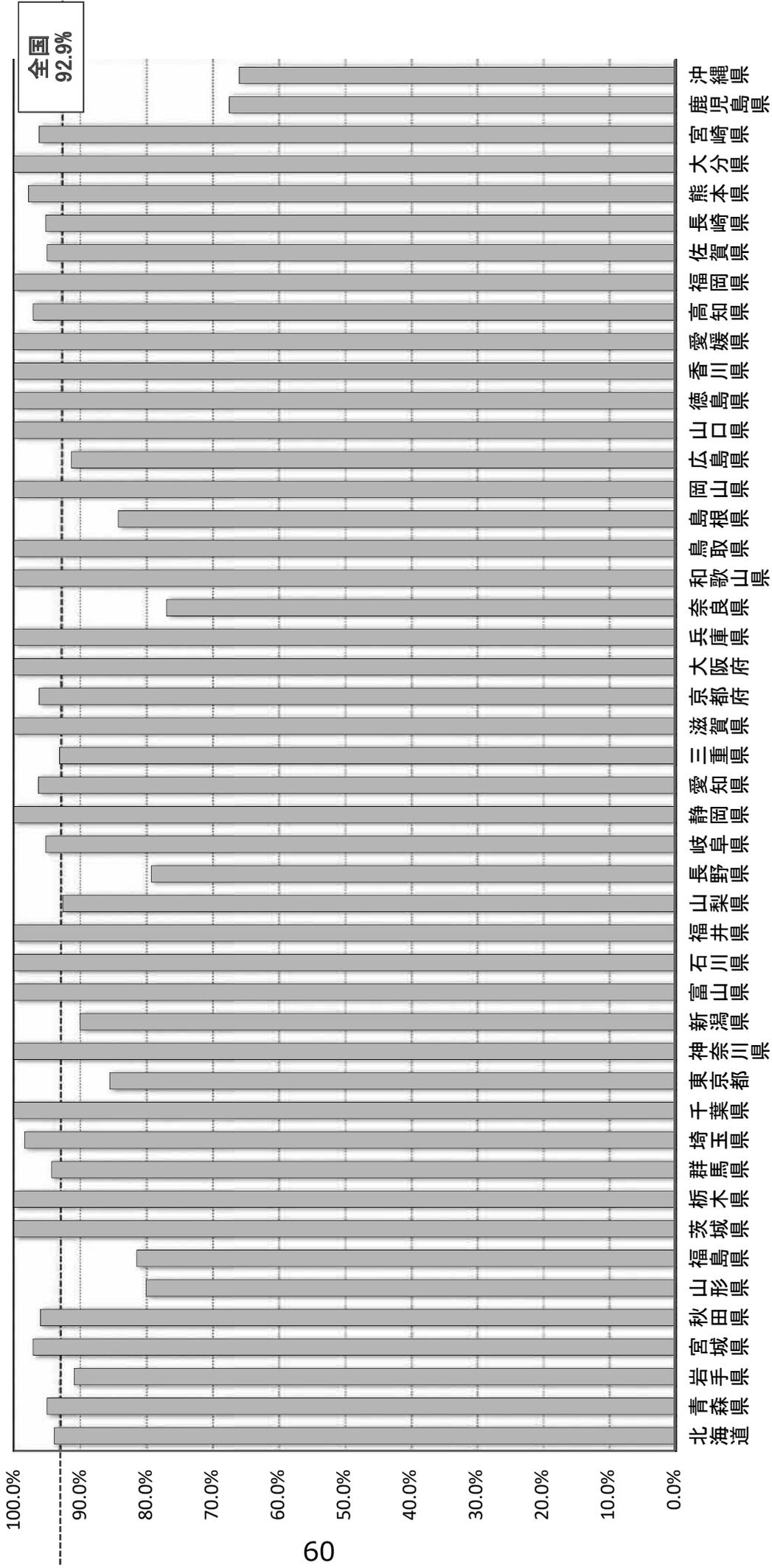
- 平成30年度末時点で意思疎通支援事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で93.3%（1,625/1,741）。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
 (資料出所)厚生労働省障害福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市区町村及び特別区からの回答を集計

(内訳1) 手話通訳者派遣事業の実施体制整備状況(平成30年度)

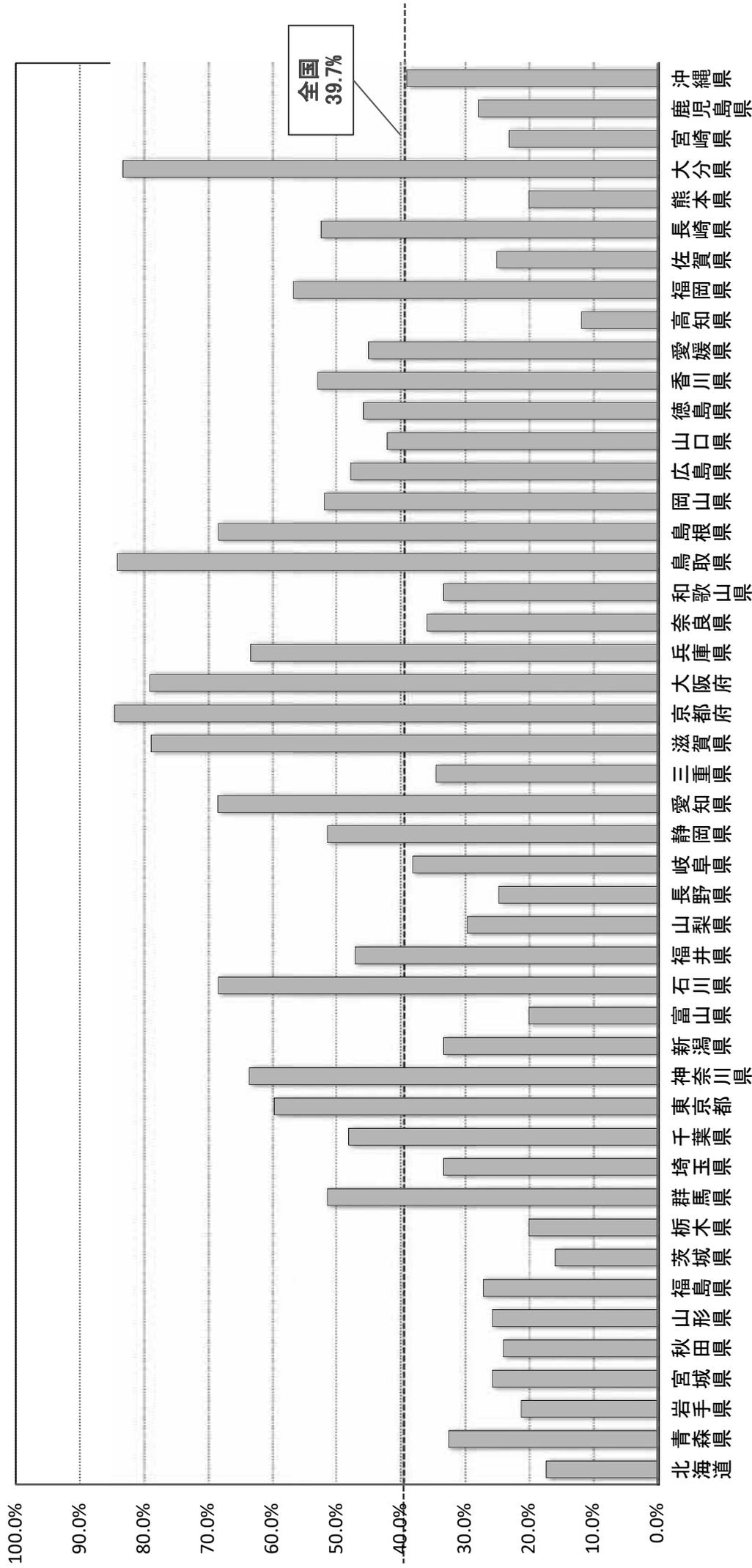
○ 平成30年度末時点で手話通訳者派遣事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で92.9%(1,618/1,741)。
 ○ 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービスの利用の申し出があった際に直ちに直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
 (資料出所)厚生労働省障害福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

(内訳2) 手話通訳者設置事業の実施体制整備状況(平成30年度)

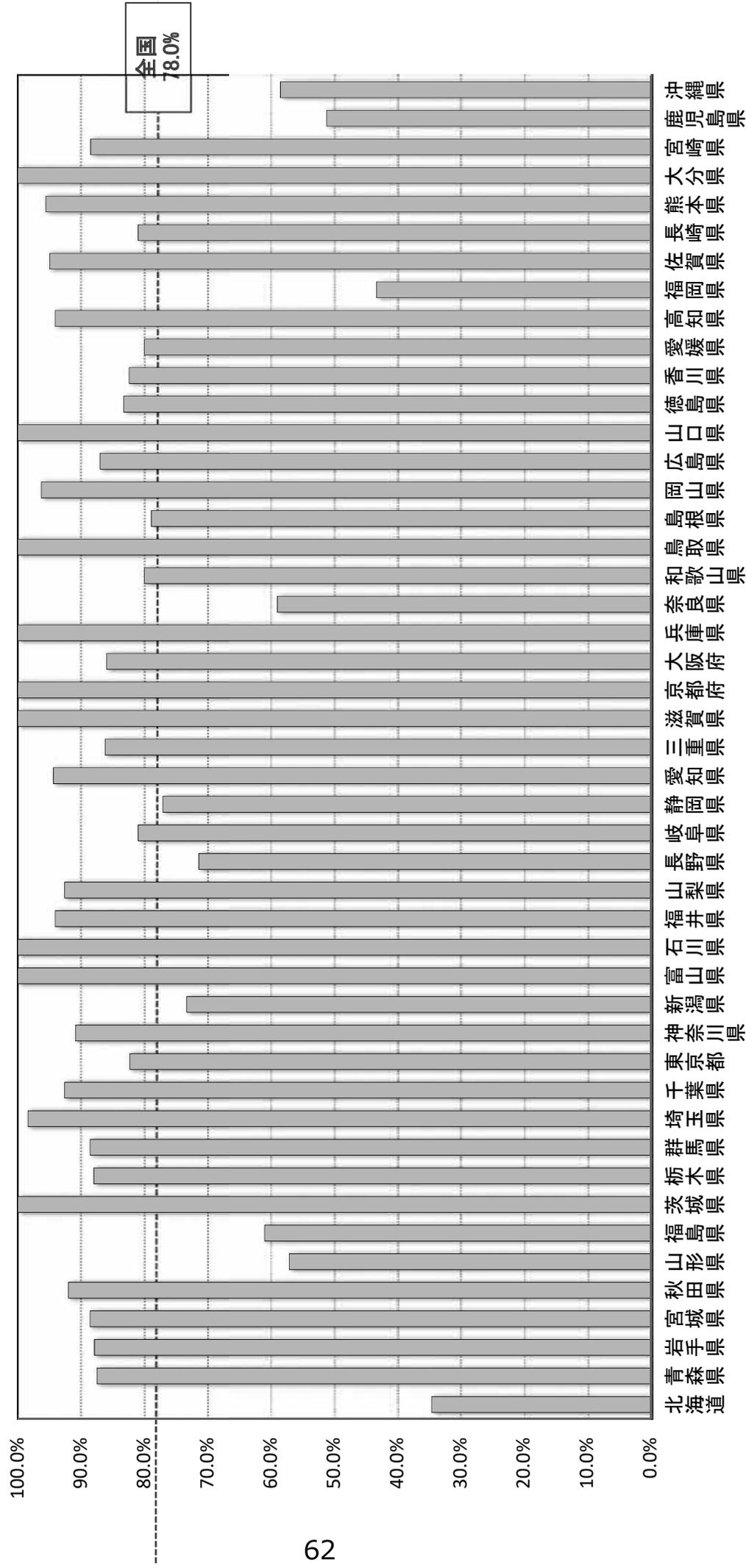
- 平成30年度末時点で手話通訳者設置事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で39.7%(692/1,741)。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
 (資料出所)厚生労働省障害福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

(内訳3) 要約筆記者派遣事業の実施体制整備状況(平成30年度)

- 平成30年度末時点で要約筆記者派遣事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で78.0%(1,358/1,741)。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
 (資料出所)厚生労働省障害福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

要約筆記者指導者養成研修 年度別受講・修了者の推移 (社福)聴力障害者情報文化センター

		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度						修了者 累計
		受講		修了		受講		修了		受講		修了		受講		修了		受講			修了			
		基礎	難聴	基礎	難聴	ステップ	基礎	難聴	ステップ															
01	北海道	2	1	6	5	5	5	12	11	5	5	6	6	4	4	2	2	5		1	5		1	45
02	青森県	3	3	1	1	2	2	3	3			1	1	1	1	1	1	1			1			12
03	岩手県	5	5	2	2	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1			1			19
04	宮城県	1	0	1	1			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		1	1			1	13
05	秋田県	1	1	3	1			2	2	2	2	1	1			2	2	1				1		10
06	山形県	1	1	6	6	1	1	3	3	1	1	1	1	2	2	2	1	2			2			18
07	福島県	2	2	2	2	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2							12
08	茨城県	3	3	4	4	1	1			2	1			2	2	2	2		1	1			1	14
09	栃木県	6	6	11	11	4	3	3	3	2	2	1	1			2	2	2			2			30
10	群馬県	4	4			1	1	1	1	2	2	1	1	2	2	3	3			3			3	17
11	埼玉県	9	9	6	6	6	6	9	9	7	7	2	2	5	4	10	10	1		6	1		6	60
12	千葉県	5	5	6	4	2	2					1	1	4	4	7	6	2	1	2	2	1	2	27
13	東京都	5	5	2	2	5	5	2	2	7	7	4	4	5	5	6	6	4	1	4	4	1	3	44
14	神奈川県	16	16	8	7	13	11	13	10	12	11	14	13	10	10	15	15	9	1	4	8	1	4	106
15	新潟県	2	2	5	4	4	4	2	2	3	3	3	3	3	3	6	6	1	1	2	1	1	2	31
16	富山県	1	1	3	3	2	1	1	1	2	2	1	1											9
17	石川県	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	1	1	1			1			17
18	福井県	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2			2			18
19	山梨県	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1									6
20	長野県	6	6	3	3	5	5	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	1		1	1		0	28
21	岐阜県	5	5	6	6	6	6	5	5	4	4	4	4	3	3	5	4	2		2	2		2	41
22	静岡県	3	3	3	3	4	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1		3	1		2	21
23	愛知県	5	5	6	6	7	6	7	5	4	4	3	3	6	6	4	4	2	1		2	1		42
24	三重県	4	3	6	6	3	3	3	3	2	2	1	1	1	1	3	3			1			1	23
25	滋賀県	4	4	4	3	3	3	3	3	2	2	3	3			1	1	1			1			20
26	京都府	5	5	4	4	5	5	7	7	6	6	6	6	6	6	4	4	2	1		2	1		46
27	大阪府	5	5	10	10	9	9	8	6	12	12	9	9	6	6	1	1							58
28	兵庫県	5	4	5	5	9	9	9	9	11	11	6	6	3	3	3	2	2	1	1	2	1	1	53
29	奈良県	4	3	3	2	3	3	3	2	3	3	3	2											15
30	和歌山県	4	4	4	4	3	1	4	4			4	4	5	5	5	5	4	1	2	3	1	2	33
31	鳥取県	4	4	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2		1	2		1	22
32	島根県	4	4	3	3	2	1	3	3	2	2	4	4			2	1	3		1	3		1	22
33	岡山県	4	4	4	4	4	4	5	5	2	2	2	2	2	2	5	4	2			2			29
34	広島県	5	5	5	4	4	4	5	4	5	5	5	5	5	5	3	3	2		4	2		4	41
35	山口県	8	8	6	6	6	6	6	6	7	7	3	3	3	3	8	8	1		4	0		4	51
36	徳島県	3	3	2	2	2	2	2	2					2	2	1	1			2			2	14
37	香川県											1	1	3	3	1	1	1			1			6
38	愛媛県	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	1		1		1	0		1	15
39	高知県	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	1	1	1		1	1		1	15
40	福岡県	5	5	3	3	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3		3	3		3	35
41	佐賀県	1	1			1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	3	1	1		1	1		1	11
42	長崎県	4	4	3	3	5	5	5	5	2	2	5	5	1	1			1			1			26
43	熊本県	4	3			3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	1	1		1	1		19
44	大分県	2	2			3	3	2	2	2	2			1	1									10
45	宮崎県	4	4	5	5	4	4	3	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1			1			22
46	鹿児島県	3	3					1	1	2	2							1			1			7
47	沖縄県	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1			1			13
		179	173	162	152	156	145	162	151	141	138	126	124	116	115	135	124	69	11	52	65	10	49	1,246

※平成25年度以降の各都道府県の数字には政令市、中核市も含まれます。

※平成30年度からは、3講座に分けて実施。

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について
(平成30年度末時点)

	都道府県	派遣対象 盲ろう者数	通訳・介助員数	介助員に対する 手当額	利用時間の上限
1	北海道	4	111	1,500円/時	有 (240時間/年)
2	青森県	3	18	2,500円/時	無
3	岩手県	13	164	1,100円/時	無
4	宮城県	6	116	1,500円/時	有 (240時間/年)
5	秋田県	7	21	2,000円/時	有 (240時間/年)
6	山形県	12	63	1,500円/時	無
7	福島県	8	88	1,200円/時	無
8	茨城県	12	60	1,670円/時	有 (180時間/年)
9	栃木県	16	151	1,500円/時	有 (240時間/年)
10	群馬県	9	79	1,660円/時 (早朝・夜間)1,830円/時	有 (240時間/年)
11	埼玉県	39	100	1,470円/時	有 (400時間/年)
12	千葉県	33	195	1,660円/時	無
13	東京都	143	537	1,700円/時	有 (登録者全体で48,412時間/)
14	神奈川県	57	368	1,550円/時	有 (80時間/月)
15	新潟県	27	129	1,300円/時	有 (240時間/年)
16	富山県	4	52	1,650円/時	無
17	石川県	3	97	1,910円/時	無
18	福井県	25	60	1,670円/時	有 (240時間/年)
19	山梨県	8	76	1,500円/時	無
20	長野県	7	51	2,000円/時	無
21	岐阜県	12	75	1,600円/時	有 (240時間/年)
22	静岡県	39	176	1,530円/時	無
23	愛知県	30	113	1,800円/時	有 ※予算の範囲内で
24	三重県	11	46	1,500円/時	有 (8時間/日)
25	滋賀県	22	113	1,500円/時	有 (20時間/月)
26	京都府	23	353	1,500円/時	無
27	大阪府	121	466	1,450円/時	有 (1,080時間/年)
28	兵庫県	59	191	1,300円/時	無
29	奈良県	11	49	1,000円/時	無
30	和歌山県	6	94	2,100円/時	有 (341時間/年)
31	鳥取県	12	147	3,000円/時	無
32	島根県	18	112	1,670円/時	無
33	岡山県	16	83	1,500円/時	有 ※予算の範囲内で
34	広島県	26	245	2,000円/時	有 (240時間/年)
35	山口県	14	160	1,500円/時	有 (240時間/年)
36	徳島県	11	92	1,500円/時	有 (240時間/年)
37	香川県	9	117	800円/時	有 (180時間/年)
38	愛媛県	11	155	1,400円/時	有 (240時間/年)
39	高知県	14	85	1,670円/時	無
40	福岡県	18	76	1,500円/時	無
41	佐賀県	5	57	(半日)2,000/日 (全日)4,000円/日	有 (8時間程度/日)
42	長崎県	33	182	(通訳介助員)4,000円/回 (移動介助員)1,000円/回	無
43	熊本県	8	55	1,530円/時	無
44	大分県	5	73	(1時間迄)1,700円/時 (1時間超)850円/30分	無
45	宮崎県	9	25	1,600円/時	有 (8時間/日)
46	鹿児島県	9	55	1,510円/時	有 (200時間/年)
47	沖縄県	26	124	1,540円/時	無

1014

6055

※神奈川県、新潟県、三重県、和歌山県は特別支援事業の「盲ろう者社会参加等促進事業」により実施。

(出典) 平成30年度地域生活支援事業費補助金実績報告

避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求め、視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

安否の確認

被災地域の要援護者を確認

ニーズの把握

障害特性に応じた支援内容

関係者との連携

避難所等における活動

避難所の説明

トイレや風呂、配給場所など

情報の共有

食料・救援物資の配給など

機材・物品

共用品・消耗品の手配など

視覚障害

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
(悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

・ラジオ
・テレビ(解説放送)
・乾電池(ラジオなど) 等

聴覚障害

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。
(「聞こえない人はいませんか?」など)
・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。
(「手話できます」「耳マークの活用」など)

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

・テレビ(字幕・手話放送)、聴覚障害者用情報受信装置(IPTV受信機)
・ホワイトボード(設置型、携帯型) 等
・補聴器用電池

令和元年度ICTサポートセンター設置状況

(資料2-12)

都道府県名	運営主体(委託先)	実施機関	住所	HPアドレス
北海道	一般社団法人北海道視覚障害者福祉連合会	北海道障がい者ITサポートセンター	札幌市中央区北2条西7丁目1かである2・7 4階	http://www.doshiren.or.jp/index.html
青森県	一般財団法人 青森県身体障害者福祉協会	青森県身体障害者福祉センターねむのき会館	青森県青森市野尻字今田52-4	http://www.nemunoki.jp
岩手県				
宮城県	特定非営利活動法人 仙台アビリティネットワーク	宮城障害者ITサポートセンター	仙台市東区高森2-1-40 21世紀プラザ研究センター内1階	http://www.tpminc.co.jp/it/INDEX/index1.html
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県	パーソラ・サポート群馬	群馬県障害者情報化支援センター	群馬県前橋市新前町13-12群馬県社会福祉総合センター2階	http://www8.wind.ne.jp/gunma-johocenta/
埼玉県				
千葉県	社会福祉法人 千葉県視覚障害者福祉協会 視覚障害者総合支援センターちば 社会福祉法人 あかね 特定非営利活動法人 トライアングル西千葉	社会福祉法人 千葉県視覚障害者福祉協会 視覚障害者総合支援センターちば 社会福祉法人 あかね 特定非営利活動法人 トライアングル西千葉	千葉県四街道市西四街道1-9-3 千葉県船橋市本中山3-2-1-5 千葉県千葉市稲毛区小仲台2-6-1 京成稲毛ビル205号	http://www.ttskyo.jp/it/81-ik/77-2012-01-08-03-51-30 http://akane-net.or.jp/business.html http://www9.plala.or.jp/triangle_nishi/
東京都	社会福祉法人東京ココロニ	東京都障害者IT地域支援センター (東京都社会福祉保健局研修センター1階)	東京都文京区小日向四丁目1番6号	http://www.tokyo-itcenter.com/index.html
神奈川県	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会	かながわ障害者IT支援ネットワーク	神奈川県横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9階	https://shien-network.kanafuku.jp/
新潟県				
富山県				
石川県	(社福)石川県身体障害者団体連合会	石川県障害者ITサポートセンター (石川県社会福祉会館1階)	石川県金沢市本多町3丁目1番10号	http://www.pref.ishikawa.jp/fukusi/oshirase/it_support.html
福井県	一般社団法人福井県身体障害者福祉連合会	福井県障害者ITサポートセンター 福井県社会福祉センター内1階	福井市光陽2丁目3-2	http://www.normanet.ne.jp/~fukui/itsapo/index.html
山梨県	社会福祉法人山梨県障害者福祉協会	山梨県障害者ITサポートセンター 山梨県福祉プラザ1階	山梨県甲府市北新1-2-12	http://sanshoukyou.net/services/itsupport.html
長野県	特定非営利活動法人SOHO未来塾	長野県障がい者ITサポートセンター(特定非営利活動法人 SOHO未来塾)	長野県松本市本庄1-4-10	http://www.sohomirajuku.jp/it_support/
岐阜県	一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会 社会福祉法人 岐阜アソシア	福祉メディアステーション (ソフトピアジャパンセンタービル1階) 視覚障害者生活情報センターぎふ	大垣市加賀野4-1-7 岐阜県岐阜市梅河町1-4	http://www.f-media.jp https://www.gifu-associa.com/
静岡県				
愛知県	一般社団法人愛知県聴覚障害者協会 社会福祉法人A J U自立の家 社会福祉法人名古屋身体障害者福祉連合会 社会福祉法人名古屋ライトハウス 社会福祉法人名古屋総合リハビリテーション事業団	あい聴覚障害者センター わだちコンピュータハウス 名古屋連聴覚言語障害者情報文化センター 名古屋盲人情報文化センター 名古屋中区和歌山ビル3階	名古屋市中区三の丸1-7-2桜華会館 名古屋市昭和区下横町1-3-3 愛知県名古屋市中村区中村町7丁目84番地の1 名古屋市港区港陽1-1-65 名古屋中区和歌山ビル3階	http://www.normanet.ne.jp/~ww100046/ http://www.aju-cil.com http://www.meishinren.or.jp http://www.e-nakama.jp/niccgb http://www.nagoya-rehab.or.jp/plaza/
三重県	三重県視覚障害者支援センター	三重県視覚障害者支援センター	三重県津市桜橋2丁目131番地	http://www.zc.ztv.ne.jp/mieten/p/
滋賀県	NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター	NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター	滋賀県津市大路2-11-15	https://hataraku-shiga.net/about/hatarakikurashouen/
京都府	特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター	京都障害者ITサポートセンター	京都府京都市中京区三条寺町東入石橋町14-4	http://kyoto-itsupport.myeki.net/
大阪府	社会福祉法人大阪障害者自立支援協会	大阪府ITステーション	大阪市天王寺区六万徳町3-21	http://www.itsapoot.jp/
兵庫県				
奈良県				
和歌山県	社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟	和歌山県点字図書館	和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ夢5階	http://wakaten.jp/
鳥取県				
島根県				
岡山県	公益財団法人 岡山県身体障害者福祉連合会	障害者ITサポートセンター岡山中核 岡山県アソシア (岡山県総合福祉センタービル1階)	岡山市北区南方2丁目13-1	http://www.pref.okayama.jp/page/490972.html
広島県	(株)広島情報シンフォニー	広島県障害者ITサポートセンター (株)広島情報シンフォニー内)	広島県広島市東区牛田新町2丁目2番1号	http://www.symphony.co.jp/it-support/
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県	特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家	佐賀県障害者ICTサポートセンター“ゆめくれよん+”	佐賀県佐賀市鍋島3丁目3-20	http://www.ykurevon.com/
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県	社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会	鹿児島県障害者ITサポートセンター (ハートピアかごしま3階)	鹿児島市小野1丁目1-1 ハートピアかごしま3階	http://shoqaiha-kagoshima.jp/etc/pc-soudan/
沖縄県	特定非営利活動法人 沖縄県脊髄損傷者協会	沖縄県障がい者ITサポートセンター	沖縄県浦添市内間5-4-3 ぽんたろーナ101	https://o-it.jp/
札幌市	特定非営利活動法人 札幌チャレンジド	札幌市障がい者ITサポートセンター	札幌市北区北7条西6丁目1番地	http://www.s.challenged.jp/itsupport/
仙台市	NPO法人アイサポートせんだい	仙台市視覚障害者支援センター	仙台市東区中央2丁目2-4 1仙台市障害者総合支援センター内	WWW15.plala.or.jp
川崎市	社会福祉法人 日本点字図書館 社会福祉法人 神奈川聴覚障害者総合福祉協会	川崎市視覚障害者情報文化センター 川崎市聴覚障害者情報文化センター	川崎市川崎区塚根34番地15 ふれあいプラザかわさき3階 川崎市中原区井田三舞町14-16	http://www.kawasaki-icc.jp/ http://www.iqbun.net/index.html
新潟市	国立大学法人新潟大学	新潟市障がい者ITサポートセンター	新潟市西区五十嵐2の町8050 新潟大学大学院自然科学研究科内	http://nitsc.site/
堺市				
広島市	公益社団法人広島市視覚障害者福祉協会 公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会 パーソルワークスデザイン株式会社 公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会	広島市視覚障害者情報センター 公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会 パーソルワークスデザイン株式会社 公益社団法人広島市視覚障害者福祉協会広島市中途失聴・難聴者協会	広島県広島市東区松原町5番1号 (委託先) 東京都豊島区池袋2丁目5番18号池袋WESTビル (委託先) 東京都豊島区池袋2丁目5番18号池袋WESTビル	(委託先) https://shoqaiha-shiga.jp/ (委託先) https://shoqaiha-shiga.jp/aboutcenter/ (委託先) http://shishinren.com/ (委託先) https://www.persol-wd.co.jp/ (委託先) http://www.itsupport.jp/ (委託先) https://wakaten.jp/ (委託先) http://www15.plala.or.jp/ (委託先) http://www.kawasaki-icc.jp/ (委託先) http://www.iqbun.net/index.html (委託先) http://nitsc.site/

3 障害者の社会参加の促進について

(1) 芸術文化活動等の振興

本年は、スポーツ・文化の祭典である東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、大小様々な芸術文化やスポーツのイベントが官民間問わず実施される場所である。地方自治体においても、以下のアからエの事業等をはじめ、地域における障害者の芸術文化活動等の振興に関わる事業に、より積極的に取り組んでいただきたい。

ア 全国障害者芸術・文化祭

全国障害者芸術・文化祭については、国民文化祭の開催都道府県を開催地として実施することとしており、平成 29 年度からは、開催期間も同一とし、一体的に開催されている。開催都道府県においては、引き続き、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭が相互に連携し、障害の有無に関わらず文化芸術の創造、発表、鑑賞の機会の充実・拡大を図っていただくとともに、国民の障害への理解をより一層促進されたい。

なお、令和 2 年度（第 20 回）以降の障害者芸術・文化祭の開催地については、次のとおり予定している。管内市町村、関係団体等へ周知いただくとともに、文化施策担当部局とも緊密に連携の上、本大会への積極的なご協力をお願いしたい。

第 20 回 宮崎県（令和 2 年 10 月 17 日～12 月 6 日予定）

第 21 回 和歌山県 第 22 回 沖縄県 第 23 回 石川県

障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業については、地域生活支援事業のメニューであったものを、平成 29 年度から地域生活支援促進事業に位置付け、全国障害者芸術・文化祭の全国的な機運醸成を更に図ることとしている。各都道府県におかれては、従来から開催していた障害がある方の文化芸術のイベントを、本事業の趣旨を踏まえて実施するなど、積極的な活用をご検討いただきたい。

また、平成 29 年度から、全国障害者芸術・文化祭が、各地域のサテライト開催事業と連携・連動した大会となるよう、開催都道府県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図っているところであり、各サテライト開催事業実施都道府県におかれては、開催都道府県のコーディネーターとの連携に努められたい。

イ 障害者芸術文化活動普及支援事業の実施

平成 29 年度からスタートした「障害者芸術文化活動普及支援事業」では、さまざまな障害者が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことができるよう、地域における障害者の芸術文化活動を支援する体制を全国に普及し、障害者の自立と社会参加を促進することとしている。

本事業のうち「各都道府県レベルにおける活動支援」について、実施主体である都道府県が中心となって地域の障害者団体や芸術文化団体・施設と連携を図り、より効果的かつ実効的な支援体制を構築し、障害者の芸術文化活動への支援を引き続き進めていただきたい。令和2年度予算案においては、全ての都道府県で事業が実施されるよう必要となる予算を計上したところである。各都道府県においては、積極的に本事業を活用いただき、文化担当部局とも連携し、障害者の芸術文化活動にかかる支援体制の整備を図っていただきたい。

なお、本事業の実施にあたっては、事業の成果を客観的に評価することが重要であり、特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会が作成した「障害者芸術文化活動普及支援ガイド」（平成30年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業）を活用するなど、定期的な実施内容の振り返り・改善にも取り組んでいただきたい。

また、「広域ブロックにおける活動支援」について、令和2年度予算案において、各地の支援センターで実施される支援の質を高めるための取組の拡充（自治体、支援センターの取組の実態把握・課題分析の強化、支援センターの支援の好事例等の普及等）も計上し、支援センターのより充実した支援を通じて、更なる自立と社会参加の促進を図ることとしている。

「障害者芸術文化活動普及支援ガイド」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521749.pdf>

ウ 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画の策定について

平成30年6月に公布・施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」は、障害者基本法及び文化芸術基本法の基本的な理念にのっとり、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするものである。

本法律第7条では、文部科学大臣・厚生労働大臣が、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の基本計画を定めることとされており、平成31年3月には文部科学省と共同で「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を策定した。今後は、本法や本計画の趣旨を踏まえて各種施策を実施することとしており、各自治体においても、障害担当部局及び文化担当部局が連携の上、障害者による文化芸術活動の推進に関する各種施策を推進していただきたい。

また、本法律第8条においては、「地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされていることから、各自治体においても障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めていただきたい。特に都道府県においては、管内市区町村が計画を策定するにあたり、参考となることから管内市町村と連携するなど、計画の策定に取り組んでいただきたい。

なお、厚生労働省においては文化庁と連携し、地方自治体の計画の実態把握を行い、各都道府県の策定事例を省のホームページに掲載するなど、計画策定に向けた

支援を予定しているとともに、障害者芸術文化活動普及支援事業の「広域ブロックにおける活動支援」では、地方公共団体による計画策定を支援する取組を実施することとしているので、積極的に活用されたい。

エ 芸術文化活動及びレクリエーション活動等の推進

芸術文化活動やレクリエーション活動等を通じた障害者同士の交流や余暇の充実等を図る観点から、障害者の作品展やレクリエーション教室の開催、障害者が運動・スポーツに親しむ機会の提供等に関する支援については、地域生活支援事業の「レクリエーション活動等支援」及び「芸術文化活動振興」の対象としているので、都道府県及び市町村においては、積極的に活用されたい。

オ 「国際障害者交流センター」の活用

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、全館にバリアフリー設備を整え、あらゆる者にとって利用しやすいモデル施設である。

ビッグ・アイは、最大300席の車椅子席を設定でき、障害のある者も障害のない者も利用可能な多目的ホールや、研修室、車椅子利用でも利用しやすい広さがある宿泊室を備えており、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催している。

各都道府県においては、積極的な施設利用及び主催事業の関係機関への周知・案内について、引き続きご協力をお願いしたい。

（詳細については、センターHP「<http://www.big-i.jp/>」を参照。）

（資料3-1） 障害者の芸術文化活動関係資料

（2）身体障害者補助犬について

ア 身体障害者補助犬育成促進事業の活用

使用者とともに身体障害者補助犬が、地域社会で円滑に受け入れられるためには、使用者と受入側の相互の理解を深めることが重要である。補助犬の育成訓練、育成計画の作成、理解促進、普及・啓発を実施する「身体障害者補助犬育成促進事業」は、平成30年度より、地域生活支援促進事業に位置付け、1/2の補助率を確保し、質の高い事業実施を図ったところである。

各都道府県におかれては、管内市区町村と連携の上、本事業を積極的にご活用いただき、身体障害者補助犬法の趣旨を踏まえつつ、良質な補助犬の育成、育成計画の策定、普及啓発に、積極的に取り組んでいただきたい。

なお、各都道府県における補助犬の育成訓練及び育成計画の策定にあたっては、盲導犬、介助犬及び聴導犬の全てを実施することが望ましい。また、育成訓練の対

象経費については、法第 16 条第 1 項の認定を受けた補助犬の訓練に要した経費に限るとしている。

イ 訓練事業者との情報共有について

介助犬、聴導犬の認定は身体障害者補助犬法に規定する指定法人により行われており、認定の状況等に関しては指定法人より厚生労働省に報告・届出を行うこととなっている。

しかしながら、指定法人と訓練事業者との情報共有が行われておらず、訓練事業者の事業廃止等により、適切に報告・届出が行われなかった事例がみられた。指定法人が身体障害者補助犬の状況を的確に把握するためには、訓練事業者との情報共有が欠かせないものであり、都道府県等におかれては、訓練事業者が補助犬使用者の状況を定期的に確認した上で適切な支援や、認定を行った指定法人との情報共有が行えるよう、指導・助言をお願いします。

また、身体障害者補助犬の訓練事業は第二種社会福祉事業であり、事業の開始にあたっては事業を実施する都道府県において届出を行うこととされている。厚生労働省では、各都道府県等にご協力いただき、訓練事業者等の情報をホームページに掲載し、情報提供を行っている。都道府県等におかれては、訓練事業者に関する情報の変更（新設、名称変更、移転等）の届出があった場合は、速やかに当室へお知らせいただくよう、お願いします。

ウ 制度の理解促進、普及啓発

身体障害者補助犬の使用者が地域で安心して生活するためには、地域において補助犬及びその使用者に対する正しい理解の促進が重要であるが、一部の医療機関や飲食店等において、未だに身体障害者補助犬の同伴が拒否される例が散見されるところである。

身体障害者補助犬法第 23 条では、国及び地方公共団体は、身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について理解促進に努めなければならないとされている。そのため、厚生労働省では、これまでも法の趣旨に沿って、リーフレット・ステッカー等の作成・配布や普及啓発イベントの開催等により、各自治体のご協力も得ながら、身体障害者補助犬やその使用者に対する国民の理解の促進に取り組んできたところである。

都道府県におかれても、本法や障害者差別解消法の趣旨を踏まえつつ制度の周知徹底をお願いしますとともに、前述の「身体障害者補助犬育成促進事業」を積極的に活用いただき、管内市町村とも連携・協力の上、リーフレットの配布や啓発イベントの開催等を通じて、理解促進、普及啓発に努めていただくよう、お願いします。

また、厚生労働省作成リーフレット等の配布については都道府県を通じて行うこととしているが、都道府県におかれてはリーフレット等の管内活用状況を踏まえた上で、地域における補助犬の普及啓発の取組みを効果的・効率的にできるよう留意していただきたい。管内施設等からのリーフレット等送付依頼への対応や都道府県

や市町村が行う普及啓発活動において、厚生労働省作成のリーフレット等が必要な場合には、以下の連絡先までご連絡いただきたい。

(連絡先) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 社会参加活動支援係
TEL：03-5253-1111 (内線3071)

なお、令和元年度障害者総合福祉推進事業の「身体障害者補助犬の普及啓発のあり方に関する調査研究」(実施：社会システム株式会社)では、自治体が普及啓発活動を実施する際の協力機関、留意点等について、ガイドブックとして取りまとめる予定である。事業完了後には各地方自治体にも情報提供をするので、積極的に活用の上、効果的な普及啓発活動を実施していただきたい。

エ 海外から来日する補助犬使用者への対応について

海外から渡航する補助犬使用者への対応については、日本の補助犬使用者及び補助犬と同様に、飲食店、公共交通機関、ホテル等の施設を円滑に利用できるよう、平成30年11月にガイドラインを策定したところである。具体的には日本の補助犬と同等であると認められた海外の補助犬については、日本の補助犬を認定する法人が、「期間限定証明書」を発行することとしており、厚生労働省HPや全国会議等で周知しているところである。

本年開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を前に、海外から補助犬を伴って来日される方の増加が見込まれることから、ガイドラインを改めて確認いただき、海外から来られた補助犬使用者及び補助犬が、日本の補助犬使用者及び補助犬と同様、施設等を円滑に利用できるよう、管内市町村をはじめ、関係機関及び関係団体等に対し、再度情報提供いただきたい。

なお、本ガイドラインについては、下記の厚生労働省HPや、海外向けポータルサイトに掲載する等して普及啓発を図っているため、ご参考にされたい。

[参考] 厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/hojoken/index.html

海外向けポータルサイト“Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities” Portal Site

<http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilitie>

オ 身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会

身体障害者補助犬の事業所における訓練及び指定法人による認定に関しては、平成30年度の調査研究事業で訓練や認定の実施方法について、団体間の差違が確認されたところである。身体障害者補助犬制度の推進のためには、良質な補助犬の確保が不可欠であることから、今年度より「身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあ

り方検討会」を開催し、地方自治体の役割を含めて、適正な訓練・認定の実施に向けた対応等について検討をしているところである。

令和2年度以降も検討会における検討を続けた上で、検討会における意見を踏まえ、身体障害者補助犬の訓練基準や認定基準について、必要な見直しを行うこととしている。

(資料3-2) 身体障害者補助犬関係資料

(3) 補装具費支給制度

ア 補装具費の支給に係る基準額等の改正について

補装具費支給制度における基準額等は、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第528号）で示しているところであり、当該基準については障害当事者団体、学術団体等の関係団体に対するヒアリング調査の結果を踏まえて、改定を行うこととしている。

令和2年4月1日の改定においては、人工内耳の種目を新たに追加し、人工内耳用音声信号処理装置の修理に限り、補装具費支給制度の対象としたところである。人工内耳修理の支給決定における留意事項等は、別途補装具費支給事務取扱指針や補装具費支給事務取扱要領においてお示しする予定である。

各都道府県におかれては、制度が円滑に運用されるよう、管内市区町村に周知するとともに、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関及び保健所にも情報提供をお願いする。

なお、人工内耳用音声信号処理装置の交換に係る費用については、破損した場合等において、従来から保険適用とされている。両制度の運用により人工内耳使用者に対して適切な給付が行われるようにするため、補装具費支給制度における取扱いと併せて、保険適用の扱いについても周知していただきたい。

イ 補装具費の適切な支給に向けた取組の推進

補装具費支給制度の運用にあたり、申請者の利便性の向上を図りつつ、公平かつ適正に支給されるよう、各自治体において様々な取組を行っていただいているところである。

当室へは、下記のような取組の好事例について報告を受けているところであり、各自治体におかれては、これらを参考としつつ、各地域の状況に応じた工夫を行っていただくとともに、補装具費の適切な支給に向けた全国を取組を推進するためにも、各自治体における取組の好事例について、積極的に情報提供いただきたい。

【取組例】

<都道府県域が広大な自治体の場合の対応>

- ① 身体障害者更生相談所の支所等における相談等の実施
- ② 巡回相談(判定)の実施

<適切な補装具の引き渡し・使用状況の確認等を行うための対応>

- ① 処方に関わった医療機関との連携の強化による補装具使用状況の確認
- ② 補装具の引渡し後、直接又は画像データの提出等により、支給決定内容との突合・確認を行う

また、耐用年数については、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、補装具費の支給を受けた障害者等の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なるものと考えられる。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の障害者等の実情に沿った対応が行われるよう留意願いたい。

ウ 借受けの取組について

借受けは、導入から2年が経過するところであるが、その実施状況は伸び悩んでいる。借受けは、身体の成長や障害の進行に対する対応、購入に先立つ比較検討という点で有益であるため、各自治体におかれては、補装具費支給制度の円滑な運用に向けて、借受けの活用を積極的に検討いただきたい。

実施にあたっては、身体障害者更生相談所による技術的助言が重要であるとともに、身体障害児の補装具費支給意見書を記載する指定自立支援医療機関との連携が欠かせないため、身体障害者更生相談所や指定自立支援医療機関が市町村と十分連携できるよう、都道府県等におかれては支援をお願いする。また、補装具費支給制度においては、借受けが適当であるとしている事例は身体の成長や障害の進行に対する対応、購入に先立つ比較検討に限定していることから、該当しない事例に対して借受けを強いるなど、誤った運用をしないよう留意すること。

なお、昨年度の障害者福祉推進事業「補装具費支給制度における適切な判定業務に関する調査研究」において、実施団体である公益財団法人テクノエイド協会が作成した「補装具費支給制度に係る事例集」に、ALS患者に対する装具の完成用部品の借受けを実施した事例など、借受けの効果と必要性が適切に判断できるモデル事例等が掲載されているため、参考にされたい。

「補装具費支給制度における適切な判定業務に関する調査研究」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521740.pdf>

※事例集は95ページ以降に記載

エ 障害児に支給する補装具について

障害児に対する補装具費の支給にあたっては、支給決定に至るまでのプロセスが障害者と異なることから、脳性麻痺がある障害児に対する歩行器や、体幹機能障害

のある児童や重症心身障害児に対する重度障害者用意思伝達装置など、一部の市町村においてその支給決定等に苦慮している事例が寄せられている一方、障害児の判定についても身体障害者更生相談所に積極的に依頼することにより、事務が円滑に行われている自治体もある。ついては、前述した昨年度の障害者総合福祉推進事業において紹介されている事例等を参考にした上で、市町村は支給決定にあたり利用者の希望や就学を含めた日常生活全般に係る情報を適切に把握できるよう、身体障害者更生相談所や指定自立支援利用期間と情報の共有を図る等、積極的な連携を図り、障害児に対する支給決定について適切な運用をお願いするとともに、都道府県等におかれては、各市町村に対して適切な運用に関してご助言をお願いする。

また、子供用車椅子は外見がベビーカーに似ているため、公共の場でベビーカーと誤認され、利用時に必要な介助が受けられないなど認知度の低さに伴うトラブルが生じる例がある。そのため、民間団体や国土交通省において子供用車椅子の理解を促すための取組が行われており、各自治体におかれても周知をお願いする。

国土交通省 HP

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000206.html

(第3回子育てにやさしい移動に関する協議会(令和元年11月28日)資料6)

オ 適切な補聴器販売店等の選定について

市町村は、申請者が補装具業者の選定及び契約等をするにあたって適切な補装具業者を選定できるように、補装具業者の経歴や実績等を勘案し、情報提供に努めていただきたい。

特に、補聴器販売店の選定にあたっては、申請者の状態に適合した補聴器が適切に支給されるよう、公益財団法人テクノエイド協会が認定している認定補聴器技能者の従事する販売店等を参考にしていきたい。また、消費者庁と共に補聴器の使用を検討中の方に対する留意点等を示していることから、管内の関係団体に対しても幅広く提供していきたい。

消費者庁HP

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_021/

(資料3-3) 補聴器関係資料

(4) 日常生活用具給付等事業の適正な実施について

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組により、平成30年度実績では、ほぼ全ての市町村で実施している。

本事業は事業費が年々増加傾向にあることから、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において、効果的な事業実施が図られる必要がある。

このため、各市町村においては、平成18年の障害者自立支援法以前に国が定めた基準額や実施方法等にとらわれることなく、定期的に当事者の意見を聴取する等により

ニーズを把握した上で実勢価格の調査を行う等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額等となるよう定期的な見直しに努められたい。なお、昨年度の障害者総合福祉推進事業による調査研究を通じて、一部の市町村では平成18年度以降に種目・基準額・対象者について見直しがされていない状況が確認できたところであり、このような市町村については特に努めていただきたい。

加えて、以下の2点について、留意いただきたい。

① ストーマ用装具

購入価格については、複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するよう努められたい。

② 紙おむつ等

適宜、使用の必要性やその使用実績、納品状況、実勢価格の調査を行うこと等により適切な給付となるよう努められたい。

また、日常生活用具給付等事業の対象種目の選定にあたっては、健康保険制度など他制度で適用される用具ではないことを確認した上で、厚生労働省告示により定める用具の要件に該当するかどうかを判断し、要件を満たさない用具を支給することなく適切に運用するようお願いする。各都道府県においては、管内市町村に対し効果的な取組事例を共有する等、市町村における事業な適切な実施に向けた対応をお願いする。

【厚生労働省告示に定める用具の要件に該当しない用具の例】

- パソコン、タブレット（一般的に普及していると考えられるもの）
- 電池（一般的に普及している消耗品と考えられるもの）

なお、日常生活用具の耐用年数についても、各自治体の判断により運用されているところであるが、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合等には、耐用年数にかかわらず、柔軟に日常生活用具の給付等を行っていただきたい。

（5）難病患者等に対する補装具費支給制度、日常生活用具給付等事業の取扱い

障害者総合支援法第5条の規定により、難病患者等がサービスの対象とされており、具体的には、障害者総合支援法の対象疾病であり、疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度（継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度）である者を対象とすることとしている。

補装具費の支給に関しては、身体障害認定基準と同等の障害を有している者を対象としているため、支給決定にあたっては、難病による症状の変動を考慮し、状態が悪い時の障害の程度を勘案した上で、適切に支給決定する必要がある。

また、日常生活用具給付等事業においては、障害者等の状況や地域の実情等を踏まえて、適切に支給決定する必要がある。

各市町村におかれては、難病患者等から支給の相談及び申請が行われた場合には、

身体状況や生活環境を考慮するなど、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

(6) 障害者自立支援機器等

ア 障害者自立支援機器の開発・普及促進

障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者のニーズを踏まえた使いやすい自立支援機器の開発・普及促進が重要である。そのため、「障害者自立支援機器等開発促進事業」により、機器の製品化に要する費用の一部を補助することにより、新たな企業等の参入を促すとともに、適切な価格で障害者が利用しやすい機器を製品化し、普及を図ることを促進しているところである。

機器の開発を行う企業等については、厚生労働省が公募にて決定することとしている。令和2年度分については現在公募を行っているところであるので、各地方自治体においては、産業振興関係部局等とも協力の上、本事業について管内の福祉用具企業等に周知いただきたい。

(事業公募等 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/cyousajigyou/index.html

イ シーズ・ニーズマッチング交流会の開催

「シーズ・ニーズマッチング強化事業」では、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映させた機器開発を促進するため「シーズ・ニーズマッチング交流会」を開催し、実用的な製品の開発に寄与するとともに、障害者自立支援機器の分野への企業の新規参入を促進しているところである。近年は東京、大阪、福岡の3ヶ所で開催しており、ニーズ側の障害当事者・団体及びシーズ側の開発企業等、双方から有意義であった旨のご意見をいただいているところである。各自治体の職員等にとっても、障害者のニーズの把握や実際に支援機器に触れる場として大変有意義なものと考えている。

各都道府県におかれては、管内市区町村、障害当事者団体、医療福祉機関及び福祉用具企業等に対して周知を図っていただくとともに、障害保健福祉関係部局や産業振興関係部局等の担当職員と積極的な参加をお願いしたい。

ウ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システム

公益財団法人テクノエイド協会において、障害当事者や介護者等から、福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要なとされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムを構築し、平成22年2月から運用しているところである。

平成28年3月からは、スマートフォンからの投稿も可能となるよう改良されたところであるので、各都道府県等におかれては、このシステムをより一層ご活用いた

だくとともに、管内市町村、障害当事者団体、医療福祉機関及び福祉用具企業等へ周知いただき、その利用の促進をお願いしたい。

(参考 URL: <http://www.techno-aids.or.jp/>)

エ 地域における障害者自立支援機器の普及促進

近年の各種技術の進歩などにより、障害者向けの支援機器の開発が進んでいるが、地域における障害者のみならず、医療福祉機関や市町村からは、どういった支援機器があるか分からない、活用できるか分からないといった声がある。

一方、開発を行う企業としても、障害者がどのような困りごとがあるか、どのような支援機器があると生活や社会参加に役立つか、ニーズを把握する機会が乏しいといったご意見が見受けられるところである。

そのため、令和元年度からは、地域生活支援事業の都道府県任意事業に「障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業」を追加し、プロジェクトマネージャー（障害福祉分野及び支援機器に関する専門的な知識や経験を有する者）を配置した上で、支援機器に関する相談窓口を設置し、地域における関係機関と連携を図りながら、課題の解決及び利活用事例の普及を図ることとしている。

各都道府県、指定都市におかれては、積極的に当該事業の活用をご検討いただき、より障害者のニーズに即した支援機器の開発が促進されるとともに、支援機器の必要な方に適切な支援機器がより確実に届くよう、地域における障害者の支援環境の充実を図っていただきたい。

(資料 3 - 4) 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要

障害者芸術の支援をめぐる動き

H13

第1回「全国障害者芸術・文化祭」を大阪府で開催

H20

「障害者アート推進のための懇談会」を開催

文部科学省と共同で開催し、障害者の芸術活動が施設の余暇的活動を中心とした生きがいづくりや、リハビリ向上のためのものから、障害者の個性や才能に目を向けた美術作品の展示会等の芸術活動を推進するため、広く関係者が意見交換を行い、必要な社会的取組について提言を行った。

H25

「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」を開催

文化庁と共同して、有識者による懇談会を行い、①障害者芸術活動の「裾野を広げる」「優れた才能を伸ばす」という視点を踏まえ、②具体的な支援の在り方として、障害者の芸術作品の「相談支援の充実」「権利保護」「支援者の人材育成」「鑑賞の支援」等の必要性が報告された。

H26

「障害者の芸術活動支援モデル事業」の実施（平成26年度～平成28年度）

「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」の報告を受けて、モデル事業を実施

H27

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」の設置

（文化庁と共同開催）平成27年6月30日、12月9日、平成28年11月9日、平成30年3月7日に開催

H29

「障害者芸術文化活動普及支援事業」の実施（平成29年度～）

「障害者の芸術文化活動支援モデル事業」で培った支援ノウハウを全国に展開することにより、障害者の芸術文化活動の更なる振興を図る。

H30

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（議員立法）の制定（平成30年6月13日公布・施行）

障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定、その他の基本的事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、制定。

「障害者文化芸術活動推進基本計画」の策定（平成31年3月文部科学省、厚生労働省策定）

障害者文化芸術推進法第7条に基づき策定。障害者による文化芸術活動の幅広い促進や障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化等を基本的な方針とした上で、令和元～4年度を対象期間に、「鑑賞の機会の拡大」、「相談体制の整備等」、「人材の育成等」など、法律に定められた11の基本的施策を、今後取り組むべき各省庁の施策としている。

R1

「安倍総理と障害者との集い～「能力を生かして、生きがいを感じられる社会」の実現に向けて～」を開催

首相官邸で、障害者の作品展示、瑞宝太鼓、手話狂言、ロックバンドのパフォーマンスを披露し、安倍総理、根本大臣等と直接交流する会を開催。（平成19年、平成25年、平成28年にも同様の催しを実施）

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（概要）

法の背景・目的（1条）

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす

文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を

総合的かつ計画的に推進

→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

基本理念（3条）

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかず、人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進については、次のことが行われなければならない
 - ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
 - ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

国および地方公共団体の責務（4条、5条）

- 国は基本理念に則り、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する（4条）
- 地方公共団体は基本理念に則り、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国と連携を図り、自主的かつ主体的に地域特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する（5条）

【推進体制】 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置
→ 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

【財政措置等】 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け

基本的施策

① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)

- ・ 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
- ・ 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など

② 文化芸術の創造の機会の拡大(10条)

- ・ 社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など

③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)

- ・ 公共施設における発表のための催しの開催推進
- ・ 芸術上価値が高い作品等の海外発信 など

④ 芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)

- ・ 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
- ・ 保存場所の確保 など

⑤ 権利保護の推進(13条)

- ・ 著作権等の制度に関する普及啓発
- ・ 著作権保護等に関するガイドラインの公表
- ・ 契約締結時の障害者への支援の充実 など

⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)

- ・ 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡 調整を支援する体制の整備 など

⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)

- ・ 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
- ・ 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
- ・ 国際的な催しへの参加促進 など

⑧ 相談体制の整備等(16条)

- ・ 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など

⑨ 人材の育成等(17条)

- ・ ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑥の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など

⑩ 情報の収集等(18条)

- ・ 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など

⑪ 関係者（国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等）の連携協力(19条)

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、 地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

本計画の位置付け

- ・ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」（以下「障害者文化芸術推進法」という。）第7条に基づき、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ策定
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする

障害者による文化芸術活動推進に当たっての意義と課題

障害者による文化芸術活動の推進は、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためであり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらすと同時に、共生社会の実現に寄与する

基本的な方針

- 障害者文化芸術推進法の定める3つの基本理念を基本的な視点とし、具体的な施策に取り組み

視点1) 障害者による文化芸術活動の幅広い促進

芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、いかなる障害者でも、地域の様々な場で幼少期から生涯にわたり、多様な文化芸術活動に全国津々浦々で参加できることが重要

視点2) 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化

新たな価値観や文化創造に寄与する作品・活動も多く生まれ、文化芸術が有する多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を固定せずに議論を続けていくことが重要

視点3) 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

地域の様々な領域で、多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を整備し、地域に新たな活力を生み出し、障害への理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築することが重要

施策の方向性

- 障害者基本計画及び文化芸術推進基本計画の計画期間を踏まえ、平成31～34年度を対象期間とする

(1) 鑑賞の機会の拡大

- ・ 障害特性に応じた利用しやすい環境整備の推進
- ・ 適切な対応ができて人材の育成
- ・ 地域における鑑賞機会の創出等

(2) 創造の機会の拡大

- ・ 創造活動の場の創出・確保
- ・ 多様な創造活動の場における環境・内容の充実
- ・ 創造活動の場と障害者をつなぐ人材の育成等

(3) 作品等の発表の機会の確保

- ・ 発表の場の創出・充実
- ・ 海外への発信等

(4) 芸術上価値が高い作品等の評価

- ・ 作品や活動等の情報収集・発信と環境整備
- ・ 作品や活動に対する保存等の取組等

(5) 権利保護の推進

- ・ 作品等に関わる様々な諸権利の普及啓発
- ・ 自らの意思表示に困難を伴う障害者への配慮
- ・ 研修、相談などの環境整備等

(6) 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援

- ・ 企業等における環境整備や販路開拓の促進
- ・ 地域における相談支援体制の促進等

(7) 文化芸術活動を通じた交流の促進

- ・ 地域、国内外など幅広い交流の促進
- ・ 文化、福祉、教育等の各分野の連携・交流等

(8) 相談体制の整備等

- ・ 地域における相談や支援体制の全国的な整備等

(9) 人材の育成等

- ・ 障害者による文化活動を理解し支援等を行うための人材の育成・教育等

(10) 情報の収集等

- ・ 障害者による文化芸術活動の調査研究
- ・ 国内外における情報収集・発信の促進等

(11) 関係者の連携協力

- ・ 身近な地域におけるネットワークの整備
- ・ 各地域を結んだ広域的な連携の推進等

障害者の芸術文化活動に関する予算（令和2年度予算案）

【厚生労働省】

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業

〔令和2年度予算案〕 338,500千円（令和元年度予算額 231,500千円）

〔事業内容等〕

「障害者の芸術活動支援モデル事業」（平成26～28年度実施）で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図る。

令和2年度においては、都道府県における支援センターの設置を一層促進するとともに、広域センター（ブロックレベル）について、各地の支援センターで実施される支援の質を高めるための取組の拡充（自治体、支援センターの取組の実態把握・課題分析の強化、支援センターの支援の好事例等の普及、自治体の障害者芸術基本計画の策定支援等）を図ることとしている。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援（県内の相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり等）
- (2) ブロックレベルにおける広域支援（実施県・未実施県の支援、ブロック研修等）
- (3) 全国レベルにおける支援（全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等）

〔実施主体〕 (1) 都道府県 (2)(3) 社会福祉法人、NPO法人等

〔補助率〕 (1) 都道府県 1/2 (2)(3) 社会福祉法人等 定額(10/10相当)

2. 全国障害者芸術・文化祭の開催

〔令和2年度予算案〕 70,500千円（令和元年度予算額 70,500千円）

〔事業内容等〕

① 全国障害者芸術・文化祭開催事業

文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。

※ 令和2年10月17日～12月6日 宮崎県で開催予定

② 開催県におけるコーデイネーターの配置

開催県が主体となって、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーデイネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

3. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

〔令和2年度予算案〕 地域生活支援促進事業（55億円）の内数

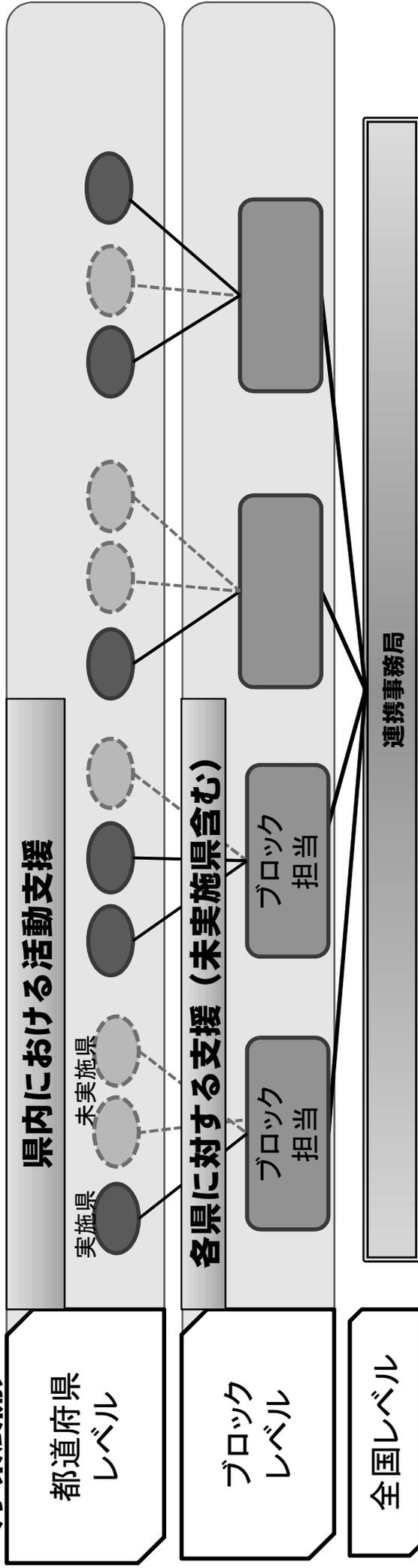
〔事業内容等〕

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図るため、令和2年度宮崎県で開催する全国芸術・文化祭と連動して、地方都市においてサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体〕 都道府県（全国障害者芸術・文化祭の開催県以外の都道府県）

〔補助率〕 1/2

＜事業展開＞



＜各レベルの事業内容＞

事業内容	(1) 都道府県レベル	(2) ブロックレベル	(3) 全国レベル
障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を行う事業所を支援する「支援センター」を設置し、次の事業を行う。	<p>ア 都道府県内における事業所等に対する相談支援（支援方法、権利の保護、鑑賞支援等）</p> <p>イ 芸術文化活動を支援する人材の育成等</p> <p>ウ 関係者のネットワークづくり</p> <p>エ 発表等の機会の創出</p> <p>オ 情報収集・発信（都道府県内の実態把握、情報発信）</p>	<p>各支援センターをブロック単位で支援する「広域センター」を設置し、次の事業を行う。</p> <p>ア 都道府県の支援センターに対する支援（支援センターへ関係機関や専門機関の紹介、アドバイス、実態把握を通じた好事例の紹介等）</p> <p>イ 支援センター未設置都道府県の事業所等に対する支援</p> <p>ウ 芸術文化活動に関するブロック研修開催</p> <p>エ ブロック内の連携の推進</p> <p>オ 発表等の機会の創出</p> <p>カ 地方自治体の障害者芸術計画の策定支援</p>	<p>全国の支援センター及び広域センターを横断的に支援する「連携事務局」を設置し、次の事業を行う。</p> <p>ア 広域センター等に対する支援（広域センターや支援センターへ関係機関や専門家の紹介、アドバイス等）</p> <p>イ 全国連絡会議の実施</p> <p>ウ 全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築</p> <p>エ 成果報告とりまとめ、公表等</p> <p>オ 障害者団体、芸術団体等との連携</p>

障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

〔令和2年度予算案〕 地域生活支援促進事業（55億円）の内数
 〔令和元年度予算案〕 地域生活支援促進事業（54億円）の内数

（1）事業目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムの充実に向けて、全国における障害者による芸術文化活動の裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図ることを目的とする。

（2）実施主体

都道府県（当該年度における障害者芸術・文化祭開催県を除く。）

（3）事業内容

- ア 障害者芸術・文化祭と連携・連動して、障害者の芸術・文化活動の推進を目的として地域で開催される芸術・文化祭、展示、舞台公演又はフェスティバル等を実施する。
- イ 対象とする分野は、美術・音楽・演劇等の分野で構成する。

（4）留意事項

- ア 事業の開催期間は概ね2日以上とする。
- イ 開催に当たっては、芸術・文化祭に必要な企画等のため、実行委員会を組織すること。
- ウ 全国障害者芸術・文化祭開催都道府県に配置するコーディネーターとの連携を図ること。
- エ 障害者芸術文化活動普及支援事業の実施団体との連携を図ること。

BiG-iとは？

「国際障害者交流センター（愛称ビッグ・アイ）」は、「国際・障害者の十年」を記念して、厚生労働省が全国の障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として、建設しました。



ビッグ・アイ は、3つの基本理念に基づき、4つの機能を活用して、4つの事業を展開します。



3つの基本理念

1. 障害者が主役
2. 芸術・文化活動や国際交流を通して障害者の社会参加の促進
3. 多くの人に親しまれる施設



4つの機能



◎多目的ホール



◎研修室



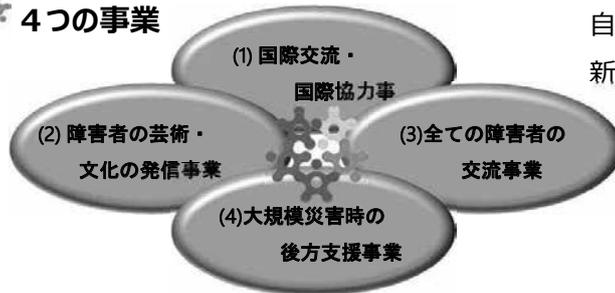
◎宿泊室



◎レストラン



4つの事業



自立、参加、そして交流

新しい時代のノーマライゼーションのために

Independence : 自立

Information : 情報

Intercommunication : 交流

International : 国際的



BiG-i

完全バリアフリー対応であらゆる人々にとって利用しやすく、また障がいのある人もない人も、誰もが参加・交流できる施設です。

1) 共生社会のモデル施設としての役割	・鑑賞サポート支援 ・アウトリーチ ・啓発 など
2) 自己実現と自立につなげる	・アートプロジェクト ・シアタープロジェクト ・劇場体験プログラム など
3) 異文化の交流	・アートフェスティバル ・アートキャンプ ・国際会議、海外展覧会への出品と作家間の交流 など
4) 災害時の後方支援	・災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成講座 ・災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成講座など
5) 情報発信	・WEB への情報発信、提供など
6) 地域、他機関との交流および連携事業	・ボランティア養成と協働 ・産官学との連携事業の実施 ・障害者芸術文化活動普及支援事業の連携事務局の運営



ビッグ・アイ
BiG-i
国際障害者交流センター
International
Communication Center
for Persons with Disabilities

〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1

TEL: 072-290-0900 FAX: 072-290-0920

e-mail: info@big-i.jp http://www.big-i.jp

一般向けの普及啓発

リーフレット（一般向け）



ステッカー



ポスター



政府インターネットテレビ「徳光・木佐の知りたいニッポン！
～障害のある方のパートナー もっと理解しよう！ ほじょ犬のこと」
<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg14097.html>



実働頭数、イベントのお知らせ等、最新情報を含めて、制度について厚生労働省ホームページで情報発信
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahakushishi/hojoken/index.html

医療機関向けの普及啓発

リーフレット
（医療機関向け）



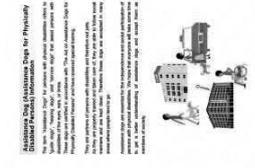
身体障害者補助犬
受け入れマニュアル

はじめに.....	1
I. 身体障害者補助犬とは.....	2
II. 補助犬を受け入れるための体制づくり.....	4
III. 受け入れ体制の確立.....	6
IV. 受け入れのお願いや方法.....	9
V. 補助犬ユーザーへの対応.....	14
おわりに.....	16
【本冊子作成に関わった関係者】..... 17	

※日本医師会、日本看護協会、日本感染症学会、日本感染症学会、補助犬使用者等の協力で作成。各都道府県医師会を通じて周知を図っている

海外使用者向けの普及啓発

英語版リーフレット



海外使用者向けポータルサイト
[http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html](http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html)



実働頭数、イベントのお知らせ等、最新情報を含めて、制度について厚生労働省ホームページ

「障害者週間」身体障害者補助犬普及啓発イベント(概要)

- 目的 日頃、障害者問題に関心のない一般市民に対し、『身体障害者補助犬法』の周知を図り、正しい理解を促すことで、補助犬を同伴する身体障害者の更なる自立と社会参加に寄与する事を目的とする。また、実際の障害者の話を聞くことで、障害者問題を考えるきっかけ作りとする。
- 内容 身体障害者補助犬法、及び身体障害者補助犬について理解を深めるテーマを設定。盲導犬、介助犬、聴導犬それぞれのデモンストラクション、補助犬使用者によるトークショー等を実施。

	日時	場所
平成18年度	12月4日	有楽町マリオン11F有楽町朝日スクエア ららぽーと横浜(横浜市)
平成19年度	12月4日	
平成20年度	12月3日	
平成21年度	12月4日	
平成22年度	12月4日	
平成23年度	12月4日	
平成24年度	9月30日 12月2日	ららぽーと甲子園(尼崎市) ららぽーと横浜(横浜市)
平成25年度	9月29日 12月7日	ららぽーと甲子園(尼崎市) ららぽーと横浜(横浜市)
平成26年度	9月28日 12月6日	ららぽーと甲子園(尼崎市) ららぽーと横浜(横浜市)
平成27年度	10月3日 10月4日 12月5日	阪急うめだ本店(大阪市) ららぽーと甲子園(尼崎市) ららぽーと横浜(横浜市)
平成28年度	10月1日 12月3日 3月27日	阪急うめだ本店(大阪市) ららぽーと横浜(横浜市) ららぽーとEXPOCITY(吹田市)
平成29年度	12月3日 12月9日 3月3日	ららぽーと立川立飛(立川市) 阪急うめだ本店(大阪市) エミフルMASAKI(松山市)
平成30年度	9月30日 10月14日	恵比寿ガーデンプレイス(東京都) かでの2・7(札幌市)
令和元年度	12月1日 11月4日 11月10日 12月7日	阪急うめだ本店(大阪市) 東京ソラマチ®(東京都) JR岡山駅エキチカひろば(岡山市) 阪急うめだ本店(大阪市)



平成28年度
のイベントより

地域生活支援促進事業費補助金（国庫補助率：1／2）

※ 都道府県事業

※ 障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により業務を効果的・効率的に実施

1 目的

身体障害者の自立と社会参加を促進するため、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬の育成（訓練を含む）を行うとともに、地域における利用希望者のニーズ等を踏まえた補助犬の普及促進等を計画的に進めることにより、補助犬ユーザーの社会参加がより一層促進されることを目的とする。

2 事業内容

(1) 補助犬の育成

補助犬を育成するための訓練（身体障害者補助犬法施行規則（平成14年厚生労働省令第127号）第1条（第4項を除く。）、第2条（第4項を除く。）及び第3条（第4項を除く。）の規定に基づき行う訓練をいう。）を実施する。なお、本事業の対象経費は、身体障害者補助犬法第16条第1項の認定を受けた補助犬の訓練に要した経費に限る。

(2) 育成計画の作成

補助犬の育成計画を作成する。また、必要に応じ計画の見直しを行う。

ア 補助犬に関するニーズの把握

各都道府県における補助犬の使用者数及び使用希望者数の把握。

イ 供給体制の把握と計画的な育成に向けた連携体制の構築

訓練事業者の育成状況（育成可能頭数・見込み等）を把握し、アによって把握したニーズを踏まえ、計画的な対応を行うための広域的な連携体制を構築する（隣接都道府県、補助犬の訓練事業者等が参画する連携協議会の設置等）。

(3) 理解促進、普及・啓発

地域住民等に対するイベント等の開催、広報など、補助犬に対する理解促進や補助犬の普及・啓発を図るための取組を行う。

3 留意事項

- 補助犬を使用するための訓練を希望する障害者の選定を行う場合は、障害等の状況や生活環境などを十分に確認することにより、訓練や訓練後の補助犬の認定が適切に行われるかどうか、慎重に検討を行うこと。その際、訓練事業者による補助犬を希望する障害者との面接等を通じて得られた、訓練実施の見込み等を参考とすることが望ましい。
- 実際の訓練を行う訓練事業者の選定に当たっては、訓練を希望する障害者の意向を踏まえつつも、当該訓練事業者の補助犬に関する訓練・認定実績等を確認することなどにより、適切な事業者の選定に留意する。

認定補聴器専門店と認定補聴器技能者

■ 認定補聴器専門店

公益財団法人テクノエイド協会が補聴器販売店からの認定申請に基づき、その店舗の補聴器販売事業が補聴器の適正な販売を行うために遵守すべきものとして定めている「認定補聴器専門店業務運営基準」に適合している補聴器販売店を認定し、当協会の認定補聴器専門店登録簿へ登録、認定証書を交付している。

[認定補聴器専門店] 794店(令和2年2月現在)

<https://www5.techno-aids.or.jp/shop/search.php>

■ 認定補聴器技能者

補聴器を購入される方の使用目的、使用環境、希望価格等についての相談に応じ、補聴器の適合調整、補聴効果の確認及び使用指導を適切に行うことのできる専門的な知識及び技能を習得した者を、公益財団法人テクノエイド協会が「認定補聴器技能者」として認定している。

[認定補聴器技能者試験合格者数(累計)] 4,648名(令和2年2月末現在)

[認定補聴器技能者登録者数] 3,889名(令和2年2月末現在)

<http://www.techno-aids.or.jp/senmon/hocho.shtml>

障害者自立支援機器等開発促進事業の概要

事業目的

[令和2年度予算案 118,607千円] (令和元年度予算 118,607千円)

障害者の自立や社会参加を支援する機器の開発は、マーケットが小さく事業化や実用的製品化が進んでいない状況にある。障害者の機器開発においては、障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングが重要であり、開発企業が障害当事者と連携して開発する取組に対して助成を行うことで、障害者にとって使いやすく適切な価格の機器の実用的製品化を促進する。

事業内容

(1) 障害者の自立支援機器の開発(実用的製品化)に対する助成

- ①テーマ設定型事業、②製品種目特定型事業
- (2) シーズ・ニーズマッチング強化事業

実施主体

民間団体

補助率

(1)は中小企業2/3(※(1)-②は初年度のみ10/10)、大企業・公益法人1/2、(2)は定額(10/10相当)

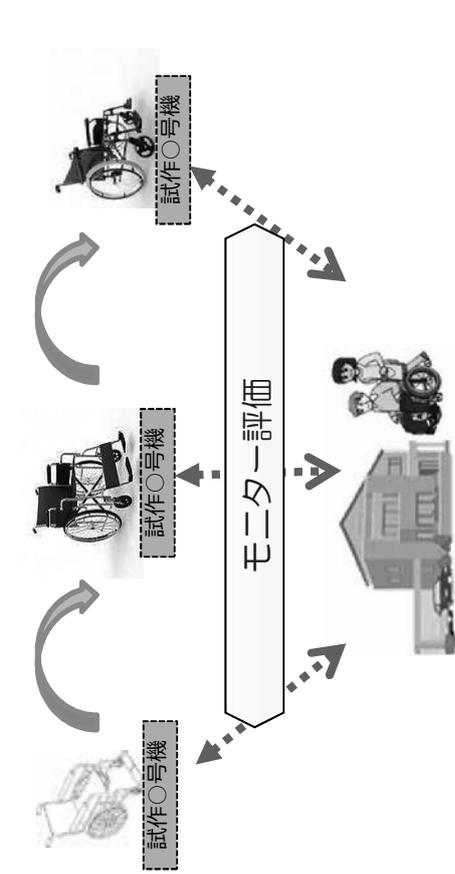
ニーズ把握から製品販売までのイメージ図

シーズとニーズのマッチング



(2) シーズ・ニーズマッチング強化事業

開発～試作～実証実験～製品化



(1) 実用的製品化開発に要する費用の助成

※研究段階を終え基本設計はできているが、試作機の製作までには至っていないものが対象

実用的製品化

普及

(資料3-4)

12 成年後見制度の利用促進について

(1) 成年後見制度利用支援事業の対象者について

成年後見制度利用支援事業の利用にあたって、地方自治体の実施要綱において、助成対象者の要件を市町村申立に限定している例や助成対象者の収入要件・保有資産要件を設けている例(生活保護受給者に限定する等)が散見される。

事業の対象者について法律上は、上記のような限定を設けていないため、以下の点を踏まえて、地方自治体における実施要綱の内容を改めて確認し、必要な対応を検討されたい。

- ・ 市町村申立の場合に限らず、本人や親族からの申立て等も対象となること
- ・ 費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としており、一定額以下の収入や資産という要件は設けていないこと
- ・ 後見人以外の、保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人、補助監督人、特別代理人の場合でも事業の対象となること(総合支援法施行規則第65条の10の2)

また、事業未実施市町村におかれては、積極的に事業を実施されたい。

参考：障害者に係る成年後見制度関係予算 地域生活支援事業費等補助
505億円の内数(令和2年度予算案)

(2) 令和元年度地方分権提案について

「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)」において、市町村長が行う後見開始等の審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にする方策について検討することとされたため、今後、検討の場を設け地方自治体からも御参画いただくことを検討している。あわせて、市町村申立に関する実態調査を行うことも予定していることから、予めご承知おき願いたい。

(3) 社会局関係の取組【関連資料1】

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号。以下「促進法」という。)に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府において「成年後見制度利用促進基本計画」(平成29年3月24日閣議決定。以下「基本計画」という。)が策定され、取組を進めているところである。

令和2年度予算(案)においては、基本計画を踏まえて地域における中核機関の整備や市町村計画の策定の取組を更に推進するため、新たに

- ① 都道府県が広域的な観点から体制整備を行うための事業費への補助、
- ② 中核機関の立ち上げ支援や先駆的取組への補助、

③ 市町村や中核機関職員等に対する国の研修に要する費用について計上したところである。(社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室において計上)

(4) 成年後見制度法人後見支援事業の活用について【関連資料2】

また、基本計画においては、「若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる」ことが盛り込まれていることから、成年後見制度法人後見支援事業を積極的にご活用いただきたい。

なお、法人後見については、これまでも推進事業において研究を行ってきたため、今後の参考にされたい。

20. 市区町村別の申立費用及び報酬助成制度の状況（平成31年4月1日時点）

都道府県名	市区町村名	高齢者											障害者														
		助成制度の有無			申立者別の助成対象				類型別の助成対象				資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象				類型別の助成対象				資力別の助成対象	
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可		
北海道	夕張市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	岩見沢市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	美幌市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	虻川市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	赤平市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	三笠市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	滝川市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	砂川市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	歌志内市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	深川市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	南幌町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	奈井江町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	上砂川町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	由仁町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	長沼町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	栗山町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	月形町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	浦臼町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	新十津川町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	妹背牛町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	秩父別町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	雨竜町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	北竜町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	沼田町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	札幌市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	江別市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	千歳市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	恵庭市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	北広島市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	石狩市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	当別町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	新篠津村	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	小樽市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	島牧村	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	寿都町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	黒松内町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	蘭越町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	二セコ町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	真狩村	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	留寿都村	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	喜茂別町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	京極町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	倶知安町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	共和町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	岩内町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	泊村	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	神恵内村	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	積丹町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	古平町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	仁木町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	余市町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	赤井川村	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	室蘭市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	苫小牧市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	登別市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	伊達市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	豊浦町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	壮瞥町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	白老町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	厚真町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	洞爺湖町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	安平町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	むかわ町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	日高町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	平取町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	新冠町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	浦河町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	様似町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	えりも町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	新ひだか町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	函館市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	北斗市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	松前町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	福島町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	知内町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	木古内町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	七飯町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	鹿部町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	森町	○	○		○	○	○																				

都道府県名	市区町村名	高齢者														障害者									
		助成制度の有無			申立者別の助成対象				類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象				類型別の助成対象			資力別の助成対象	
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
福井県	大野市	○	○		○				○	○	○		○			○				○	○	○		○	
福井県	勝山市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
福井県	鯖江市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
福井県	あわら市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
福井県	越前市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
福井県	坂井市	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
福井県	永平寺町	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
福井県	池田町	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
福井県	南越前町	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
福井県	越前町	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
福井県	美浜町	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
福井県	高浜町	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
福井県	おおい町	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
福井県	若狭町	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	甲府市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	富士吉田市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	都留市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	山梨市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	大月市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	韮崎市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	南アルプス市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	北社市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	甲斐市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	笛吹市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	上野原市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	甲州市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	中央市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	市川三郷町	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	早川町	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	身延町	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	南部町	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	富士川町	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	昭和町	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	道志村	○	○	○									○												
山梨県	西桂町	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	忍野村	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	山中湖村	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	鳴沢村	○	○	○									○												
山梨県	富士河口湖町	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
山梨県	小菅村		○	○									○												
山梨県	丹波山村		○										○												
長野県	長野市	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	松本市	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	上田市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	岡谷市	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	飯田市	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	諏訪市	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	須崎市	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	小諸市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	伊那市	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	駒ヶ根市	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	中野市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	大町市	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	飯山市	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	茅野市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	塩尻市	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	佐久市	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	千曲市	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	東御市	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	安曇野市	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	小海町	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	川上村		○	○									○												
長野県	南牧村	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	南相木村		○										○												
長野県	北相木村	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	佐久穂町	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	軽井沢町	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	御代田町	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	立科町	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	青木村	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	長和町	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	下諏訪町	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	富士見町	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	原村	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	辰野町	○	○		○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	箕輪町	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	飯島町	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	南箕輪村	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	中川村	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	宮田村	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	
長野県	松川町	○	○		○				○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	

都道府県名	市区町村名	高齢者										障害者														
		助成制度の有無			申立者別の助成対象				類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象				類型別の助成対象			資力別の助成対象		
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	
愛知県	一宮市	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○			○	○	○		○	○	
愛知県	瀬戸市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	半田市			○											○											
愛知県	春日井市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○				○	○	○		○	○
愛知県	豊川市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	津島市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	碧南市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	刈谷市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	豊田市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	安城市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	西尾市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	蒲郡市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	犬山市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	常滑市			○											○											
愛知県	江南市	○	○		○										○											
愛知県	小牧市	○	○			○	○	○		○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	稲沢市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	新城市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	東海市			○											○											
愛知県	大府市			○											○											
愛知県	知多市			○											○											
愛知県	知立市	○	○		○										○											
愛知県	尾張旭市	○	○			○	○	○		○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	高浜市	○	○			○	○	○		○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	岩倉市	○	○			○	○	○		○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	豊明市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	日進市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	田原市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	愛西市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	清須市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	北名古屋	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	弥富市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	みよし市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	あま市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	長久手市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	東郷町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	豊山町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	大口町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	扶桑町	○	○			○	○	○		○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	大治町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	蟹江町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	飛鳥村	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	阿久比町			○											○											
愛知県	東浦町			○											○											
愛知県	南知多町			○											○											
愛知県	美浜町			○											○											
愛知県	武豊町			○											○											
愛知県	幸田町	○	○		○										○											
愛知県	設楽町	○	○			○	○	○		○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	東栄町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
愛知県	豊根村	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	津市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	四日市市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	伊勢市	○	○			○	○	○		○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	松阪市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	桑名市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	鈴鹿市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	名張市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	尾鷲市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	亀山市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	鳥羽市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	熊野市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	いなべ市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	志摩市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	伊賀市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	木曾岬町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	東員町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	菟野町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	朝日町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	川越町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	多気町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	明和町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	大台町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	玉城町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	度会町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	大紀町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	南伊勢町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	紀北町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	御浜町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○
三重県	南牟婁郡紀宝町	○	○		○	○	○																			

都道府県名	市区町村名	高齢者											障害者														
		助成制度の有無			申立者別の助成対象				類型別の助成対象				資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象				類型別の助成対象				資力別の助成対象	
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可		
島根県	松江市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
島根県	浜田市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
島根県	出雲市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
島根県	益田市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
島根県	大田市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
島根県	安来市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
島根県	江津市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
島根県	雲南市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
島根県	奥出雲町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
島根県	飯南町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
島根県	川本町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
島根県	美郷町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
島根県	邑南町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
島根県	津和野町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
島根県	吉賀町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
島根県	海士町	○		○											○												
島根県	西ノ島町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
島根県	知夫村	○		○											○												
島根県	隠岐の島町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	岡山市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	倉敷市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	津山市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	玉野市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	笠岡市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	井原市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	総社市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	高梁市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	新見市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	備前市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	瀬戸内市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	赤磐市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	真庭市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	美作市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	浅口市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	和気町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	早島町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	里庄町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	矢掛町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	新庄村	○		○											○												
岡山県	鏡野町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	勝央町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	奈義町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	西粟倉村	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	久米南町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	美咲町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
岡山県	吉備中央町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	広島市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	呉市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	竹原市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	三原市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	尾道市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	福山市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	府中市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	三次市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	庄原市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	大竹市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	東広島市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	廿日市市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	安芸高田市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	江田島市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	府中町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	海田町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	熊野町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	坂町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	安芸太田町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	北広島町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	大崎上島町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	世羅町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
広島県	神石高原町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
山口県	下関市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
山口県	宇部市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
山口県	山口市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
山口県	萩市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
山口県	防府市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
山口県	下松市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
山口県	岩国市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
山口県	光市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
山口県	長門市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
山口県	柳井市	○	○		○	○	○	○	○	○			○														

都道府県名	市区町村名	高齢者										障害者													
		助成制度の有無			申立者別の助成対象				類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象				類型別の助成対象			資力別の助成対象	
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
徳島県	石井町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
徳島県	神山町	○			○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
徳島県	那賀町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
徳島県	牟岐町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
徳島県	美波町	○	○		○	○			○	○	○		○		○					○	○	○		○	
徳島県	海陽町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
徳島県	松茂町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
徳島県	北島町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
徳島県	藍住町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
徳島県	板野町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
徳島県	板野郡上板町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
徳島県	つるぎ町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
徳島県	東みよし町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
香川県	高松市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
香川県	丸亀市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
香川県	坂出市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
香川県	善通寺市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
香川県	観音寺市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
香川県	さぬき市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
香川県	東かがわ市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
香川県	三豊市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
香川県	土庄町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
香川県	小豆島町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
香川県	三木町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
香川県	直島町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
香川県	宇多津町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
香川県	綾川町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
香川県	琴平町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
香川県	多度津町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
香川県	まんのう町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
愛媛県	松山市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
愛媛県	今治市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
愛媛県	宇和島市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
愛媛県	八幡浜市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
愛媛県	新居浜市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
愛媛県	西条市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
愛媛県	大洲市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
愛媛県	伊予市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
愛媛県	四国中央市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
愛媛県	西予市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
愛媛県	東温市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
愛媛県	上島町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
愛媛県	久万高原町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
愛媛県	松前町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
愛媛県	砥部町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
愛媛県	内子町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
愛媛県	伊方町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
愛媛県	松野町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
愛媛県	鬼北町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
愛媛県	愛南町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	高知市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	室戸市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	安芸市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	南国市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	土佐市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	須崎市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	宿毛市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	土佐清水市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	四万十市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	香南市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	香美市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	東洋町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	芸西村	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	本山町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	大豊町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	土佐町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	大川村	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	いの町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	仁淀川町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	中土佐町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	佐川町	○	○	○	○		○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	越知町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	構原町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	日高村	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	津野町	○	○	○	○		○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	四万十町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	大月町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	三原村	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	黒潮町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	奈半利町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	田野町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	安田町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
高知県	北川村	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	

都道府県名	市区町村名	高齢者												障害者											
		助成制度の有無			申立者別の助成対象				類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象				類型別の助成対象			資力別の助成対象	
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
福岡県	筑紫野市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	春日市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	大野城市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	宗像市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
福岡県	太宰府市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	古賀市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	福津市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
福岡県	うきは市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	宮若市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	嘉麻市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	朝倉市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	みやま市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	糸島市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	那珂川市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	宇美町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	篠栗町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	志免町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
福岡県	須恵町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	新宮町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	久山町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	粕屋町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	芦屋町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	水巻町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
福岡県	岡垣町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
福岡県	遠賀町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	小竹町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
福岡県	鞍手町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	桂川町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	筑前町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
福岡県	東峰村	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	大刀洗町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	大木町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
福岡県	広川町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	香春町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	添田町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	糸田町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	川崎町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	大任町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
福岡県	赤村	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	福智町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	刃田町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	みやこ町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
福岡県	吉富町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	上毛町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
福岡県	築上町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
佐賀県	佐賀市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
佐賀県	唐津市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
佐賀県	鳥栖市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
佐賀県	多久市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
佐賀県	伊万里市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
佐賀県	武雄市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
佐賀県	鹿島市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
佐賀県	小城市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
佐賀県	嬉野市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
佐賀県	神埼市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
佐賀県	吉野ヶ里町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
佐賀県	基山町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
佐賀県	上峰町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
佐賀県	みやき町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
佐賀県	玄海町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
佐賀県	有田町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
佐賀県	大町町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
佐賀県	江北町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
佐賀県	白石町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
佐賀県	太良町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
長崎県	長崎市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
長崎県	佐世保市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
長崎県	島原市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
長崎県	諫早市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
長崎県	大村市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
長崎県	平戸市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
長崎県	松浦市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
長崎県	対馬市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
長崎県	壱岐市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
長崎県	五島市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
長崎県	西海市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
長崎県	雲仙市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
長崎県	南島原市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
長崎県	長与町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
長崎県	時津町	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
長崎県</																									

都道府県名	市区町村名	高齢者										障害者													
		助成制度の有無			申立者別の助成対象				類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象				類型別の助成対象			資力別の助成対象	
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
熊本県	合志市	○	○		○				○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○
熊本県	美里町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	玉東町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	和水町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	南関町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	長洲町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	大津町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	菊陽町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	南小国町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	小国町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	産山村	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	高森町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	南阿蘇村			○												○									○
熊本県	西原村	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	御船町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	上益城郡嘉島町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	益城町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	甲佐町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	山都町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	氷川町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	芦北町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	津奈木町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	錦町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	あさぎり町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	多良木町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	湯前町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	水上村	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	球磨郡相良村	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	五木村	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	山江村	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	球磨村	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
熊本県	天草郡苓北町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
大分県	大分市	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
大分県	別府市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
大分県	中津市	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
大分県	日田市	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
大分県	佐伯市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
大分県	臼杵市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
大分県	津久見市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
大分県	竹田市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
大分県	豊後高田市	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
大分県	杵築市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
大分県	宇佐市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
大分県	豊後大野市	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
大分県	由布市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
大分県	国東市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
大分県	姫島村	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
大分県	日出町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
大分県	九重町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
大分県	玖珠町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	宮崎市	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	都城市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	延岡市	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	日南市	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	小林市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	日向市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	串間市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	西都市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	えびの市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	三股町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	高原町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	国富町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	綾町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	高鍋町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	新富町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	西米良村	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	木城町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	川南町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	都農町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	門川町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	諸塚村	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	椎葉村	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	美郷町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	高千穂町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	日之影町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
宮崎県	五ヶ瀬町	○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
鹿児島県	鹿児島市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
鹿児島県	鹿屋市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
鹿児島県	枕崎市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
鹿児島県	阿久根市	○	○		○	○	○		○	○															

都道府県名	市区町村名	高齢者											障害者														
		助成制度の有無			申立者別の助成対象				類型別の助成対象				資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象				類型別の助成対象				資力別の助成対象	
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可		
鹿児島県	湧水町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鹿児島県	大崎町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鹿児島県	東串良町	○			○																						
鹿児島県	錦江町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鹿児島県	南大隅町	○	○		○																						
鹿児島県	肝付町	○	○		○																						
鹿児島県	中種子町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鹿児島県	南種子町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鹿児島県	屋久島町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鹿児島県	大和村			○																							
鹿児島県	宇接村	○	○		○																						
鹿児島県	瀬戸内町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鹿児島県	龍郷町	○			○																						
鹿児島県	喜界町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鹿児島県	徳之島町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鹿児島県	天城町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鹿児島県	伊仙町	○	○		○																						
鹿児島県	和泊町	○	○		○																						
鹿児島県	知名町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鹿児島県	与論町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	那覇市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	宜野湾市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	石垣市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	浦添市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	名護市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	糸満市	○	○		○																						
沖縄県	沖縄市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	豊見城市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	うるま市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	宮古島市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	南城市	○	○		○																						
沖縄県	国頭村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	大宜味村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	東村			○																							
沖縄県	今帰仁村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	本部町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	恩納村	○	○		○																						
沖縄県	宜野座村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	金武町	○	○		○																						
沖縄県	伊江村	○	○		○																						
沖縄県	読谷村	○	○		○																						
沖縄県	嘉手納町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	北谷町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	北中城村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	中城村	○	○		○																						
沖縄県	西原町	○	○		○																						
沖縄県	与那原町	○	○		○																						
沖縄県	南風原町	○	○		○																						
沖縄県	渡嘉敷村	○			○																						
沖縄県	座間味村			○																							
沖縄県	粟国村			○																							
沖縄県	渡名喜村			○																							
沖縄県	南大東村			○																							
沖縄県	北大東村			○																							
沖縄県	伊平屋村			○																							
沖縄県	伊是名村	○	○		○																						
沖縄県	久米島町	○	○		○																						
沖縄県	八重瀬町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	多良間村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	竹富町	○			○																						
沖縄県	与那国町		○		○																						
合計		1,541	1,626	83	1,658	813	781	636	1,658	1,613	1,604	83	1,575	1,530	1,608	99	1,642	789	756	629	1,642	1,579	1,571	97	1,545		

※申立費用と報酬助成の対象が異なる場合は、いずれかの対象となる場合に「○」を計上。

成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1~2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」、コーディネートをを行う「中核機関(センター)」)の整備

(3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

成年後見制度利用促進の体制整備関係予算

令和2年度予算案 8.0億円(3.5億円)

- 今後、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 昨年6月にとりまとめられた認知症施策推進大綱に掲げる「成年後見制度利用促進基本計画」に係るKPIを着実に達成するために必要な予算を計上。

1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進 5.7億円(3.5億円)

基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画策定を推進。

- ・都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等
- 新 中核機関における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進

2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0.5億円(委託費)

- 新 利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化 1.9億円(委託費)

- 新 国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「(仮称)任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業」を実施する。

障害者に対する成年後見制度関係の事業について

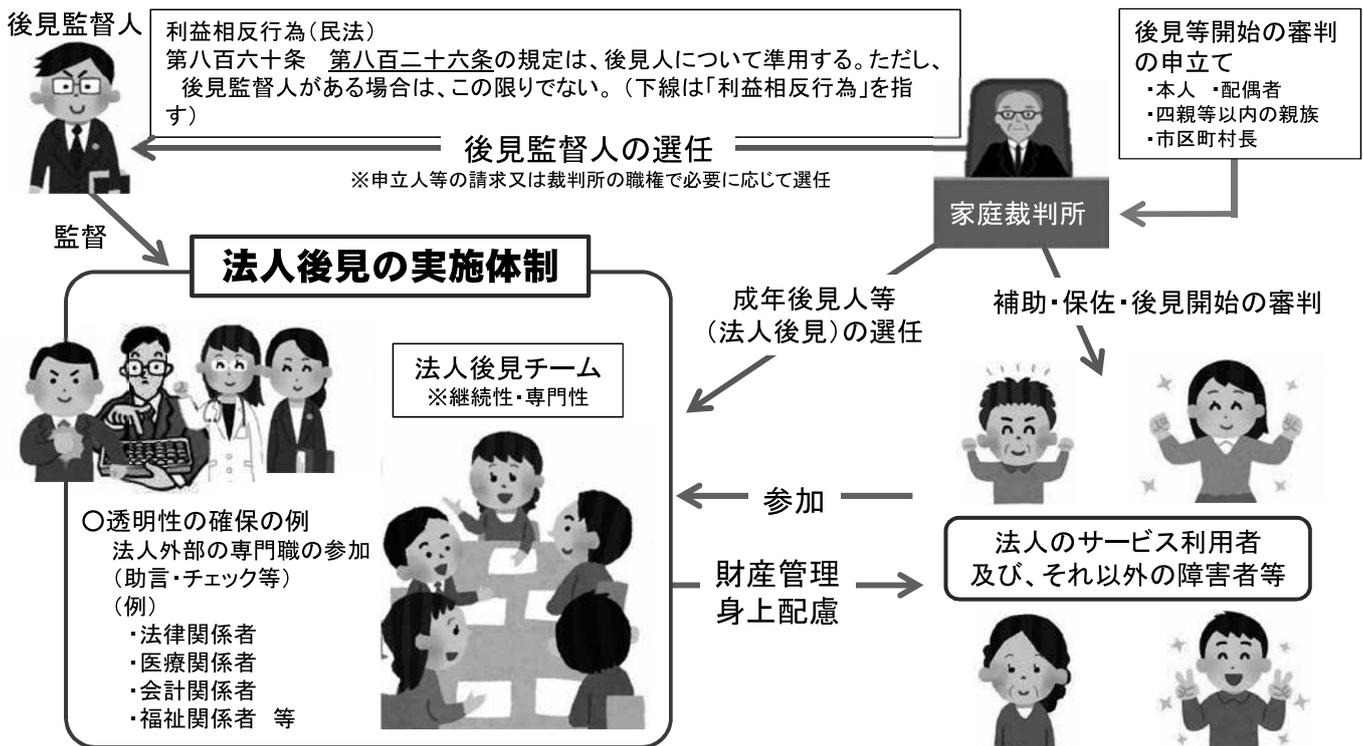
平成31年度予算案

- ① 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業費等補助金505億円の内数）
 - ・事業内容：成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
 - ・実施主体：市町村
- ② 成年後見制度法人後見支援事業（地域生活支援事業費等補助金505億円の内数）
 - ・事業内容：市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施する。
 - (1) 法人後見実施のための研修
 - (2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - (3) 法人後見の適正な活動のための支援
 - (4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
 - ・実施主体：市町村
- ③ 成年後見制度普及啓発事業（地域生活支援事業費等補助金505億円の内数）
 - ・事業内容：成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。
 - ・実施主体：都道府県、市町村

社会福祉法人等による法人後見の取組

成年後見制度利用促進委員会意見(平成29年1月)抜粋

- 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。
- 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待される。



法人後見関係研究の概要(平成28年度～令和元年度)

年度	タイトル	実施団体/座長	事業概要・成果等
H28	成年後見制度の理解促進及び適切な後見類型の選択につなげることを目的とした研修の開発及び、法人後見における利益相反に関する研究	(特非)よこはま成年後見つばさ	成年後見制度の適切な利用のための研修プログラム開発、法人後見の利益相反に関する課題に対する調査(利益相反への対応整理にとどまる。利益相反のある受任事例は見つからなかった
H29	成年後見制度の利用実態把握及び法人後見の活用に関する研究	(福)昂 (座長・曾根直樹:日本社会事業大学 准教授)	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人等の身上監護の活動実態については、調査1、調査2を通じて、4割近い後見人等が、被後見人等との面会が年1～2回又はほぼない状況であることや、面会時間の15%が10分以内という実態が明らかになる。 ・社協に調査を実施した結果43の自法人のサービス利用者の受任事例が明らかになった。 ・入所はないが、相談支援や通所、ヘルパーのサービスの場合は認められてることが明らかになった。 ・法人後見実施のためのガイドラインを明確を示すことはできなかった。
H30	社会福祉法人等による法人後見の活用等に関する研究	PwCコンサルティング合同会社(座長・小賀野晶一:中央大学 教授)	・前年度調査の後継研究。社会福祉法人等が法人後見に取り組む上で参考になるポイントについて、成年後見制度の「受任事例」と整備すべき「受任体制」について、調査結果を基に整理したが、明確なポイントを示すまでには至らなかった。
R1	法人後見の取組推進についての研究	PwCコンサルティング合同会社(座長・小賀野晶一:中央大学 教授)	成年後見制度利用促進基本計画において、「障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場面もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていく」との記載があり、これに対応するための法人後見実施のポイントをまとめたガイドラインを作成する

障害者スポーツについて

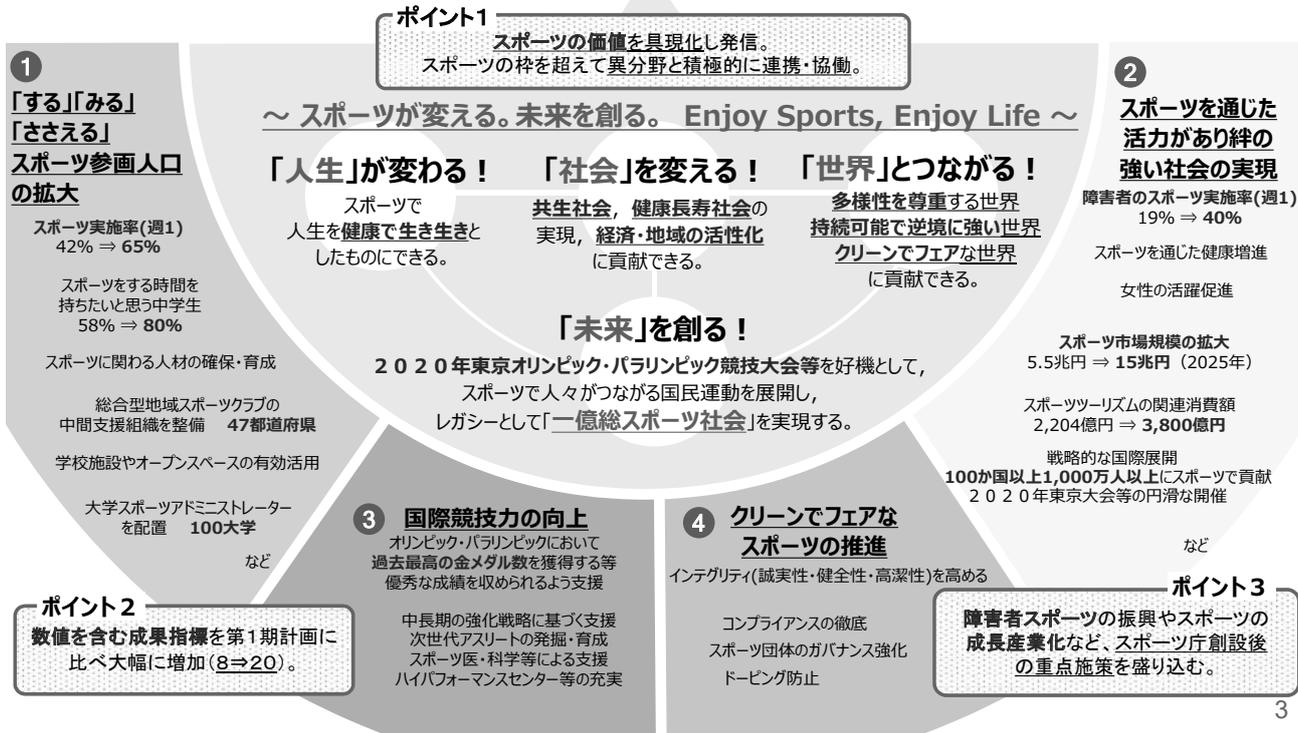


スポーツ庁
健康スポーツ課
障害者スポーツ振興室

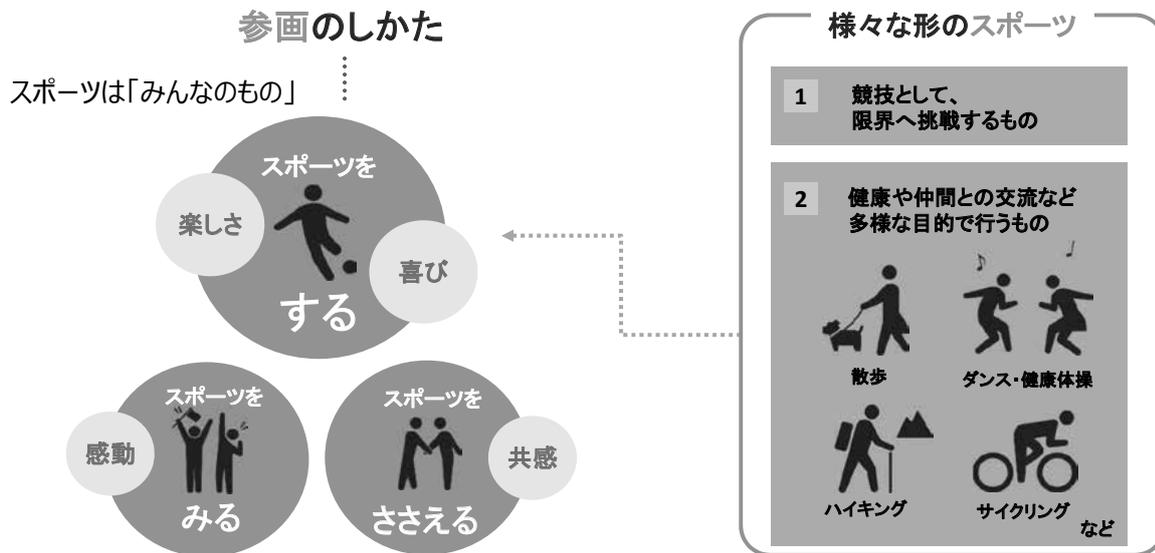
1. スポーツ基本計画と、 「スポーツ」の定義について

第2期スポーツ基本計画のポイント

スポーツ基本計画・・・スポーツ基本法(2011(平成23)年公布・施行)に基づき、文部科学大臣が定める計画。第2期は2017(平成29)年度～2021(令和3)年度。



スポーツ参画人口の拡大を目指す.....ここでいう「スポーツ」とは？

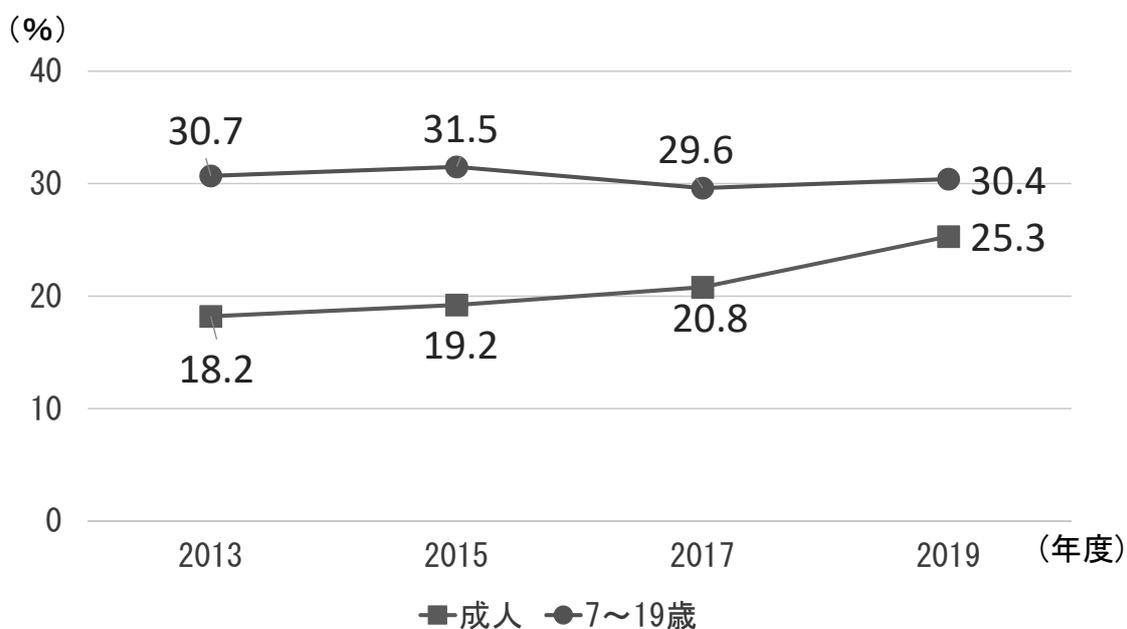


- 「スポーツ」は、スポーツ基本法の趣旨によれば、個人の心身の健全な発達、健康・体力の保持等を目的とする活動であり、国際的な競技力の競争を通じて国民に誇り、夢と感動を与え、さらには、地域・経済の活性化、共生社会や健康長寿社会の実現、国際理解の促進など幅広く社会に貢献する営みである。
- ともすれば、「スポーツ」という言葉は、部活動や競技大会での印象から、激しい運動や勝敗を競うことと捉えている人も多いが、こうした法の趣旨にあるとおり、より幅広い身体活動として解されるべきである。「スポーツ」は、「deportare」(デポルターレ)という言葉は語源としてもいわれており、この「deportare」という言葉には、「運び去る、運搬する」という意味がある。転じて、精神的な次元の移動・転換、やがて「義務からの気分転換、元気の回復」、仕事や家事といった「日々の生活から離れる」気晴らしや遊び、楽しみ、休養といった要素を指している。過大な負荷をかけずとも、うまくはなくとも、楽しみながら体を動かすことが「スポーツ」である。

「スポーツ実施率向上のための行動計画」(平成30年9月6日・スポーツ庁決定)より 4

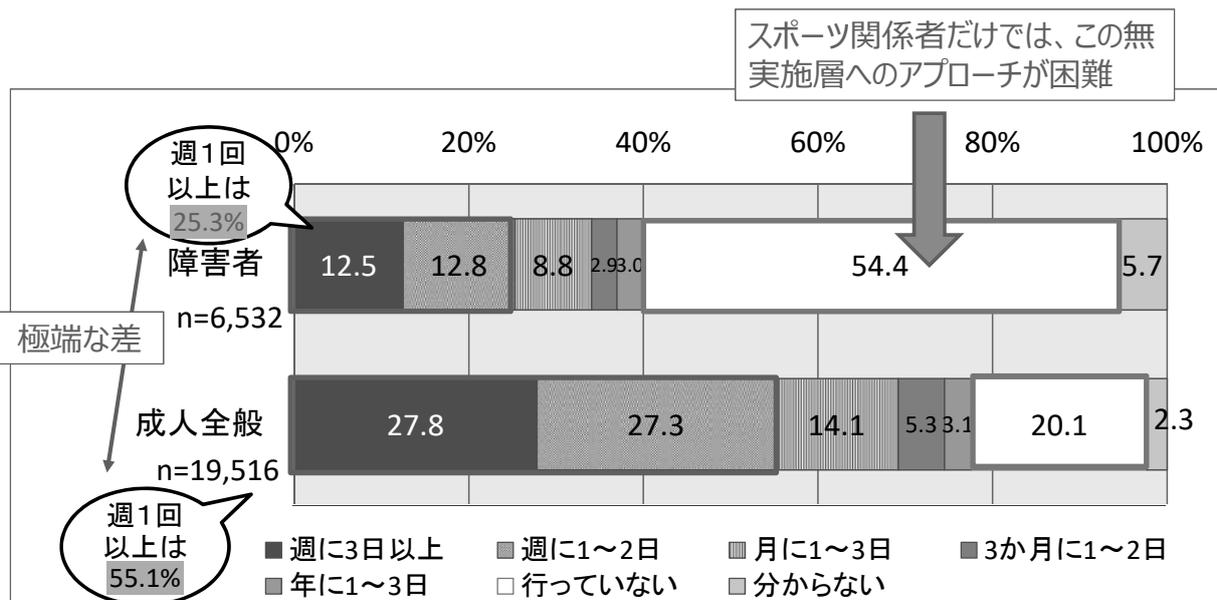
2. 障害者のスポーツ実施の現状

週1回以上のスポーツ・レクリエーション実施率（障害者）



【出典】
「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域におけるスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）」（平成25年度）
「地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）」（平成27、29年度）
「障害者スポーツ推進プロジェクト（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）」（令和元年度）

過去1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数(20歳以上)



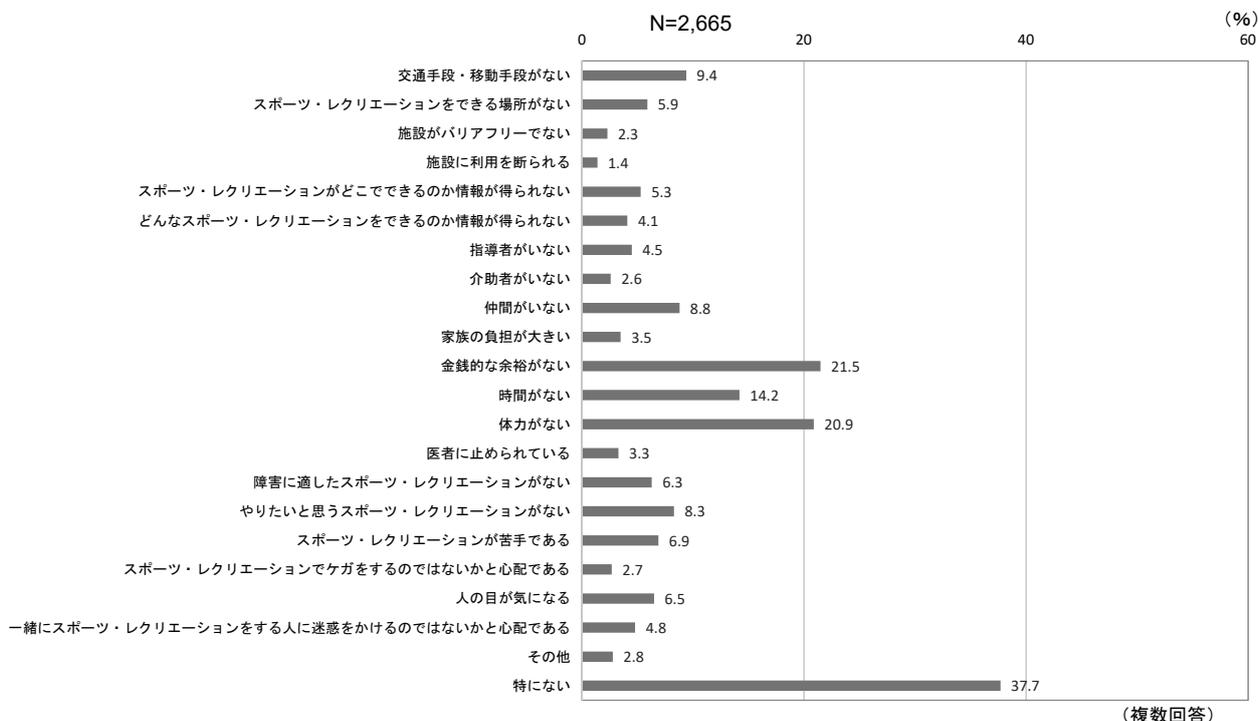
※ 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(出典)

- ・令和元年度「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究)」
- ・スポーツ庁「平成30年度スポーツの実施状況等に関する世論調査」

7

障害者によるスポーツ・レクリエーションの実施の障壁



(出典)

- ・平成29年度「地域における障害者スポーツ普及促進事業(障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究)」

※ 令和元年度の調査結果については現在集計中。近日中にスポーツ庁HPに掲載予定。

8

3. スポーツ庁における 令和2年度関連事業について

令和2年度 スポーツ庁における障害者スポーツ関係予算

- 令和2年度における障害者スポーツ関係予算は、健常者スポーツと障害者スポーツの切り分けが難しい事業も含め、16,306百万円。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、競技力向上・裾野の拡大の両面から、障害者スポーツを強力に推進。

障害者スポーツの振興に資する事業 561百万円

1 障害者スポーツ推進プロジェクト	87百万円
2 Specialプロジェクト2020	41百万円
3 日本障がい者スポーツ協会補助	352百万円
4 全国障害者スポーツ大会開催事業	81百万円

健常者スポーツと障害者スポーツの振興双方に資する事業 15,745百万円

※ 健常者スポーツと障害者スポーツの切り分けが難しい事業を計上

1 競技力向上事業	10,054百万円
2 ハイパフォーマンス・サポート事業	2,204百万円
3 ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業	964百万円
4 ハイパフォーマンスセンターの基盤整備	715百万円
5 女性アスリートの育成・支援プロジェクト	211百万円
6 スポーツ研究イノベーション拠点形成プロジェクト	78百万円
7 ドーピング防止活動推進事業(拡充)	305百万円
8 スポーツ国際展開基盤形成事業	147百万円
9 スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム	1,035百万円
10 学校における体育・スポーツ資質向上等推進事業	32百万円

(参考) 障害者スポーツ事業に関する省庁の役割分担

※事業名は、平成26年の事業移管当時のもの

	考え方	厚生労働省	文部科学省・スポーツ庁
競技スポーツの支援	障害者アスリート等への支援 (スポーツの振興としての支援)	文部科学省に移管された事業	メダル獲得に向けたマルチサポート戦略事業 ナショナルトレーニングセンター-競技別強化拠点施設活用事業 パラリンピックに向けた強化・研究活動拠点に関する調査研究 JSC運営費交付金(競技性の高い障害者スポーツ支援に関する基盤構築事業) JSC研究施設整備費補助金
障害者スポーツの裾野を広げる取組	スポーツの振興としての支援	地方公共団体等が実施する障害者スポーツ大会、各種スポーツレクリエーションの開催等(地域生活支援事業) 障害者スポーツ選手に対するメディカルサポート体制の整備(国立リハビリテーションセンター)	日本障害者スポーツ協会補助 パラリンピック等世界大会への派遣(総合国際競技大会派遣等事業) 選手の育成強化(総合国際競技大会指定強化事業) 障害者スポーツの裾野を広げる取組(障害者スポーツ振興事業) 全国障害者スポーツ大会の開催(全国障害者スポーツ大会開催事業) 健康者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業 障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究 体育活動における課題対策推進事業 スポーツにおけるボランティア活動活性化のための調査研究
障害者の生活により豊かにする観点やリハビリテーションの一環としての支援			引き続き、厚生労働省が行うとされた事業

11

障害者スポーツ推進プロジェクト

(前年度予算額: 62,429千円)
令和2年度予算案: 87,497千円

趣旨等

●障害者スポーツの振興を重点的に盛り込んだ「第2期スポーツ基本計画」(平成29年3月)を踏まえ、障害者スポーツを推進。

障害者が身近な場所でスポーツを実施できる環境整備、障害者スポーツ団体の支援、地域の障害者スポーツ用具を有効活用する仕組みの構築等により、障害者が生涯にわたってスポーツを実施するための基盤を整備

◇週1日以上スポーツ実施率(成人) 障害者20.8%(一般55.1%) ⇒ 40%程度 (スポーツ基本計画における2021年度までの目標)

①地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境・推進体制の整備事業(拡充)

○都道府県・市町村等において、各地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備

スポーツ審議会健康スポーツ部会における検討を踏まえた新たな対応課題も含めつつ、各地域の推進体制上の課題の解消を図る。

- (1) 地域で医療・福祉・教育・スポーツをコーディネートする人材の育成
- (2) 地域の障害者福祉施設・医療リハビリ施設・総合型地域スポーツクラブ等、障害者が日常的に利用する施設等におけるスポーツの機会提供
- (3) 障害当事者以外も巻き込んだ障害者スポーツ種目の体験・理解の促進
- (4) 現職教員に対する障害者スポーツのノウハウの普及

○障害者スポーツに関する調査研究

- (1) 障害者のスポーツ実施状況及びスポーツ参加の阻害要因・促進要因を障害種や程度別に把握した上で分析する調査研究
- (2) 障害者のスポーツに必要な用具等について、廉価な普及用の用具・補助具等の研究開発

②障害者スポーツ団体の連携及び体制整備への支援事業(拡充)

○2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会以降も視野に入れ、障害者スポーツ団体相互の連携促進等の検討、支援を行う。

- (1) 障害者スポーツ団体に対する、体制整備の支援
- (2) 障害者スポーツ団体の体制の在り方に関する検討会の実施

③障害者スポーツ用具活用促進実践事業(拡充)

障害者スポーツ用具活用拠点(普及拠点)の認定及び整備

○障害者スポーツ用具を備え、その種目を試したい者等に対して、用具のレンタル等を実施するとともに、スポーツ用具の保守・調整や使い方の指導を行える人材等を備えた「スポーツ用具活用拠点(普及拠点)」(仮称)の整備を図る。

- (1) 各地方ブロックの中核となるべき「スポーツ用具活用拠点(普及拠点)」(仮称)を構築すべく、障害者スポーツセンターなどで、その運営を試行的に実施
- (2) 中核的な拠点以外で、障害者スポーツ用具をシェアする仕組みを有する普及拠点の認定を実施

12

① 地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業

趣旨等

- 障害者がスポーツを実施する上での障壁を解消し、障害の有無にかかわらず継続的にスポーツを実施できる社会を実現するため、実践的に、身近な場所でスポーツを実施できる環境や推進体制の整備を図る。
- また、スポーツ基本計画の目標として掲げられた障害者のスポーツの各種測定指標の把握や、エビデンスに基づく政策立案に資するため、障害者のスポーツ参加の阻害要因等の把握・分析や、スポーツ実施上の課題の解消のための実践例・研究事例の分析等、必要な調査研究を実施する。

◇ 週1日以上スポーツ実施率(成人) 障害者20.8%(一般55.1%) ⇒ 40%程度 (スポーツ基本計画における2021年度までの目標)
 ◇ 総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加促進 38.3% ⇒ 50% (スポーツ基本計画における2021年度までの目標)
 ◇ 障害者スポーツ施設※は全国で141か所にとどまる。 ※障害者専用、あるいは障害者が優先的に利用できるスポーツ施設
 ◇ 障害を理由にスポーツ施設の利用を断られた、又は条件付きで認められた経験のあるパラリンピック選手は21.6%

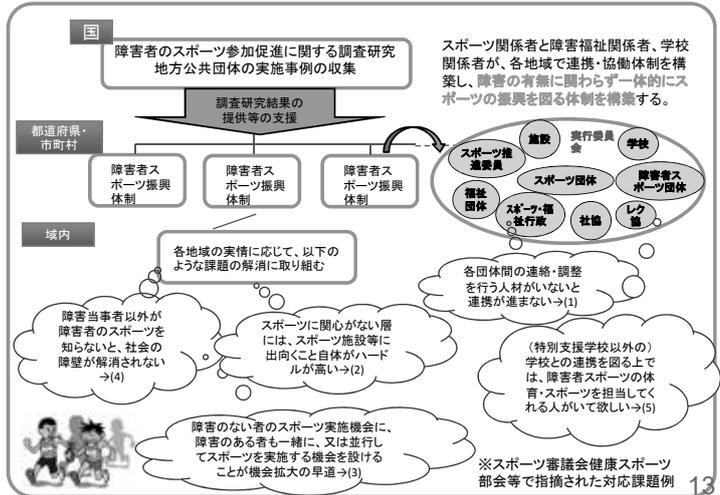
事業内容

○都道府県・市町村において、各地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備

- (1) 地域で医療・福祉・教育・スポーツをコーディネートする人材の育成
- (2) 地域の障害者福祉施設・医療リハビリ施設・総合型地域スポーツクラブ等、障害者が日常的に利用する施設等におけるスポーツの機会提供
- (3) 障害当事者以外も巻き込んだ障害者スポーツ種目の体験・理解
- (4) 現職教員に対する障害者スポーツのノウハウの普及

○障害者スポーツに関する調査研究 (拡充)

- (1) 障害者のスポーツ実施状況及びスポーツ参加の阻害要因・促進要因を障害種や程度別に把握した上で分析する調査研究
- (2) 障害者のスポーツに必要な用具等について、廉価な普及用の用具・補助具等の研究開発



② 障害者スポーツ団体の連携及び体制整備への支援事業

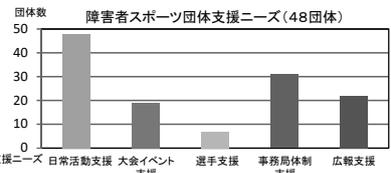
趣旨等

- 障害者スポーツ団体の多くは体制が脆弱であり、また、パラリンピック関係競技団体においても、2020東京パラリンピックの終了後に少なからぬ環境変化も予想されることから、民間企業等との連携を進めるほか、障害者スポーツ団体相互の連携等を進めることにより、障害者スポーツ団体の体制の強化を図り、他団体や民間企業等と連携した活動の充実につなげる。

現状と課題

- ◇ 障害者スポーツ団体側の声
 - ・ 日常活動に必要な資金が不足し、個人の負担に頼っている
 - ・ 専属の職員がおらず、本来の仕事の合間に活動している
 - ・ パラリンピック競技の27団体中16団体が、大会以降に活動が縮小すると予想 (ヤマハ発動機スポーツ振興財団による調査)

- ◇ 企業側の声
 - ・ 障害者スポーツ団体がどのような支援を求めているのか、ニーズが分からない
 - ・ 支援を行おうとしても、障害者スポーツ団体の組織が脆弱で連絡が取れなかったり話が進まない など



事業内容

○障害者スポーツ団体における連携の推進

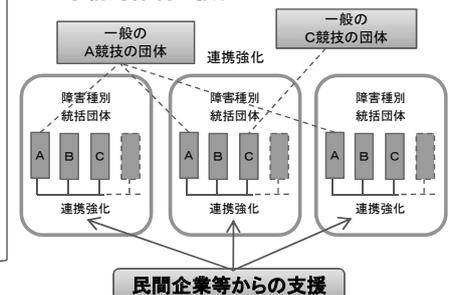
- ・ スポーツ団体間において、以下のように、課題の共有や一部の事務の共同実施など、相互の連携を推進するための取組を実施する。
 - ① 障害種別が同一のスポーツ団体間の連携
 - ② 同種の競技における、一般のスポーツ団体と障害者スポーツ団体との連携
- ・ 併せて、支援の要望がある障害者スポーツ団体を対象として、団体からの相談を受け付け、助言を実施する。

○障害者スポーツ団体の体制の在り方に関する検討会

- ・ また、上記の①②の連携のパターンについて、障害者スポーツ団体の規模や性質等に応じて、どのような相互協力体制が適するかを検討し、団体間の連携を後押しするためのガイドラインを作成する。

※本事業と併せて、別途、「スポーツ・イン・ライフ」事業において、障害者スポーツを支援する企業の取組事例などを共有・可視化していく取組を実施し、障害者スポーツをささえる企業等の増加を促進する。

障害者スポーツ団体間の連携が進み、事務局体制が強化



『民間企業等からの支援』により障害者スポーツ団体の基盤強化

③ 障害者スポーツ用具活用促進実践事業

趣旨等

●2020年オリンピック・パラリンピック東京大会のレガシーとして、障害者スポーツの実施人口の拡大を図るとともに、次世代選手の発掘を容易にするため、個々人での購入が容易でない障害者スポーツ用具について、地域の保有資源を有効活用する仕組みの構築を行いつつ、地域ごとに用具を活用したスポーツの普及拠点を整備する。

現状と課題

- ◆ 障害者（成人）の週1回以上のスポーツ実施率は、20.8%と極端に低い現状。
- ◆ 特に肢体不自由者では、体の機能を補助する道具を、選手個々が用意する必要があり、その価格は、基本的な用具でも40万～100万円程度。
- ◆ 中途障害者が、どの種目が自分の残存機能等に合っているかを判断し、その競技を実施するようになるまでに、ある程度（1～2年）の「試す」期間を要すると言われ、高額な用具を最初から購入することは現実には難しい。
- ◆ このため、令和元年度に用具のシェアを行う事業モデルの構築、「スポーツ用具マネージャー」の養成のためのガイドライン（仮称）の作成を進めており、

令和2年度においては、そのモデルを踏まえ、実際に用具をシェアしつつスポーツを試すことのできる「スポーツ用具活用拠点（普及拠点）」の整備を実施する。



事業内容

障害者スポーツ用具活用拠点（普及拠点）の認定及び整備

- 地域の中核となるべき普及拠点（障害者スポーツセンターなど）を育成すべく、以下のような業務を委託して実施。
- ・ 障害者スポーツ用具を備え、その種目を試したい者等に対して、用具のレンタル等を実施するとともに、スポーツ用具の保守・修理・調整を行える者（スポーツ用具マネージャー）、医師、トレーナー等を備え、トレーニング等の環境を提供
 - ・ 「スポーツ用具マネージャー」の育成ガイドライン（仮称）を踏まえ、実践研修のフィールドとして、育成に協力
- また、高額な障害者スポーツ用具をシェアする仕組みモデルの普及を図るとともに、その仕組みが構築された普及拠点を認定・可視化していくことにより、より身近な地域の範囲でも、用具資源の有効活用を促す。

効果

- ・地域の資源のシェア・有効活用を促進するとともに、育成したスポーツ用具マネージャーの活用により、**より少ない経済負担で、障害者が自らに合ったスポーツを試すことができる環境を実現。**
- ・併せて、より障害者の身近な各地域地域でも、地域の保有資源を有効活用する機運を醸成。



15

Special プロジェクト 2020

～障害の有無にかかわらず、すべての人が笑顔になる祭典～

（前年度予算額：39,532千円）
令和2年度予算案：41,439千円

趣旨等

●2020年からの新たな特別支援教育（学習指導要領改訂）を契機に、また、これまでのパラリンピックに向けた機運醸成の成果を生かし、**全国の特別支援学校が参加できる、スポーツ・文化・教育活動の全国的な祭典を開催**

- ・「ほんもの」のスポーツ・芸術に触れ感動を共有する機会・障害の有無等を超えて誰もが心を触れ合う機会
- ・地域住民・企業等の参画を得て、地域行事と特別支援学校行事が融合した行事の機会を創出する

事業内容

①全国的な祭典の実施

- ・全国4地域で、特別支援学校等の児童生徒が参加するスポーツ・文化・教育の祭典を実施する。
- ・各地の学校で自主的に開催される祭典の実施結果の発表の場として各学校の祭典及び4地域で開催される祭典を対象とした全国的なフォト（動画）コンテストを開催する。



②特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業の実施

- (1)特別支援学校等を拠点とした障害児・者の地域スポーツクラブ活動の推進
- ・放課後や休日に、特別支援学校等の学校体育施設を拠点として、在校生、卒業生、地域住民等がともに参加できる障害児・者の地域スポーツクラブを支援する。
 - ・障害者スポーツ指導者の当該クラブへの派遣等の取組を定期的に実施する。
- (2)特別支援学校等における体育・運動部活動等の推進
- ・障害者スポーツ指導者を特別支援学校等の体育・運動部活動へ派遣し、障害種・程度に応じたきめ細かな指導・助言や将来有望なアスリートの発掘・育成を行う。
 - ・他の特別支援学校等に在籍する障害児や地域住民との合同部活動の実施、地域のスポーツイベントへの参加促進の取組を実施する。



③特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会の開催支援

全国の特別支援学校のスポーツ・文化活動の充実を図るため、特別支援学校のスポーツ・文化活動の成果を披露するための全国大会の開催を支援する。



祭典のイメージ

これまでの実績

- | 自治体・経済団体等 | 特別支援学校等 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・パラリンピック機運醸成のための、企業向けバラスポーツ運動会等のイベント ・共生社会ホストタウンや、各国の事前キャンプ等の誘致 など | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の文化行事等やスポーツクラブの活動を特別支援学校で実施するなど、特別支援学校と地域の連携体制を構築 |

2020の展開

この実績を生かし、2020年には、バラスポーツ運動会等を特別支援学校が参加し、かつ、地域や企業も参加するような行事として実施

効果

- ・地域や企業等に普及された**パラリンピックムーブメントを、特別支援学校も含めた形で定着させ、持続可能なバラスポーツ推進体制を実現**
- ・東京大会のレガシーとして、障害の有無や年齢・性別を超えた、**地域の共生社会の拠点づくり**

16

1 障害者スポーツ振興事業 140,000千円 (140,000千円)

障害者スポーツに係る普及・啓発、調査研究、情報収集・提供、障害者スポーツ指導者の養成・活用等の総合的な振興事業を行い、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを実施できるようにする。

- (1) 連絡協議会開催事業
- (2) 情報収集・提供事業
- (3) 調査研究事業
- (4) 普及・啓発事業
- (5) 活動推進費
- (6) 地域における障害者スポーツの振興事業
- (7) 障害者スポーツ人材養成研修事業

2 総合国際競技大会派遣等事業 139,734千円 (84,412千円)

日本代表選手団の派遣及び合宿を実施する。

- (1) スペシャルオリンピックス冬季世界大会 (スウェーデン)
- (2) 東京パラリンピック競技大会
- (3) 前年度限りの経費 (第9回アジア太平洋ろう者競技大会等)

3 競技力向上推進事業 72,647千円 (64,133千円)

パラリンピック競技大会等国際競技大会におけるメダル獲得に向けて、国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進に取り組む。

- (1) 情報収集・提供事業
- (2) 選手強化対策事業 (強化委員会開催経費)
- (3) アンチ・ドーピング活動推進支援事業

全国障害者スポーツ大会の概要

1 開催経緯

「全国障害者スポーツ大会」は、「全国身体障害者スポーツ大会(昭和40年～平成12年)」と「全国知的障害者スポーツ大会(ゆうあいピック)(平成4年～平成12年)」の2つの大会を平成13年度に統合し、我が国最大の障害者スポーツの祭典として開催。

2 開催趣旨

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

3 主催者

(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、大会開催地の都道府県・指定都市及び市町村(指定都市を除く。)並びにその他の関係団体。

4 開催地及び期間

国民体育大会本大会開催地の都道府県において、原則として国民体育大会本大会の直後に3日間で開催。

5 競技種目

個人競技 (6競技)	陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球(サウンドテーブルテニス含む)、フライングディスク、ボウリング ※ 第19回大会から、卓球の障害区分に精神障害を追加 第21回大会から、ボッチャを追加予定
団体競技 (7競技)	バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、フットベースボール、グランドソフトボール、バレーボール、サッカー

6 開催地及び開催予定地

開催年	回数	開催地	開催日
令和2年 (2020年)	第20回	鹿児島県	令和2年10月24日(土)～26日(月)
令和3年 (2021年)	第21回	三重県	令和3年10月23日(土)～25日(月)
令和4年 (2022年)	第22回	栃木県	令和4年10月29日(土)～31日(月)

7 参加資格

次の全ての条件を満たす者

- (1) 毎年4月1日現在、13歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳を所持する身体障害者、又は療育手帳を所持するかその取得の対象に準ずる障害のある知的障害者、又は精神障害者保健福祉手帳を所持するかその取得の対象に準ずる障害のある精神障害者
- (3) 申し込み時に参加する都道府県・指定都市内に現住所(住民票のある地)を有する者。ただし、入所・通所施設、学校の所在地の都道府県・指定都市から参加してもよい。

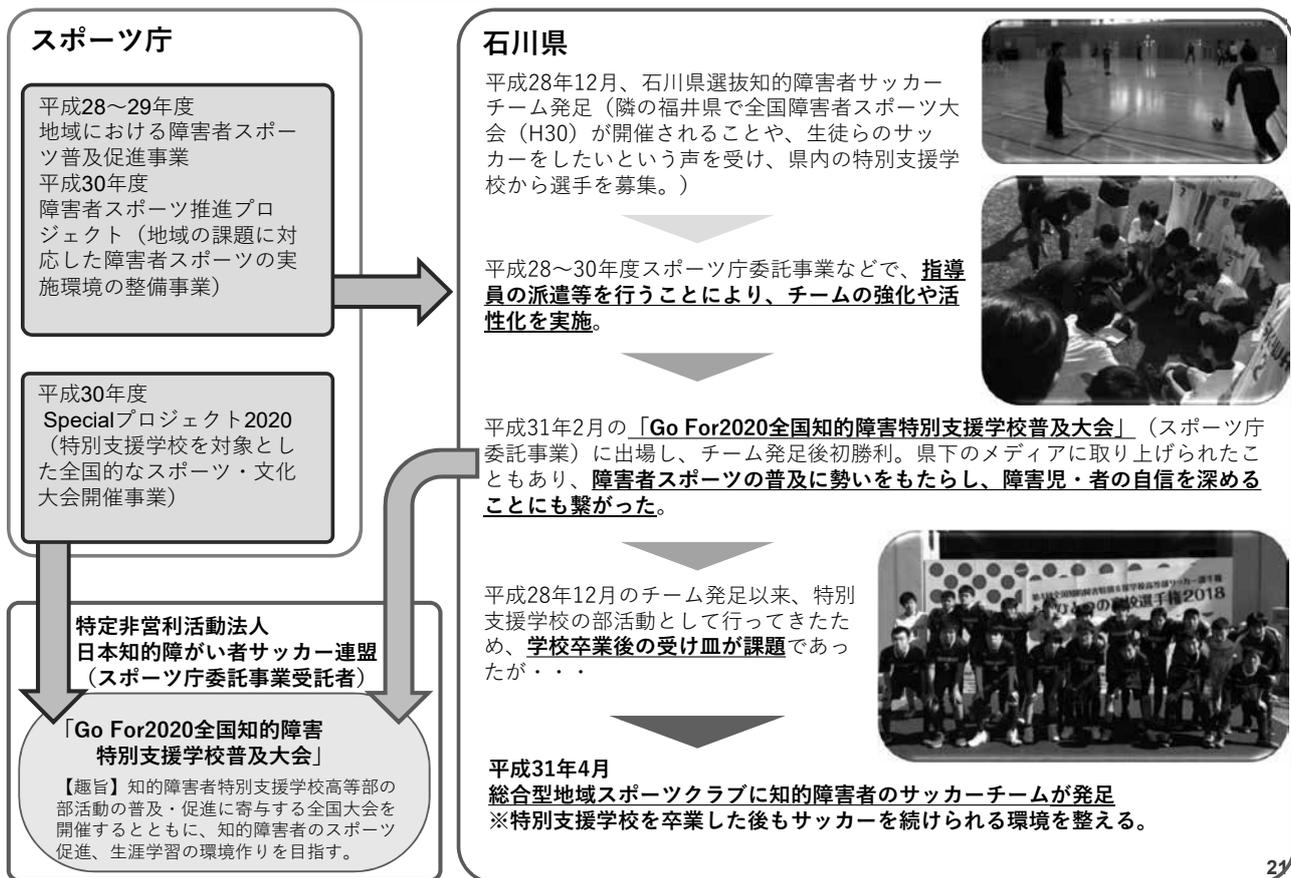
8 国庫補助 全国障害者スポーツ大会開催事業 令和2年度査定額 8,100万円 (前年度予算額 8,100万円)

4. (参考)これまでのモデル事業の例

地方自治体の実施例（徳島県） ※平成29年度 地域における障害者のスポーツ参加促進に関する実践研究



障害者スポーツ推進プロジェクト（地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業：石川県の事例（平成30年度））



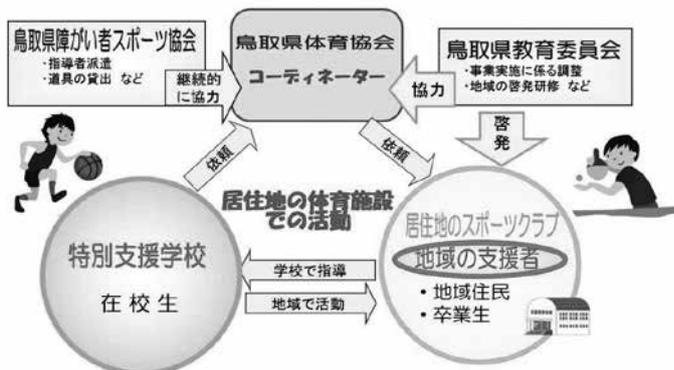
Specialプロジェクト2020 特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業（鳥取県の事例（平成29年度））



◆スポーツでつながる共生社会充実事業

- ① 特別支援学校の在校生が、居住地のスポーツクラブへ参加できるようにするための繋ぎをコーディネーターにより支援し、居住地で持続したスポーツ活動ができる仕組みを作る。
- ② 地域の支援者が指導者として学校へ出向きスポーツ活動を指導する中で、生徒の障がいの特性を理解し、居住地のスポーツクラブで活動しやすい環境をつくる。
- ③ 生徒と関わることで、地域住民の方々への障がいへの理解を深める。（卒後は地域で過ごす）

鳥取発!スポーツでつながる共生社会充実事業イメージ図



在校生及び卒業生がスポーツクラブへ参加するには保護者の理解が重要であることから、鳥取県、特別支援学校、スポーツクラブの3者が連携して、学校行事である参観日にあわせて、障害者スポーツの楽しさを体験する授業（企画）を実施。将来の余暇活動の一つとして、地域のスポーツクラブ等とつながりながら、スポーツに取り組んでいってほしいという思いから行われている事業。

参観日週間案内

参観日週間を11月21日（火）～30日（祝）行います。

PTA 情報メール研修会
参観日に合わせてPTAの研修会を行います。PTA役員・委員・保護者の方へPTAの役割や活動についてお話しします。また、PTAの活動や行事についてお話しします。

学年懇談会：学年主任の講話
学年主任の講話、PTA役員・委員の講話を行います。

3年生体育：（総合型スポーツクラブ体験）
3年生の体育授業として、総合型スポーツクラブの体験を行います。地域のスポーツクラブの指導員の方から、障害者の方の活動の様子や、地域のスポーツクラブの活動についてお話しします。

その他
・参観日には、特別支援学校の在校生が、地域のスポーツクラブで活動している様子をお見せします。



平日の放課後に、総合型地域スポーツクラブの指導者が特別支援学校に出向き、在校生及び卒業生を対象にスポーツ活動を実施し、地域住民と交流を図りスポーツ活動に親しむ機会を定期的に提供。休日には、特別支援学校の在校生及び卒業生と地域住民によるスポーツ交流活動を行うことにより、相互理解を深め、障害児・者のスポーツの機会を創出。

◆スポーツ教室等の実施回数及び参加者数

【実施回数】 66回
【参加者総数】 延べ約800名

◆障害者のスポーツ環境の充実とスポーツ活動への参加促進

【これまで】
体育の授業や昼休みなど限られた時間の中でスポーツ活動が行われていた。

【事業実施による変化】
総合型クラブや地域等が関わることで、用具や人的なサポート（指導者や支援スタッフ）の体制が整い、スポーツ活動へ安心して参加できる環境づくりができた。

【結果】
障害児・者が積極的にスポーツに取り組んだり、それぞれの課題にチャレンジしたりして、仲間や地域住民との交流を通じてコミュニケーションを深めるなど、これからのつながる取組となった。



◆地域との交流

【これまで】
視覚特別支援学校に足を運ぶ機会が少なかった（総合型クラブ会員・地域住民）

【事業実施による変化】
障害者スポーツを楽しむ、また交流する機会が創出され、障害児・者の理解や日常生活を知ることができた。

【結果】
・障害児・者と健常者との相互理解を深めるきっかけとなった。
・交流することで一緒にスポーツを楽しむ参加者の募集や障害者スポーツを支援するサポーターの育成などに取り組みやすくなった。

◆持続可能な競技スポーツへの取組

【きっかけ】
九州で2番目となる「ブラインドサッカー」のチーム発足の機運が高まり、平成29年から協会への登録・試合出場の運びとなった。また、「ゴールボール」のクラブ活動を始めるなど競技性の高いスポーツへの取組が始まった。

【結果】
特別支援学校を拠点とした新たなスポーツ活動が誕生した。



実践事例の詳細はスポーツ庁HPで！

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop06/1371877.htm



